

平成26年度
包括外部監査報告書

「委託に関する事務の執行について」

町田市包括外部監査人
公認会計士 宮本 和之

目 次

第1 外部監査の概要	1
1. 外部監査の種類	1
2. 選定した特定の事件(監査のテーマ)	1
3. 外部監査の対象期間	1
4. 外部監査の実施期間	1
5. 監査の視点	2
6. 外部監査の補助者	3
7. 利害関係	3
第2 選定した特定の事件の概要	4
1. 委託及び委託契約について	4
2. 町田市の委託に関する事務	8
3. 監査対象の抽出方法と実施した監査手続	14
第3 外部監査の結果及び意見の要約	21
I. 総論	21
II. 監査対象とした中事業に含まれる委託業務	24
III. アンケート結果から抽出した委託業務	29
第4 外部監査の結果及び意見	37
I. 総論	37
1. 委託に関する事務の見直しについて	37
2. 委託料の内訳の把握と分類について	42
3. 予定価格の積算について	44
4. 競争入札について	46
5. 随意契約について	48
6. 低価格入札への対応について	55
7. 契約保証金の取り扱いについて	57
8. 監督・検査の取り扱いについて	59
9. モニタリングについて	62
II. 監査対象とした中事業に含まれる委託業務	64
1. コールセンター運営事業【政策経営部広聴課】	64
2. 情報システム運用管理事務【総務部附情報システム課】	78
3. 庁舎管理事務【財務部庁舎活用課】	90
4. 心身障がい者援護事業【地域福祉部障がい福祉課】	93
5. 予防接種事業【いきいき健康部健康課】	98
6. 道路等清掃事業【建設部道路補修課】	104
7. 小中学校管理運営事務【学校教育部教育総務課】	110
8. 教科・領域支援事業【学校教育部指導課】	114
9. 中学校給食事業【学校教育部保健給食課】	119
10. 小学校ネットワーク管理事務【学校教育部教育センター】	125

目 次

Ⅲ. アンケート結果から抽出した委託業務	130
1. 芝生広場の運営に係る調査・検討支援業務委託【政策経営部企画政策課】	132
2. 「広報まちだ」等企画・編集支援・印刷業務委託【政策経営部広報課】	133
3. 町田市職員の定期健康診断等業務委託【総務部職員課】	135
4. 国際版画美術館改修工事実施設計業務委託【財務部営繕課】	137
5. 平成26年共通基図筆界データ加筆補正業務委託【財務部資産税課】	139
6. 標準宅地鑑定委託【財務部資産税課】	140
7. 町田市土地評価業務委託【財務部資産税課】	142
8. 町田市民フォーラム清掃業務委託【市民部市民協働推進課】	143
9. 地域情報誌「まちびと」発行業務委託【市民部市民協働推進課】	145
10. 町田防災行政無線設備及び計測震度計保守点検業務委託【市民部防災安全課】	146
11. 木曾山崎コミュニティセンター建物総合管理業務委託【市民部市民課】	148
12. 上小山田コミュニティセンター警備業務委託【市民部忠生市民センター】	150
13. 成人健康診査(健康増進健康診査)業務委託・乳がん検診業務委託(健康福祉会館実施分) 【いきいき健康部健康課】	152
14. 成人健康診査委託(特定健康診査)【いきいき健康部保険年金課】	154
15. 町田市特定保健指導業務委託【いきいき健康部保険年金課】	155
16. HIV・性感染症スクリーニング検査業務委託【いきいき健康部保健対策課】	156
17. 町田市保健所建物総合管理業務委託【いきいき健康部生活衛生課】	157
18. 子ども遊び場見守り業務委託【子ども生活部児童青少年課】	159
19. 子どもセンターただ ON 清掃業務委託【子ども生活部児童青少年課】	160
20. 町田市立森野保育園引継保育委託等【子ども生活部子育て支援課】	161
21. すみれ会館プール設備保守点検等点検業務委託等【子ども生活部すみれ教室】	162
22. 町田市シティセールス活動業務委託【経済観光部産業観光課】	165
23. 2013年度町田市生物調査等業務委託【環境資源部環境・自然共生課】	168
24. 狭あい道路拡幅整備測量及び囑託登記等業務委託【建設部道路用地課】	170
25. 境界復元等測量業務委託【建設部道路用地課】	171
26. 町田駅周辺の放置自転車等指導・誘導業務委託等【建設部交通安全課】	172
27. 道路用地・代替地等草刈委託単価契約(その1)【建設部道路補修課】	175
28. 町田市葬祭事業業務委託【地域福祉部障がい福祉課】	177
29. 町田市精神障がい者生活相談支援事業業務委託【地域福祉部障がい福祉課】	178
30. 町田市スポーツ推進計画策定支援業務委託【文化スポーツ振興部スポーツ振興課】	179
31. 鶴見川クリーンセンター草刈等管理委託【下水道部水再生センター】	181
32. 2013年度東京都議会議員選挙、参議院議員選挙及び町田市議会議員選挙・町田市長選挙 ポスター掲示場設置・撤去等業務委託【選挙管理委員会事務局】	183
33. 2013年度東京都議会議員選挙及び参議院議員選挙システム運用管理業務委託【選挙管 理委員会事務局】	185
34. 2013年度都知事選挙ポスター掲示場設置・撤去等業務委託【選挙管理委員会事務局】	188
35. 2013年度都知事選挙及び町田市議会議員選挙・町田市長選挙選挙システム運用管理業 務委託【選挙管理委員会事務局】	189
36. 共通地形図データ更新及び都市計画図修正等業務委託【都市づくり部土地利用調整課】	191

目 次

37. 2013 年度幹線交通ネットワーク検討調査業務委託【都市づくり部交通事業推進課】	192
38. 花と緑のまちづくり普及支援業務委託【都市づくり部公園緑地課】	195
39. 市立公園等巡回清掃業務委託【都市づくり部公園緑地課】	197
40. 保育室業務委託【市民病院事務部総務課】	199
41. 町田市民病院清掃管理業務委託【市民病院事務部施設用度課】	201
42. 町田市民病院院内総合物流業務委託契約【市民病院事務部施設用度課】	204
43. 町田市民病院患者給食業務委託【市民病院事務部施設用度課】	208
44. 町田市民病院立体駐車場管理業務委託【市民病院事務部施設用度課】	211
45. 学校管理業務委託【学校教育部教育総務課】	213
46. 学校廃棄物処理委託【学校教育部教育総務課】	215
47. 町田市立小学校トイレ清掃業務委託【学校教育部施設課】	218
48. 町田市立小中学校プール清掃委託【学校教育部施設課】	220
49. 2013 年度町田市立小中学校検診器具滅菌委託【学校教育部保健給食課】	222
50. セキュリティネットワークの構築及び賃貸借【学校教育部教育センター】	224
51. 生涯学習センター施設貸出・管理業務委託【生涯学習部生涯学習センター】	228
52. 鶴川図書館清掃業務委託【生涯学習部図書館】	230

(本報告書における記載内容の注意事項)

・端数処理

報告書の数値は、原則として単位未満の端数を切り捨てて表示しているため、表中の総額と内訳の合計が一致しない場合がある。

公表されている資料等を使用している場合には、原則としてその数値をそのまま使用している。そのため、端数処理が不明確な場合もある。

・報告書の数値等の出典

報告書の数値等は、原則として町田市が公表している資料、あるいは監査対象とした組織から入手した資料を用いている。その場合には原則として数値等の出典は明示していない。

報告書の数値等のうち、町田市以外が公表している資料あるいは監査対象とした組織から入手した資料以外の数値等を用いたもの、あるいは他の地方公共団体等の数値等を表示したものについては、その出典を明示している。

・金額表記

報告書に記載している委託料等の金額は、原則として「税込価格」で表示している。

・参考文献・参考資料

- 新自治用語辞典編纂会[編]『新自治用語辞典』(株)ぎょうせい
- 内閣法制局法令用語研究会[編]『有斐閣法律用語辞典』(株)有斐閣
- 地方公共団体における民間委託の推進等に関する研究会<報告書>
- 地方財務制度研究会編集『地方財務ハンドブック』(株)ぎょうせい
- 町田市『契約事務の手引書』
- 町田市『町田市随意契約ガイドライン』
- 町田市『プロポーザルによる契約事務手続きに関するガイドライン』

第1 外部監査の概要

1. 外部監査の種類

地方自治法第 252 条の 37 第 1 項に基づく包括外部監査

2. 選定した特定の事件(監査のテーマ)

(1) 選定した特定の事件(監査テーマ)

「委託に関する事務の執行について」

(2) 特定の事件(監査テーマ)を選定した理由

地方公共団体は様々な業務を外部に委託している。このことは町田市も同様で、平成 24 年度の一般会計の決算をみると、歳出総額 1,354 億円のうち委託料は 253 億円を占めている。

委託先の選定にあたって競争性、透明性が確保されているか、委託内容について請負契約と労働者派遣契約との違いに配慮しているか、委託業務の実施において発注者である地方公共団体のモニタリングは十分に行われているかなど、委託を行う際には様々な点に留意する必要がある。このような留意点の現状について、包括外部監査人が外部者の視点から検討を加えることは有意義であると考え。

これまでの町田市の包括外部監査では、下水道事業、ごみ処理事業、介護保険事業を取り上げた際に、それら事業で行われている委託事務を検討しており、いくつかの問題点が見受けられている。これまで見出された問題点が他の事業にも内在していないかどうかについて、町田市の委託に関する事務全般を俯瞰する必要性は高いと考える。

これらの状況を踏まえ、町田市の行う委託に関する事務の執行が法令規則に準拠して適正に行われているかどうか、また、経済的・効率的に行われているかどうかを検討する必要があると認められるため、委託に関する事務の執行を平成 26 年度包括外部監査の特定の事件(テーマ)として選定した。

3. 外部監査の対象期間

平成 25 年度の執行分

必要に応じて平成 24 年度以前または平成 26 年度の執行分を含む。

4. 外部監査の実施期間

平成 26 年 6 月 21 日から平成 27 年 1 月 27 日まで

5. 監査の視点

(1) 基本的な視点

① 委託に関する事務の法規性に問題はないか

委託に関する事務は、地方自治法、地方自治法施行令、町田市が定める条例及びその他の法令等に従い適切に行われているか。

② 委託に関する事務の経済性、効率性及び有効性に問題はないか

委託に関する事務は、経済性、効率性及び有効性に十分配慮して行われているか。

(2) 具体的な視点

① 事業そのものに有効性は認められるか

市が実施することの必要性が認められる事業かどうか、廃止もしくは大幅な見直しが必要な事業かどうか。

② 事業の実施主体・実施方法に合理性が認められるか

直営ではなく委託することに合理性が認められるか、委託料の支出が実質的に補助金の交付と同様の性質を有していないか。

③ 事業内容に問題はないか

偽装請負と疑われる要素はないか、個人情報保護への配慮は十分になされているかなど、委託する事業内容に特段の問題は見受けられないか。

④ 委託先の選定は適切に行われているか

委託先の選定にあたっては入札制度を導入するなど競争性・透明性が十分に確保されているか、随意契約の場合は随意契約を採用することに合理性が認められるか。

⑤ 委託料は合理的に決められているか

委託料の積算過程は明確となっているか、委託する業務内容・業務量に比して合理的な水準となっているか。

⑥ 委託業務は適切に行われているか

委託先は決められた事業を適切に実施しているか、事業開始前に想定していた成果を達成しているか。

⑦ 町田市のモニタリングは適切に行われているか

町田市は、委託先の事業についての問題点を的確に把握し、把握した問題点に対して適切な対応を図っているかなど、発注者として委託先の事業内容を十分にモニタリングしているか。

6. 外部監査の補助者

青山 伸一	公認会計士	谷川 淳	公認会計士
作本 遠	公認会計士	山口 剛史	公認会計士
辰巳 英城	公認会計士		

7. 利害関係

外部監査の対象とした事件につき、私は地方自治法第252条の29の規定による利害関係はない。

第2 選定した特定の事件の概要

1. 委託及び委託契約について

(1) 委託とは

① 委託の定義

委託とは、法律行為または事実行為を他の機関または他の者に依頼することをいう。

地方公共団体の委託には、法令の根拠に基づいてなされる公法上の委託と、法令に基づかず私的契約によってなされる私法上の委託とがある。

公法上の委託には、地方公共団体相互間の事務委託(地方自治法第252条の14)、歳入の徴取または収納の委託(地方自治法施行令第158条)、支出事務の委託(地方自治法施行令第165条の3)などがある。

私法上の委託の主なもの、一般的に委託契約と呼ばれるものである。この場合には、委託したもの(委託者)と委託を受けたもの(受託者)の間には、通常両者の信頼関係に立って、法律関係をもとにした委託が行われ、委託先は、相当の範囲で、自己の裁量によって事務を処理する権限を与えられる。

※法律行為… 法律上の権利義務関係の変動(発生、変更、消滅)を生じさせることを法律効果という。法律行為とは、法によって、行為者が希望したとおりの法律効果が認められる行為をいう。

※事実行為… 人の意思に基づかないで法律効果を発生させる行為をいう。

※公法… 私法に対する語。私法との区別としては、権力関係の法か対等関係の法か、公益に関するか私益に関するか、国家に関するものか私人に関するものか等、いくつかの説がある。

※私法… 自由、対等の私人間の法律関係を規制する法。

② 委託料の定義

地方公共団体が、その権限に属する事務、事業を他の機関または私人に対等的関係に立って行わせた場合に、その反対給付として支出される経費を委託料という。

③ 地方公共団体の決算における委託料の取り扱い

地方公共団体の予算及び決算科目は「款・項・目・節」に区分される。

款、項、目及び節の具体的な区分は地方自治法施行規則第15条に基準が定められている。節は性質別28節に分類されており、その13節が「委託料」と定められている。

(2) 委託契約とは

① 地方公共団体が締結する委託契約

一般に「契約」とは、一定の法律効果の発生を目的とする2以上の相対立する当事者の意思の合致によって成立する法律行為をいう。

地方公共団体が締結する契約は公法上の契約と私法上の契約に区別される。

公法上の契約は公法的効果の発生を目的とするもので、法律上特に明示的に認められた場合に限りなし得るものとされており、私法上の契約は、私法的効果の発生を目的とするものである。

地方自治法第 234 条第 1 項は、「売買、貸借、請負その他の契約は、一般競争入札、指名競争入札、随意契約又はせり売りの方法により締結するものとする。」と規定している。この規定から、地方公共団体の契約という場合、債権の発生を目的とする債権契約を指しているものと解されており、委託契約も債権契約の 1 つに該当するものである。

なお、債権契約については、民法第 549 条以降に、贈与、売買、交換、消費貸借、使用貸借、賃貸借、雇用、請負、委任、寄託、組合、終身定期金、和解の 13 種類が規定されている。

② 委託契約の性質

地方公共団体が行う委託契約は、私人と対等の立場において締結する契約のため、私人の契約と同様、民法その他の私法に従うことになり、いわゆる契約自由の原則も適用される。しかしながら、地方公共団体の契約は、公益を目的としているもので、契約担当者の主観的な判断に基づいて無制限に行うことはできない。そこには、公益目的遂行のための一定の規制が必要になり、規律を維持して一定の形式を必要とする。

この規律及び形式を規定するものが、地方自治法、地方自治法施行令、地方公共団体の条例、規則等である。

③ 町田市の定める規則・マニュアル

(委託) 契約事務に関して町田市の定める主な規則・マニュアルは次表のとおりである。

表 1 町田市の定める主な規則・マニュアル

項目	内容
町田市契約事務規則	町田市は、契約事務に関する規則として町田市契約事務規則(以下「契約事務規則」という。)を定めている。町田市が締結する売買、貸借、請負その他の契約に関する事務の取扱いに関しては、別に定めがあるもののほか、契約事務規則の定めるところによる。
契約事務の手引書	町田市が作成している契約事務についてのマニュアル。
町田市随意契約ガイドライン	随意契約による場合の指針を定めたもの。
町田市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例	地方自治法第 234 条の 3 により、次の項目については、長期継続契約として、翌年度以降においてもそれを受ける契約を締結することができる。 ①電気・ガス・水の供給又は電気通信役務の提供を受ける契約 ②不動産を借りる契約 ③その他政令で定める契約 このうち、「その他政令で定める契約」について町田市は、「町田市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例」を制定し、平成 18 年 10 月 1 日から施行している。
町田市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の運用ガイドライン	町田市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例を受けて、具体的な長期継続契約の種類、長期継続契約の期間等を定めたもの。

第2 選定した特定の事件の概要

項目	内容
「プロポーザルによる契約事務手続きに関するガイドライン	町田市では、町田市が発注する契約について、競争入札の方法によらず、当該契約の業務に関する実施方法等について最も優れた提案をした者を契約候補者と特定する方式(以下「プロポーザル」という。)により特定された契約候補者と仕様内容を調整合意した上で、その者を契約の相手方として随意契約を締結する場合がある。このプロポーザル方式の事務手続を定めたもの。

(3) 委託契約の締結方法

地方公共団体の売買、貸借、請負その他の契約は、一般競争入札、指名競争入札、随意契約の方法により締結するものである。

このうち、一般競争入札が原則であり、指名競争入札または随意契約の方法は、政令で定める場合に該当するときに限り、これによることができる。

なお、上述したプロポーザル方式は随意契約に含まれる。

表 2 委託契約の締結方法

項目	内容
一般競争入札	契約内容や契約条件等を公告し、不特定多数の者を入札に誘引して競争を行わせ、その中から発注者にとって最も有利な価格を提示した者と契約を締結する方法。
指名競争入札	資力、信用その他について発注者が適当と認めた特定多数の者を指名し、その者に入札の方法によって競争させ、その中から発注者にとって最も有利な価格を提示した者と契約を締結する方法。
随意契約	入札の方法によらず、任意の方法で特定した契約候補者と契約を締結する方法。

(4) 委託契約の形態

委託契約の形態は、「総価契約」、「単価契約」、「概算契約」及び「長期継続契約」に大別される。

表 3 委託契約の形態

項目	内容
総価契約	契約条件となる要素(数量、履行期限、契約金額、支払方法等)をすべて確定させた上で締結する契約形態。 地方公共団体の契約は、意思決定の明確性や予算統制の観点から、総価契約で行うのが原則である。
単価契約	一定期間内に反復的に役務の給付を受けたりする場合に、契約の目的、規格及び単位あたりの価格だけを決めておき、契約の履行実績に応じて支払額を確定することを約した契約形態。 あらかじめ数量を確定することができない場合(不特定多数を対象者とする予防接種や検診等)などに適用する。 単価契約には次の形態がある。 ①給付等の時期等を明記しない基本契約を締結し、その後必要に応じて給付等のための実契約を締結する形態 ②給付等の時期を明記して契約を締結する形態がある。
概算契約	目的物の数量、単価、金額等をあらかじめ確定することが困難なため、これを後日、契約履行の進行につれて、あるいは履行完了の段階において決定することとし、概算金額として締結する契約形態。

第2 選定した特定の事件の概要

項目	内容
長期継続契約	<p>自治法第234条の3に規定する「翌年度以降にわたる、①電気・ガス・水の供給又は電気通信役務の提供を受ける契約②不動産を借りる契約③その他政令で定める契約」の3種類のことをいう。</p> <p>上述した町田市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例では、その第2条で、長期継続契約を締結することができる契約は、次に掲げる契約とすると定めている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 電子計算機、事務用機器、車両、ソフトウェアその他の商慣習上複数年度にわたり契約を締結することが一般的であるものを借り入れる契約 ② 前号に掲げる契約に伴う保守、維持管理等に関する契約 ③ 施設の警備、清掃、受付その他の施設の維持管理に係る役務の提供に関する業務の委託契約で、受託者が機器等の導入を要し、当該機器等を複数年度にわたり使用する必要がある業務に関するもの又は受託者が人材を確保し、教育、訓練等を行う必要がある業務に関するもの ④ 機械設備、情報システム等の保守、運転その他の設備の維持管理に係る役務の提供に関する業務の委託契約で、受託者が専門的な知識又は技術を有する者を継続的に配置する必要がある業務に関するもの

2. 町田市の委託に関する事務

(1) 契約事務の分担

町田市では、一般会計及び特別会計で契約事務規則第52条に規定されている契約以外は、財務部契約課(以下「契約課」という。)で契約の締結を行う。一方、契約事務規則第52条に規定されている契約は、原則として主管課で契約の締結を行う。

契約事務規則第52条では、特定の者でなければ契約の履行ができない特別の事情がある随意契約(以下「特命随意契約」という。)については、原則として主管課で契約の締結を行うとしている。よって、委託事業についても、この条件に基づいて随意契約を締結しようとするものは、原則として主管課で契約の締結を行うことになる。ただし、特命随意契約であっても、予定価格が40万円超の工事関連業務の委託は、契約課で契約の締結を行うとしている。

以上の内容をまとめると次のとおりとなる。

① 委託(工事関連業務委託(※)以外)の契約案件

予定価格	40万円以下	40万円超 50万円以下	50万円超
------	--------	--------------	-------

入札・見積競争	主管課 (パターン3)	契約課(パターン2)
特命随意契約		主管課(パターン1)

※ 単価契約(基本契約) 済みの給付等を締結する契約(実契約):パターン3

※ 工事関連業務委託:建築設計、土木設計、測量、地質調査、工事監理

※ 「パターン1~3」の概要は、「(3)契約の手順」に記載している。

② 委託(工事関連業務委託)の契約案件

予定価格	40万円以下	40万円超 50万円以下	50万円超
------	--------	--------------	-------

入札・見積競争	主管課 (パターン3)	契約課(パターン2)
特命随意契約		

※ 単価契約(基本契約) 済みの給付等を締結する契約(実契約):パターン3

※ 工事関連業務委託は、40万円以下の主管課契約案件であっても、町田市工事施行規程及び町田市工事監督規程の適用を受ける。なお、技術職員がいない部署で工事関連業務委託を行う場合は、町田市工事施行規程第25条の規定により、他課へその業務の施行を依頼することができる。

③ その他

- 1) プロポーザル方式による随意契約は、契約課で契約を行う。
- 2) 単価契約(基本契約) 済みの給付等を締結する契約(実契約) 案件は、推定総額(単価×予定数量)で総価契約と同様に区分する。

(2)各課(主管課)で行う契約事務に必要な書類の整理表

各課(主管課)で行う契約事務に必要な書類は次表のとおりである。なお、次表中、必須書類であっても、支払いの際には添付を省略することができる場合もある。

表 4 各課で行う契約事務に必要な書類の整理表

【凡例】●:必ず必要な書類、○:省略することができる書類、-:必要ない書類

区分	予定価格	契約書等の種類	ア	イ	ウ	エ	オ	カ	キ
			契約 伺書	契約 方法 決定書	業 者 選 定 書	契 約 原 議 書	見 積 書	検査証 着手届 完了届 工程表 検査願	完了の届出 書類に<合 格印>又は 合格証
業務委託契約	40万円以下	なし、請書又は 業務委託契約書	○	○	○	●	○	-	●
	40万円超 50万 円以下 特命随意契約	請書又は業務委 託契約書	○	○	○	●	●	-	●
	50万円超 特命随意契約	業務委託契約書	●	●	○	●	●	-	●
工事関連業 務委託契約	40万円以下	なし又は請書、 土木設計、建築 設計又は工事監 理契約書	●	○	○	●	○	●	-

上表に記載した書類のうち、主な書類の概要は次表のとおりである。

表 5 各課で行う契約事務に必要な書類の整理表

項目	内容
契約伺書	契約を締結するときは、これに先立って事業の実施内容の決定を事業担当課で行う必要がある。この決定手続は、契約伺書にその事業の実施内容、設計図書、仕様書等を添付し、「町田市事務決裁規程」に基づいて行う。 ただし、1件あたりの予定価格(発注単位)が少額随意契約の範囲以内のものについては、契約伺書の作成を省略することができる。委託事業については、予定価格が50万円以下の場合には契約伺書の作成を省略できる。
契約方法決定書 業者選定書	契約内容等を参考に契約方法を検討する必要がある。契約方法が決定したら、契約方法決定書に業者選定書(案)を添付して必要な決裁を受ける。
契約原議書	契約原議とは、入札結果を報告し決定した落札者と契約を締結しようとするための決裁をい、契約原議書は契約原議のために用いる書類である。

(3)契約の手順

「(1)契約事務の分担」に記載しているパターン1~3の概要は次のとおりである。

なお、パターン1は「各課で指名競争入札にて締結する契約及び少額随契以外の随意契約にて締結する契約(特命随契)」、パターン2は契約課で締結する契約、パターン3は各課で少額随契にて締結する契約及び単価契約(基本契約)済みの給付等を締結する契約である。

第2 選定した特定の事件の概要

① パターン1

※ 各課で指名競争入札にて締結する契約及び少額進契以外の随意契約にて締結する契約

項番	業務名 : 条件によって行われる業務	業務担当区分		概要 《様式》●: 必須様式 ○: 条件によって必要な様式
		各課	契約課	
◆ 契約伺い				
1	事案の決定	○	—	◎発注前に事業の実施内容を確認及び決定する。 《様式》●契約伺書(**) ○科目明細書
◆ 契約締結				
2	契約方法の決定	○	—	◎契約方法や契約の条件を決定する。 《様式》●契約方法決定書 ○契約方法決定内訳書
3	業者選定	○	—	◎入札等に参加させようとする者及び入札等の条件を決定する。 《様式》●業者選定書(案) ○業者選定条件内訳書 ●業者選定書 ○指名競争入札通知書 ○見積者指名通知書
4	現場説明会又は資料配付	○	—	◎入札等に参加させようとする者に現場説明会又は資料配付の連絡をする。 ◎現場説明会又は資料配付を行う。
5	質疑の受付・回答	○	—	◎必要に応じて実施 ◎契約条件に対する質疑の受付及び回答をする。
6	予定価格の設定	○	—	◎入札の場合に実施 ◎予定価格調書を作成して予定価格を決定する。 《様式》●予定価格調書
7	見積書徴取又は入札等の執行	○	—	◎入札又は見積書の徴取を行う。 《様式》●入札・見積経過調書
8	契約原議	○	—	◎契約の相手方及び契約金額を決定する。 《様式》●契約原議書 ○契約締結内訳書
9	契約書の作成	○	—	◎契約の相手方と契約書を交わす。
◆ 負担行為				
10	支出負担行為決議	○	—	◎支出負担行為決議をする。 《様式》●支出負担行為決議書(契約) ○支出負担行為内訳書
◆ 契約の変更				
11	事案変更の決定	○	—	◎必要に応じて実施 ◎事業の実施内容の変更を確認及び決定する。 《様式》●契約変更伺書(**) ○科目明細書
12	変更契約原議	○	—	◎必要に応じて実施 ◎変更契約金額や変更履行期限等を決定する。 《様式》●変更契約原議書 ●変更契約通知書 ○変更契約締結内訳書

第2 選定した特定の事件の概要

項番	業務名 : 条件によって行業務	業務担当区分		概要 《様式》●: 必須様式 ○: 条件によって必要な様式
		各課	契約課	
13	変更契約書の作成	◎	—	◎必要に応じて実施 ◎契約の相手方と変更契約書を交わす。
14	支出負担行為変更決議	◎	—	◎必要に応じて実施 ◎支出負担行為変更決議をする。ただし、当該年度の支払い予定額の変更が伴わない場合は、不要です。 《様式》●支出負担行為変更決議書(契約) ○支出負担行為変更内訳書
◆ 契約の履行の確保				
15	検査依頼	◎	—	◎検査員が行う検査の場合のみ実施 ◎検査員へ検査実施の依頼をする。 《様式》●検査依頼書 ●検査証 ●検査証(契約の相手方用)
16	検査	検査員等 ◎	—	◎検査員又は事業を執行した課の課長が契約の内容どおり適正に履行されたか否かを確認する。
17	検査報告	検査員等 ◎	—	◎検査員が行った検査の場合のみ実施 ◎検査員が検査実施の結果を契約事務課へ報告する。
◆ 支払い				
18	支出命令	◎	—	◎支出命令をする。 《様式》●支出命令書 ○支出命令内訳書

② パターン2

※ 契約課で締結する契約

項番	業務名 : 条件によって行業務	業務担当区分		概要 《様式》●: 必須様式 ○: 条件によって必要な様式
		各課	契約課	
◆ 契約伺い				
1	事案の決定 契約締結請求	◎	—	◎発注前に事業の実施内容を確認及び決定する。 ◎契約課へ契約締結請求を行う。 《様式》●契約伺書(**) ●契約締結請求書(**) ○物品明細書 ○科目明細書
◆ 契約締結				
2	質疑の受付	—	◎	◎現場説明会又は資料酒付後、契約条件に対する質疑の受付をする。
3	質疑回答	◎	—	◎契約条件に対する質疑の回答作成し契約課へ送付する。 ◎質疑があった場合のみ実施
4	契約締結決定通知	—	◎	◎契約の相手方及び契約金額を決定した後、契約締結請求課へ契約締結決定の通知をする。 《様式》●契約締結決定通知書 ○物品明細書

第2 選定した特定の事件の概要

項番	業務名 <small>：条件によって行業務</small>	業務担当区分		概要 《様式》●：必須様式 ○：条件によって必要な様式
		各課	契約課	
◆ 負担行為				
5	支出負担行為決議	◎	—	◎前業務の通知(契約締結決定通知書)を受けた後、支出負担行為決議をする。 《様式》 ●支出負担行為決議書(契約) ○支出負担行為内訳書
◆ 契約の変更				
6	事案変更の決定 変更契約締結請求	◎	—	◎必要に応じて実施 ◎事業の実施内容の変更を確認及び決定する。 ◎契約課へ変更契約締結請求を行う。 《様式》 ●契約変更伺書(**) ●変更契約締結請求書(**) ○科目明細書
7	変更契約締結決定通知	—	◎	◎必要に応じて実施 ◎変更契約金額や変更履行期限等を決定した後、変更契約締結請求課へ変更契約締結決定の通知をする。 《様式》 ●変更契約締結決定通知書
8	支出負担行為変更決議	◎	—	◎必要に応じて実施 ◎前業務の通知(変更契約締結決定通知書)を受けた後、支出負担行為変更決議をする。ただし、当該年度の支払い予定額の変更が伴わない場合は、不要です。 《様式》 ●支出負担行為変更決議書(契約) ○支出負担行為変更内訳書
◆ 契約の履行の確保				
9	検査執行依頼	◎	—	◎契約課へ検査実施の依頼をする。 ◎課長が行う検査の場合は省略 《様式》 ●検査執行依頼書
10	検査執行通知	—	◎	◎検査の区分や検査員を決定し、検査執行依頼課へ検査執行の通知をする。 ◎課長が行う検査の場合は省略 《様式》 ○検査執行通知書 ○検査(確認)執行通知書 ○検査証 ○検査証(契約の相手方用)
11	検査	検査員等 ◎	—	◎検査員又は事業を執行した課の課長が契約の内容どおり適正に履行されたか否かを確認する。
12	検査報告	検査員等		◎検査員が行った検査の場合のみ実施 ◎検査員が検査実施の結果を契約課へ報告する。
◆ 支払い				
13	支出命令	◎	—	◎支出命令をする。 《様式》 ●支出命令書 ○支出命令内訳書
14	検査報告	検査員等 ◎	—	◎課長が行う検査の場合のみ実施 ◎検査実施の結果を契約課へ報告する。

第2 選定した特定の事件の概要

③ パターン3

※ 各課で少額随契にて締結する契約及び単価契約(基本契約)済みの給付等を締結する契約

項番	業務名 : 条件によって行業務	業務担当区分		概要 《様式》●: 必須様式 ○: 条件によって必要な様式
		各課	契約課	
◆ 契約伺い				
1	事案の決定	◎	—	◎発注前に事業の実施内容を確認及び決定する。 ◎省略可
◆ 契約締結及び負担行為				
2	見積の徴取	◎	—	◎見積の徴取を行う。ただし、単価契約(基本契約)済みの給付等を締結する契約(実契約)の場合は不要。
3	契約原議 支出負担行為決議	◎	—	◎契約の相手方及び契約金額を決定する。 ◎支出負担行為決議をする。 《様式》●契約原議書 ●支出負担行為決議書(契約) ○支出負担行為内訳書
◆ 契約の変更				
4	事案変更の決定	◎	—	◎必要に応じて実施 ◎事業の実施内容の変更を確認及び決定する。 《様式》●契約変更伺書(**) ○科目明細書
5	変更契約原議	◎	—	◎必要に応じて実施 ◎変更契約金額や変更履行期限等を決定する。 《様式》●変更契約原議書 ●変更契約通知書 ○変更契約締結内訳書
6	支出負担行為変更 決議	◎	—	◎必要に応じて実施 ◎支出負担行為変更決議をする。ただし、当該年度の支払い予定額の変更が伴わない場合は不要。 《様式》●支出負担行為変更決議書(契約) ○支出負担行為変更内訳書
◆ 契約の履行の確保				
7	検査依頼	◎	—	◎検査員が行う検査の場合のみ実施 ◎検査員へ検査実施の依頼をする。 《様式》●検査依頼書 ●検査証 ●検査証(契約の相手方用)
8	検査	◎	—	◎検査員又は事業を執行した課の課長が契約の内容どおり適正に履行されたか否かを確認する。
9	検査報告	◎	—	◎検査員が行った検査の場合のみ実施 ◎検査員が検査実施の結果を契約事務課へ報告する。
◆ 支払い				
10	支出命令	◎	—	◎支出命令をする。 《様式》●支出命令書 ○支出命令内訳書

3. 監査対象の抽出方法と実施した監査手続

(1) 中事業からの抽出

地方公共団体の予算決算科目は款・項・目・節に区分される。町田市は、そのうちの目科目を大事業に区分しており、その大事業を中事業に区分している。

町田市より入手した中事業の一覧から 10 の中事業を抽出して、それぞれの事業に含まれている委託契約を監査対象とした。

監査対象として抽出した中事業は次表のとおりである。

表 6 監査対象とした中事業 (単位:千円)

No	中事業名	所管		中事業の金額
1	コールセンター運営事業	政策経営部	広聴課	104,990
2	情報システム運用管理事務	総務部	情報システム課	225,810
3	庁舎管理事務	財務部	庁舎活用課	134,187
4	心身障がい者援護事業	地域福祉部	障がい福祉課	133,131
5	予防接種事業	いきいき健康部	健康課	491,332
6	道路等清掃事業	建設部	道路補修課	123,027
7	小学校管理運営事務	学校教育部	教育総務課	62,811
8	教科・領域支援事業	学校教育部	指導課	79,860
9	中学校給食事業	学校教育部	保健給食課	116,056
10	小学校ネットワーク管理事務	学校教育部	教育センター	106,610

上表の中事業は次の条件に基づいて抽出した。

- 【抽出条件】
- 1) 委託料が含まれている中事業より、予算額を踏まえ 10 事業を抽出した。
 - 2) 指定管理者に係るものは除外した。
 - 3) これまでの包括外部監査で監査対象となった事業は除外した。

(2) アンケート調査からの抽出

平成 25 年度の委託業務を対象に、町田市の全部署に対してアンケート調査を実施し、その結果より、次の条件に基づいて監査対象を抽出した。

- 【抽出条件】
- 1) 一般競争入札で落札率が 100%または一者応札の契約から、契約額が上位のものを監査対象として抽出した。
 - 2) 指名競争入札で落札率が 100%の契約から、契約額が上位のものと下位のものを監査対象として抽出した。
 - 3) 随意契約で契約額が 1,000 万円以上の契約から、特定の課に集中することを避けて監査対象を抽出した。
 - 4) プロポーザル方式を適用している契約から、契約額が上位のものと下位のものを監査対象として抽出した。

第2 選定した特定の事件の概要

上記の条件に基づいて抽出した監査対象は次のとおりである。

① 一般競争入札で落札率 100%の委託契約 (単位:千円)

No.	部	課	契約名	支出額
8	市民部	市民協働推進課	町田市民フォーラム清掃業務委託 (長期継続契約)	7,341
17	いきいき健康部	生活衛生課	町田市保健所建物総合管理業務委託	7,417
31	下水道部	水再生センター	鶴見川クリーンセンター草刈等管理委託	13,755
44	市民病院事務部	施設用度課	町田市民病院立体駐車場管理業務委託 (長期継続契約)	2,804
48	学校教育部	施設課	町田市立小中学校プール清掃委託	2,068

※ 上表の「No.」は、「第4 Ⅲ. アンケート結果から抽出した委託業務」の項目番号を記載している。

② 一般競争入札で一者応札となっていた委託契約 (単位:千円)

No.	部	課	契約名	支出額
10	市民部	防災安全課	町田市防災行政無線設備及び計測震度 計保守点検業務委託	11,256
32	選挙管理委員会事務局		2013 年度東京都議会議員選挙、参議院 議員選挙及び町田市議会議員選挙・町田 市長選挙ポスター掲示場設置・撤去等業 務委託	63,921
36	都市づくり部	土地利用調整課	共通地形図データ更新及び都市計画図修 正等業務委託	15,540
11	市民部	市民課	木曾山崎コミュニティセンター建物総合 管理業務委託(長期継続契約)	6,830
19	子ども生活部	児童青少年課	子どもセンターただ ON 清掃業務委託 (長期継続契約)	328

※ 上表の「No.」は、「第4 Ⅲ. アンケート結果から抽出した委託業務」の項目番号を記載している。

③ 指名競争入札で落札率 100%の委託契約 (単位:千円)

No.	部	課	契約名	支出額
5	財務部	資産税課	平成 26 年共通基図筆界データ加筆補正 業務委託	5,890
7	財務部	資産税課	町田市土地評価業務委託	27,751
16	いきいき健康部	保健対策課	HIV・性感染症スクリーニング検査業務委託	576
21	子ども生活部	すみれ教室	すみれ会館プール設備保守点検等点検 業務委託	582
25	建設部	道路用地課	境界復元等測量業務委託(単価契約)	6,469
27	建設部	道路補修課	道路用地・代替地等草刈委託単価契約 (その1)	12,919
49	学校教育部	保健給食課	2013 年度町田市立小中学校検診器具滅菌 委託	5,128
52	生涯学習部	図書館	鶴川図書館清掃業務委託(長期継続契約)	551
12	市民部	忠生市民センター	上小山田コミュニティセンター警備業務委託 (長期継続契約)	103

※ 上表の「No.」は、「第4 Ⅲ. アンケート結果から抽出した委託業務」の項目番号を記載している。

第2 選定した特定の事件の概要

④ 随意契約

(単位:千円)

No.	部	課	契約名	支出額
1	政策経営部	企画政策課	芝生広場の運営に係る調査・検討支援業務委託	17,976
2	政策経営部	広報課	「広報まちだ」等企画・編集支援・印刷業務委託	39,584
3	総務部	職員課	町田市職員の定期健康診断等業務委託	16,955
4	財務部	営繕課	国際版画美術館改修工事実施設計業務委託	12,915
6	財務部	資産税課	標準宅地鑑定委託料	46,053
9	市民部	市民協働推進課	地域情報誌「まちびと」発行業務委託	76,000
13	いきいき健康部	健康課	成人健康診査(健康増進健康診査)業務委託	82,576
14	いきいき健康部	保険年金課	成人健康診査委託契約(特定健康診査)	551,591
18	子ども生活部	児童青少年課	子ども遊び場見守り業務委託	29,733
20	子ども生活部	子育て支援課	町田市立森野保育園引継保育委託契約	34,636
20	子ども生活部	子育て支援課	町田市立本町田保育園引継保育委託契約	26,710
21	子ども生活部	すみれ教室	すみれ教室通園バス運行業務委託	22,610
22	経済観光部	産業観光課	町田市シティセールス活動業務委託	15,000
23	環境資源部	環境・自然共生課	2013年度町田市生物調査等業務委託	16,821
24	建設部	道路用地課	狭あい道路拡幅整備測量及び嘱託登記等業務委託(単価契約)	23,299
26	建設部	交通安全課	町田駅周辺の放置自転車等指導・誘導業務委託	44,093
26	建設部	交通安全課	鶴川駅外6駅周辺の放置自転車等指導・案内業務及び保管場所への移送・返還業務委託	33,936
28	地域福祉部	福祉総務課	町田市葬祭事業業務委託	18,285
29	地域福祉部	障がい福祉課	町田市精神障がい者生活相談支援事業業務委託	30,000
33	選挙管理委員会事務局		2013年度東京都議会議員選挙及び参議院議員選挙システム運用管理業務委託	17,961
34	選挙管理委員会事務局		2013年度都知事選挙ポスター掲示場設置・撤去等業務委託	18,452
35	選挙管理委員会事務局		2013年度都知事選挙及び町田市議会議員選挙・町田市長選挙選挙システム運用管理業務委託	12,025
37	都市づくり部	交通事業推進課	2013年度幹線交通ネットワーク検査・調査	18,805
38	都市づくり部	公園緑地課	花と緑のまちづくり普及支援業務委託	23,128
39	都市づくり部	公園緑地課	市立公園等巡回清掃業務委託	22,118
41	市民病院事務部	施設用度課	町田市民病院清掃管理業務委託	85,944
42	市民病院事務部	施設用度課	町田市民病院院内総合物流業務委託契約	54,873
42	市民病院事務部	施設用度課	町田市民病院院内総合物流業務委託契約(長期継続契約)	62,370
43	市民病院事務部	施設用度課	給食業務委託	71,736
45	学校教育部	教育総務課	学校管理業務委託	63,644
46	学校教育部	教育総務課	学校廃棄物処理委託(単価契約)	25,365
47	学校教育部	施設課	町田市立小学校トイレ清掃業務委託	21,379
50	学校教育部	教育センター	セキュリティネットワークの構築及び賃貸借(長期継続契約)	25,200
51	生涯学習部	生涯学習センター	生涯学習センター施設貸出・管理業務委託	11,110

※ 上表の「No.」は、「第4 Ⅲ. アンケート結果から抽出した委託業務」の項目番号を記載している。

⑤ プロポーザル方式

(単位:千円)

No.	部	課	契約名	支出額
15	いきいき健康部	保険年金課	町田市特定保健指導業務委託契約その1	3,120
15	いきいき健康部	保険年金課	町田市特定保健指導業務委託契約その2	2,867
30	文化スポーツ振興部	スポーツ振興課	町田市スポーツ推進計画策定支援業務委託	2,996
13	いきいき健康部	健康課	乳がん検診業務委託 (健康福祉会館実施分)	33,570
40	市民病院事務部	総務課	保育室業務委託	33,982
43	市民病院事務部	施設用度課	町田市民病院患者給食業務委託 (長期継続契約)	60,465

※ 上表の「No.」は、「第4 Ⅲ. アンケート結果から抽出した委託業務」の項目番号を記載している。

(3)実施した監査手続

① 資料の閲覧と主管部署等へのヒアリング

監査対象として抽出した委託契約について、次の資料等を閲覧し、事業概要等について主管部署へのヒアリング、質問等を実施した。

表 7 閲覧した資料

資料名	資料名	資料名
① 契約締結請求書	⑤ 契約締結決定通知書	⑨ 収支報告書
② 予定価格調書	⑥ 検査証	⑩ その他
③ 入札・見積経過調書	⑦ 契約書	
④ 契約原議書	⑧ 実績報告書	

② 事務事業管理データで示されていた課題への対応状況の確認

町田市では、平成 21 年度まで、予算・決算体系に準じ、大事業とその大事業に属する中事業について事務事業管理データを作成していた。

事務事業管理データでは、事業の課題が中事業単位で示されている。監査対象として抽出した10の中事業について、「2009年度事務事業管理データ」で示されていた課題の現状についてヒアリング等を実施し、改善が進んでいるか等を確認した。

(4)実施したアンケート調査の概要

① 調査項目

本年度の包括外部監査では、平成 25 年度の委託業務を対象として、町田市の全部署に対してアンケート調査を実施した。

調査対象は、町田市の予算科目・決算科目において「13 節 委託料」に含めている委託業務であり、平成 25 年度に契約したもののほか、平成 24 年度以前に契約した複数年契約の業務、平成 24 年度から繰越された業務も対象としている。

調査項目及び調査項目の概要は次のとおりである。

第2 選定した特定の事件の概要

表 8 アンケート調査を実施した項目

確認事項		確認事項		確認事項	
①	委託契約名	⑪	委 託 複数年契約の期間	⑳	新規継続の別
②	契約者名	⑫	期 間 始期	㉑	臨時経常の別
③	契約締結課	⑬	終期	㉒	委託開始時期
④	契約番号	⑭	当初	㉓	公共市単の別
⑤	契約方法	⑮	最終	㉔	委託業務分類
⑥	参加事業者数	⑯	契約額 (円) (税込み)	㉕	委託理由
⑦	一者随契の理由	⑰	当初①	㉖	契約変更した場合の理由
⑧	支払方法	⑱	最終②	㉗	予定価格の積算方法
⑨	履行場所	⑲	当初契約に係る予定価格 (税込み)(円)③	㉘	契約者所在地
⑩	契約書の有無		落札率(%)④/⑤		
			当年度支出額(円)		

表 9 調査項目の概要

調査項目	概要
③「契約締結課」	主管課契約と契約課契約の2つから選択
⑤「契約方法」	次の中から選択 「1」…一般競争入札 「2」…指名競争入札 「3」…随意契約(4を除く) 「4」…プロポーザル方式
⑥「参加事業者数」	⑤で選択した「契約方法」に参加した事業者数 (随意契約の場合は見積を徴取した事業者数、入札の場合は入札参加事業者数)
⑦「一者随契の場合の理由」	次の中から該当する番号を選択 (複数の理由に当てはまる場合は、そのうち主たる要因に該当するものを選択) 「1」…システム、設備等の開発業者への委託 「2」…当該業務を行う唯一の業者への委託 「3」…プロポーザル方式による業者選定 「4」…競争入札によって落札者がなかったため 「5」…その他
⑪「複数年契約の期間」	複数年契約の場合に限りその年数
⑫「始期」	当該契約の履行開始時期
⑬「終期(当初)」	履行期間の変更契約をした場合の当初の契約履行終期
⑭「終期(最終)」	契約変更の有無に関わらず、最終の履行終期
⑮⑯「契約額(円)」	次のとおり契約金額(税込み)を記載 ○当該年度中に契約額の変更がない場合には、⑮⑯に当該年度中の契約金額をそれぞれ記載 ○当該年度中に契約額を変更した場合には、⑮に当該年度中の当初の契約金額、⑯に当該年度中の最終の契約金額をそれぞれ記載
⑱「当年度支出額」	平成 25 年度中に支払った額
⑳「新規継続の別」	前年度に同様の業務委託を行っている場合は「継続」、前年度に委託した業務の一部を変更(追加、廃止等)して委託している場合は「一部継続」、その他の場合は「新規」
㉑「臨時経常の別」	委託に係る費用が毎年継続的に支払うものの場合は「経常」、それ以外の場合は「臨時」

第2 選定した特定の事件の概要

調査項目	概要
②「委託開始時期」	当該事業の委託を始めた年度 開始時期が不明な場合は空欄
③「公共市単の別」	町田市単独の事業であれば「市単」、補助金等が国・都から交付される事業であれば「公共」
④「委託業務分類」	次の中から該当する番号を選択 (複数の分類に当てはまる場合は、そのうち最も妥当と思われるものを選択) 「1」…施設管理(清掃、警備、設備・機器等の保守管理、電話交換、受付業務等) 「2」…指定管理 「3」…システム開発、保守、データ入力等(IT関連) 「4」…イベント、研修会、講習会、相談業務等 「5」…調査、研究、検査、測定、分析等 「6」…一般業務(各機関での固有、定型的、専門的な業務) 「7」…工事関係の業務委託 「8」…その他
⑤「委託理由」	次の中から該当する番号を選択。 (複数の理由に当てはまる場合は、そのうち主たる要因に該当するものを選択) 「1」…高度・専門的な知識等が必要なため 「2」…事務の効率化、経費節減のため 「3」…一時的、大量の業務のため 「4」…民間のアイデアやノウハウを活用するため 「5」…時間外、休日、緊急時等の対応のため 「6」…その他
⑥「契約変更した場合の理由」	次の中から当該年度中に契約を変更した理由として該当する番号を選択 (複数の理由に当てはまる場合は、そのうち主たる要因に該当するものを選択) 「1」…仕様(委託内容、面積等)を変更したため 「2」…不測の事態が生じたため 「3」…進捗の遅れのため 「4」…その他
⑦「予定価格の積算方法」	「予定価格の積算方法」は、次の中から該当する番号を選択 (複数の方法に当てはまる場合は、そのうち最も重視したものを選択) 「1」…積算基準による 「2」…過去の実績を参考とした 「3」…参考見積書を徴取した(一者のみ) 「4」…参考見積書を徴取した(二者以上) 「5」…予算額 「6」…その他
⑧「契約者所在地」	次の中から該当する番号を選択 「1」…市内事業者(市内に本社がある場合) 「2」…準市内業者(本社は市外にあるが、市内の営業所と契約した場合) 「3」…市外事業者(本社、営業所とも市外にある場合)

② 本報告書における委託契約の概要等の取扱い

「第4 外部監査の結果及び意見」に記載している委託契約の概要等の内容は、原則として今回のアンケートの調査結果に基づいている。

なお、「**第4 外部監査の結果及び意見**」に記載している委託契約の概要等の取扱いは次のとおりである。

- 予定価格に対する落札額の割合を落札率というが、本報告書では、随意契約について、予定価格に対する契約額の割合についても落札率として扱っている。
- 長期継続契約の契約額については、原則として契約期間全体に係る契約額総額を記載している。
- 参加事業者数については、原則として、随意契約の場合は見積を徴取した事業者数、入札の場合は入札参加事業者数を記載しているが、アンケート調査で入札申込事業者数を記載しているものについては、入札申込事業者数を記載している。

(5) 監査対象から除外した委託業務

① 過年度に包括外部監査の対象とした委託業務

下水道事業、ごみ処理事業及び介護保険事業に係る委託業務については、原則として過年度の包括外部監査で監査対象としている。

これら事業に係る委託業務についても監査対象に含めていない。

② 指定管理業務

委託料には指定管理業務に係るものが含まれているが、指定管理業務は監査対象に含めていない。

第3 外部監査の結果及び意見の要約

- 監査の「結果」 法令、条例、規則等に反していると判断される事項や社会通念上著しく適切性を欠き不当と判断される事項
- 監査の「意見」 「結果」以外で、改善・検討を求める事項

「第4 外部監査の結果及び意見」に記載した事項の要約を以下に記載する。

なお、以下の記載は要約であるため、具体的な内容や記載の根拠については当該事項の本文を参照されたい。

項目	結果	意見
I. 総論	—	18
II. 監査対象とした中事業に含まれる委託業務	1	25
III. アンケート結果から抽出した委託業務	3	47
合計	4	90

I. 総論

項目	結果	意見
1. 委託に関する事務の見直しについて		
① 委託の問題点の全市的な検討の必要性について【意見】 委託に関する事務のあり方の問題点と改善策を整理し、町田市全体に周知を図っていくことが望まれる。		○
② 既存の制度の見直しについて【意見】 今後も工事請負費よりも委託料の方が大きい状況が続く可能性があることから、工事請負契約を対象としている制度についても、委託契約への適用を検討する必要がある。		○
2. 委託料の内訳の把握と分類について		
① 委託料の内訳を契約単位で把握できる仕組みの必要性について【意見】 委託することの必然性や委託料の妥当性を検証するため、あるいは、現状の委託に関する事務の問題点の把握やその解決を図るためには、契約単位で対応を図る必要がある。しかしながら、現状では、委託料の内訳を契約単位で把握することは困難となっている。将来的には財務会計システム等により委託料の内訳を契約単位で把握する仕組みが必要である。		○
② 委託に関する事務の適正化への取り組みについて【意見】 国においては、「公共調達の実態の適正化について」により、工事請負契約だけでなく委託契約についても見直しが進められているところである。これは政府の各省各庁を対象としたものであり、町田市は対応を図る義務はないが、たとえば、「6.契約に関する統計の作成」は、町田市も今後対応を図っていくことが望ましい。		○

第3 外部監査の結果及び意見の要約

項目	結果	意見
3. 予定価格の積算について		
① 予定価格の積算方法の考え方について【意見】 予定価格の積算方法は、一者のみから参考見積書を徴取して予定価格としている事案が最も多くなっている。予定価格の積算方法について、業務内容や金額により、どのような方法が望ましいのか、基本となる考え方をまとめておくことが望ましい。		○
② 参考見積の取扱いについて【意見】 参考見積の徴取については、より具体的なルールを定めておく必要がある。参考見積書に日付の記載がないなどの問題が見受けられたが、ルールを明確化し、それを周知する必要がある。また、参考見積の徴取先は競争入札参加資格者のうち妥当な者から徴するよう求めているが、このような取扱いが妥当なのかも再検討する必要がある。		○
4. 競争入札について		
① 入札結果への対応について【意見】 町田市では入札に関する事務は契約課が行っており、主管課は入札の結果を受けて、契約の相手方に業務を委託している。このことにより、主管課の入札結果への関心の低下や入札結果に対する分析を誰が行うのかがあいまいとなる可能性も考えられる。入札については、結果を検証して今後の事務の見直しにつなげていくことも重要であるため、事後検証が十分に行われるような仕組みを構築することが望ましい。		○
② 指名競争入札における参考見積の徴取について【意見】 一般競争入札及び指名競争入札で落札率が100%となっている理由を個別に調査したところ、参考見積を徴取した相手先が参考見積額で入札したためとする事案が見受けられた。参考見積の徴取先と指名先が重なり、かつ落札率が100%となった事案については、翌年度の入札にあたっての参考見積書の徴取先を競争入札参加資格者以外とするなど、入札のあり方を見直すことも一つの方法である。		○
5. 随意契約について		
① 一者随契について【意見】 町田市では、一者のみから見積を徴取した随意契約は1,722件で、随意契約全体2,439件の7割を占めている。この一者随契1,722件のうち1,410件が予定価格と契約額が同額となっている。このようなケースが全て問題とは考えないが、競争性を確保する必要があるにも関わらずそのような対応がなされていない契約が含まれている可能性もある。一者随契に対する問題意識については、より一層強く持つ必要があると考える。		○
② 随意契約における見積書の徴取について【意見】 契約事務規則第26条第1項及び「契約事務の手引書」により、随意契約にしようとするときで、競争性が認められる場合には、原則として二者以上から見積書を徴する必要がある。このことについて、全市的にルールの徹底を図る必要がある。		○
③ 見積書日付の記載の徹底について【意見】 監査対象とした事業において、見積書の日付が空欄となっているものが見受けられた。見積書日付の記載の必要性について、全市的に周知しておく必要がある。		○
④ 見積書の徴取に関するルールの明確化について【意見】 随意契約における見積書の徴取方法等について、契約事務規則には具体的な定めはない。また、「契約事務の手引書」においても、具体的な手続きや徴取にあたって留意すべき事項等については特段の定めがない。日付の記載を徹底するなど、より具体的なルールが必要かどうかを検討する必要がある。		○

第3 外部監査の結果及び意見の要約

項目	結果	意見
<p>⑤ プロポーザル評価委員会のメンバー構成について【意見】 プロポーザル方式により委託先を選定する場合は、プロポーザル評価委員会による評価を行っている。この評価委員会については町田市職員だけで構成されたものが見受けられたが、広く市民ニーズに関わる委託業務などについては、評価委員会に外部有識者や市民等を加えることが望ましい。プロポーザル評価委員会のメンバーのあり方を見直す必要がある。</p>		○
<p>6. 低価格入札への対応について</p>		
<p>① 委託における低価格入札への対応について【意見】 低価格入札への対応について、町田市は最低制限価格制度を導入しているが、その対象を、1)原則として予定価格が 1000 万円を超える建設工事の競争入札、2)原則として予定価格が 50 万円を超える工事関連業務委託契約の競争入札としている。 委託については、工事関連業務は最低制限価格制度の対象としているが、その他の委託は対象外としている。工事関連業務以外の委託についても、低価格入札への対応を検討する必要がある。</p>		○
<p>7. 契約保証金の取り扱いについて</p>		
<p>① 契約保証金の減額・免除に関する取扱いについて【意見】 契約事務規則では、契約の相手方は契約金額の 10 分の 1 以上の契約保証金等を納付しなければならないとしているが、実際には、一般競争入札では契約金額の 100 分の 1 としており、それ以外の契約では契約保証金を免除している。 契約保証金を免除することについて、契約事務規則第 33 条 8 号の「市長が特にその必要がないと認めるとき」を適用する可能性があるが、「市長が特にその必要がないと認めるとき」とはどのような状況を指すのか、同号を適用する場合の考え方を整理しておく必要がある。</p>		○
<p>8. 監督・検査の取り扱いについて</p>		
<p>① 検査員による検査のあり方について【意見】 町田市においては、検査員による検査は、原則として 40 万円以上の工事請負契約に限定されており、委託契約の検査は、当該事業を執行した課長が行うこととされている。しかしながら、検査について工事請負契約と委託契約とで手法を変えることの合理性は低いと考える。業務の内容や契約金額の重要性等を踏まえて、検査のあり方を検討する必要がある。</p>		○
<p>② 給付の完了または一部完了の届出書類の入手のタイミングについて【意見】 給付の完了または一部完了の届出書類である「完了届」「完了報告書」「作業報告書」「納品書」等について、委託先に対してどのタイミングで提出を求めるのか、町田市としての統一的な考え方を整理しておくことが望ましい。</p>		○
<p>9. モニタリングについて</p>		
<p>① モニタリングに対する考え方の整理について【意見】 委託のモニタリングについての具体的なルールがなく、その対応は委託業務を主管する課の対応に任せられている。町田市の基本となる考え方をまとめ、主管課がその考え方に従って対応を図る仕組みを作る必要がある。</p>		○

II. 監査対象とした中事業に含まれる委託業務

項目	結果	意見
<p>1. コールセンター運営事業【政策経営部広聴課】</p> <p>① 選定手続の見直しについて【意見】</p> <p>1) 受託者選定のための事業実績・仕様内容確認の評価と参加資格について 直近の事業者選定は指名型プロポーザル方式により行われている。 町田市の評価基準によると、仕様内容の忠実な実現が不可能であるか、個人情報漏洩などの事故に対し有効な対策が講じられていない事業者であっても、他の評価項目の評価が高ければ契約候補者となってしまう。これらに該当する事業者からの応募があった場合は指名を取り消すか、一次選考を行うなど、選考手続を見直す必要がある。</p> <p>2) 応募内容の正確性の確認について 直近の事業者選定では、市役所本庁舎からコールセンター運営場所までの所要時間を評価対象としているが、この所要時間を試算したところ、いずれの事例も試算した時間の方が応募者の申告した時間よりも長い状況であった。 応募者の評価にあたっては、所要時間のように、町田市が内容の正確性を検証できるものについては、より精緻な検証を行う必要がある。</p> <p>3) 評価項目の配点について 直近の事業者選定では、町田市内に事業所を有する事業者や、本庁舎から30分以内に到着できる事業者を当初から指名していない。このため、採点基準を作成した時点で「大変良い」及び「良い」に該当する事業者が存在しないことが明らかであった。配点は判定に資するものであることが望ましい。</p> <p>4) 見積金額の評価について 直近の事業者選定では、見積金額を評価対象としている。選考手続においては、予定価格があらかじめ示されており、その見積金額を評価項目とすること及び配点も示されている。そのような状況において、見積金額に対する評価の配点基準が適切に設定されていなかった。該当する応募者が存在しない可能性のある基準を設定するのは適切ではない。</p> <p>5) 市関係者による現場確認、視察の受入態勢の評価について 直近の事業者選定では、町田市職員による現場確認のための立ち入り時などの対応についても評価対象としているが、町田市職員等の視察が無条件で可能とした応募者は一者のみであった。事前連絡の要否や日時指定の有無等、町田市職員が行う視察に要件があるのならば、当該条件をあらかじめ事業者に開示しておく必要がある。</p>		○
<p>② 仕様書内容の遂行の必要性について【意見】</p> <p>1) 事業者における研修報告書の提出の必要性 仕様書においては、委託先に対して、オペレータ及びスーパーバイザへの研修を定期的実施し、研修報告書を作成して町田市へ提出することを求めている。しかしながら、研修報告書の提出を受けておらず、委託先に提出を求める必要がある。</p> <p>2) 仕様書に定められた職員向け研修の実施 町田市は事業者に対し、町田市職員向け研修が仕様書に定められた内容で実施されるよう求める必要がある。</p>		○
<p>③ 利用者満足度調査の結果の活用について【意見】</p> <p>1) 利用者満足度調査の実施期間 利用者満足度調査の実施期間は仕様書に従って所定の期間内とする必要がある。</p> <p>2) 利用者満足度調査の目的と調査対象 事業者に対し利用者の問い合わせ内容を理由に満足度調査の調査対象から除外しないよう指導する必要がある。</p>		○

第3 外部監査の結果及び意見の要約

項目	結果	意見
<p>3) 調査対象者の回答しやすい環境の整備 利用者満足度調査の実施については、オペレータの恣意性を排除し、利用者が回答しやすい環境を整える必要がある。</p> <p>4) 利用者満足度調査の調査内容 調査対象者の年代に極端な偏りが生じていると調査結果にも影響を与える可能性があり、好ましいとはいえない。調査時期や調査方法の見直しが必要である。</p> <p>5) 利用者満足度調査の結果の活用 事業者に対し利用者満足度調査の実施とその結果の報告を求めているが、その結果をコールセンターのサービス向上のために委託先が活用し、その報告を求めることが望ましい。</p>		
<p>④ 事業の成果の検証と有効性の評価について【意見】 コールセンター運営事業実施要綱では、町田市に対し、コールセンター運営事業の成果の検証結果や有効性の評価結果について、年度ごとに町田市広報及び町田市ホームページ掲載による公表を求めている。しかしながら、成果の検証結果や有効性の評価結果を公表していない。要綱に従い公表する必要がある。</p>		○
<p>⑤ コールセンター運営時間の認知度向上について【意見】 コールセンターの運営時間の認知度について調査した結果、利用者の67%は運営時間を知らずにコールセンターに電話をかけている。市役所の窓口受付時間外でも対応が可能なのはコールセンター運営業務の有効性のポイントである。市役所窓口受付時間外でも対応が可能なことについて、認知度向上に努める必要がある。</p>		○
<p>2. 情報システム運用管理事務【総務部情報システム課】</p>		
<p>① 日常的な保守とシステムの安定性、委託料の関係について【意見】 町田市は、基本的には、メーカー標準仕様のシステムを使用していることから、日常的に不具合が生じているということであれば、それはシステム的设计自体に問題があるともいえる。不具合が生じた場合には、町田市の要因によるものなのか、事業者の要因によるものなのかを区分し、今後の委託料の算定事務に活かすことが望ましい。</p>		○
<p>② 運用保守委託料の見積について【意見】 一般に、委託料の積算根拠としては、事務量、必要人員数、常駐の要否、事務の難易度が考慮されると思われるが、事業者が提出した見積額をそのまま契約額として契約を締結することのないように、町田市としても過去の実績、同種の事例、事務の難易度、必要人員数等を踏まえて、積算根拠をもって事業者と交渉することが望まれる。また、その積算根拠にいたる検証過程については、後日のために証跡を残すことが望ましい。</p>		○
<p>③ 運用保守委託料に関する他の自治体との比較について【意見】 町田市が使用している現行のシステム群は、ほとんどの部分で事業者の標準仕様のものを使用している。各自治体でも同様であると考えられることから、同規模の自治体でどの程度の情報処理に関する支出が行われているかを調査し、町田市の現状を検証することも委託料検証のための一つの手法と考えられる。町田市は、初期投資とその後の運用コストを含めたライフサイクルコストについては、システム導入時に他の自治体との比較を行っていることから、運用保守に関する委託料についても定期的に把握しておくことが望ましい。</p>		○
<p>④ システム変更の委託料について【意見】 システムの変更に関する委託については、プログラム本数等から委託料が算定されているが、どの程度の変更が行われているのか、変更に関する具体的な必要性を把握し、過去の経験等を踏まえ、具体的な積算根拠を持って事業者と交渉することが望ましい。</p>		○

第3 外部監査の結果及び意見の要約

項目	結果	意見
3. 庁舎管理事務【財務部庁舎活用課】		
① 業務完了報告書の添付資料の統一について【意見】 市庁舎地下駐車場通路清掃業務については、業務完了報告書の添付資料として清掃の様子を示した写真を入手していなかった。写真については、業務完了報告書の添付資料として統一的に提出を求める必要がある。		○
4. 心身障がい者援護事業【地域福祉部障がい福祉課】		
① 参照条文の相違について【結果】 実施要綱は、町田市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の施行に関する条例施行規則の規定に基づき必要な事項を定めているが、条例施行規則の参照条文が誤っている。実施要綱を適切に修正する必要がある。	○	
5. 予防接種事業【いきいき健康部健康課】		
① BCG 予防接種事業について【意見】 現在、町田市の BCG 予防接種事業は集団接種形態で実施されている。集団接種のメリットは、学校で実施すると学生は受けやすいこととされているが、BCG 予防接種については、対象者は 1 歳未満のためこのメリットはあてはまらず、指定された日時・場所以外では受けられないというデメリットはあてはまることになる。厚生労働省の予防接種ガイドラインでは、予防接種は、原則として個別接種により実施することとしており、また、町田市が保有している資料によれば、BCG 予防接種は個別接種が全国的に主流となっている。BCG 予防接種事業のあり方を見直す必要がある。		○
6. 道路等清掃事業【建設部道路補修課】		
① 路面清掃業務委託の清掃のタイミングについて【意見】 道路清掃業務委託契約や側溝清掃業務委託契約などは、市民からの清掃の要望を受けて町田市職員が現地調査を実施し、必要と判断した場合に委託先と日程を調整のうえ、清掃を行う業務もある。路面清掃業務委託についても、清掃が必要と認められる路面を確認の上、事業者へ清掃を委託することが望ましい。		○
② シルバー人材センターと専門業者による清掃の業務の重複について【意見】 駅前清掃業務について、シルバー人材センターと専門事業者との間で重複が見られる。町田駅と多摩境駅の手掃き清掃業務はシルバー人材センターのみに委託し、専門事業者には機械清掃など、シルバー人材センターが対応不可能な部分を委託するなど役割分担を行い、業務の重複を防止する必要がある。		○
③ 側溝清掃業務と道路清掃業務の契約内容の重複について【意見】 側溝清掃業務委託契約は、年 1 度、事前に町田市職員が市内の側溝・集水桝を確認して、必要と認めた個所の清掃と排出ごみの運搬を委託するものである。側溝や集水桝は、住民の要望等により道路清掃業務委託契約でも実施されており、契約内容に重複がみられる。側溝清掃は道路清掃業務委託契約の中で実施することが望ましい。		○
7. 小中学校管理運営事務【学校教育部教育総務課】		
① 学校機械警備業務委託の契約方法及び契約単位について【意見】 学校機械警備業務委託は、7つの契約に分かれており、同じ仕様の業務にも関わらず指名競争入札と随意契約が並存している。契約方法及び契約単位のあり方を検討する必要である。		○
② 学校機械警備業務委託(随意契約)の委託料の硬直性について【意見】 随意契約による業務委託のなかには、1校あたり年間契約額が指名競争入札による業務委託の1校あたり年間契約額よりも高いものが含まれている。 随意契約に関しては価格が硬直している可能性がある。本来であれば、随意契約により委託先を決定する場合でも、他の契約内容を確認しつつ毎年度価格交渉を行って、契約額を決定する必要がある。		○

項目	結果	意見
<p>③ 学校非常通報装置保守点検業務委託の契約方法について【意見】 本業務委託は随意契約によっているが、同様に既存のシステムの運用が主要な業務である学校機械警備業務委託については、長期継続契約を前提とした指名競争入札が導入されていることから、学校非常通報装置保守点検業務委託においても指名競争入札の可能性を検討する必要がある。</p>		○
<p>8. 教科・領域支援事業【学校教育部指導課】</p>		
<p>① 契約方式について【意見】 町田市は、民間事業者への業務委託（請負契約）によってALTを実施している。ALTについては、業務委託（請負契約）の他に、地方公共団体が直接雇用する方法や、労働者派遣法の適用を受ける契約とする方法がある。 請負契約でALTを活用する場合、「偽装請負」に該当しないよう配慮する必要がある。しかしながら、この場合、担当教員とALTが役割を分担し、協力し合いながら指導計画を立て、指導することが行えないことになり、ALTが果たすべき役割が十分に果たせない可能性がある。ALTに期待する役割を再整理した上で、今後どのような契約形態が良いかを検討する必要がある。</p>		○
<p>9. 中学校給食事業【学校教育部保健給食課】</p>		
<p>① 事業の成果について【意見】 喫食率の低下について町田市は、給食費の振込方法が限定されていることや、生徒に配膳の負担がかかること、給食時間が短いことなどを理由に挙げている。喫食率を向上させるためには、支払方法の多様化を検討することが望ましい。また、給食時間については、現状では各校20分とされているが、これは配膳を含めた時間であり、食事時間としては短いと思われる。このことについても対応を図る必要がある。</p>		○
<p>② 中学校給食立会記録の記載とフォローについて【意見】 検査員は毎月、委託先の調理場に出向いて検査を行っているが、その際、「中学校給食立会記録」に従いチェックを行っている。「中学校給食立会記録」は検査項目が列挙されており、複数の検査員によっても平準的なチェックができるような仕組みといえるが、記載・報告方法が統一されているとは言い難い。報告方法を統一し、フォロー状況を確認する必要がある。</p>		○
<p>③ 給食注文票の訂正方法について【意見】 注文票の記載事項に訂正があった場合、二重線で書き直されているものが散見されたが、学校が訂正したのか、町田市の担当者が訂正したのか判断が困難であった。訂正が必要な場合は給食注文票の再発行を原則とし、やむを得ず訂正する場合は訂正者の訂正印を押すなど、責任の所在が明らかになるようにする必要がある。</p>		○
<p>④ 完了届への日付の記載について【意見】 委託先は、毎月業務が完了したことを示すために完了届を作成している。委託先のうち、エンゼルフーズ㈱が作成している完了届にはどれも日付が記載されていない。日付の記載を徹底する必要がある。</p>		○

項目	結果	意見
10. 小学校ネットワーク管理事務【学校教育部教育センター】		
① 仕様内容等の妥当性の検証について【意見】 事業者が提出した見積額をそのまま契約額として契約を締結しているが、見積額について、作業工数及び単価のいずれについても、その妥当性を十分に検討しているとは言いがたい状況である。経年比較や他の保守契約の内容と比較するなどして検証を継続的に行うとともに、その検証過程について証跡を残しておく必要がある。		○
② 見積書日付の記載及び押印について【意見】 参考見積書と契約締結にあたって徴している見積書の2通とも日付の記入がなく、また見積書の押印がなされていない。見積書への日付の記入及び押印を徹底する必要がある。		○
③ 委託料の妥当性の検証について【意見】 委託契約に係る経費の支払いは、契約額を上限に委託業務の実施に要した経費を支払う実費弁済による必要があるが、学校ネットワーク運用保守業務については、そのような精算行為が行われていない。月次報告されているヘルプデスク対応状況についての実績値を、作業工数の見積値と比較可能となるよう整理し、委託料の妥当性を検証する必要がある。		○

Ⅲ. アンケート結果から抽出した委託業務

項目	結果	意見
1. 芝生広場の運営に係る調査・検討支援業務委託【政策経営部企画政策課】 特に記載すべき事項はない。		
2. 「広報まちだ」等企画・編集支援・印刷業務委託【政策経営部広報課】		
① 見積書日付の記載もれについて【意見】 見積書に日付が記載されておらず、いつ入手したものなのかが不明確となっている。見積書は日付が記載されている必要がある。		○
② 契約原議書における予定価格の記載もれについて【意見】 「契約事務の手引書」によると、随意契約による場合で予定価格調書及び契約伺いを省略している場合は、契約原議書の備考欄に予定価格を記載しておく必要があるが、本委託業務は契約原議書の備考欄に予定価格が記載されていない。「契約事務の手引書」で定めるルールに従う必要がある。		○
③ 業務の引継ぎについて【意見】 新たな仕様に基づきプロポーザル方式を採用した場合には、委託先が変わる可能性もある。委託先の変更が生じた場合に備え、契約書に業務の引継ぎに関する条項を設けるなどの工夫を図っておくことが望ましい。		○
3. 町田市職員の定期健康診断等業務委託【総務部職員課】		
① 契約原議書における予定価格の記載もれについて【意見】 「契約事務の手引書」によると、随意契約による場合で予定価格調書及び契約伺いを省略している場合は、契約原議書の備考欄に予定価格を記載しておく必要があるが、本委託業務は契約原議書の備考欄に予定価格が記載されていない。「契約事務の手引書」で定めるルールに従う必要がある。		○
② 業務の引継ぎについて【意見】 今後、入札を行うことにより委託先が変わる可能性もある。委託先の変更が生じた場合にデータ等の引継ぎがスムーズになされるよう、契約書に業務の引継ぎに関する条項を設けるなどの工夫を図っておくことが望ましい。		○
4. 国際版画美術館改修工事実施設計業務委託【財務部営繕課】		
① 随意契約とする理由について【意見】 本委託業務は、随意契約によって契約者を決定している。随意契約の理由として地方自治法施行令第167条の2を適用する場合にどの号を適用するかについて、改めて考え方を整理することが望ましい。		○
② 契約保証金の免除理由について【意見】 契約保証金を免除しているが、その概要、適用した条文を契約原議書の契約保証金の欄に記載しておくことが望ましい。		○
③ 予定価格調書における作成日の記載もれについて【意見】 町田市の契約事務においては、見積書の入手に先立って原則として予定価格調書を作成する必要があるが、予定価格調書に作成日の記載がなく、いつ作成したものなのかが不明確となっている。予定価格調書については、作成日付を記載して、見積書の入手に先立って作成したものであることを明確しておく必要がある。		○

第3 外部監査の結果及び意見の要約

項目	結果	意見
5. 平成 26 年共通基図筆界データ加筆補正業務委託【財務部資産税課】		
① 予定価格調書における作成日の記載もれについて【意見】 町田市契約事務においては、入札に先立って予定価格調書を作成する必要があるが、予定価格調書に作成日の記載がなく、いつ作成したものなのかが不明確となっている。予定価格調書については、作成日付を記載して、入札に先立って作成したものであることを明確にしておく必要がある。		○
② 落札率が 100%となった場合の対応について【意見】 落札率が 100%となっていることについて、主管課はその原因を十分に把握していなかった。落札率が 100%となった入札については、その原因を調査するとともに、100%となった合理性を確認しておく必要がある。		○
6. 標準宅地鑑定委託【財務部資産税課】		
① 見積書日付の記載もれについて【意見】 見積書に日付が記載されておらず、いつ入手したものなのかが不明確となっている。見積書は日付が記載されている必要がある。		○
② 契約原議書における予定価格の記載もれについて【意見】 「契約事務の手引書」によると、随意契約による場合で予定価格調書及び契約伺いを省略している場合は、契約原議書の備考欄に予定価格を記載しておく必要があるが、本委託業務は契約原議書の備考欄に予定価格が記載されていない。「契約事務の手引書」で定めるルールに従う必要がある。		○
7. 町田市土地評価業務委託【財務部資産税課】		
① 予定価格調書における作成日の記載もれについて【意見】 町田市契約事務においては、入札に先立って予定価格調書を作成する必要があるが、予定価格調書に作成日の記載がなく、いつ作成したものなのかが不明確となっている。予定価格調書については、作成日付を記載して、入札に先立って作成したものであることを明確にしておく必要がある。		○
8. 町田市民フォーラム清掃業務委託【市民部市民協働推進課】		
① 既存の委託先への参考見積の依頼の見直しについて【意見】 一般競争入札を行った際に、既存の委託先から入手した参考見積をベースに予定価格を算定している。しかしながら、次回以降の予定価格の算定にあたっては、複数者から参考見積を入手するか、これまでの業務内容を踏まえて主管課が積算を行うか、あるいは、施設の清掃業務を同じように委託している他の部署と連携するなどの対応を図る必要がある。		○
② 見積書日付の記載もれについて【意見】 見積書に日付が記載されておらず、いつ入手したものなのかが不明確となっている。見積書は日付が記載されている必要がある。		○
③ 作業完了確認書の署名・押印について【意見】 作業完了確認書の認証印欄への署名・押印はもれなく行う必要がある。		○
9. 地域情報誌「まちびと」発行業務委託【市民部市民協働推進課】		
特に記載すべき事項はない。		

第3 外部監査の結果及び意見の要約

項目	結果	意見
10. 町田防災行政無線設備及び計測震度計保守点検業務委託【市民部防災安全課】		
① 一者応札の場合の対応について【意見】 本委託業務は一者応札となっている。応札者は本件設備の製造元の特約店であることから、町田市としては、他の事業者よりも技術的、また、部品等の安定供給の面でも有利と判断している。しかしながら、なぜ一者からしか応札がないのか、なぜ他の特約店からの応札はないのか、特約店のみが業務を安定的・確実に行えるのか、他の自治体での同等設備の応札状況はどうなっているか等を確認し、より有利・有効な契約を行える余地がないかを検討する必要がある。		○
② 見積書日付の記載もれについて【意見】 見積書に日付が記載されておらず、いつ入手したものなのかが不明確となっている。見積書は日付が記載されている必要がある。		○
③ 業務委託契約書の確認印について【意見】 業務委託契約書の冒頭に「係、主査・係長、課長」の確認押印欄があるが、3者の誰も確認印を押印していない。担当者・査閲者はもれなく押印しておく必要がある。		○
④ 保守点検報告書への押印について【意見】 委託先から原則として毎月、保守点検報告書が送られてくるが、同報告書に委託業務が問題なく履行されたことを確認する痕跡が残されていない。 「契約の手引書」によると、契約の相手方から提出された給付の完了または一部完了の届出書類には、原則として(担当)課長が検査を行った旨の表示として<合格印>を押印する必要がある。「契約事務の手引書」で定めるルールに従う必要がある。		○
11. 木曾山崎コミュニティセンター建物総合管理業務委託【市民部市民課】		
① 見積書の入手時期について【意見】 見積書の日付から契約書の作成までに9か月経過している。見積書の入手時期と入札時期に大きな開きがある場合は再度見積書入手する必要がある。		○
② 契約保証金の記載について【意見】 契約相手先から契約保証金を受領していないが、そのことが契約原議書に示されていない。実態に合わせた記載を行い、契約内容を明確に示す必要がある。		○
12. 上小山田コミュニティセンター警備業務委託【市民部忠生市民センター】		
① 見積書日付の記載もれについて【意見】 見積書に日付が記載されておらず、いつ入手したものなのかが不明確となっている。見積書は日付が記載されている必要がある。		○
13. 成人健康診査業務委託【いきいき健康部健康課】		
① 契約額の適切な算定と適時の見直しについて【意見】 平成25年度の契約額は、平成20年時点での厚生労働省の定める医療診療報酬点数に任意の率を乗じた単価を算定し、委託業務の管理に関する事務費を加算したものとのことだが、厚生労働省の定める診療報酬額よりも最大で4割高くなっている。契約単価の決定にあたっては、毎年度医療診療報酬点数表と照合し、関係機関と協議する必要がある。		○
14. 成人健康診査委託(特定健康診査)【いきいき健康部保険年金課】		
① 契約額の適切な算定と適時の見直しについて【意見】 平成25年度の契約額は、平成20年時点での厚生労働省の定める医療診療報酬点数に任意の率を乗じた単価を算定し、委託業務の管理に関する事務費を加算したものとのことだが、厚生労働省の定める診療報酬額よりも高くなっているものがある。契約単価の決定にあたっては、毎年度医療診療報酬点数表と照合し、関係機関と協議する必要がある。		○

第3 外部監査の結果及び意見の要約

項目	結果	意見
15. 特定保健指導業務委託【いきいき健康部保険年金課】 特に記載すべき事項はない。		
16. HIV・性感染症スクリーニング検査業務委託【いきいき健康部保健対策課】 特に記載すべき事項はない。		
17. 町田市保健所建物総合管理業務委託【いきいき健康部生活衛生課】 ① 予定価格の算定方法の見直しについて【意見】 本委託業務の事業者の選定は一般競争入札により行われている。その際の予定価格の算定にあたって町田市は、以前に町田市の保健所の清掃委託をしている事業者や、総合管理業務の経験のある市内事業者より参考見積書を入手し、より低い額を提示した A 社の参考見積額を予定価格として設定した。しかしながら、A 社の入札額は参考見積額の 57.5%にあたる 23,934 千円であった。 本委託業務は、事業者から入手した参考見積額と実際の落札価格に大きな乖離が生じている。このような業務においては、当初入手した見積額をそのまま予定価格とすることは適切とはいえず、予定価格の設定方法を見直す必要がある。		○
18. 子ども遊び場見守り業務委託【子ども生活部児童青少年課】 特に記載すべき事項はない。		
19. 子どもセンターただ ON 清掃業務委託【子ども生活部児童青少年課】 特に記載すべき事項はない。		
20. 町田市立森野保育園引継保育委託等【子ども生活部子育て支援課】 特に記載すべき事項はない。		
21. すみれ会館プール設備保守点検等点検業務委託等【子ども生活部すみれ教室】 ① 特命随意契約とする妥当性について【意見】 すみれ教室通園バス運行業務委託は特命随意契約となっているが、特命随意契約とする必要性は低い。競争入札等により透明性の高い契約とする必要がある。 ② 契約金額の透明性の確保について【意見】 すみれ教室通園バス運行業務委託では、3 台のマイクロバスを運行しており、2 台は事業者の保有する車両を、1 台は町田市の保有する車両を使用している。町田市の保有する車両は事業者が無償で貸与されているが、事業者が保有する車両よりも諸経費が多く発生している。 事業者がマイクロバスを無償貸与すると諸経費が増加する原因を精査し、マイクロバスの無償貸与を取りやめることも視野に入れた対応を検討する必要がある。		○
22. 町田市シティセールス活動業務委託【経済観光部産業観光課】 ① 仕様書の内容の順守について【意見】 平成 25 年度に実施された業務のうち、実際の活動回数が仕様書に定める回数に達していない事項があった。委託先に対し仕様書の内容に従った業務の実施を求める必要がある。 ② 事業者との仕様内容の確認について【意見】 本委託業務の仕様内容については、町田市と委託先との間で解釈に差が生じていると思われる事項が見受けられる。委託する業務の内容を正確に委託先に伝え、委託先がそれを着実に履行できることを確かめ、履行できないと判断される業務については仕様の見直しを行う必要がある。 ③ 業務実施報告書の記載内容の明確化について【意見】 事業者に対して業務実績報告書を毎月提出することを求めているが、当該報告書に何を記載すべきかについては定めていない。業務実績報告書に記載すべき事項をあらかじめ定めておき、委託先に周知しておく必要がある。		○

第3 外部監査の結果及び意見の要約

項目	結果	意見
<p>④ 年度実施報告書の作成の必要性について【意見】 委託先の業務の遂行を「2013 シティセールス活動予定表」により確かめている。しかしながら、当該予定表には、仕様書に定めている「(キ)町田市の進めるシティプロモーション計画との連携」の記載がないため、本委託業務の網羅性や正確性、遂行状況を確認することは困難である。 「シティセールス活動予定表」の見直しを含め、年度の終了後に、改めて仕様書に求められたすべての事業に関する実施状況とその成果についての報告を求める必要がある。</p>		○
<p>⑤ 事業の成果測定の必要性について【意見】 本委託業務は平成 24 年度より開始されているが、シティセールス事業の目的に照らして当該業務委託がどのような成果があったのかが現時点においては明らかではない。事業に対する効果について、目標値を定めそれに対する成果を測定する必要がある。</p>		○
<p>23. 2013 年度町田市生物調査等業務委託【環境資源部環境・自然共生課】</p>		
<p>① 委託契約締結にあたっての対応について【意見】 事業者は、10 年間かけて生態調査を実施することを提案していたが、町田市は調査期間を単年度で終了している。プロポーザルの実施時において、町田市が調査期間を 1 年と明確に定めていれば、応募者も、町田市のニーズにより合致した提案を行うことができた可能性が高い。 委託契約の締結にあたっては、十分な準備期間を設け、委託する業務の内容を正確に理解し、計画性をもって対応を図る必要がある。</p>		○
<p>24. 狭あい道路拡幅整備測量及び嘱託登記等業務委託【建設部道路用地課】</p>		
<p>特に記載すべき事項はない。</p>		
<p>25. 境界復元等測量業務委託【建設部道路用地課】</p>		
<p>特に記載すべき事項はない。</p>		
<p>26. 町田駅周辺の放置自転車等指導・誘導業務委託等【建設部交通安全課】</p>		
<p>① 特命随意契約の妥当性について【意見】 株式会社町田まちづくり公社との特命随意契約については、町田市の高齢者雇用促進政策を推進する目的を有するものなのかどうかをあらためて検討する必要がある。</p>		○
<p>② 契約金額の妥当性について【意見】 町田駅周辺の放置自転車等指導・誘導業務について、委託先から提出を受けた見積額をそのまま契約額としているが、見積額の妥当性を十分に検証していない。見積額の妥当性の検証を継続的に行うとともに、その検証過程についての証跡を残しておく必要がある。 1) 人件費について 町田駅周辺の放置自転車等指導・誘導業務の業務時間は合計 25,410 時間であり、事業者が定める 1 時間あたりの人件費は 1,100 円であるから、年間の人件費は 27,951 千円と試算されるが、委託先は年間の人件費を 34,375 千円と見積もっており、金額に相違が生じている。 2) 交通費について 業務従事者の出勤日数は平日と休日合わせて 5,082 人日、事業者は 1 日あたり 380 円の交通費を見積もっているため、交通費の見積額はそれらに乗じて 1,931 千円と試算されるが、委託先の見積額は 2,375 千円であり、金額に相違が生じている。 3) 被服費等について 町田駅周辺の放置自転車等指導・誘導業務仕様書によると、業務従事者は町田市が貸与する腕章等を着用することになっており、委託先に対し制服の着用を義務づ</p>		○

項目	結果	意見
<p>けていない。一方で、委託先は被服費として 301 千円を見積もっており、相違が生じている。</p> <p>4)事務費の負担について 契約金額の内訳には、事務費として 3,110 千円が計上されているが、これが必要経費であったのかどうかは検討の余地がある。</p>		
<p>27. 道路用地・代替地等草刈委託単価契約(その1)【建設部道路補修課】</p>		
<p>① 困難度の判定の客観性確保について【意見】 作業の困難度に応じて契約単価が定められているが、実際の困難度の判定にあたっては、契約に定められていない基準が用いられている。 困難度の判定は契約で定める基準に基づく必要がある。契約で定める基準のみで判定することが適切ではないのであれば、判定基準を見直す必要がある。</p>		○
<p>② 困難度 1 による契約締結の必要性について【意見】 草丈 1.0m 未満で雑草が比較的多い状態は、「本案件該当なし」(困難度 1)として、原則として草刈りを委託しておらず、契約単価も定めていない。しかしながら、実際には、困難度 1 と思われる場所でも草刈りが実施されている。草刈りを実施するケースがあるのならば、困難度 1 についても契約単価を定めておき、その契約単価に従う必要がある。</p>		○
<p>28. 町田市葬祭事業業務委託【地域福祉部福祉総務課】</p>		
<p>特に記載すべき事項はない。</p>		
<p>29. 町田市精神障がい者生活相談支援事業業務委託【地域福祉部障がい福祉課】</p>		
<p>特に記載すべき事項はない。</p>		
<p>30. 町田市スポーツ推進計画策定支援業務委託【文化スポーツ振興部スポーツ振興課】</p>		
<p>① 予定価格の設定における参考見積書の徴取について【意見】 予定価格の設定にあたり、参考見積書を一者からしか徴していない。参考見積書の徴取については具体的なルールがないが、契約事務規則第 26 条の趣旨を踏まえ、原則として二者以上から徴する必要がある。</p>		○
<p>31. 鶴見川クリーンセンター草刈等管理委託【下水道部水再生センター】</p>		
<p>① 契約期間と履行期限の相違について【結果】 契約期間と履行期限が一致していない。業務委託契約書においては、契約期間が「契約確定日から 2014 年 3 月 14 日まで」となっているのに対し、鶴見川クリーンセンター草刈等管理委託特記仕様書においては、履行期限が「契約日より 2012 年 3 月 16 日までとする。」となっている。契約書及び仕様書は、誤りのないよう適切に作成する必要がある。</p>	○	
<p>② 再委託の承認について【結果】 「作業実施予定・計画表」に下請作業員が含まれている。委託業務の一部を第三者に再委託していることとなるが、町田市は承諾を行っていない。</p>	○	
<p>32. 2013 年度東京都議会議員選挙、参議院議員選挙及び町田市議会議員選挙・町田市長選挙ポスター掲示場設置・撤去等業務委託【選挙管理委員会事務局】</p>		
<p>① 再委託について【意見】 委託内容は、ポスター掲示板の作成、設置、巡視、保守、撤去業務であるが、ポスター掲示板の作成を除く業務を第三者に再委託している。 再委託することについては、業務遂行前に委託者、受託者及び再委託先の 3 者間での事前打合せを行い、業務内容確認を口頭で行い確認しているとのことであるが、再委託の承諾は口頭だけではなく、書面により明示的に行う必要がある。</p>		○

項目	結果	意見
<p>33. 2013年度東京都議会議員選挙及び参議院議員選挙システム運用管理業務委託【選挙管理委員会事務局】</p> <p>① 見積額の妥当性の検証について【意見】 事業者が提出した見積額をそのまま契約額として契約を締結しており、見積額の妥当性が十分に検証されていない。数量及び単価について、その妥当性を検証すべき事項が見受けられる。前回選挙時の数量及び単価との比較や、他自治体における見積額(数量及び単価)の照会による情報収集及び比較分析などにより、検証することも一つの方法である。見積額の妥当性については、その妥当性につき検証を継続的に行うとともに、その検証過程についての証跡を残しておく必要がある。</p>		○
<p>34. 2013年度都知事選挙ポスター掲示場設置・撤去等業務委託【選挙管理委員会事務局】</p> <p>① 再委託について【意見】 再委託が行われているが、再委託することについては、業務遂行前に委託者、受託者及び再委託先の3者間での事前打合せを行い、業務内容確認を口頭で行い確認しているとのことである。再委託の承諾は口頭だけではなく、書面により明示的に行う必要がある。</p>		○
<p>35. 2013年度 都知事選挙及び町田市議会議員選挙・町田市長選挙選挙システム運用管理業務委託【選挙管理委員会事務局】</p> <p>① 見積額の妥当性の検証について【意見】 本委託業務は、業者が提出した見積額を、そのまま契約額として契約を締結しており、見積額の妥当性が十分に検証されていない。見積額の詳細な内訳を入手するとともに、その妥当性につき検証することが必要である。</p> <p>② 仕様書について【意見】 本委託業務の仕様書のタイトルが「2013年度都知事選挙及び町田市議会議員選挙・町田市長選挙 選挙システム運用管理委託業務」となっており、厳密にいうと、「仕様書」であることが示されていない。</p> <p>③業務完了報告書の入手について【結果】 仕様書において、「業務終了後、町田市選挙管理委員会に対して速やかに業務の完了報告書を提出すること。」とされている。しかしながら、業務完了報告書が提出されていない。仕様書に従い業務完了報告書を提出させる必要がある。</p>	○	○
<p>36. 共通地形図データ更新及び都市計画図修正等業務委託【都市づくり部土地利用調整課】</p> <p>特に記載すべき事項はない。</p>		
<p>37. 2013年度幹線交通ネットワーク検討調査業務委託【都市づくり部交通事業推進課】</p> <p>特に記載すべき事項はない。</p>		
<p>38. 花と緑のまちづくり普及支援業務委託【都市づくり部公園緑地課】</p> <p>特に記載すべき事項はない。</p>		
<p>39. 市立公園等巡回清掃業務委託【都市づくり部公園緑地課】</p> <p>特に記載すべき事項はない。</p>		
<p>40. 保育室業務委託【市民病院事務部総務課】</p> <p>特に記載すべき事項はない。</p>		
<p>41. 町田市民病院清掃管理業務委託【市民病院事務部施設用度課】</p> <p>① 仕様書と実際業務の差異と今後の契約のあり方について【意見】 本委託業務は状況に応じて清掃が追加的に行われることがあり、また、作業内容に変更が行われることがある。仕様書と実際業務の差異が拡大あるいは常態化することは他の作業の品質の低下が危惧される。よって、仕様書は契約時点で実際の業務と一致していることが望ましい。その一方で、実際に仕様書以上の業務が求められる場合が考えられるため、一定の基準を整備し、町田市の負担とすべき場合を整理しておくことが望ましい。</p>		○

項目	結果	意見
42. 町田市民病院院内総合物流業務委託契約【市民病院事務部施設用度課】 特に記載すべき事項はない。		
43. 町田市民病院患者給食業務委託【市民病院事務部施設用度課】 特に記載すべき事項はない。		
44. 町田市民病院立体駐車場管理業務委託【市民病院事務部施設用度課】 特に記載すべき事項はない。		
45. 学校管理業務委託【学校教育部教育総務課】 特に記載すべき事項はない。		
46. 学校廃棄物処理委託【学校教育部教育総務課】 特に記載すべき事項はない。		
47. 町田市立小学校トイレ清掃業務委託【学校教育部施設課】 特に記載すべき事項はない。		
48. 町田市立小中学校プール清掃委託【学校教育部施設課】 特に記載すべき事項はない。		
49. 2013年度町田市立小中学校検診器具滅菌委託【学校教育部保健給食課】 特に記載すべき事項はない。		
50. セキュリティネットワークの構築及び賃貸借【学校教育部教育センター】		
① 契約形態と実質的業務について【意見】 本委託業務は賃貸借契約の形態となっているが、実質的には、システム構築に関する売買契約とその後の保守運用に係る委託契約から構成されていると考えられる。本委託業務については、通常、委託契約の際に必要とする実績報告書の提出等、業務に関する事業者からの定期報告に関する取り決めは行われておらず、実際に事業者から定期的な報告は行われていない。 システム障害報告や利用者サポート実績等を記載した実績報告書の提出を事業者に求めるよう、契約事務のあり方を見直す必要がある。		○
② 事業の成果の把握と委託料の積算事務について【意見】 現状、システムに関する予定価格は、事業者から見積書を入手し、その内容について情報システム課での検討が行われることで、町田市として見積額の確認を行っているとのことだが、事業主体は担当部署であり、担当部署として当該委託した事業がどのように運用されているのかを把握していく必要がある。また、今後の契約の際に行われる仕様書見直し事務、積算事務、事業自体の検討事務に活かしていく必要があるため、担当部署として当該委託した事業がどのように運用されているのかを把握しうる仕組みを構築し、仕様書に反映していく必要がある。		○
51. 生涯学習センター施設貸出・管理業務委託【生涯学習部生涯学習センター】 特に記載すべき事項はない。		
52. 鶴川図書館清掃業務委託(長期継続契約)【生涯学習部図書館】 特に記載すべき事項はない。		

第4 外部監査の結果及び意見

I. 総論

1. 委託に関する事務の見直しについて

(1) 概要

① 民間委託の推進について

現在の地方公共団体においては、住民へのサービスのすべてを当該地方公共団体の職員だけで提供していくことは実質的に困難であり、可能な分野は委託化を図り、委託先を通じて行政サービスを提供していくことが不可避となっている。

地方公共団体が業務の委託化を図ることについては、国もその推進を求めている。たとえば、総務省が平成17年3月29日に地方公共団体に通知した「地方公共団体における行政改革の推進のための新たな指針」（「新地方行革指針」）では、民間委託等の推進を地方公共団体が取り組むべき項目の一つに掲げられている。

「地方公共団体における行政改革の推進のための新たな指針」は「集中改革プラン」とよばれるもので、地方公共団体に対して、行政改革の具体的な取組を集中的に実施することを要請したものである。平成17年度を起点として平成21年度までの具体的な取組を明示しており、「民間委託等の推進」の他に、「事務事業の再編・整理、廃止・統合」、「定員管理の適正化」、「給与の適正化」、「第三セクターの見直し」、「経費節減の財政効果」、「地方公営企業の経営改革」が取組項目として掲げられている。

② 民間委託等に関する基本的な考え方

平成19年3月に公表された「地方公共団体における民間委託の推進等に関する研究会」の報告書では、「民間委託等に関する基本的考え方」を次のように示している。

表 10 民間委託等に関する基本的な考え方

内容	
1	<p>民間委託等推進の理念</p> <p>民間委託等は、地域において多様な主体が公共サービスの提供を担っていくための重要な手法として位置づけられる。また、公共部門の生産性向上を実現するとともに、真に行政として対応しなければならない政策・課題等に重点的に対応した簡素で効率的な行政を実現する手法としても有用である。</p>
2	<p>民間委託等の効果が発揮される環境の整備</p> <p>(1) 業務改革を前提とした民間委託等の必要性</p> <p>民間委託等は業務効率化のひとつの契機でもあることから、部門横断的に既存業務の標準化やコスト分析などを行い、業務執行方法を積極的に見直していく必要がある。</p> <p>(2) 業務の包括化・共通化</p> <p>民間委託等にあたっては、複数の業務・施設を包括すること、部内共通の業務を集約することによって、より大きな効果を期待することのできる魅力的な事業とすることができる。</p>

内容
(3) 民間委託等における競争環境の維持 民間委託等の推進により効率的な行政を実現するためには、公共サービスの提供に競争環境を確保することが必要であり、民間事業者が定期的に入れ替わる機会が担保されていることが重要である。
(4) 民間委託等による効果の事前測定 民間委託等を実施すべき業務の選定にあたっては、事前に適切な官民コスト比較を行うことが有用である。

(「地方公共団体における民間委託の推進等に関する研究会〈報告書〉」より抜粋)

③ 町田市の委託料の状況

1) 一般会計における委託料の推移

次表は、町田市一般会計における委託料、歳出合計及び歳出合計に占める委託料の割合の平成 21 年度から平成 25 年度までの推移を示したものである。

平成 25 年度の委託料(一般会計)は 25,784,417 千円で、一般会計の歳出合計 132,373,031 千円の 19.5%を占めているように、一般会計の歳出に占める委託料の割合は 16%から 19%程度で推移している。このように、一般会計においては、歳出の 20%弱は委託料となっている。

表 11 町田市一般会計の委託料、歳出合計及び歳出合計に占める委託料の割合の推移(単位:千円)

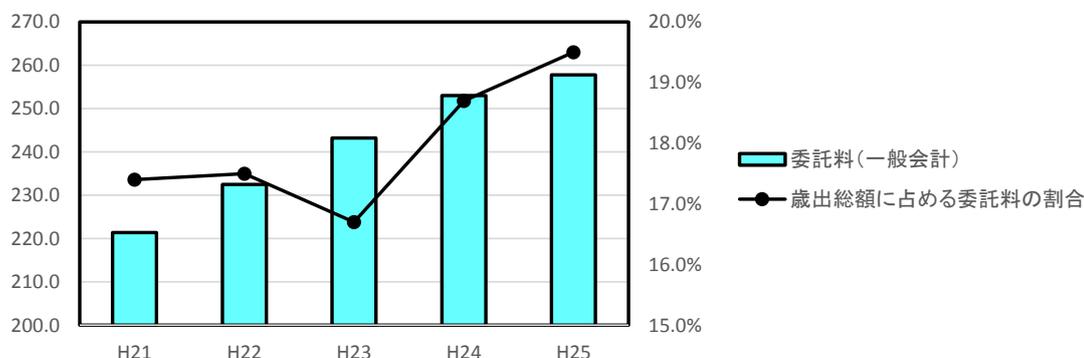
項目	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
委託料(一般会計)	22,147,206	23,253,522	24,324,799	25,303,505	25,784,417
歳出合計(一般会計)	126,984,786	133,080,484	145,404,314	135,440,150	132,373,031
歳出合計に占める委託料の割合	17.4%	17.5%	16.7%	18.7%	19.5%

(町田市一般会計特別会計歳入歳出決算書より監査人が作成)

次のグラフは、上表より、委託料及び歳出合計に占める委託料の割合の推移を示したものである。

一般会計の委託料は毎年度増加しており、歳出合計に占める委託料の割合も平成 23 年度を除き上昇傾向にある。

図 1 町田市一般会計の委託料及び歳出合計に占める委託料の割合の推移



2) 特別会計を含めた委託料の推移

平成25年度においては、町田市の会計単位には、一般会計の他に国民健康保険事業会計、下水道事業会計、介護保険事業会計及び後期高齢者医療事業会計の4つの特別会計がある。

次表は、一般会計と特別会計を合算した町田市全体の委託料、歳出合計及び歳出合計に占める委託料の割合について、平成21年度から平成25年度までの推移を示したものである。

一般会計と特別会計を合算した町田市全体の平成25年度の委託料は32,139,523千円で、歳出合計222,538,114千円の14.4%を占めているように歳出に占める委託料の割合は14%前後で推移している。このように、町田市全体でみると、歳出の15%弱は委託料となっている。

表 12 町田市の委託料、歳出合計及び歳出合計に占める委託料の割合の推移 (単位:千円)

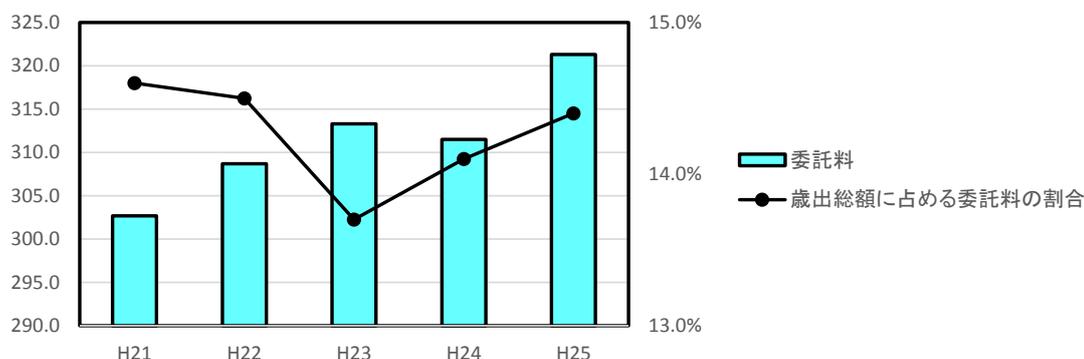
項目	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
委託料	30,275,133	30,870,363	31,336,609	31,153,530	32,139,523
歳出合計	207,648,233	213,349,169	229,550,445	221,658,908	222,538,114
歳出合計に占める委託料の割合	14.6%	14.5%	13.7%	14.1%	14.4%

(町田市一般会計特別会計歳入歳出決算書より監査人が作成)

次のグラフは、上表より、委託料及び歳出合計に占める委託料の割合の推移を示したものである。

町田市全体の委託料は平成24年度を除き毎年度増加している。

図 2 町田市一般会計の委託料及び歳出合計に占める委託料の割合の推移



(2) 監査の結果及び意見

① 委託の問題点の全市的な検討の必要性について【意見】

「(1)概要」に記載したとおり、町田市の委託料は年々増加しており、歳出に占める割合も年々上昇している。このように委託は、町田市において、財政に与える影響も大きく、行政サービスの提供という面からも不可避なものとなっている。

このような状況にある委託については、そのあり方や現状の問題点の把握、及びその改善に向けての取組みなどについて見直す余地がある。

委託については、地方公共団体が直接実施するよりも民間事業者に委託する方が、民間事業者の創意工夫を活用することでサービスの向上が図られ、コストの削減も実現できるとして、その導入が進められている。しかしながら、一方では、委託に関する問題点や課題も顕在化しつつあり、問題点の整理とその改善に向けての対応を図る必要があるが、その対応は後手に回っている印象を受ける。

委託に関する事務の問題点は次の3つに大別されると考える。それぞれの詳細については、「**2. 委託料の内訳の把握と分類について**」以降に記載しているが、町田市においては、委託に関する事務のあり方の問題点と改善策を整理し、市全体に周知を図っていくことが望まれる。

1) 情報の集約と分類

委託料を構成する最小単位は個々の委託契約と考えるが、委託料の内訳を契約単位で把握することが困難となっている。また、契約事務の適正化を図るという観点から委託を見る場合の視点の一つとして、競争入札を行っているものがどの程度あるのか、どのような委託業務で随意契約が行われているかなどの情報が必要であるが、そのような情報の入手も困難となっている。

2) ルールの順守の徹底

随意契約によろうとする場合には、原則として二者以上から見積書を徴する必要があるが、一者のみから徴取しているなど、ルールが守られていない事案が見受けられた。

委託に関する事務について町田市は、「契約の手引書」を作成するなど、各職員の理解が進むよう対応を図っているが、より周知を図るべき事項も見受けられる。また、ルールが守られているかをチェックすることが可能となる仕組みの構築も検討する必要がある。

3) ルールの明確化

予算の積算や予定価格設定のために参考見積書を徴しているケースが多く見受けられるが、参考見積書の徴取方法についてはルールが明確となっていない。このように、具体的なルールの設定が必要となる事項が見受けられる。

委託に関する事務のあり方については、全市的に検討を行い、市としての指針を設けて周知を図ることが望ましい。ただし、委託業務は多岐にわたっており、その性質も様々で、一つの考え方だけでルールを設定するのは適切ではないと考える。

委託業務には、次のような区分が考えられる。

- 委託によるサービスが受益者にとって直接的か間接的か
- 委託によるサービスの提供の頻度が反復・継続的か単発的か
- サービスを提供すること自体が目的か、もしくはサービスの提供を通じて何らかの成果を得ることが目的か
- 事業を実施するにあたって、他課等の協力が必要か、あるいは主管課だけの対応で成果を得ることが可能か

町田市においては、委託に関する事務のあり方を見直す際には、委託業務をその特徴に応じて区分し、それぞれの特徴に応じて対応を図っていくことが望ましい。

② 既存の制度の見直しについて【意見】

工事請負契約は、委託契約と同様、町田市が行う契約に関する事務として重要なものといえる。しかしながら、支出額ベースで見ると、近年は工事請負契約に係る支出(工事請負費)よりも委託料の方が大きい。

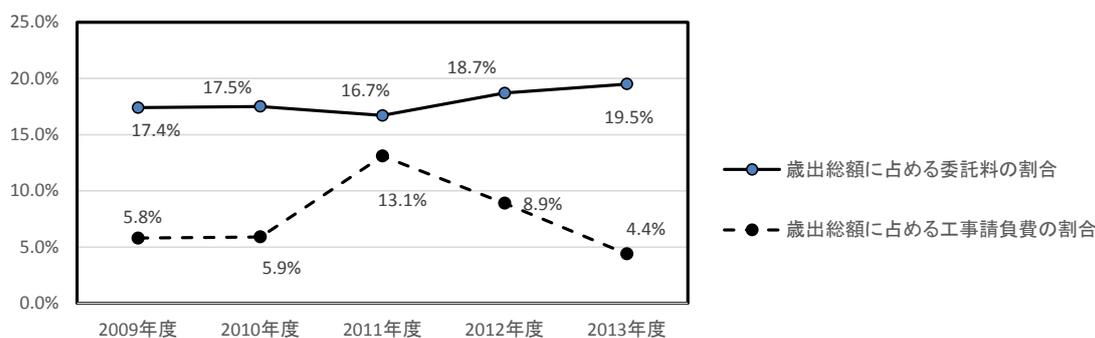
次表は、一般会計の工事請負費、委託料及び歳出総額の推移を示したものである。また、グラフは、一般会計の工事請負費及び委託料について、一般会計の歳出総額に占める割合の推移を示したものである。

表 13 町田市の工事請負費、委託料、歳出合計の推移 (単位:千円)

項目	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
工事請負費(一般会計)	7,386,441	7,810,199	18,982,791	12,004,343	5,859,572
委託料(一般会計)	22,147,206	23,253,522	24,324,799	25,303,505	25,784,417
歳出合計(一般会計)	126,984,786	133,080,484	145,404,314	135,440,150	132,373,031

(町田市一般会計特別会計歳入歳出決算書より監査人が作成)

図 3 町田市の歳出合計に占める工事請負費及び委託料の割合の推移(一般会計)



上の表及びグラフが示すとおり、支出額で見ると、近年は委託料が工事請負費を上回っている。しかしながら、現状の町田市における契約に関する制度は、工事請負契約を対象としており、委託契約を対象外としているものが散見される。

たとえば、「8. 監督・検査の取扱いについて」で詳述している検査員による検査や、「6. 低価格入札への対応について」で詳述している最低入札価格制度などは、原則として工事請負契約を対象としており、委託契約は適用対象外となっている。

昨今の状況を踏まえると、工事請負費を年々増額させていくことは困難と思われるが、委託料は今後も増加していく可能性がある。そのように考えると、工事請負契約を対象としている制度についても、委託契約への適用を検討する必要がある。

2. 委託料の内訳の把握と分類について

(1) 概要

① 公共調達の適正化について

国においては、公共工事における入札談合事件の摘発を踏まえた談合排除の必要性、及び随意契約における不透明性・非効率性についての指摘がなされていたことから、公共工事における入札契約の改善及び随意契約の適正化を図る必要があるとして、平成18年8月25日に財務大臣が各省各庁の長に対して、「公共調達の適正化について」を発している。

「公共調達の適正化について」の概要は次表のとおりである。なお、公共調達という用語には明確な定義が存在していないが、本報告書では、工事請負契約だけではなく、業務委託・物品調達も含むものとして取り扱っている。

表 14 「公共調達の適正化について」の概要

項目	内容
1 入札及び契約の適正化を図るための措置	【競争入札】 ○ 競争参加資格は、競争を適正かつ合理的に行う範囲に限る。 ○ 研究開発、調査研究及び広報等の調達について、総合評価方式による一般競争入札の導入を推進 等 【随意契約】 ○ 契約の相手方が法令等により明確に特定されるもの等を除き、一般競争入札等に移行 ○ 行政補助的な業務、調査研究、リース等について、一般競争入札(総合評価方式を含む。)等に移行
2 再委託の適正化を図るための措置	○ 一括再委託の禁止 ○ 再委託の承認 ○ 履行体制の把握 等
3 契約に係る情報の公表	公表対象を競争入札まで拡大、公共工事を含む契約全般の情報の一覧性を向上 ⇒少額を除き、契約を一覧表にして全て公表 【公表を拡充した項目】 ・ 予定価格 ・ 落札率 ・ 所管する公益法人と随意契約を締結する場合に、当該法人に国の常勤職員であったものが役員として、契約を締結した日に在職していれば、その人数 等
4 公共調達に関する問合せの総合窓口を各府省に設置	
5 内部監査の実施	○ 随意契約を重点的に監査 ○ 内部監査の実施状況の把握 等
6 契約に関する統計の作成	○ 契約に係る統計を毎年度作成(平成18年度以降) ○ 契約件数及び契約額に関する統計 ○ 随意契約に関する統計

(2) 監査の結果及び意見

① 委託料の内訳を契約単位で把握できる仕組みの必要性について【意見】

「(1)概要」に記載したとおり、委託は、財政に与える影響も大きく、行政サービスの提供という面からも不可避なものであるが、現在の財務会計システムでは、委託料の内訳を契約単位別に把握することができない。

委託料を構成する最小単位は個々の委託契約と考える。委託することの必然性や委託料の妥当性を検証するため、あるいは、現状の委託に関する事務の問題点の把握やその解決を図るためには、契約単位で対応を図る必要がある。そのためには、委託料の内訳を契約単位で把握する仕組みが必要であるが、現状では、委託料の内訳を契約単位で把握することは困難となっており、将来的には改善を図る必要がある。

地方公共団体の予算決算科目は、款・項・目・節に区分され、さらに町田市は、目科目の内訳を大事業別に区分しており、大事業を中事業に区分している。

委託料は節科目の一つであるが、現在の財務会計システムでは、中事業単位では委託料の計上額を把握することは可能であるが、その委託料の内訳を契約単位で把握することはできない。契約単位で把握しようとする場合には、当該中事業を主管する部門(課等)が個別に調査する必要がある。

今回の包括外部監査では、町田市の全部門に調査用紙を配布し、その回答により、委託料の内訳を契約単位で把握する方法をとっている。しかしながら、この方法は、回答結果の集約に時間を要するなどの問題があり、恒常的な仕組みとすることは不効率である。将来的には、財務会計システム等により委託料の内訳を契約単位で把握する仕組みが必要である。

② 委託に関する事務の適正化への取り組みについて【意見】

国においては、「公共調達 of 適正化について」により、工事請負契約だけではなく委託契約についても見直しが進められているところである。

「公共調達 of 適正化について」は、政府の各省各庁を対象としたもので、町田市は対応を図る義務はないが、各省各庁と同様に対応を図ることが望ましいものも見受けられる。たとえば、「公共調達 of 適正化について」に示されている項目のうち、「6.契約に関する統計の作成」は、町田市も今後対応を図っていくことが望ましいと考える。

「6.契約に関する統計の作成」は、契約に係る統計を毎年度作成すること、契約件数及び契約額に関する統計を作成すること、随意契約に関する統計の作成を求めているものだが、このような情報を把握分析して開示することは、地方公共団体においても必要なことと考える。

委託料の内訳を契約単位で把握することが困難な状況では、契約に関する統計を毎年度の作成することも困難と思われるが、将来的には対応を図ることが望ましい。

3. 予定価格の積算について

(1) 概要

① 予定価格とは

予定価格とは、契約を締結するに際し、その契約額を決定する基準として普通地方公共団体の長があらかじめ設定しておく見積価格をいう。

予定価格の設定については、法令に定めがないが、契約事務規則において、次のように規定している。

◎町田市契約事務規則 第9条(予定価格の決定方法)

- 1 予定価格は、一般競争入札に付する事項の総額について定めなければならない。ただし、一定期間継続してする製造、修理、加工、売買、供給、使用等の契約又は総額をもって定めることが不利又は不相当と認められる契約の場合においては、単価についてその予定価格を定めることができる。
- 2 予定価格は、契約の目的となる物件又は役務について、取引の実例価格、需給の状況、履行の難易、数量の多寡、履行期間の長短等を考慮して適正に定めなければならない。

◎町田市契約事務規則 第25条(予定価格の決定)

随意契約によろうとするときは、あらかじめ第9条の規定に準じて予定価格を定めなければならない。

(2) 監査の結果及び意見

① 予定価格の積算方法の考え方の整理について【意見】

次表は、予定価格の積算方法に関する調査の結果をまとめたものである。

予定価格の積算方法は、一者のみから参考見積書を徴取して予定価格としている事案が最も多くなっているが、そのほかの方法も見受けられる。

このように、現状の予定価格の積算方法は多種多様となっているが、業務内容や金額等により、どのような積算方法が望ましいのか、基本となる考え方をまとめておくことが望ましい。

表 15 予定価格の積算方法

(単位:件)

項目	一般競争入札	指名競争入札	随意契約(※)	プロポーザル方式	回答未記入	合計
積算基準	33	106	219	2	0	360
過去の実績を参考	2	5	176	0	1	184
参考見積書を徴取(一者のみ)	13	22	1,253	7	0	1,295
参考見積書を徴取(二者以上)	51	172	299	5	0	527
予算額	6	25	296	9	5	341
その他	4	15	149	4	0	172
回答未記入	22	30	47	4	8	111
合計	131	375	2,439	31	14	2,990

※ プロポーザル方式を除く。

② 参考見積の取扱いについて【意見】

予算計上のため、あるいは予定価格算定などのために参考見積の徴取が行われている。
参考見積の徴取については契約事務規則には特別の定めはなく、「契約事務の手引書」に次のような記載がある。

「契約事務の手引書」における参考見積の取扱い

予算計上のために参考見積を徴取する場合は、その事業者にしき取り扱えないような業務や実勢価格を把握しやすい物品等を除き、特定の事業者に偏ることなく、できるだけ数多くの事業者から取る必要があります。また、競争入札参加資格者に取り扱える者がいない場合を除き、競争入札参加資格者のうち妥当な者から徴してください。なお、参考見積りを提出した業者が必ずしも入札等に参加できるとは限りません。

ただし、仕様が未確定のまま、契約時の契約内容と大きく異なる条件で参考見積りを取ったとすれば、せっかくの参考見積りも意味がありません。参考見積りは、できるだけ正確な契約条件を示して積算させることが重要です。

参考見積りを依頼するときは、担当者みみの判断ではなく、「どのような見積り条件で、どの事業者から参考見積りを取るのが効果的か」について、課内でよく検討してください。

参考見積りの徴取については、より具体的なルールを定めておく必要がある。

監査対象とした事案の中には、参考見積書に日付の記載がないなどの問題が見受けられたが、そのような問題については、ルールを明確化し、それを周知することでその解決を図っていく必要がある。

また、上記の「契約事務の手引書」では、参考見積りの徴取先は競争入札参加資格者のうち妥当な者から徴するよう求めているが、このような取扱いが妥当なのかも再検討する必要がある。

4. 競争入札について

(1) 概要

① 町田市的一般競争入札

町田市は、予定価格が一定額以上の工事請負契約、業務委託契約、物品購入契約等について、条件付き一般競争入札を実施している。

町田市的一般競争入札の実施範囲は次のとおりである。

- 契約の目的または性質が競争入札に適しているもののうち、
 - ・ 予定価格が 1,000 万円超の工事請負契約
 - ・ 予定価格が 500 万円超の物品購入契約
 - ・ 予定価格が 1,000 万円超の業務委託契約、物品賃貸借契約、修繕請負契約、製造の請負契約
 - ・ 予定価格が 50 万円超の植生管理(樹木管理・草刈等)に係る業務委託契約
- その他市長が必要と認めた契約案件

② 電子入札の実施

町田市では、原則として一般競争入札を電子入札で行っている。

町田市が行っている電子入札の概要は次表のとおりである。

表 16 電子入札の概要

項目	内容
電子入札による一般競争入札案件	町田市のホームページで公開
電子入札案件の公告文書(※1)	電子調達サービス入札情報の発注案件情報から取得(※2)
入札結果	開札日以降に電子調達サービス入札情報の入札(見積)経過調書で公開
入札参加資格の申請または入札参加資格を有する事業者による登録内容の変更	東京電子自治体共同運営電子調達サービス(※3)から申請

※1 地方自治法施行令第 167 条の 6 第 1 項により、一般競争入札により契約を締結しようとするときは、入札に参加する者に必要な資格、入札の場所及び日時その他入札について必要な事項を公告しなければならない。

※2 発注案件情報は契約課窓口でも閲覧可能。

※3 東京都内の地方公共団体が相互に協力・連携して住民サービスの向上と行政の高度化・効率化を図ることを目的として、52 団体の参画により、東京電子自治体共同運営協議会(以下「協議会」という。)が平成 16 年 2 月に設置された。

東京電子自治体共同運営電子調達サービスは、システムの共同利用により、統一された利用環境を提供することを目的として、協議会が平成 16 年 12 月より開始した共同運営サービスである。

(2) 監査の結果及び意見

① 入札結果への対応について【意見】

町田市では、入札に関する事務は契約課が行っており、主管課は入札の結果を受けて、契約の相手方に業務を委託している。この方法については、入札に関する情報の契約課

への集約化が図れることや、主管課が入札に関する事務に関与しないことで業務に専念することが可能で、業務の効率化を図ることができるなどのメリットがある。しかしながら、主管課が入札結果に強い関心を持たなくなる可能性や、入札結果に対する分析を誰が行うのかがあいまいとなる可能性も考えられる。

委託契約について町田市 of 全部門に対して調査を行った結果、一般競争入札及び指名競争入札について、落札率が 100%となっている事案や、一者応札となっている事案が散見された。

落札率が 100%となっている事案については、その原因を調査しておくことが望ましく、一者応札についても、競争性が損なわれていなかったかなどを事後的に調査しておくことが望ましい。

入札については、その事務を適切に行うことが重要であるが、入札結果を検証して、今後の事務の見直しにつなげていくことも重要である。町田市においては、そのような対応が図られるような仕組みを構築することが望ましい。

② 指名競争入札における参考見積の徴取について【意見】

一般競争入札及び指名競争入札で落札率が 100%となっている事案について、その要因と考えられる事項を主管課に確認したところ、参考見積を徴取した相手先が参考見積額で入札したためとするものが見受けられた。

参考見積額をそのまま予定価格として入札を行い、参考見積を徴取した相手先が参考見積額で入札を行って、それが最低入札価格の場合には落札率が 100%となる。この場合、参考見積の徴取先は、入札の対象とする年度の前年度においても契約相手先となっていることが多く、入札の対象とする年度も引き続き受託者となる。

このことについては、前年度から引き続き業務を実施している事業者が、採算の確保できざるざるの契約額で受注しており、他の事業者がそれを下回る価格を提示できないことなどが考えられるとのことである。

以上の事情も十分に考えられるが、このような事案については、入札事務の透明性を確保するために、参考見積の徴取先を見直すことも一つの方法と考える。

また、見積書の徴取については、「契約事務の手引書」において、競争入札参加資格者に扱える者がいない場合を除き、競争入札参加資格者のうち妥当な者から徴することとしている。このことについては、落札率が 100%となっている事案について、参考見積を徴取した相手先(複数)と指名競争入札にあたり指名した事業者がほぼ同様の事案も見受けられた。

参考見積の徴取先と指名先が重なり、かつ落札率が 100%となった事案については、翌年度の入札にあたっての参考見積書の徴取先を競争入札参加資格者以外とするなども一つの方法である。

いずれにしても入札については、透明性や客観性の確保が重要であり、町田市においては、透明性や客観性を確保するための対応を図っていく必要がある。

5. 随意契約について

(1) 概要

① 随意契約とは

随意契約とは、入札の方法によらず、任意の方法で特定した契約候補者と契約を締結する方法である。

随意契約によることができる場合は、地方自治法施行令第167条の2第1項の1号から9号のいずれかに該当するときに限られている。

② 地方自治法施行令第167条の2第1項各号の取扱い

「契約事務の手引書」では、地方自治法施行令第167条の2第1項1号から9号のうち3号と4号を除く各号について、次のように説明している。

1) 第1号に該当するもの

売買、貸借、請負その他の契約でその予定価格が、普通地方公共団体の規則で定める額を超えないものをするとき。

「少額随契」といわれるもので、町田市では、契約事務規則第24条で、契約の種類に応じて次表のとおり金額を定めている。

表 17 町田市の少額随契

項目	金額	金額	金額
工事又は製造の請負	130万円	財産の売払い	30万円
財産の買入れ	80万円	物件の貸付け	30万円
物件の借入れ	40万円	前各号に掲げるもの以外のもの	50万円

2) 第2号に該当するもの

不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。

競争入札による公平性と経済性のある程度犠牲にしても地方公共団体の行為を秘密にする必要があるときや、国、地方公共団体又は公益法人等と契約する必要があるとき、またはこれらと協力して行うことが必要な契約をするときなどは、随意契約によることができる。

3) 第5号に該当するもの

緊急の必要により競争入札に付することができないとき。

天災地変その他客観的な事実に基づく非常緊急の場合で、競争入札の手続をとると時期を失し、契約の目的を実現することができなくなり、不利益をこうむる場合は、随意契約によることができる。

4) 第6号に該当するもの

競争入札に付することが不利と認められるとき。

現に契約履行中の者に履行させた場合は、履行期間の短縮、経費の節減が確保できる等有利と認められるときや、前契約に引き続き履行される契約で、前契約の者に履行させた場合は、履行期間の短縮、経費の節減、安全・円滑かつ適切な履行が確保できる等有利と認められるときは、随意契約によることができる。

5) 第7号に該当するもの

時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき。

特定の者が、履行に必要な資機材等を当該履行場所付近に多量に所有することにより、競争に付した場合より著しく有利な価格で契約することができるものと認められるときなどは、随意契約によることができる。

6) 第8号に該当するもの

競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。

「不落随契」あるいは「不調随契」といわれるものである。一般競争入札または指名競争入札に付した場合に、所定の日時、場所に入札参加者の参集がない場合や、競争入札を行ったところ、予定価格の制限の範囲内の価格に達した者がなく、再度の入札に付してもなお落札者がいないときには、随意契約によることができる。

なお、この場合の随意契約の相手方は、通常は再度の入札に参加した者となるが、再度の入札をした者以外の者を契約の相手方とすることも可能である。また、入札時と同じ条件で契約する必要がある。

7) 第9号に該当するもの

落札者が契約を締結しないとき。

何らかの理由で、落札者が契約書を作成しない場合や契約を辞退する場合は、改めて一般競争入札または指名競争入札により契約の相手方を決定するのが原則だが、落札価格以下の価格で契約を締結する者があるときは、その者と随意契約を締結することができる。

ただし、この場合においては、落札金額の制限内でこれを行うものとし、かつ、履行期限を除くほか、当初、競争入札に付するときに定めた条件を変更することはできない。

なお、この場合の随意契約の相手方は、通常は当該入札に参加した者となるが、入札に参加した者以外の者を契約の相手方とすることも可能である。

8) 第3号及び第4号の取扱いについて

町田市においては、第3号及び第4号の規定に基づいて随意契約を締結する場合の手続について、契約事務規則第24条の2に定めがある。

契約規則では、第3号及び第4号の規定に基づく場合には、随意契約を締結しようとするとき及び締結したときには必要な事項を公表するとしている。

(随意契約によることができる場合の手続)
 第24条の2 市長は、施行令第167条の2第1項第3号又は第4号の規定により随意契約を締結しようとするときは、契約内容、契約者の決定方法及び選定基準その他必要な事項を公表するものとする。
 2 市長は、前項の規定により随意契約を締結したときは、契約の締結状況その他必要な事項を公表するものとする。

③ 調査結果について

今回の包括外部監査では、町田市市の全部門に調査用紙を配布し、その回答より委託契約の内訳の分析を行っている。

次表は、プロポーザル方式を除く随意契約 2,439 件を業務別に示したものである。

調査結果によると、委託件数は、施設管理(清掃、警備、設備・機器等の保守管理、電話交換、受付業務等)が 1,014 件で全体の 41.6%を占めている。次いで、一般業務(各機関での固有、定型的、専門的な業務)が 596 件で全体の 24.4%、IT 関連(システム開発、保守、データ入力等)が 200 件で全体の 8.2%を占めている。

表 18 随意契約(プロポーザル方式を除く)の業務別内訳 (単位:件)

項目	契約数	構成比
施設管理(清掃、警備、設備・機器等の保守管理、電話交換、受付業務等)	1,014	41.6%
指定管理	53	2.2%
システム開発、保守、データ入力等(IT関連)	200	8.2%
イベント、研修会、講習会、相談業務等	79	3.2%
調査、研究、検査、測定、分析等	171	7.0%
一般業務(各機関での固有、定型的、専門的な業務)	596	24.4%
工事関係の業務委託	149	6.1%
その他	176	7.2%
回答未記入	1	0.0%
合計	2,439	100.0%

次表は、随意契約(プロポーザル方式を除く)の内訳を契約額別、参加事業者数別に示したものである。なお、参加事業者数とは、見積を徴取した事業者数を調査したものである。

随意契約を契約額別にみると、500 千円以上 1,000 千円未満の委託契約が 1,101 件で、全体の 45.1%を占めており、参加事業者数別にみると、一者が 1,722 件で全体の 70.6%を占めている。

以上より、町田市市の随意契約(プロポーザル方式を除く)では、500 千円以上 1,000 千円未満で参加事業者数一者の契約が 762 件で最も多いものとなっている。

表 19 随意契約(プロポーザル方式を除く)の契約額別・参加事業者数別内訳 (単位:件)

契約額(※)	参加事業者数							合計	割合
	1者	2者	3者	4者	5者以上	回答未記入他			
500千円未満	316	84	17	0	2	46	465	19.1%	
500千円以上1,000千円未満	762	176	68	2	5	88	1,101	45.1%	
1,000千円以上10,000千円未満	404	1	6	0	40	35	486	19.9%	
10,000千円以上100,000千円未満	154	2	4	3	14	56	233	9.6%	
100,000千円以上	37	0	1	0	2	2	42	1.7%	
単価契約	40	1	0	0	0	8	49	2.0%	
回答未記入	9	5	36	0	6	7	63	2.6%	
合計(①)	1,722	269	132	5	69	242	2,439	100.0%	
①について全体に占める割合	70.6%	11.0%	5.4%	0.2%	2.8%	9.9%	100.0%	—	

※ 契約額は最終契約額を集計している。

(2) 監査の結果及び意見

① 一者随契について【意見】

表 19 より、随意契約のうち、一者のみから見積を徴取したもの(以下「一者随契」という。)は 1,722 件で、随意契約(プロポーザル方式を除く)全体(2,439 件)の 7 割を占めている。

次表は、一者随契について予定価格と契約額の比率を示したものである。全 1,722 件のうち 1,410 件が 100% (予定価格と契約額が同額)であった。

表 20 一者随契の予定価格と契約額の比率 (単位:件)

契約額	予定価格と契約額の比率						回答未記入	合計
	30%未満	30%以上 70%未満	70%以上 90%未満	90%以上 100%未満	100.0%	100%超		
500千円未満	8	4	14	56	747	3	37	869
500千円以上1,000千円未満	0	2	5	17	174	1	10	209
1,000千円以上10,000千円未満	1	5	13	39	333	3	10	404
10,000千円以上100,000千円未満	0	0	2	15	128	1	8	154
100,000千円以上	0	0	0	10	26	0	1	37
単価契約	0	0	0	0	0	0	42	42
回答未記入	0	0	0	4	2	0	1	7
合計	9	11	34	141	1,410	8	109	1,722

次表は、上表において予定価格と契約額が同額であった 1,410 件について、予定価格の積算理由を調査した結果を示したものである。1,410 件のうち一者のみから参考見積書を徴取しているものが 1,000 件あった。

第4 外部監査の結果及び意見

表 21 一者随契の予定価格の積算理由

(単位:件)

契約額	予定価格の積算理由							合計
	積算基準による	過去の実績を参考とした	参考見積書を徴取した(一者のみ)	参考見積書を徴取した(二者以上)	予算額	その他	回答未記入他	
500千円未満	9	96	523	16	73	29	1	747
500千円以上1,000千円未満	6	9	130	2	17	10	0	174
1,000千円以上10,000千円未満	8	23	254	3	38	7	0	333
10,000千円以上100,000千円未満	16	7	78	3	20	4	0	128
100,000千円以上	1	6	13	0	3	2	1	26
単価契約	0	0	0	0	0	0	0	0
回答未記入	0	0	2	0	0	0	0	2
合計	40	141	1,000	24	151	52	2	1,410

次表は、一者随契について、随意契約とした理由(以下「随契理由」という。)を調査したものである。

「システム、設備等の開発業者への委託」、「当該業務を行う唯一の業者への委託」、「プロポーザル方式による業者選定」、「競争入札によって落札者がなかったため」、「その他」の5項目を回答項目として調査を行ったところ、「その他」が932件で最も多い結果となった。それを除くと、「システム、設備等の開発業者への委託」が418件、「当該業務を行う唯一の業者への委託」が337件となっている。

この結果を「その他」を除いた契約額別にみると、500千円未満の「システム、設備等の開発業者への委託」が208件で最も多く、500千円未満の「当該業務を行う唯一の業者への委託」が139件で次いでいる。

表 22 一者随契の契約額別随意契約理由

(単位:件)

契約額	随契理由						回答未記入他	合計
	※1	※2	※3	※4	※5			
500千円未満	208	139	0	0	514	8	869	
500千円以上1,000千円未満	54	61	0	0	93	1	209	
1,000千円以上10,000千円未満	108	99	0	3	187	7	404	
10,000千円以上100,000千円未満	36	34	13	0	69	2	154	
100,000千円以上	11	3	0	0	22	1	37	
単価契約	0	0	0	0	42	0	42	
回答未記入	1	1	0	0	5	0	7	
合計	418	337	13	3	932	19	1,722	

※1 システム、設備等の開発業者への委託

※2 当該業務を行う唯一の業者への委託

※3 プロポーザル方式による業者選定

※4 競争入札によって落札者がなかったため

※5 その他

一者随契については、一者のみから参考見積書を徴取し、その参考見積額を予定価格

として、その予定価格で契約している事案が多く見受けられる。一者随契については、参考見積書を徴取する相手と契約の相手方は同一である可能性が高いことから、表 21 の 1,000 件については、契約相手先が提示した参考見積の金額をそのまま契約額としているケースが多く含まれていると推測する。

このようなケースが全て問題とはいえないが、競争性を確保する必要があるにも関わらずそのような対応がなされていない契約が含まれている可能性もある。国においては、競争性のない随意契約の見直しを徹底して実施するとしており、このような流れが地方公共団体に波及する可能性も考えられる。町田市においても、一者随契に対する問題意識については、より一層強く持つ必要がある。

② 随意契約における見積書の徴取について【意見】

町田市は、契約事務規則第 26 条第 1 項において、随意契約にしようとするときは、契約条項その他見積りに必要な事項を示して、なるべく 2 人以上から見積書を徴さなければならないと定めている。

契約事務規則

(見積書の徴取)

第 26 条 随意契約にしようとするときは、契約条項その他見積りに必要な事項を示して、なるべく 2 人以上から見積書を徴さなければならない。

契約事務規則 26 条は、「なるべく 2 人以上から」と規定しているが、「契約事務の手引書」によると、この「なるべく」の意味は、「できる限り 2 者以上を選定することが望ましいが、2 者以上を選定しないこととしてもよいではなく、競争性のないものは一者しか選定できないが、競争性のあるものは必ず 2 者以上を選定すると解釈します。」としている。

一方、町田市は、契約事務規則 27 条において、随意契約にしようとする場合でも見積書の徴取を省略できるケースを定めている。

契約事務規則

(見積書徴取の省略)

第 27 条 前条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、見積書の徴取を省略することができる。

- (1) 国、地方公共団体その他の公法人又は公益的法人と契約を締結するとき。
- (2) 法令により価格の定められている物品を購入するとき。
- (3) 見積書を徴取できない特別の理由があるとき。
- (4) 1 件の予定価格が 40 万円以下の契約を締結するとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が見積書を徴する必要がないと認めるとき。

町田市においては、随意契約にしようとするときは、契約事務規則第 27 条に該当する場合を除き見積書を徴する必要がある。また、競争性が認められる場合は、原則として二者以上から見積書を徴する必要がある。しかしながら、二者以上から見積書を徴していない事案が見受けられた。このことについては、全市的にルールの徹底を図る必要がある。

③ 見積書日付の記載の徹底について【意見】

監査対象とした事業において、見積書の日付が空欄となっているものが見受けられた。

日付の記載がないことについては、いつの時点の見積なのか不明であり、随意契約を締結する際にあたって、当該契約のために実際に徴した見積書なのか不明確となってしまう可能性や、各種書類の前後関係が不明確になる可能性がある。

さらに、見積書については発行者が有効期限を設定するケースがあるが、日付のないものについては、発行者が有効なものとして認めているものなのかも不明確となる。

見積書における日付の記載の必要性について、全市的に周知しておく必要がある。

④ 見積書の徴取に関するルールの明確化について【意見】

随意契約における見積書の取り扱いについて契約事務規則は、競争性のないものを除き、あるいは第 27 条に該当する場合を除き、原則として二者以上から見積書を徴する必要があるとしている。

見積書に関する規定は以上のとおりで、契約事務規則には徴取方法等の具体的な定めはない。また、「契約事務の手引書」においても、見積書は、一般競争入札の公告事項と同様な事項(競争に参加する者に必要な資格に関する事項を除く。)を徴取する者に通知し、契約の適正化等のため入札の手續に沿った方法で徴取を行うと記載しているのみで、具体的な手續や徴取にあたって留意すべき事項等については特段の定めがない。

このように見積書の徴取方法には特段の定めがないが、上述した見積書の日付の未記入についても、このことが一因となっていると考えられる。

また、翌年度の予算の策定のために入手した見積書を、翌年度に行った契約にそのまま流用しているケースがみられた。見積書入手時から契約まで相当期間を要する場合には、再度見積書を入手する必要があると考えるが、このことも徹底しておく必要がある。

見積書の日付の記入や、見積書入手時から契約まで相当期間を要する場合の再度見積書の再入手を含め、見積書の徴取については、ルールを明確化して全市的に周知しておく必要がある。

⑤ プロポーザル評価委員会のメンバー構成について【意見】

監査対象とした「芝生広場の運営に係る調査・検討支援業務委託【政策経営部企画政策課】」は、プロポーザル方式による随意契約によって委託先を選定している。

委託先の選定にあたってはプロポーザル評価委員会が開催されているが、メンバーは、政策経営部長、企画政策課長、広報課長、管財課長、経済観光部長、産業観光課長、都市政策課長の7名で構成されており、いずれも内部者(町田市職員)となっている。

「プロポーザルによる契約事務手続きに関するガイドライン」では、プロポーザル評価委員会に外部有識者や市民を加えることを義務化していないが、本委託業務のように広く市民ニーズに関わるものについては、外部有識者や市民等を加えることが望ましい。

プロポーザル評価委員会のメンバーのあり方を見直すことが望ましい。

6. 低価格入札への対応について

(1) 概要

① 最低制限価格制度

最低制限価格制度とは、契約の内容に適合した履行を確保するため特に必要があると認めるときに、あらかじめ最低制限価格を設けた上で、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって申し込みをした者のうち最低の価格をもって申し込みをした者を落札者とするものである(地方自治法施行令第167条の10第2項)。

地方公共団体の契約は、地方自治法の規定(第234条第3項)により、競争入札によることを原則とし、その場合には、予定価格の制限の範囲内において最低価格で応札した者を自動的に落札者とするものとされている(最低落札方式)。

しかしながら、落札となるべき入札価格が著しく低価格であるときは、契約の履行が不確実になる可能性もあり、地方公共団体が不測の損害を被る恐れや品質の低下を招くことなどが懸念される。

このような事態を避け、契約の内容に適合した履行を確保することを担保するために設けられているのが最低制限価格制度である。

最低制限価格制度は、あらかじめ最低制限価格を設け、最低制限価格以上の価格で入札した者のうち最低価格で応札した者を落札者とし、最低制限価格未満で入札した者を排除するもので、最低落札方式の例外となるものである。

② 町田市の最低制限価格制度

町田市は、1)原則として予定価格が1,000万円を超える建設工事の競争入札、及び2)原則として予定価格が50万円を超える工事関連業務委託契約の競争入札について、最低制限価格を設定している。

最低制限価格の設定範囲は予定価格の10分の7から10分の9の範囲内で、案件により異なる。また、平成26年4月1日以降開札分より、最低制限価格・算定基準を事後公表しており、町田市のホームページからも確認することが可能である。

③ 低入札価格調査制度

低価格入札により生じる可能性のある弊害を避けるための制度として、最低制限価格制度のほかに低入札価格調査制度がある。

低入札価格調査制度とは、1) 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申し込みをした者の当該申込みに係る価格ではその者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認める場合、または2) その者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認める場合には、最低価格の入札者を落札者とせず、次に低い価格で申し込みをした者を落札者とするものである(地方自治法施行令第167条の10第1項)。

地方公共団体は最低制限価格制度と低入札価格調査制度の併用が認められているが、町田市では低入札価格調査制度は採用していない。

(2) 監査の結果及び意見

① 委託における低価格入札への対応について【意見】

町田市は最低制限価格制度を導入しているが、その対象を、1)原則として予定価格が1,000万円を超える建設工事の競争入札、2)原則として予定価格が50万円を超える工事関連業務委託契約の競争入札に限定している。

委託については、原則として予定価格が50万円を超える工事関連業務委託契約の競争入札以外は最低制限価格制度の対象外とされている。(町田市民病院では、委託についても最低制限価格制度を導入している。)

しかしながら、工事関連業務以外の委託についても、落札となるべき入札価格が著しく低価格である場合には、契約の履行が不確実になる可能性もあり、不測の損害を被る恐れや品質の低下を招く可能性も否定できない。

アンケート調査の結果をみると、委託においても低価格による入札は行われており、低価格入札の弊害を避けるための仕組みを検討する余地はある。

次表は、アンケート調査の結果より、一般競争入札と指名競争入札の落札率を集計したものである。

アンケート調査の結果によると、一般競争入札と指名競争入札合わせて506件の競争入札が行われている。その内訳をみると、落札率が30%未満の案件が5件、30%以上70%未満の案件が109件、70%以上90%未満の案件が199件となっている。

表 23 平成 25 年度に行われた競争入札の落札率

落札率	契約数	構成比
30%未満	5	1.0%
30%以上 70%未満	109	21.5%
70%以上 90%未満	199	39.3%
90%以上 100%未満	155	30.6%
100%	32	6.3%
100%超	1	0.2%
回答未記入	5	1.0%
合計	506	100.0%

たとえば、神奈川県相模原市は、平成24年度より、予定価格1,000万円以上の庁舎等の建物警備、清掃、設備運転監視、案内業務に係わる入札に最低制限価格制度を適用している。また、千葉縣市川市は、建設工事、工事に関する業務委託及び製造の請負に対していた最低制限価格制度の対象を拡げ、平成22年度より、その他の業務委託も最低制限価格制度の対象に含めている。

町田市においても、最低制限価格制度の適用を委託まで含めるものとするか、あるいは低入札価格調査制度を導入するかなど、委託についても、契約の内容に適合した履行を確保する仕組みが必要であり、その検討を図る必要がある。

7. 契約保証金の取り扱いについて

(1) 概要

① 契約保証金に関する定め

地方公共団体は、当該地方公共団体と契約を締結する者に、当該地方公共団体の規則で定める率または額の契約保証金を納めさせなければならないとされている。

また、地方自治法施行令の定めを受け町田市は、契約事務規則において契約保証金の額を、契約額に100分の10を乗じて得た額以上と定めている。

地方自治法施行令

(契約保証金)

第167条の16 普通地方公共団体は、当該普通地方公共団体と契約を締結する者をして当該普通地方公共団体の規則で定める率又は額の契約保証金を納めさせなければならない。

契約事務規則

(契約保証金)

第32条 施行令第167条の16に規定する契約保証金の額は、契約金額に100分の10を乗じて得た額以上の額とする。

② 契約保証金の減額・免除

地方公共団体は、契約を締結するあたっては、契約の相手方に契約保証金を納めさせるのが原則であるが、契約保証金を減免することも認められている。

平成12年4月18日付の旧自治省行政局長通知によると、契約保証金を納めさせる趣旨は、契約履行をより一層確実に担保しようとするものであるが、この趣旨に反しない限り、規則で定めるところにより、契約保証金の全部または一部を納付させないこととすることも差し支えないとされている。

町田市は、契約事務規則第33条において、契約保証金の免除について次のように定めている。

契約事務規則

(契約保証金納付の免除)

第33条 施行令第167条の16第1項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金の全部又は一部を免除することができる。

- (1) 契約者が保険会社との間に履行保証保険契約を締結したとき。
- (2) 契約者から委託を受けた保険会社、銀行、農林中央金庫その他財務大臣の指定する金融機関と市を被保険者とする工事履行保証契約を締結したとき。
- (3) 契約者が第3条又は第21条第1項の規定に基づく適正な参加資格を有する者で、その者が契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。ただし、1件の契約金額が500万円を超える工事請負契約（契約変更に係るものを除く。）を締結するときを除く。
- (4) 法令に基づき延納が認められる場合において、確実な担保が提供されたとき。
- (5) 物品を売り払う契約を締結する場合において、売払代金が即納されたとき。

- (6) 随意契約を締結する場合において、契約金額が少額であり、かつ、契約者が契約を履行しないこととなるおそれがないとき。
- (7) 国、地方公共団体その他の公法人又は公益的法人と契約を締結するとき。
- (8) 前各号に掲げるもののほか、市長が特にその必要がないと認めるとき。

以上より、町田市においても、一定の条件を満たせば契約保証金の全部または一部を免除することが認められている。

(2) 監査の結果及び意見

① 契約保証金の減額・免除に関する取扱いについて【意見】

町田市は、契約保証金の額を、契約事務規則において契約額に100分の10を乗じて得た額以上と定めている。

また、町田市が各委託先と締結する「業務委託契約書」は定型の様式となっており、契約文言が統一されている。その第3条は契約の保証について定めており、契約保証金として、契約金額の10分の1以上の契約保証金等を納付しなければならないと明記されている。

しかしながら、実際のところ、一般競争入札では契約金額の100分の1、それ以外の契約では契約保証金が免除されている。

契約保証金を免除することについて、契約事務規則第33条8号の「市長が特にその必要がないと認めるとき」を適用する場面があるが、「市長が特にその必要がないと認めるとき」とはどのような状況を指すのか、同号を適用する場合の考え方を整理しておく必要がある。

8. 監督・検査の取り扱いについて

(1) 概要

① 監督・検査に関する地方自治法・地方自治法施行令の定め

地方公共団体は、請負契約を締結した場合には、地方自治法施行令の定めるところにより、契約の適正な履行を確保するため、またはその受ける給付の完了の確認をするため必要な監督または検査をしなければならない(地方自治法第234条の2第1項)。

地方自治法

(契約の履行の確保)

第234条の2 普通地方公共団体が工事若しくは製造その他についての請負契約又は物件の買入れその他の契約を締結した場合においては、当該普通地方公共団体の職員は、政令の定めるところにより、契約の適正な履行を確保するため又はその受ける給付の完了の確認(給付の完了前に代価の一部を支払う必要がある場合において行なう工事若しくは製造の既済部分又は物件の既納部分の確認を含む。)をするため必要な監督又は検査をしなければならない。

② 検査に関する町田市の定め

地方自治法及び地方自治法施行令の定めを受けて、町田市は、契約事務規則で監督及び検査に関する事項を定めている。

契約事務規則が定めている監査・検査に関する規定のうち、検査に関する規定の概要は次のとおりである。

表 24 契約事務規則における検査に関する規定

項目
1) 検査は、市長からあらかじめ監督を命ぜられた職員(以下「検査員」という。)が行う。
2) ただし、次に掲げる契約以外の契約に係る検査は、課長が行う。 ㊦ 工事請負に関する契約(契約書の作成を省略したものを除く。) ㊧ 財務部契約課長(以下「契約課長」という。)が指定する委託契約(契約書の作成を省略したものを除く。) ㊨ その他契約事務課長が必要と認める契約
3) 検査員及び検査を行う課長は、監督者の立会いを求めて検査を行わなければならない。ただし、契約事務課長又は工事品質課長が特にその必要がないと認めるときは、この限りでない。
4) 物件の買入力で、数量以外のものは検査の一部を省略できる。
5) 契約事務課長または工事品質課長は、検査員の検査の実施に当たって、検査員へ検査命令しなければならない。
6) 検査員は、検査について疑義があるときは検査命令をした課長に報告し、その指示を受けなければならない。
7) 検査員または監督員は、特別の必要がある場合を除き、同一の契約について相互にこれを兼ねることができない。
8) 検査員は、検査を完了した場合は、直ちに検査証を2部作成しなければならない。
9) 課長は、検査を行った結果、合格と認めるときは、検査が完了した旨を完了の届出書類に表示し、または合格証を作成しなければならない。
10) 検査員は、検査証の1部を契約者に交付し、もう1部の検査証をもって検査命令をした課長に復命しなければならない。

項目
11) 検査員は、検査の結果、手直し、補強又は取替え等をさせる必要があると認めるときは、期限を指定して手直しその他適宜の措置を行わせなければならない。
12) 検査員は、手直し、補強または取替え等を行わせたときは、検査証にその期限及び内容を記載しなければならない。また、再検査をしたときは、そのものについて新たに検査証を作成しなければならない。

(2) 監査の結果及び意見

① 検査員による検査のあり方について【意見】

地方自治法及び地方自治法施行令の定めを受けて、町田市は、契約事務規則で検査に関する事項を定めている。

契約事務規則における検査に関する規定のなかには、工事請負契約のみを対象として委託を適用範囲外としている規定も見受けられるが、委託の重要性が年々高まっている状況においては、工事請負契約と委託契約を区分する必要性について再検討する必要がある。

契約事務規則においては、次表の契約に係る検査は検査員が行うとされ、それ以外の契約は、当該事業を執行した課の長が行うとされている。

表 25 検査員が検査を行う契約(契約事務規則)

㉞ 工事請負に関する契約(契約書の作成を省略したものを除く。)
㉟ 財務部契約課長(以下「契約課長」という。)が指定する委託契約(契約書の作成を省略したものを除く。)
㊱ その他契約事務課長が必要と認める契約

「契約事務の手引書」では、検査員が行う検査を次のとおりとしている。

表 26 検査員が行う検査(「契約事務の手引書」より)

㉞ 1 件の予定価格が 40 万円を超える工事請負に関する契約
㉟ 1 件の予定価格が 40 万円を超える委託に関する契約のうち、契約課長が指定するもの (例) 建築・土木設計、測量、地質調査、工事監理の工事関連業務委託
㊱ 契約事務課長が必要と認める契約 (例) 草刈、剪定、伐採、修繕請負等で、技術検査を必要とするような場合
㊲ 上記㉞から㊱以外で工事請負契約書及び工事請負単価契約書を使用して契約を締結した契約 ※ 40 万円以下の工事請負契約や修繕請負契約で、工事請負契約書及び工事請負単価契約書を使用して契約を行った場合は、町田市検査事務規程・町田市工事監督規程・町田市工事施行規程の適用を受けるため検査員が検査を行わなければならない。

現状の町田市の規則では、検査員による検査は原則として 40 万円以上の工事請負契約に限定されており、委託契約の検査は、当該事業を執行した課の長が行うこととされている。

検査は、相手方の給付を受領するとき、その給付が契約の内容どおり適正に履行されたか否かを確認する行為で、当該契約の対価を支払う前提行為となるものである。検査事務の厳正な執行は、契約の目的を達成するための要点であり、予算の執行の適正化を期するためにも重要となる。この考え方は、工事請負契約だけではなく、委託契約にもあてはまるものであり、その意味では、工事請負契約と委託契約とで検査の手法を変えること

の合理性は低いと考える。

当該事業を執行した課の長が行う検査については、町田市が締結する契約について、すべて検査員が検査を行うことは、検査制度を形式化させ、検査の能率的な執行を妨げるおそれがあるため、契約の内容や性質によって、課長が検査を行う旨が契約事務規則第40条に規定されているとしている。

比較的少額な委託契約や、清掃業務などのように日々行う委託業務まで検査員の検査を導入する必要性は低い。しかしながら、委託契約のなかには、契約額が億円単位のものも含まれており、このようなものまで、検査の能率的な執行を妨げるおそれがあるためとして検査員による検査の対象外とすることは合理的ではない。

町田市においては、工事請負契約と委託契約で対応を変えるのではなく、業務の内容や契約額の重要性等を踏まえて、検査のあり方を検討する必要がある。

② 給付の完了または一部完了の届出書類入手のタイミングについて【意見】

現状の町田市の規則では、委託契約の検査は当該事業を執行した課の長(以下「課長」という。)が行うこととされている。

課長は、検査を行った結果、合格と認めるときは、検査が完了した旨を完了の届出書類に表示し、または合格証を作成しなければならない。課長が行う検査の結果、合格と認めたとときの処理については、「契約事務の手引書」に記載があるが、その概要は次のとおりである。

- 原則として、契約の相手方から提出された給付の完了又は一部完了の届出書類に、課長が検査を行った旨の表示として<合格印>を押印する。
- 「給付の完了又は一部完了の届出書類」としては、「完了届」「完了報告書」「作業報告書」「納品書」等がある。
- したがって、検査を行うに際しては、業務委託契約であれば完了届や作業報告書、物品購入契約であれば納品書を必ず契約の相手方から提出させる。
- 完了又は一部完了の届出書類の提出を求めることができない事情がある場合や、コピー機のリース契約等で完了又は一部完了の届出書類を提出させるにそぐわない契約については、課長が<合格証>を作成する。

課長による検査について、「給付の完了又は一部完了の届出書類」である「完了届」「完了報告書」「作業報告書」「納品書」等について、委託先に対してどのタイミングで提出を求めるのか、町田市としての統一的な考え方を整理しておくことが望ましい。

委託業務については、清掃業務のように日々業務を行うものや、調査報告のように特定の成果物を求めるものなどがあるが、清掃業務と調査報告では、「給付の完了又は一部完了の届出書類」を入手するタイミングも異なる。どのタイミングで入手するかは個々の契約で定めるべきものではあるが、その前提となるものとして、委託業務の性質に応じた「給付の完了又は一部完了の届出書類」の入手時期について、市としての基本的な考え方を整理しておくことが望ましい。

9. モニタリングについて

(1) 概要

① モニタリングの意義

「モニタリング」について本報告書では、民間事業者に委託した事業について、事業報告書、実地調査、アンケート調査等により、仕様書等に従い適正かつ確実なサービスが提供されているか、サービスの安定的・継続的な提供が可能な状態にあるかなどの監視に加え、管理状況の評価を行うことと定義する。

平成19年3月に公表された「地方公共団体における民間委託の推進等に関する研究会」の報告書は、モニタリングのあり方を次のように示している。

モニタリングのあり方

1. モニタリングの目的等

(1) モニタリングの目的

民間委託等の推進にあたっては、委託先等との間で合意されたサービスが安全かつ適正な水準で確実に履行されていることを確認するとともに、サービス向上の観点から、業務の実施過程で把握した課題について委託先等と協議を行い、継続的に業務改善を行っていくことも必要である。

(2) モニタリングの手法

モニタリングは、委託先等によるセルフモニタリング、地方公共団体による随時の調査、利用者アンケート、意見・苦情の受付、住民モニターなど複数の方法を多面的に組み合わせて行う必要がある。

(3) モニタリングの際の留意事項

モニタリングにあたっては、委託先等のノウハウ発揮や効率的な業務執行を阻害しないよう配慮が必要となる。

2. モニタリングの内容

(1) 契約において合意した事項の履行確認

民間委託等にあたっては、事前に安全管理や個人情報保護など委託先等に最低限遵守させなければならない事項について分析、洗い出しを行った上で仕様書を作成し、契約等で担保するとともに、仕様に定められた業務の確実かつ適正な水準での実施等を確認することが必要である。

(2) サービス向上のための取り組み(情報収集と協議)

民間委託等の目的は、効率的・効果的な公共サービス提供の実現にあり、委託先等との協議により、継続的に業務改善を行っていくことが必要である。また、委託先と契約等で合意していることを前提に、政策目的の実現に向けて達成すべき事項を評価するための指標を作成して、モニタリングをすることが考えられる。

3. モニタリング結果の反映

モニタリングをサービス水準の向上や業務の適正執行に活かしていくためには、結果に基づき、委託先等へインセンティブとペナルティを付与することが考えられる。

(「地方公共団体における民間委託の推進等に関する研究会〈報告書〉」より)

(2) 監査の結果及び意見

① モニタリングに対する考え方の整理について【意見】

委託業務に対するモニタリングの手法やあり方などについて、町田市としての基本的な考え方をまとめておく必要がある。

委託については、サービスの見直しや質の向上を図るために、適切にモニタリングを行う必要があるが、町田市にはモニタリングについての具体的なルールがなく、その対応は委託業務を主管する課の対応に任せられている。

たとえば、監査対象としたコールセンター運営事業【政策経営部広聴課】については、「町田市コールセンター事業実施要綱」が定められており、同要綱において主管課が事業者の評価を行うことを求めている。しかしながら、その具体的な手法を定めたものはなく、主管課の判断により対応が図られている。

そのような状況を見直し、モニタリングを実施する委託業務の範囲や、モニタリング手法について、町田市の基本となる考え方をまとめ、主管課がその考え方に従って対応を図る仕組みを作る必要がある。

町田市が民間事業者等に委ねている委託業務には、比較的少額な契約も多数含まれているが、このような業務にまでモニタリングを強制する必然性は低い。また、町田市の裁量の余地が乏しい業務などもモニタリングの効果を得ることは難しいと思われる。このことから、モニタリングについての基本的な考え方をまとめる際には、その対象とする事業を明確化・特定化しておくことも重要である。

委託業務については、業務の内容や性格に違いがあり、モニタリングも、委託業務の内容や性格に応じて行う必要がある。たとえば、施設の管理運営に係るものとシステムの開発・保守に係るものではモニタリングのあり方も異なり、同じ業務を反復して実施するものと、成果物の作成を目的とするものでもモニタリングのあり方は異なると考えられる。基本的な考え方をまとめる場合には、委託業務の性格が異なっても対応できるよう、モニタリングの手法なども複数の考え方を提示しておくことが重要である。

町田市においても、指定管理者については、「町田市公の施設の指定管理者制度の基本的方針」にモニタリングの考え方が示されている。このような考え方も踏まえ、委託業務に対するモニタリングの考え方をまとめておく必要がある。

Ⅱ. 監査対象とした中事業に含まれる委託業務

1. コールセンター運営事業【政策経営部広聴課】

(1) コールセンター運営事業の概要

① コールセンター運営事業とは

町田市は、平成 18 年 4 月より、これまでの代表電話交換業務の他に、町田市の業務などへの問い合わせや、町田市の講座やイベントの申込の受付先として「町田市コールセンター（以下「コールセンター」という。）」を開設・運営している。

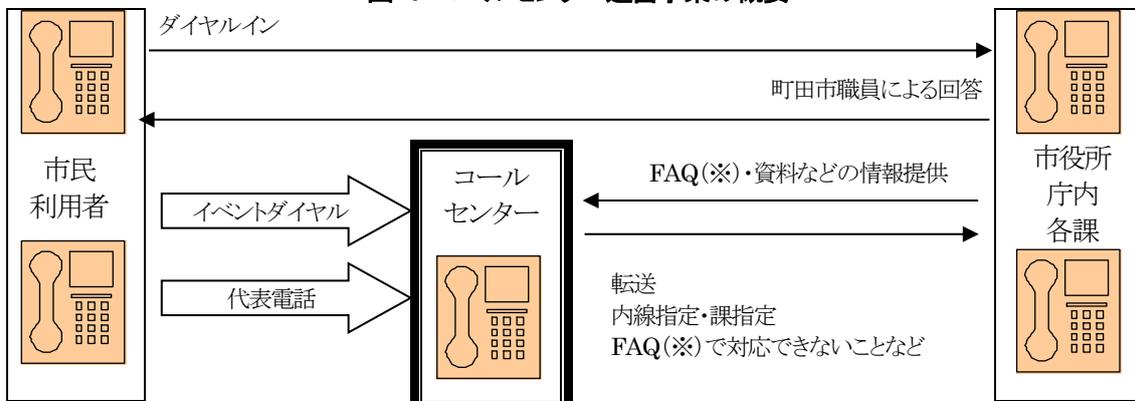
平成 23 年 4 月からは、代表電話番号とコールセンター電話番号の統合及び代表電話交換業務とコールセンター運営業務の業務統合を実施して、現在に至っている。

町田市は、コールセンターの運営等に関する必要な事項について、「町田市コールセンター事業実施要綱（以下「実施要綱」という。）」を定めている。実施要綱が定めているコールセンターの事業内容及び運営時間等は次のとおりである。

表 27 コールセンター運営事業の概要

コールセンター運営事業	運営時間等
市の代表電話に着信する電話の取次業務	月曜日から金曜日までの午前 8 時 30 分から午後 5 時 5 分まで (祝日、1 月 2 日、3 日、12 月 29 日から 12 月 31 日までを除く)
電話、FAX または電子メールにより行う次の業務 ア 市の制度、市に対する手続等に関する一般的な問合せおよび市制に関する要望、提案、意見等の対応業務 イ 事故、災害等の緊急的な事態が発生した場合における状況、対処方法等に関する問い合わせの対応業務 ウ 市または市の機関、関係団体が主催し、共催し、または講演する行事、講座等の応募の受付業務 エ アからウまでに掲げるもののほか、市長が必要と認める業務	通年で運営 午前 7 時から午後 11 時まで (市長が特に必要があると認めるときは、運営を休止し、または運営時間を変更することができる。)

図 4 コールセンター運営事業の概要



※ 頻繁に寄せられる質問またはその回答を集めたもの

② 監査対象とした委託契約

平成25年度のコールセンター運営事業に含まれている委託契約は次表のとおりである。委託契約は、代表電話交換業務及びコールセンター構築運営業務委託のみであり、本契約を監査対象とした。

表 28 コールセンター運営事業に含まれる委託契約

No.	契約名	契約先	契約額(千円)
㊦	代表電話交換業務及びコールセンター構築運営業務委託	㈱NTT 東日本ソリューションズ	104,990

③ コールセンター運営事業の行政コスト

コールセンター運営事業は、平成25年度町田市事業別財務諸表で特定事業とされており、財務諸表(行政コスト計算書及び貸借対照表)が作成されている。

平成25年度の行政コスト計算書によると、コールセンター運営事業の行政費用は119,019千円で、委託料は、そのうちの104,990千円(88.2%)を占めている。これは、上表に記載した㈱NTT 東日本ソリューションズと締結している代表電話交換業務及びコールセンター構築運営業務委託契約(以下「コールセンター業務委託契約」という。)の委託料であり、コールセンター運営事業の行政コストの大半は同委託料が占めている。

コールセンター運営事業の行政コスト計算書

(単位:千円)

項目		平成24年度①	平成25年度②	差額(②-①)
行政収入	地方税	—	—	—
	国庫支出金	—	—	—
	都支出金	—	—	—
	分担金及び負担金	—	—	—
	使用料及び手数料	—	—	—
	その他	—	—	—
	行政収入合計	—	—	—
行政費用	人件費	12,787	11,957	△ 830
	物件費	106,341	106,562	221
	うち委託料	104,990	104,990	—
	(行政費用に占める委託料の割合)	(84.6%)	(88.2%)	—
	維持補修費	—	—	—
	扶助費	—	—	—
	補助費等	—	—	—
	減価償却費	—	—	—
	不納欠損引当金繰入額	—	—	—
	賞与・退職手当引当金繰入額	4,918	500	△ 4,418
行政費用合計	124,046	119,019	△ 5,027	
通常収支差額(行政収入—行政費用)		△ 124,046	△ 119,019	5,027

(平成25年度(2013年度)町田市事業別財務諸表より)

(2) 監査対象とした委託業務の状況

① 事業実施の必要性

「結果」もしくは「意見」とすべき事項はない。

町田市においては、過去、市民が市役所に問い合わせの電話をする際に、1 か所で用事が済まず、電話のたらい回しが見受けられた。また、市民から夜間や休日の時間帯も市役所業務の情報を求める声があった。さらに、平成 19 年度の職員の大量退職に備えて、市民サービスのレベルを維持する必要がある。

このような問題を解決し、市民からの問合せに対するワンストップ窓口の実現など、市民サービスを向上させるためにコールセンターが開設された。また、コールセンターについては、各担当課の電話対応件数の減少による業務効率の向上が期待されていた。

市役所の窓口受付時間は午前 8 時 30 分から午後 5 時までとなっているが、町田市の制度、町田市に対する手続等に関する一般的な問合せ及び市制に関する要望、提案、意見等への電話対応業務などについては、年中無休で午前 7 時から午後 11 時まで対応するなど、市民の利便性は向上していると思われる。

② 委託することの合理性

「結果」もしくは「意見」とすべき事項はない。

実施要綱は、表 27 に記載したコールセンター事業を適切に運営できると認められる者に、コールセンター事業を委託するものとして定め、コールセンターの運営は委託を前提としている。

コールセンター業務委託契約において受託者は、市役所の通常の受付時間(午前 8 時 30 分から午後 5 時)だけではなく、受付時間外の業務も実施するとされている。市役所の通常の業務時間外の業務を外部に委託することについては妥当性が認められる。

③ 事業内容の明確性と妥当性

「結果」もしくは「意見」とすべき事項はない。

コールセンター事業のうち電話、FAX または電子メールにより行う業務については、電話等に対応するオペレータは受託者の事業所(以下「コールセンター運営場所」という。)に常駐して業務を行っている。コールセンター運営場所に町田市職員は常駐しておらず、町田市の直接の指揮命令下での業務とはなっていない。

利用者からの電話・FAX・電子メールによる問い合わせに対しては、仕様書において、オペレータが受け付けを行い、FAQ、わたしの便利帳(※)、町田市ホームページ等必要な情報を閲覧回答するとされている。また、個人情報を含む問い合わせや回答する FAQ がない情報は、必要に応じて主管課に引き継ぐこととされており、受託者の事業範囲はあらかじめ特定されている。

コールセンター事業について、偽装請負とみなされないかが一つの論点と考え、業務内容を検討したが、上述した状況においては特段の問題は見受けられなかった。

※ わたしの便利帳:町田市の仕事や施設の案内などが載っているガイドブックで、市への転入者や希望者に配布している。

④ 委託先の選定手続の妥当性

コールセンター業務委託契約の内容は、「代表電話及びイベントダイヤルの運營業務」(コールセンター事業)と、「代表電話及びイベントダイヤル構築業務(以下「構築業務」という。)」に大別されている。

コールセンター事業は平成 23 年 4 月 1 日からの開始であるが、構築業務は、コールセンター事業実施の前提となるものであり、平成 22 年度から行われている。コールセンター業務委託契約の相手方の選定は、指名型プロポーザル方式により行われているが、この選定手続も平成 22 年度に行われている。

指名型プロポーザル方式としたのは、コールセンターは、電話による町田市の窓口機能を担い、不適切な対応等を未然に防ぐため、価格競争のみによることが適切ではなく、事業者の実績や技術力、受託者としての適格性を総合的に評価する必要があるためである。

町田市は、応募事業者が提出した提案書等の内容及びヒアリング等の状況の評価し、もっとも高い評価を受けた事業者を契約候補者として特定している。

平成 22 年度に行われた選定手続について、プロポーザル方式を採用したことは妥当であると考えが、その選考過程においては見直すべき事項が散見された。(詳細は「(3) 監査の結果及び意見」に記載している。)

⑤ 委託料の妥当性

「結果」もしくは「意見」とすべき事項はない。

平成 22 年度の選考手続において町田市は、「代表電話交換業務及びコールセンター構築運營業務委託受託候補者選定のための指名型プロポーザル説明書」(以下「説明書」という。)を平成 22 年 10 月 14 日に公表している。

説明書では、契約金額の上限は 6 年度分の合計で 399,288 千円とするとして、契約目途額(予定価格)が公表されている。また、応募者の提示する見積金額は、受託者の選定あたりの評価の対象としている。

⑥ 委託業務の適切性

町田市の代表電話に着信する電話の取次業務や電話、FAX または電子メールにより行う業務については、特段の問題は見受けられなかった。ただし、仕様書において町田市は、受託者に対して、年間最大 10 回程度、町田市職員の対応能力向上に向けた研修を実施することを求めているが、この研修が仕様書どおりに行われていなかった。(詳細は「(3) 監査の結果及び意見」に記載している。)

⑦ モニタリング手続の妥当性

モニタリング手続について、受託者による利用者満足度調査が年 1 回行われている。また、地域の大学、短期大学(以下「大学等」という。)との連携によって、コールセンター業務の分析と市民サービスの改善に向けての取組が行われている。

利用者満足度調査については、受託者は、年 1 回、代表電話及びイベントダイヤルを利用した市民に対してアンケート調査を実施し、その結果を町田市に報告している。

また、受託者は、利用者満足度調査に協力した利用者に対して、追加でアンケート調査を実施している。平成 25 年度に行った追加のアンケート調査は、コールセンターの運営時間の認知度に関するものと、イベントダイアル利用者に対して、インターネットでの講座受付の利用可能性に関するものである。

大学等との連携については、お互いの持つ特色を活用し合うことにより、地域が抱える課題の解決や、地域全体の教育・研究力を高めることを目的として、平成 18 年度より大学等と包括協定を締結している。平成 24 年度は、コールセンターでの応対記録や着信件数等の記録が大学生により分析され、コールセンターによる取次間違い(誤転送)・かけなおし・問い合わせを減少させるための施策等の提言がなされている。

モニタリングを実施して業務の向上に結び付けようとする意欲はみられるが、利用者満足度調査の方法を含め、モニタリングの方法については見直すべき事項が見受けられる。(詳細は「(3)監査の結果及び意見」に記載している。)

⑧ 課題への対応状況

「結果」もしくは「意見」とすべき事項はない。

平成 21 年度の事務事業管理データで挙げられていたコールセンター運営事業の課題は次のとおりである。

コールセンター運営事業の課題(「事務事業管理データ(2007 年度～2009 年度)より」)

1) コールセンターの利用率の向上
2) コールセンターの電話と代表電話との統合
3) コールセンターの情報活用

上記課題の現状について所管課に確認した結果は次のとおりで、「監査の結果もしくは意見」とすべき事項はないと判断した。

コールセンター運営事業の課題の現状について

1) コールセンターの利用率の向上	コールセンターの利用件数は減少しているが、代表電話への件数が多く、市のホームページへのアクセスも増加しておりコールセンターの利用率だけで、事業の課題を判断していない。
2) コールセンターの電話と代表電話との統合	平成 23 年 4 月に統合を行い現在に至っている。
3) コールセンターの情報活用	市民からの質問や問い合わせ等を踏まえて FAQ の充実化を図っている。

(3) 監査の結果及び意見

① 選定手続の見直しについて【意見】

コールセンター業務委託契約の相手方の選定は、平成 22 年度に指名型プロポーザル方式により行われている。

この選定手続については見直すべき事項が見受けられた。次回の選考手続においても指名型プロポーザル方式を採用する場合には、選考手続を見直す必要がある。

1) 受託者選定のための事業実績・仕様内容確認の評価と参加資格について

当該プロポーザルの評価基準は、次のとおりである。

表 29 プロポーザル評価基準

評価者	採点基準項目	配点	採点項目数	1項目あたり配点
事務局	事業実績・仕様内容確認	60	5	12
	コールセンターの実施場所	20	2	10
	見積金額	20	1	20
	小計	100	8	—
評価員 7名の平均	実施体制	100	10	10
	小計	100	10	—
合計		200	18	—

上表の採点基準項目のうち事業実績・仕様内容確認については、次表の5つの観点から評価を行っている。

評価項目の一つである「仕様内容確認書」は、応募者から提出された「仕様内容確認書」の記載事項を確認して、応募者が仕様内容を適切に実現できるかどうかを評価しており、実施可能と認められない事業者に対しては評価を0点とするとしている。

また、「顧客情報漏洩などの事故実績」については、事故実績のある事業者に対して、有効な対策が取られているかどうかを審査し、有効な対策が講じられていない場合は評価を0点とするとしている。

表 30 事業実績・仕様内容確認の評価基準

		大変良い	良い	あまり良くない	良くない
1	自治体における代表電話 交換業務の運営実績	10点	7点	5点	0点
		10件以上	5～9件	1～4件	0件
2	自治体総合コールセンタ ー運営実績	15点	10点	5点	0点
		10件以上	5～9件	1～4件	0件
3	自治体専門コールセンタ ー及び同規模のコールセ ンター運営実績	15点	10点	5点	0点
		10件以上	5～9件	1～4件	0件
4	仕様内容確認書	10点	7点	3点	0点
		すべて可	2項目以下否あり 有効な対策あり	3項目以上否あり 有効な対策あり	否あり(1件以上)
5	顧客情報漏洩などの事故 実績	10点	5点	3点	0点
		無	2項目以下否あり 有効な対策あり	3項目以上否あり 有効な対策あり	否あり(1件以上)

町田市の評価基準によると、仕様内容の忠実な実現が不可能と評価した事業者や、個人情報漏洩などの事故に対し有効な対策が講じられていない事業者であっても、他の項目の評価が高ければ契約候補者となることができる。しかしながら、仕様内容の実現が不可能な事業者や、個人情報漏洩など事故実績があるにも関わらず対策を講じていない事業者にコールセンターの運営を委託することは適切でない。

平成22年度の選考では5者が応募しているが、これら2項目について、0点と評価されている応募者は存在しなかった。しかしながら、今回の選考手続においても指名型プロ

ポーザル方式を採用する場合には、仕様内容の実現が不可能であるか、個人情報漏洩などの実績があるにも関わらず有効な対策が講じていない事業者に参加資格を認めることは適切ではない。これらに該当する事業者からの応募があった場合は指名を取り消すか、一次選考を行うかなど、選考手続を見直す必要がある。

2) 応募内容の正確性の確認について

平成 22 年度に行われたコールセンター業務委託契約の相手方の選定では、市役所本庁舎からコールセンター運営場所までの所要時間を評価対象としている。

コールセンター運営場所については、市役所本庁舎より公共交通機関を用い 90 分以内で到着できることとし、採点基準は、「市内」が「大変良い」として 10 点、「30 分以内」が「良い」で 8 点、「31 分から 60 分」が「あまり良くない」で 4 点、「61 分以上」が「良くない」で 0 点としている。この評価項目に対して、全応募者が所要時間を 31 分以上 60 分以内と申告してきたため、全て 4 点で評価している。

このことについて、市役所本庁舎から各応募者が示しているコールセンター運営場所までの所要時間をインターネットの路線検索サイトを用いて試算したところ、いずれの応募者も試算した時間の方が応募者の申告してきた時間よりも長い状況であった。

たとえば、A 社は、所要時間を 45 分で申告しているが、試算では 54 分となり、9 分の差異が生じている。また、C 社については、47 分と申告しているが、試算結果は 75 分となり、28 分の差異が生じている。実際に C 社については、市役所本庁舎からコールセンター運営場所まで 60 分以内に到着することは現実的ではなく、4 点の評点としたこと自体適切ではなかった可能性がある。

応募者の評価にあたっては、所要時間のように、町田市が内容の正確性を検証できるものについては、より精緻な検証を行う必要がある。

表 31 本庁舎から応募事業者の事業所所在地までの到着時間

区分	A 社	B 社	C 社	D 社	E 社
事業所所在地	神奈川県 横浜市	神奈川県 横浜市	東京都 港区	神奈川県 川崎市	東京都 新宿区
事業者の申告した時間	45 分	50 分	47 分	40 分	35 分
試算した所要時間	54 分	60 分	75 分	54 分	60 分
乗車時間	32 分	32 分	43 分	35 分	36 分
本庁舎から町田駅	14 分	14 分	13 分	14 分	13 分
最寄駅から事業所	8 分	14 分	14 分	3 分	11 分
乗換時の移動時間	0 分	0 分	5 分	2 分	0 分
乗換回数	0 回	0 回	0 回	2 回	1 回
申告時間と所要時間の差異	9 分	10 分	28 分	14 分	25 分

※1 本庁舎から町田駅、最寄駅から事業所まではインターネットの路線検索サイトの最短ルートによりホームからの所要時間で計算している。

※2 本庁舎は、応募時の旧本庁舎で計算している。

3) 評価項目の配点について

平成 22 年度の選定手続では、指名型プロポーザル方式を採用しているが、市内に事業所を有する事業者や、本庁舎から 30 分以内に到着できる事業者を当初から指名してい

ない。このため、採点基準を作成した時点で「大変良い」及び「良い」に該当する事業者が存在しないことが明らかであった。採点は応募者を点数により評価して、優劣を判定するために行うものであることを踏まえると、判定に資する配点とすることが望ましい。

4) 見積金額の評価について

平成 22 年度の選考手続について町田市は、説明書を平成 22 年 10 月 14 日に公表している。

説明書では契約金額の上限を 6 年度分の合計で 399,288 千円とするとして、契約目途額(予定価格)を公表している。

選考手続では、応募者の提示する見積金額を評価対象としている。説明書には評価項目及び配点も示されており、応募者が示す見積金額には 200 点満点中 20 点を配点している。

応募者が示す見積金額に対して町田市が定めている評価基準は表 32 のとおり、各応募者の提示金額は表 33 のとおりである。

表 32 見積書の評価基準

区分	大変良い	良い	良くない	良くない
採点基準	90%未満	95%未満	95%～100%未満	同額(100%)
価格帯	359,359,199 円未満	379,323,599 円未満	399,287,999 円未満	399,288,000 円
評点	20 点	15 点	5 点	0 点

表 33 見積書の評価結果

区分	A 社	B 社	C 社	D 社	E 社
提示金額	390,043,500 円	399,224,836 円	379,050,000 円	398,301,750 円	348,746,973 円
予定価格との比較	97.68% (9,244,500 円)	99.98% (63,164 円)	94.93% (20,238,000 円)	99.75% (986,250 円)	87.34% (50,541,027 円)
評点	5 点	5 点	15 点	5 点	20 点

見積金額の前提となる予定価格があらかじめ示されており、その見積金額を評価項目とすること及び配点もあらかじめ示されている状況で、予定価格と同額の見積金額を提示する応募者が存在することは考えにくい。少なくとも、B 社のように予定価格を若干下回る額を提示するのが通常と思われる。

採点は、応募者を点数により評価して優劣を判定するものであることを踏まえると、該当する応募者が存在しない可能性がある基準を設けるのは適切ではない。

5) 市関係者による現場確認、視察の受入態勢の評価について

平成 22 年度に行われた選定手続における採点基準項目の一つである「コールセンターの実施場所」においては、町田市職員による現場確認のための立ち入り時・市議などの視察時の対応についても評価対象としている。

「随時可」の場合は「大変良い」、「日時限定」は「良い」、「オペレーションルーム不可」は「あまり良くない」、「不可」は「良くない」としており、5 応募者者中 3 者が「日時限定」として「良い」と評価しており、2 社は「随時可」として「大変良い」と評価している。しかしながら、提案書において、町田市職員や市議の視察について日時を限定している事業者はおらず、事前連絡が必要としているのみであった。また、「随時可」と評価された事業者のうち、

事前連絡を必要としないなど、町田市職員等の視察が無条件で可能と明記している応募者は1者のみであった。

事前連絡の要否や日時指定の有無等、町田市職員が行う視察に要件があるのならば、町田市は、当該条件をあらかじめ事業者に開示しておく必要がある。

② 仕様書内容の遂行の必要性について【意見】

町田市の代表電話に着信する電話の取次業務や電話、FAX または電子メールにより行う業務については特段の問題は見受けられなかったが、一部、仕様書どおりの対応となっていない業務が存在した。

1) 事業者における研修報告書の提出の必要性

町田市は、当該業務の委託先の選定にあたり、オペレータ・スーパーバイザまたは管理者要件・研修と配置を重点評価項目とし、本業務に対する研修内容とスケジュールが適切かどうかを判断している。仕様書においても、オペレータ及びスーパーバイザについて、定期的に研修を行い、研修報告書を作成し、町田市へ提出することを求めている。

町田市は、事業者より毎年度定期研修を含む年間予定表の提出を受け、定期打合せ等において研修を実施した旨の報告を受けているが、仕様書に定める研修報告書の提出を受けていない。研修報告書の提出を求める必要がある。

2) 仕様書に定められた職員向け研修の実施

町田市は事業者に対し、年間最大10回程度、町田市職員の対応能力向上に向けた研修を実施することを求めている。

町田市が求めている研修の内容は、①コールセンターに寄せられた声に基づく市及び市職員の課題、②電話対応の基礎研修の実施としている。しかしながら、平成25年度中に委託先が町田市職員向けに実施した研修は、委託先が町田市に提供している委託業務の内容と成果の紹介、及び電話対応の基礎研修であった。町田市は、委託先が仕様書の内容を理解しているかどうかを確かめ、指定した内容の研修の実施を求める必要がある。

なお、コールセンターに寄せられた声に基づく町田市及び町田市職員の課題については、大学連携による調査等がなされ、町田市はその結果を公表するとともに提案内容を検討し、必要に応じて行政サービスに反映させている。今後事業者による町田市及び町田市職員の課題についての研修を実施しないのであれば、契約額を含め契約内容及び仕様内容を見直す必要がある。

③ 利用者満足度調査の結果の活用について【意見】

委託先による利用者満足度調査が毎年度行われているが、この利用者満足度調査について見直すべき事項が見受けられる。

1) 利用者満足度調査の実施期間

平成25年度に行われた利用者満足度調査の概要は次のとおりである。

表 34 利用者満足度調査の概要

項目	仕様	実績
調査期間	平成 25 年 11 月中	平成 25 年 10 月 29 日～12 月 8 日
回答数	230 件程度(昨年度平均応答数の約 1%)	233 件(代表電話 72 件、イベント 161 件)
調査方法	応対終了後、応対したオペレータによるヒアリング。 一次回答ができず市役所等に転送した場合、病院等緊急のお問合せの場合、クレーム、 ごみの収集等 FAQ により転送する場合等アンケートの実施が困難な場合について、オペ レータの判断により、除外する。	
調査内容	今回の代表電話の対応について、点数をつけるとすると 10 点満点中何点になるか。 町田市役所代表電話は午前 7 時から午後 11 時まで年中無休で業務を行っていることを 知っているかどうか。 (イベントダイヤル利用者のみ)インターネットで講座受付ができれば利用するか。	

※ 調査期間中のコールセンターへの問い合わせ件数は、26,528 件であり、そのうち市に転送された電話が 16,644 件、コールセンターが対応した電話が 9,884 件であった。
 コールセンターが対応した 9,884 件のうち、対応後 FAQ 等により市に転送された電話が 1,632 件、緊急の問い合わせ電話が 32 件あった。満足度調査の実施が可能であったのは、9,884 件からこれらを控除した 8,220 件であった。

利用者満足度調査は、応対したオペレータが、応対終了後に今回の代表電話の対応について点数をつけるとすると 10 点満点中何点かを、対応した利用者に直接質問する方法で行われている。

この利用者満足度調査の実施時期は、仕様書において年 1 回 7 日間と定められている。しかしながら、平成 25 年度は、10 月 29 日から 12 月 8 日まで 41 日間にわたり実施されており、1 日あたりの平均調査件数が 5～6 件程度となっている。

調査期間を長くすると、良い評価を得られると考えられる利用者をオペレータが選別することも可能となり、適切な調査の実施が困難となる可能性もある。利用者満足度調査の実施期間は仕様書に従って所定の期間内とする必要がある。

2) 利用者満足度調査の目的と調査対象

利用者満足度調査はお客様満足度調査ともいわれ、主にクレーム対応や問い合わせに対する回答など、企業等の顧客対応への満足度を調査するもので、顧客サービスとクレーム対応についてのレベルを上げるための情報として活用されるものである。

通常の商品・サービスであれば消費者に購入選択権があるが、行政サービスの場合、市民に選択の余地がなく、町田市のコールセンターに不満があるからといって他市等のコールセンターを利用することにはならないと思われる。このため、コールセンター事業については、市民に不満を感じさせないようサービスを工夫することが重要である。

サービスを工夫するためには、クレームの内容を分析し、その後のサービスに活かすことが一つの方法であるが、事業者は、クレームを申し入れてくる利用者に対しては、アンケートが困難としている。

しかしながら、「オペレータが最後まで話を聞いてくれたか」、「クレームに対する対応は適切であったかどうか」などの調査を実施することは重要である。町田市は事業者に対して、利用者の問い合わせ内容を理由として満足度調査の調査対象から除外することがないよう指導する必要がある。

3) 調査対象者の回答しやすい環境の整備

平成25年度は、233人の利用者が利用者満足度調査に協力して回答を行っており、そのうちの93.9%が10点満点のところ9点または10点で評価している。

現状の利用者満足度調査では、調査対象者の選定はオペレータの判断に任せられており、電話対応が良くできたと感じたときに調査を行い、あるいは、調査の結果、点数が低かった場合は調査対象から除外することも可能である。

また、オペレータ自ら自分の点数を質問する場合、調査対象となった利用者には本人を前にして低い点数を付けることは心理的に難しい。平成26年度の調査結果では、「必要とする番号を教えてもらったので10点を付けたが、もし、低い点数だったら本人を前にして言えない」という調査対象者からのコメントもあった。

表 35 利用者満足度調査の回答例

点数	コメント
10点	点数を聞く場合、直接本人に聞くのはおかしい。今回は必要とする番号を教えてもらったので10点を付けたが、もし、低い点数だった場合、本人を前にして言えない。
7点	相手がお年寄りの場合、早口に感じると思う。
聴取不可	初めての利用のため点数評価不可 良いと回答

日本年金機構は、コールセンターの利用者満足度調査を郵送により行っている。また町田市は、平成23年に広報活動に関する意識調査を実施しているが、神奈川県横須賀市でもコールセンターに関する調査を行っている。

他の自治体や公的機関のコールセンターの調査方法は次のとおりである。

表 36 日本年金機構の利用者満足度調査と神奈川県横須賀市の広報アンケートの概要

項目	日本年金機構	神奈川県横須賀市
調査対象	利用者のうち、名前と住所を聞いたすべての利用者	住民基本台帳から無作為抽出した市内在住の15歳以上の市民2,000人 その他インターネット、市施設窓口
調査方法	アンケートはがきを送付し、回答を依頼している。 過去には利用者の電話を転送し、音声自動応答によるアンケートに答えてもらう方式で実施していた	郵送による発送・回収 その他参考として「窓口」(市施設窓口での用紙・回収箱設置による) 「Web」(市ホームページでのクリック選択式による)
調査内容	「ねんきんダイヤル」の対応 オペレータの言葉づかい、話すスピード オペレータは話を最後まで聞き、内容をしっかりと理解していたか お客様の問題・疑問は解決されたか その他「ねんきんダイヤル」をまた利用したいか 自由欄 コメントを記入	市のコールセンターの認知度 市のコールセンターの認知方法 市のコールセンターを利用する頻度 市のコールセンターの満足度 市のコールセンターを利用したことがない理由

利用者満足度調査を実施するにあたっては、オペレータの恣意性を排除し、利用者が回答しやすいような環境を整える必要がある。町田市は、他の機関や団体の例も参考にすることで、委託先に調査方法の改善を求めることが望ましい。

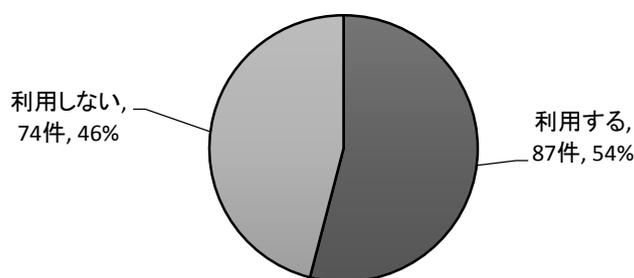
4) 利用者満足度調査の調査内容

平成 25 年度の利用者満足度調査では、インターネットでの講座受付の利用可能性やコールセンターの運営時間の認知度についての調査も実施している。

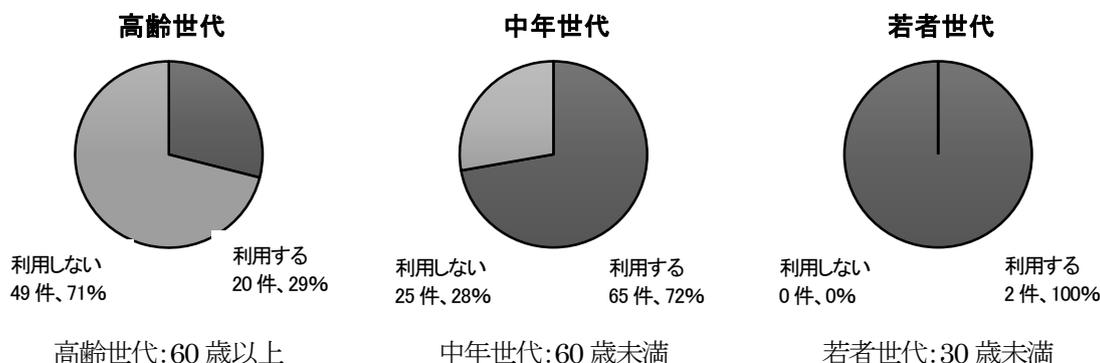
現状において町田市は、講座の受付はイベントダイヤルによる電話のみの対応となっているが、インターネットでの講座受付が行われたら利用するかどうかを調査したところ、54%の回答者が利用するとしている。

世代別に利用可能性をみると、高齢世代が 29%と低く、中年世代が 72%、若者世代が 100%となっており、年齢が低くなるにつれて利用可能性が高くなっている。

インターネット受付を利用するか



インターネット受付を利用するか(世代別)



この調査の回答者の年齢層は、60歳以上の高齢者世代が 42.9%、30歳以上 60歳未満の中年世代が 55.9%、30歳未満の若年世代が 1.2%となっており、若年世代の回答割合が極端に低くなっている。これは、アンケートの調査期間中に、高齢者に好評なイベントの受付が数多く開始されており、若年世代向けのイベントが少なかったことが要因の一つとなっている可能性がある。

アンケート調査の実施時期については、特定の世代に人気が集まる講座やイベントの受付期間中は避けるなどの対応が必要である。年間を通して高齢者向けの講座やイベントが多いのであれば、電話による調査ではなく、イベントや講座開催の際に、参加者に対してアンケートを実施することなども一つの方法である。

いずれにしても、調査対象者の年代に極端な偏りが生じていると調査結果にも影響を与えている可能性があり、好ましいとはいえない。調査時期や調査方法の見直しが必要で

あり、このことについて町田市は、委託先に適切に要請しておく必要がある。

なお、町田市では平成 26 年 8 月より、一部のイベントでインターネットでの講座受付を開始している。インターネットでの講座受付については、これまで申し込みのなかった市民の利用や、60 歳代、70 歳代の世代の利用もみられている。

これらの状況を踏まえ、インターネットでの講座受付については、平成 25 年度の利用者満足度調査で実施した方法とは別の方法で、ニーズを調査する必要がある。

5) 利用者満足度調査の結果の活用

コールセンター事業の仕様書において、事業者に対し利用者満足度調査の実施とその結果の報告を求めているが、その結果をコールセンターのサービス向上のために委託先がどう活用すべきかについては定めていない。調査の結果は、会議において報告されているが、その会議においても利用者の意見をどう反映させるか等については触れられていない

コールセンターのサービス向上のために、町田市は委託先に対し利用者満足度調査の結果の活用とその報告を求めることが望ましい。

④ 事業の成果の検証と有効性の評価について【意見】

実施要綱では、町田市に対し、年度ごとのコールセンター運営事業の成果を検証し、その有効性について評価し、その評価結果を町田市広報及び町田市ホームページへ掲載することにより、市民に公表することを求めている。町田市はコールセンターの事業実績を公表しているが、要綱に求められる成果の検証・有効性や、その結果を公表していない。

町田市は実施要綱に従い事業の成果の検証と有効性を評価し、その結果を公表する必要がある。

⑤ コールセンター運営時間の認知度向上について【意見】

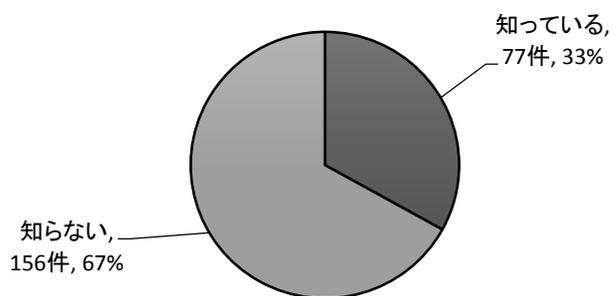
平成 25 年度に行われた利用者満足度調査では、コールセンターの運営時間の認知度についての調査も行っている。

運営時間は、回答者の 33%が知っていると回答している。平成 24 年度のアンケートでは 13%であったことから、2 倍以上となっているが、現状においても利用者の 67%は、運営時間を知らずにコールセンターに電話をかけていることがわかる。

入電区分による分類では、代表電話の利用者の認知度が低く、相対的にイベントダイヤル利用者の認知度が高くなっている。

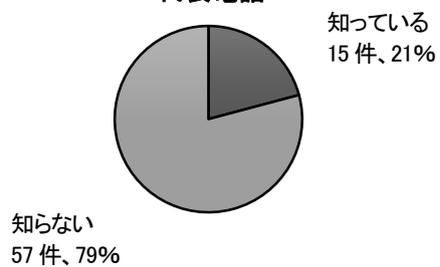
市役所の窓口受付時間外でも対応が可能なことは、コールセンター運営業務の有効性のポイントであり、そのことを市民がどの程度認知しているかは重要である。少なくとも、市役所窓口受付時間外でも対応が可能なことについては、認知度向上に努める必要がある。

運営時間を知っているか

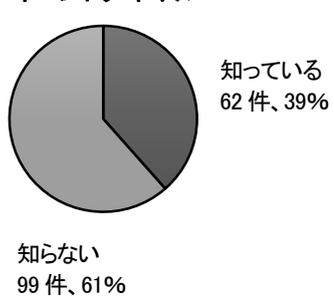


運営時間を知っているか(入電区分による内訳)

代表電話



イベントダイヤル



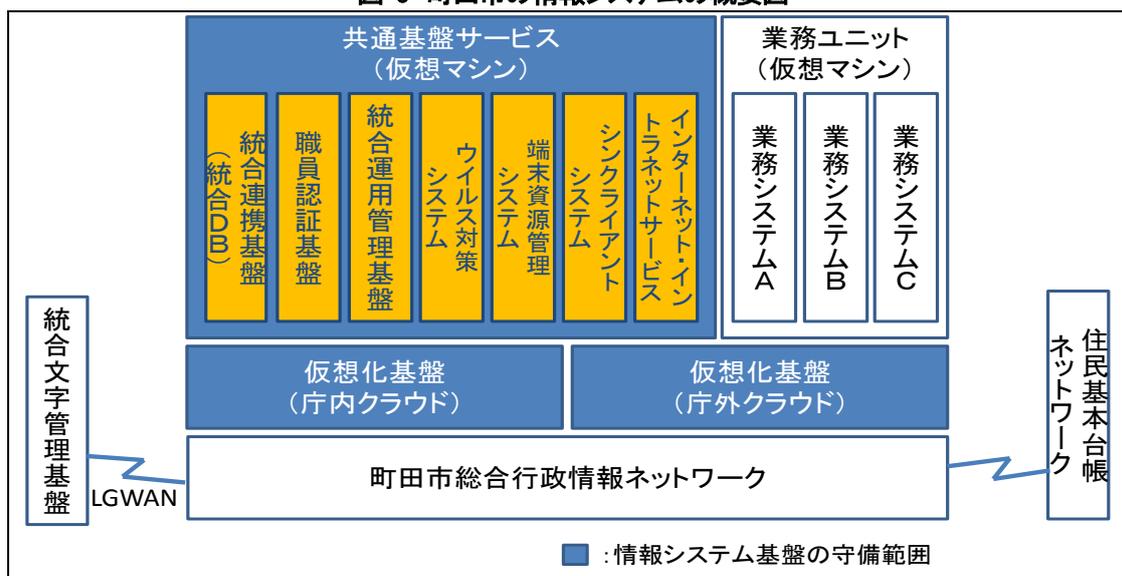
2. 情報システム運用管理事務【総務部情報システム課】

(1) 情報システム運用管理事務の概要

① 情報システム運用管理事務とは

町田市では、総合行政情報システム、基幹業務システム(個人住民税等)、等いくつかのシステムが運用されている。情報システム運用管理事務とは、これらの情報システムの運用管理を行う事務である。

図 5 町田市の情報システムの概要図



町田市の情報システムは、総合行政情報システム(ネットワーク)を基盤として、個人住民税等に係るシステムなど、いくつかの業務システムが関連づけられている。

表 37 町田市の主要な業務システム

No	システム名	No	システム名
Ⓐ	総合行政情報システム	Ⓖ	保健所システム
Ⓑ	税・福祉システム	Ⓕ	防災システム
Ⓒ	東京電子自治体共同運営サービス(電子申請・電子調達)	Ⓖ	市有建築物図面管理用CADシステム
Ⓓ	住民記録・戸籍システム	Ⓖ	市民公開型地理情報システム
Ⓔ	次期住民記録システム	Ⓖ	人事給与システム
Ⓕ	健康づくり支援システム	Ⓖ	コンテンツマネジメントシステム・ホームページ

② 監査対象とした委託契約

平成 25 年度の情報システム運用管理事務に係る委託料は 214,436 千円で、その内訳は電算システム運用保守委託料 185,110 千円、電算システム入出力業務委託料 791 千円、システム関連設備設置委託料 28,533 千円となっている。

表 38 情報システム課の委託料(委託契約)の内訳

事業名	内訳	委託料(千円)
情報システム運用管理事務	電算システム運用保守委託料	185,110
	電算システム入出力業務委託料	791
	システム関連設備設置委託料	28,533
	合計	214,436

上表の情報システム運用管理事務に含まれている電算システム運用保守委託料(185,110千円)の内訳は次表のとおりである。次表のうち金額上位5件(㉗～㉜)を監査対象とした。

表 39 情報システム運用管理事務(電算システム運用保守委託料)の内訳

No.	契約名	契約先	契約額(千円)	契約方法
㉗	総合行政情報システム運用業務委託	㈱エヌ・ティ・ティ・データ	39,589	随意契約
㉘	2013年度パソコン・プリンタ等保守・設置等委託	ミツイワ㈱	34,717	一般競争入札
㉙	ヘルプデスク運用業務委託	㈱エヌ・ティ・ティ・データ	26,044	随意契約
㉚	基幹業務システム(税・個人住民税)税法改正対応委託	㈱アイネス	14,175	随意契約
㉛	東京電子自治体共同運営電子調達サービス提供委託	日本電気㈱	12,198	随意契約
㉜	基幹業務システム(学務)就学援助制度改正等対応委託	㈱エヌ・ティ・ティ・データ	6,856	随意契約
㉝	財務会計システム仕訳履歴一覧作成機能等改修委託	㈱エヌ・ティ・ティ・データ	5,995	随意契約
㉞	特別保育システムバージョンアップ委託	㈱ワイ・シー・シー	5,880	随意契約
㉟	基幹業務システム(税・収納滞納)税法改正対応委託	㈱アイネス	4,357	随意契約
㊱	基幹業務システム(福祉・生保)平成25年度基準定対応委託	㈱アイネス	4,042	随意契約
㊲	その他	全21件	31,254	随意契約
合計			185,110	—

(2) 監査対象とした委託業務の状況

① 事業実施の必要性

「結果」もしくは「意見」とすべき事項はない。

地方公共団体は、住民サービス向上、内部事務の効率化を目的として情報システムを導入しており、このことは町田市も同様である。情報システム運用管理事務は、そのような情報システムの運用管理を行うものであり、町田市が主体となって行うべき事業である。

② 委託することの合理性

「結果」もしくは「意見」とすべき事項はない。

高度・専門的な知識等が必要であり、委託することに合理性が認められる。

③ 事業内容の明確性と妥当性

「結果」もしくは「意見」とすべき事項はない。

㉘は、町田市役所内各部署において使用されるパソコン・プリンタ等の保守・設置にかかるもので、㉗及び㉙は、表 37 の㉠(総合行政情報システム)、㉚は、㉢(税・福祉システム)、㉛は、㉣(東京電子自治体共同運営サービス)にかかる保守の委託で、いずれも町田市の主要な業務システムに関連するものである。

表 40 監査対象として抽出した委託業務の概要

No.	案件名	概要
㉗	総合行政情報システム運用業務委託	町田市の情報システムの基盤となる総合行政情報システムの運用
㉑	2013年度パソコン・プリンタ等保守・設置等委託	各部署において使用される端末の追加、更新業務
㉘	ヘルプデスク運用業務委託	町田市の情報システムの基盤となる総合行政情報システムの運用におけるサポート
㉔	基幹業務システム(税・個人住民税)税法改正対応委託	法令改正に伴うカスタマイズ
㉕	東京電子自治体共同運営電子調達サービス提供委託	都内の複数の自治体によって運用されている協議会の運営費の分担金

④ 委託先の選定手続の妥当性

監査対象として抽出した上記契約は、㉑(2013年度パソコン・プリンタ等保守・設置等委託)は一般競争入札、その他は随意契約となっている。

システム保守関連はシステム構築時からの契約が継続されている。たとえば、㉗(総合行政情報システム運用業務委託)の契約自体は、ホスト型システムからオープン型パッケージシステムへ移行を開始した平成18年度から継続しているが、ホスト型システム時も含めれば1980年代後半からの継続取引となっている。

随意契約を締結する際には、少額のもの等、規則に定めるもの以外の契約については、契約事務適正化委員会に付議及び報告を行うととされている。上記事例のうち委員会手続を必要とする案件のうち㉗、㉑、㉘は平成25年2月20日付、㉔は平成25年10月9日付で選定委員会付議手続が行われている。情報システムは、システム構築事業者でなければ容易には保守、改良、補修等が行えない性質があるため、システム構築事業者またはシステム構築事業者と関連性のある事業者がその後の保守等を行うことが一般的に多く、町田市も同様の状況にある。表37に記載した主要なシステムの保守事業者は次表のとおりで、いずれも、システム構築事業者またはシステム構築事業者と関連性のある事業者が保守等を行っている。

表 41 町田市の主要システム

No	システム名	事業者
㉑	総合行政情報システム	(株)エヌ・ティ・ティ・データ
㉒	税・福祉システム	(株)アイネス
㉓	東京電子自治体共同運営サービス(電子申請・電子調達)	日本電気(株)
㉔	住民記録・戸籍システム	富士ゼロックスシステムサービス(株)
㉕	次期住民記録システム	富士通(株)
㉖	健康づくり支援システム	(株)両備システムズ
㉗	保健所システム	(株)ワイ・シー・シー
㉘	防災システム	日本ユニシス(株)
㉙	市有建築物図面管理用CADシステム	(株)大塚商会
㉚	市民公開型地理情報システム	(株)インフォマティクス
㉛	人事給与システム	富士通リース(株)
㉜	コンテンツマネジメントシステム・ホームページ	(株)日立公共システム

※ ㉑～㉓の運用保守委託を監査対象としている。

⑤ 委託料の妥当性

「結果」もしくは「意見」とすべき事項はない。

町田市は、システム運用に関する業務委託の委託料については、自治体によってシステム構成や運用条件が異なるため、他自治体と比較することは難しいとの認識を持っており、比較は行っていない。ただし、大規模システムの更改を行う際には、同規模の他自治体について、ライフサイクルコストの調査を行っている。実施事例としては平成24年11月に近隣12自治体に関して、住民記録システム更改について調査がおこなわれている。具体的には、事業者名、システムの対応事務範囲、カスタマイズの程度、サーバの設置状況、台数、端末台数、既存データや事務との関係、契約方法、金額(当初及びその後の運用を含めたライフサイクルコスト)、等の調査が行われている。

㊦ 総合行政情報システム運用業務委託

委託料は、事業者からの見積もりを基礎として過年度との比較等を行い算定している。直近5年間の委託料の推移は次表のとおりである。

表 42 総合行政情報システム運用業務委託料の推移

年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
委託料	43,999千円	43,999千円	43,999千円	39,589千円	40,720千円
委託先	(株)エヌ・ティ・ティ・データ				

上表にあるように平成25年度に委託料が減額されている。これは、市庁舎移転に伴うサーバ類の集約化等により、事業者の事務負担軽減が見込まれるためであった。これは、環境や事務内容の変化が委託料に反映されている例であるといえる。なお、平成26年度に再度委託料が上げられているのは、消費税率の変更に伴うものである。

町田市が使用しているシステムは、事業者が開発した標準モデルに町田市の業務実態に合わせたカスタマイズを若干程度行ったものとなっている。このため、保守、メンテナンス等は、他の同システムを使用している自治体との対比もある程度は可能であると考えられるところ、現状では他の自治体との比較を行った事例はない。

① 2013年度パソコン・プリンタ等保守・設置等委託

「結果」もしくは「意見」とすべき事項はない。

㊦ ヘルプデスク運用業務委託

委託料は事業者からの見積もりを基礎として、過年度との比較等を行い算定している。

配置すべき人員に定めはないが、受付時間の定めがあり(8:20~12:00、13:00~17:20、月1回17:30~18:30(情報システム課会議時の電話受付業務))、問い合わせに応じるシステム名と問い合わせ内容は定められている。事業者はこれらに対応可能となるよう必要な人員を用意し配置している。

過去5年間の委託料の推移は次表のとおりである。

表 43 ヘルプデスク運用業務委託料の推移

年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
委託料	29,988千円	26,044千円	26,044千円	26,044千円	26,044千円

⑤ 基幹業務システム(税・個人住民税)税法改正対応委託

委託料は事業者からの見積もりを基礎として、他の同種の事例との比較等を行い算定している。

見積もりは各機能に関連するプログラム本数、その他打ち合わせ作業等に要する工数に、単価を乗じて算出されている。

⑥ 東京電子自治体共同運営電子調達サービス提供委託

委託料は、各参加自治体の契約金、協議会が人口及び利用件数等を勘案して算定されている。委託契約自体は、町田市と事業者である日本電気㈱との間で締結されており、見積書も同事業者から町田市宛に提出されている。

また、システム全体のサービス提供費及び町田市の負担割合については、協議会から提示されており、町田市は全体の金額及び町田市の負担割合を把握している。

⑦ 委託業務の適切性

「結果」もしくは「意見」とすべき事項はない。

⑧ 総合行政情報システム運用業務委託

総合行政情報システムの運用(システム運用、オンライン運用、バッチ運用、業務運用、報告)、端末資源管理システムの運用(インベントリ収集、ライセンス管理、リモートコントロール)、及び住民基本台帳ネットワークシステムの運用(日次運用、月次運用、随時運用、非定常運用)を行うこととされている。また、作業実績を月一回報告することとされている。

⑨ 2013年度パソコン・プリンタ等保守・設置等委託

過年度で入札により契約手続が行われた契約により、既存のパソコン、シンクライアント端末、プリンタ、スキャナ及び HUB スイッチについて、保守及び交換、レイアウト変更、インストール作業を委託したが、平成 25 年度においてさらに、設置されている機器の追加、及び、既存の機材の撤去に伴う業務を、変更契約として委託したものである。具体的には、主として端末機器 800 台の更新に伴うパソコン、プリンタ、スキャナの設置、ソフトウェアインストール作業、動作確認、レイアウト変更、廃材撤去業務を委託したものである。

委託料は事業者からの見積もりを基礎として、原契約との比較等を行い算定している。

本件は契約変更に伴うものであり、原契約は、入札による総価契約であった。その後の性能や環境変化に対応するための交換、追加設置は、町田市の計画に基づき、契約変更の形式で当該事業者との間で取り交わされ実施されている。

原契約の契約変更の変更理由は、「既に契約済みで、現在履行中の上記案件に準じた内容の委託契約を新たに他の業者と結び、これら 2 本の委託契約を同時に管理することは非効率であるばかりか業務に混乱を招く恐れがあるため。」とされている。

なお、町田市ではこの他にも備品購入実績がある。過去 3 年間の契約額 800 千円以上の備品購入実績について調査したところ、次表の契約が該当した。いずれも競争入札(1 件指名競争入札、他一般競争入札)であり、また、契約先について特段の偏りは見られなかった。

表 44 調査した備品購入取引

項番	契約年月日	件名	契約額 (千円)	契約先
1	H23/07/19	基幹業務システム用プリンタ購入	10,984	(株)アイネス
2	H23/08/05	基幹業務システム用中速プリンタ購入	2,535	(株)アイネス
3	H23/09/15	シンクライアント端末等購入	9,976	東洋通信工業(株)
4	H23/11/10	ノート型パソコン等購入	8,528	ミツイワ(株)
5	H24/01/13	ノート型パソコン等購入(その2)	4,694	ミツイワ(株)
6	H24/01/13	シンクライアント端末等購入(その2)	5,439	東洋通信工業(株)
7	H24/05/24	シンクライアント端末等購入	15,330	東洋通信工業(株)
8	H24/10/11	基幹業務システム用プリンタ購入	9,140	(株)アイネス
9	H24/10/11	ノート型パソコン等購入	12,426	(株)有隣堂
10	H24/12/07	シンクライアント端末等購入(その2)	12,214	ミツイワ(株)
11	H25/07/24	シンクライアント端末等購入	16,954	TIS(株)
12	H25/07/24	ノート型パソコン等購入	13,293	(株)有隣堂
13	H25/11/15	ハードウェア(シンクライアント端末等)購入(その2)	17,522	東洋通信工業(株)
14	H25/12/26	ハードウェア(デスクトップ型パソコン)購入	10,382	(株)有隣堂
15	H25/12/26	ハードウェア(シンクライアント端末等)購入(その4)	7,914	東洋通信工業(株)

㊦ ヘルプデスク運用業務委託

町田市職員が IT 関連業務を円滑に遂行できるように各種 IT 関連事務に関する支援を行うことを目的としている。

具体的には、問い合わせ及び故障対応(システム・OA パソコン・プリンタの故障受付及び故障手配、システム・OA パソコン・プリンタに関する問い合わせ対応等)、運用支援(グループウェア及び文書管理サーバの運用支援、シンクライアント関連業務支援等)、その他支援(Windows アップデート作業、OA 機器貸し出し作業等)である。このため、問い合わせ内容は当該契約先が担当する町田市の基盤システムである総合行政情報システム運用に限らず、IT 関連業務全般に及ぶものとなっている。

たとえば、システム問い合わせ対応では、対象システム(ほぼ町田市が使用している全システムが対象として記載されている)に関する問い合わせを受け付け、内容により SE 等の手配を行うこととされ、システム故障対応では、システムのハード及びソフトウェア故障について一時受付を行い、故障票を発行し、状況を把握するとともにメーカー、SE 等の手配を行うこととされている。

また、作業実績を月一回報告するとされている。過去5年間のヘルプデスクへの相談件数を集計した報告によると、各年度の相談件数は次表のとおりであった。近年、ハードウェアの故障、ソフトウェアの故障に関する相談は減少傾向にあるが、操作案内に関する相談件数が増加している。これは、平成 21 年度からの情報システム基盤の整備開始に伴い、平成 22 年度から運用全般に影響がみられ、平成 24 年度の庁舎移転にあわせて、情報システム基盤も含め、いくつかのシステムの変更が行われたことに伴うものであると考えられる。

表 45 ヘルプデスクへの相談件数の推移 (単位:件)

年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
ハード故障	665	604	609	405	300
ソフト故障	343	215	251	163	126
操作案内	1,648	3,338	4,133	6,164	6,200
その他	2	27	5	0	0
合計	2,658	4,184	4,998	6,732	6,626

⑤ 基幹業務システム(税・個人住民税)税法改正対応委託

平成 26 年度税法改正に伴う基幹業務システム(税・個人住民税)の対応業務を委託するものである。

具体的には、給与支払報告書及び公的年金等支払報告書の光ディスク化等、給与所得控除の見直し、特定支出控除の見直し、ふるさと寄附金税額控除の見直し、東日本大震災に伴う復興増税(住民税・所得税)、法定調書等及び扶養是正情報等に関する情報の相互データ提供、スキャンデータ資料取込み処理対応、事業所宛扶養照会対応となっている。

各項目について、単体試験、結合試験、総合試験、総合運転試験を実施し、結果エビデンスを付したうえ試験結果報告書を作成し、報告することとされている。また、職員研修や事業者研修を実施することとされている。納品物は、完了報告書、作業実績表、試験計画書、試験結果報告書、操作マニュアルとされている。

⑥ 東京電子自治体共同運営電子調達サービス提供委託

町田市は、東京都内の自治体で構成している東京電子自治体共同運営協議会(以下「協議会」という)に参加している。協議会は、参加自治体の共通事務である「電子申請サービス」と「電子調達サービス」の共同調達及び運営を行っている。

契約先については、協議会規約により、協議会がサービス提供事業者として選定した日本電気㈱と参加自治体が個別に委託契約を締結している。

電子申請サービスとは、住民や企業等がインターネットを通して参加自治体に申請・届出を行うことができるサービスである。

電子調達サービスとは、事業者がインターネットを通して参加自治体の実施する入札に応札することができるサービスである。

町田市が構築した基幹業務システムは、住民記録・税・福祉など自治体の基本的な市民サービスに係るシステムであり、上記の電子申請サービス及び電子調達サービスとは業務内容が異なっている。

この電子申請サービス及び電子調達サービスを、協議会を経ずに町田市独自で調達及び運用することは可能だが、共同で調達及び運営を行うことによって、本サービスにかかる費用及び業務量を削減している。

⑦ モニタリング手続の妥当性

モニタリングについては、運用保守、ヘルプデスク業務等、日常的に行われる業務については、仕様書に基づき、作業実績を月一回報告することとされており、同報告書及び

報告会が開催されるものについては報告会での質疑応答により、作業内容の把握と検査を実施している。

パソコン・プリンタの設置等、及び、システム内プログラムの法令対応変更業務については、仕様書に基づき、完了報告書等を提出させ、現品の動作状況も合わせて確認し、作業内容の把握と検査を実施している。

⑧ 課題への対応状況

平成 21 年度の事務事業管理データで挙げられていた情報システム運用管理事務の課題は次のとおりである。

情報システム運用管理事務の課題(「事務事業管理データ(2007 年度～2009 年度)より」)

1)	既存業務システムのコスト意識を高め、運用費用の抑制を図る必要がある。
2)	システム要員の IT スキルの維持、向上を図る必要がある。
3)	システム要員の調整能力の向上を図る必要がある。
4)	システム導入効果の分析・検証を行い、評価を活用する必要がある。
5)	システム障害の頻度を最小限にとどめる必要がある。
6)	業務継続性に適したバックアップデータ保管への見直しが必要である。

上記課題の現状について所管課に確認した結果は次のとおりで、監査の「結果」もしくは「意見」とすべき事項はないと判断した。

1)	情報システム課の事業費の決算額は、平成 23 年度の 2,214,119 千円をピークに、平成 24 年度は 1,930,936 千円、平成 25 年度は 1,792,033 千円と低減している。
2) 及び 3)	毎年、課員全員が情報システムの研修を受講している。
4)	コンピュータシステム等管理運営委員会にシステム評価を実施する専門部会を設置し、大規模なシステムの導入及び更改の際には、事前、事中、事後のシステム評価を投下資本利益率や重要業績評価指標の観点を中心に行っている。
5)	平成 23 年度に主要業務システムの仮想化が完了したため、各サーバのハードウェアに起因するシステム障害が極小化されている。
6)	主要業務システムについては、庁内とデータセンターの間でデータを持ち合い、どちらもシステムが稼働できる仕組みの構築を進めている。

情報システムに係る支出については金額が大きく、また、システム運用保守料などは競争性を働かせることが難しく、システムを開発した事業者、もしくはその系列の保守業者に委託することが一般的となっている。

情報システムに係る経費の削減に対する町田市の対応としては、システム更新時の対応とカスタマイズの最小化を図ることとしている。

町田市では原則として 5 年ごとに基幹システムの更新の必要性を検討している。その際にシステムの更新が必要とされた場合には、事業者の選定の際に競争入札を行うなど、競争性を確保して投資コストの削減を図るとしている。また、更新するシステムは、市販されているものを導入することを基本として、それをカスタマイズすることを極力抑え、汎用性を維持できるよう努めているとのことである。

情報システムに係る経費の削減については、近年、様々な分野で活用が進んでいるク

クラウドコンピューティング技術を電子自治体の基盤構築にも活用して、地方公共団体の情報システムの集約と共同利用を進める自治体クラウドの推進が求められている。しかしながら、現在の自治体クラウドは比較的規模の小さい団体に適したものであり、町田市の規模では十分な活用が図られていないのが現状である。

以上の情報システムに係る経費の削減についての取り組みについても、監査の「結果」もしくは「意見」とすべき事項はないと判断した。

○ 再委託のモニタリングについて

再委託が行われている契約のうち、主契約の金額上位 5 件をサンプルとして抽出し、再委託の状況を検討した。抽出した事案とその検討結果は次のとおりである。

表 46 監査対象として抽出した再委託契約の概要

No.	件名	概要
1)	東京電子自治体共同運営 電子申請サービス提供委託	都内地方公共団体との共同アウトソーシングにより運営する東京電子自治体共同運営サービス(電子申請)の利用に係る委託契約。
2)	東京電子自治体共同運営 電子調達サービス提供委託	都内地方公共団体との共同アウトソーシングにより運営する東京電子自治体共同運営サービス(電子調達)の利用にかかる委託契約。
3)	平成 25 年度 IC カード 標準システム保守契約	コンビニ交付に必要な、アプリケーションを搭載する IC カード標準システムの保守に係る委託契約。
4)	基幹業務システム(戸籍) コンビニ交付検証委託	コンビニ交付システムへの税証明及び戸籍証明のサービス追加に伴う、検証対応及びサーバ追加等の作業に係る委託契約。
5)	IC カード標準システム住民 基本台帳法適用作業委託	住民基本台帳法適用に対応するため、IC カード標準システムのバージョンアップ作業に係る委託契約。

No.	委託先	金額	再委託の内容	再委託先
1)	日本電気(株)	2,047 千円	①申請 ASP の開発・運用・保守の一部 ②研修業務 ③コールセンター業務、ヘルプデスク業務	①NECソフト(株) ②NECデザイン&プロ モーション(株) ③株BBC
2)	日本電気(株)	12,198 千円	①申請 ASP の開発・運用・保守の一部 ②研修業務 ③コールセンター業務、ヘルプデスク業務	①東日本電信電話(株) ②NECソフト(株) ③NTT コムテクノロジー (株) ④トランス・コスモス(株)
3)	財団法人自治 情報センタ ー	950 千円	①システム問合せの回答案作成 ②システム瑕疵におけるパッチファイル等作成 ③セキュリティ及びミドルウェアに係る情報収集	エヌ・ティ・ティ・コミュニ ケーションズ(株)
4)	富士ゼロック システムサ ービス(株)	2,593 千円	IC カード標準システムVer10.1適用作業	
5)		1,575 千円	IC カード標準システムに関する設定変更・シ ステム動作確認作業	

第4 外部監査の結果及び意見

No.	モニタリング
1)	東京都内の地方公共団体から構成される東京電子自治体共同運営協議会が、四半期毎に委託先業者から提出される SLA モニタリング報告書に基づき、再委託先の運用も含め、確認をしている。
2)	東京都内の地方公共団体から構成される東京電子自治体共同運営協議会が、四半期毎に委託先業者から提出される SLA モニタリング報告書に基づき、再委託先の運用も含め、確認をしている。
3)	委託先業者は再委託先業者より提出される毎月の定例報告及び現地作業場所の検査により業務内容の監督をしている。
4)	委託先業者は再委託業者からの報告書及び現場立会い等により、委託内容を確認している。また、町田市は委託先業者からの作業報告等により委託内容の確認をしている。
5)	委託先業者は再委託業者からの報告書及び現場立会い等により、委託内容を確認している。また、町田市は委託先業者からの作業報告等により委託内容の確認をしている。

※ 先方の再委託のモニタリング状況及び町田市としての確認方法

再委託については、委託契約書に、「(一括再委託の禁止)第3条 乙は、この契約について委託業務の全部または主要な部分を一括して第三者に委託することができない。ただし、あらかじめ甲の承諾を得た時はこの限りでない(東京電子自治体共同運営電子申請サービス提供委託契約書より)」とある。

今回のサンプルでは、事業者の作業内容について、委託先事業者が実施したものか、再委託先が実施したものかを、町田市は事前に把握し、作業内容を報告書等により事後に確認していることが把握できた。

(3) 監査の結果及び意見

① 日常的な保守とシステムの安定性、委託料の関係について【意見】

町田市が情報システムを導入しているのは、情報処理の効率化を主たる目的としている。このため、主たる目的である町田市の業務処理の効率性、及びそれに伴う費用が相応に削減されている必要があるところ、現状では、情報システム無くしては町田市の業務は実施困難なほどに情報システムが深く介在しており、両者を切り離して評価することは困難である。

情報システムを運用するには、まず初期投資を行う費用と、その後の運用で生じる問題等を発見し解決する費用、法令等環境の変化に対応するための費用が必要となるが、これらを全体として評価する場合、初期投資におけるシステムの堅牢性と使いやすい設計が行われていることが、その後の運用で生じる問題等の対応費用を左右するものであり、システム利用に伴う全体としてのコストということになる。

ここで、町田市は毎年、総合行政情報システム運用に関する委託料と、市全体のシステムに関する情報システム課の事務をサポートするためのヘルプデスク運用業務に関する委託料等を支出しており、これはシステムの運用で生じる問題等の対応費用にあたるものである。

これらの評価については、まずは日常的に行われた作業依頼内容の分類と件数集計を行い、それがユーザー側(町田市)の要望によるものなのか、システム自体の不具合、使用感の悪さによるものなのかを把握することから開始することが考えられる。これは、当初

の初期投資における良否を判断する材料にもなる。また、システム自体の不具合が多い場合、それはユーザー側(町田市)が負担する性質のものではないとも考えられる。

なお、町田市が使用しているシステムは、町田市による独自仕様追加等のカスタマイズはほとんど行われておらず、基本的には、メーカーが各自治体で使用可能なように開発した標準仕様のものを使っていることから、日常的に不具合が生じているということであれば、それはシステムの設計自体に問題があるともいえ、一律に町田市が負担すべきコストとも言い切れない。

情報処理に関する自治体の財政的支出は年々増加しているが、それが町田市の要因によるものなのか、事業者側の要因によるものなのかを区分し、今後の事業者の見積りの査定に活かしていくことが、把握しにくいにもかかわらず増加しがちな情報処理支出を見直す端緒になると考えるため、今後の委託料の算定事務に活かすことが望ましい。

なお、上記については、監査対象とした電算システム運用保守委託料に限定するのではなく、町田市が行う情報システムに対する支出全般に対する考え方を述べたものである。

② 運用保守委託料の見積について【意見】

町田市が契約している運用保守委託料のうち、最高額である総合行政情報システム運用については、平成 25 年度に見直しが行われ、引き下げられている。これは、市庁舎移転に伴い、委託事務量の軽減が見込まれるからであった。

一般に、委託料の積算根拠としては、事務量、必要人員数、常駐の要否、事務の難易度が考慮されると思われるが、事業者が提出した見積額をそのまま契約額として契約を締結することのないように、町田市としても過去の実績、同種の事例、事務の難易度、必要人員数等を踏まえて、積算根拠をもって事業者と交渉することが望まれる。

また、その積算根拠にいたる検証過程については、後日のために証跡を残すことが望ましい。

③ 運用保守委託料に関する他の自治体との比較について【意見】

今回の監査において、運用保守に関する委託料の他自治体との比較について町田市に確認したところ、町田市では、各自治体で異なるシステムの状況から、単純な比較は困難であると考えられるため、実施していないとの回答を得た。

しかしながら、町田市が使用している現行のシステム群は、ほとんどの部分で事業者の標準仕様のものを使用しており、これは事業者もその後の追加作業を軽減する目的から、標準的に起こりうるであろう想定処理を事前に組み込んで製品として供給しているものと考えられるところ当然であり、また、独自仕様は混乱やメンテナンスのコストを増加させるため、なるべく少なくすることも合理的であることから、町田市でも標準仕様で使用している。

このような事情は、概ね各自治体で共通に生じる判断であると考えられ、また、各自治体で様々な仕様を組み込んだとしても、それが初期投資として行われたのか、運用対応として行われているのかを考えれば、運用面での日常的な支出については、概ね平準化されると思われる。

同規模の自治体でどの程度の情報処理に関する支出が行われているかを調査し、町田市の現状を検証することも委託料検証のための一つの手法であろう。

なお、町田市では、システム導入時について、初期投資とその後の運用コストを含めたライフサイクルコストについては、他の自治体との比較を行っていることから、システム導入時に想定した運用コストとの比較は可能であるともいえるが、運用開始後の各年度に生じている実際の運用保守に関する委託料について、検証根拠、積算根拠の一つとして、他の自治体の状況を定期的に把握しておくことが望ましい。

④ システム変更の委託料について【意見】

システムの変更に関する委託については、プログラム本数等から委託料が算定されているが、どの程度の変更が行われているのかを確認することが望ましい。たとえば、税率の変更については、税率をパラメータ化し、プログラム自体の変更をなるべく少なくすることが通常であると思われるが、パラメータ1か所を修正するだけでもプログラム本数としてカウントされ、委託料に反映されていることも考えられる。

変更に関し、具体的にどこをどの程度修正する必要があるのか、作業工数は過去の他の事例に比べてどの程度重いものであるのか等、事業者の工数に関して、町田市も過去の経験等を踏まえ、具体的な積算根拠を持って事業者と交渉することが望ましい。

3. 庁舎管理事務【財務部庁舎活用課】

(1) 庁舎管理事務の概要

① 庁舎管理事務とは

庁舎管理事務とは、町田市役所の来庁者や働く職員等が快適・安全に町田市庁舎を利用できるよう、秩序の維持や清潔な状態を保つための事業である。

町田市は、新庁舎を建設して平成24年7月17日から業務を開始している。15施設に分散していた機能を新庁舎1か所に集約し、それに伴い、旧本庁舎をはじめとする多くの庁舎を閉鎖している。

表 47 新庁舎に伴う行政機能の移転

項目		内容
全ての機能が新庁舎に入った施設 (移転後に閉鎖)	1	森野分庁舎
	2	木曽庁舎
	3	中町分庁舎
	4	中町第二庁舎
	5	中町第三庁舎
	6	子ども家庭支援センター
	7	境川クリーンセンター
	8	健康福祉会館分館
一部機能が新庁舎に入った施設	9	町田市民フォーラム
	10	健康福祉会館
	11	町田市保健所
	12	町田リサイクル文化センター
	13	土木サービスセンター
	14	成瀬クリーンセンター

※上記の他、旧本庁舎が新庁舎に移転している。

② 監査対象とした委託契約

平成25年度の庁舎管理事務に含まれている次表の委託契約を監査対象とした。

表 48 監査対象とした庁舎管理事務の委託料(委託契約)の内訳

No.	契約名	契約先	契約額 (千円)	契約方法
㊦	町田市役所本庁舎総合管理業務委託	全協ビル管理連合協同組合 東京支局	238,245	一般競争入札
㊧	町田市役所本庁舎清掃業務委託	(株)サンアメニティ多摩支社	64,785	一般競争入札
㊨	町田市役所本庁舎立体駐車場専業務委託	タイヨー(株)	26,239	一般競争入札
㊩	水道事務所総合管理委託	(株)山美興産	6,714	指名競争入札
㊪	臨時警備業務委託	全協ビル管理連合協同組合 東京支局	494	随意契約
			203	随意契約
㊫	臨時清掃業務委託	(株)サンアメニティ多摩支社	20	随意契約
			16	随意契約
計			336,716	

※㊦、㊧、㊨は長期継続契約であり、契約額は総額を記載している。

庁舎管理事務のうち、総合管理委託は、24 時間体制で行う警備業務や中央監視施設をはじめとする様々な機器を管理・運転する設備管理業務、清潔に保つための日常清掃や外壁ガラス清掃等の特別清掃を行う清掃業務等、専門資格や専門知識を有した業者に委託し、合理的かつ適切な維持管理を行なうことにより、庁舎を常に最適な環境状態に保つとともに、安全・快適な機能を長期にわたり維持することを目的としている。当該目的達成のための基本方針は、①利用者の利便性向上及び衛生環境の確保に留意し、快適性の向上に努めること。②利用者の安全を確保するため、適切に危険防止の措置を講じること。③施設として、適切に性能を維持するとともに、長期的な耐久性が確保されるよう考慮すること。④光熱水費や修繕費等の縮減に努め、長期的な経済性に配慮すること。また、省エネルギー、省資源をはじめとして環境負荷の低減に努めることがあげられる。

また、町田市庁舎以外の隣接する立体駐車場の清掃・誘導業務や町田市の水道事務所の総合管理業務(警備・設備管理・清掃業務)等も含まれている。

(2) 監査対象とした委託業務の状況

① 事業実施の必要性

「結果」もしくは「意見」とすべき事項はない。

町田市役所庁舎の維持管理に係るものであり、町田市が主体となって行う必要がある。

② 委託することの合理性

「結果」もしくは「意見」とすべき事項はない。

③ 事業内容の明確性と妥当性

「結果」もしくは「意見」とすべき事項はない。

④ 委託先の選定手続の妥当性

「結果」もしくは「意見」とすべき事項はない。

なお、表 48 に記載した委託契約のうち、㉞、㉟、㊱については一般競争入札を行っている。

表 49 監査対象とした委託契約の一般競争入札の状況

	契約名	参加申込事業者数	予定価格	落札額	落札率
㉞	町田市役所本庁舎総合管理業務委託 (長期継続契約)	27	420,158 千円	238,245 千円	56.7%
㉟	町田市役所本庁舎清掃業務委託 (長期継続契約)	38	197,529 千円	64,785 千円	32.8%
㊱	町田市役所本庁舎立体駐車場誘導業務 委託(長期継続契約)	12	39,900 千円	24,990 千円	62.6%

⑤ 委託料の妥当性

「結果」もしくは「意見」とすべき事項はない。

⑥ 委託業務の適切性

完了届の取り扱いについて見直すべき事項がある。(詳細は「(3) 監査の結果及び意見」に記載している。)

⑦ モニタリング手続の妥当性・課題への対応状況

「結果」もしくは「意見」とすべき事項はない。

平成21年度の事務事業管理データで挙げられていた庁舎管理事務の課題は次のとおりである。

庁舎管理事務の課題(「事務事業管理データ(2007年度～2009年度)より」)

1)	来庁者・職員の安全・安心の確保のため、警備員の配備が必要な事態が増加している。
2)	本庁舎事務室の狭隘により、複数の分庁舎に業務が分散しているため、市民にとって利便性に欠けている。
3)	庁舎の老朽化に伴い、維持管理に負担がかかる。

上記の課題は旧庁舎を対象としたものである。

新庁舎移転後の現時点では特段の課題は見受けられないが、将来的には、様々な課題が生じる可能性が考えられる。その一つは修繕への対応である。

現在は、対症的に劣化箇所を補修する従来型の事後保全から、劣化が進む前にこまめに補修する予防保全の考え方が拡がりつつある。新庁舎についても、将来的には長期的な修繕計画を策定し、対応を図っていく必要があると考える。

(3) 監査の結果及び意見

① 業務完了報告書の添付資料の統一について【意見】

町田市が株式会社サンアメニティ多摩支社と締結した臨時清掃業務委託は、①市庁舎地下駐車場通路清掃業務と②市庁舎2階キッズコーナー特別清掃業務の2つとなっている。いずれも仕様書において、委託先には業務終了後、速やかに業務完了報告書を提出することを求めている。

この点、②にあつては、業務完了報告書の添付資料として清掃の様子を示した写真が複数つけられている。一方、①については、業務完了報告書の添付資料として清掃の様子を示した写真が提出されていなかった。

理由を確認したところ、①は車路についた油のしみ取りであり、清掃の実施確認が現地で容易に行えたが、②はキッズコーナーにあるソファを分解し、清掃後組み立てて現状に戻すため、清掃の実施確認が現地で行えない部分があり、写真の提出を求めたとのことであった。しかしながら、①、②いずれも清掃業務であり、清掃の様子を示した写真については、業務完了報告書の添付資料として統一的に提出を求める必要がある。

4. 心身障がい者援護事業【地域福祉部障がい福祉課】

(1) 心身障がい者援護事業の概要

① 心身障がい者援護事業とは

心身障がい者援護事業は、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(障害者総合支援法)」第 77 条に規定する、市町村が行う地域生活支援事業の一つである。

障害者総合支援法第 77 条の規定を受けて、町田市は、「町田市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の施行に関する条例」及び「町田市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の施行に関する条例施行規則」(以下「施行規則」という。)を定め、必要な事項を規定している。

施行規則は、次表の事業を町田市が行う地域生活支援事業と定めており、心身障がい者援護事業は「9) 移動支援事業」に該当するものである。

施行規則が定めている移動支援事業とは、一人では外出が困難な身体障がい者(肢体不自由)、知的障がい者、精神障がい者等に対し、ヘルパーが同行し、円滑に外出できるよう支援する事業である。

表 50 町田市が行う地域生活支援事業

項目
1) 理解促進研修・啓発事業
2) 自発的活動支援事業
3) 相談支援事業
4) 成年後見制度利用支援事業
5) 成年後見制度法人後見支援事業
6) 意思疎通支援事業
7) 日常生活用具給付等事業
8) 手話奉仕員養成研修事業
9) 移動支援事業
10) 地域活動支援センター機能強化事業
11) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事業

② 監査対象とした心身障がい者援護事業に含まれている委託契約

平成 25 年度の心身障がい者援護事業に含まれている委託契約は次表のとおりである。

主なものは、町田市障がい者等移動支援事業委託契約(以下「移動支援事業委託契約」という。)で、委託料の総額は 129,727 千円である。契約相手先は、多数の障がい者への移動支援を同時に実施するために、これまでに実績のある 62 事業者と随意契約を締結している。その中で委託料が最も多額なのが、次表に記載した「特定非営利活動法人 地域であたりまえに育つ営みを支援する会ひまつぶし de すぷ〜んヘルパーステーション」(以下「ひまつぶし de すぷ〜ん」という。)との委託契約(委託料 73,618 千円)で、この契約を監査対象とした。

表 51 心身障がい者援護事業に含まれている委託契約

No.	契約名	契約先	支出額 (千円)	契約方法
㊦	町田市障がい者等移動支援事業委託	ひまつぶし de すぶ〜ん	73,618	随意契約
㊧		その他 61 件	59,513	
—		小計	133,131	
㊨	ヘルプカード作成業務委託	イコープリント	735	指名競争入札
㊩	ヘルプカード(カードケース・ループ紐) 作成委託	弘文堂	771	随意契約
㊪	ヘルプカード広告業務委託	(株)アドベル	504	随意契約
合計			135,141	

※ 上表の「㊦. 町田市障がい者等移動支援事業委託契約」を監査対象とした。

(2) 監査対象とした委託業務の状況

① 事業実施の必要性

「結果」もしくは「意見」とすべき事項はない。

障害者総合支援法により、平成 18 年 10 月から、外出看護は地域生活支援事業の移動支援として町田市の事業に位置づけられており、町田市が主体となって行う必要がある。

② 委託することの合理性

「結果」もしくは「意見」とすべき事項はない。

移動支援事業について町田市は、「町田市障がい者等移動支援事業実施要綱」(以下「実施要綱」という。)で必要な事項を定めている。

実施要綱は、移動支援は、市長が適切に実施することができるものとして委託した業者が行うものと定めており(実施要綱第 4)、委託を前提とした事業となっている。本事業は、多数の障がい者への移動支援を同時に実施する必要があるため、市だけでは対応が難しく、外部に委託することが合理的である。

③ 事業内容の明確性と妥当性

実施要綱については、「町田市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の施行に関する条例施行規則」に基づき必要な事項を定めているが、条例施行規則の参照条文に誤りがある。(詳細は「(3) 監査の結果及び意見」に記載している。)

なお、利用対象者や利用対象となる外出の目的及び利用時間等は、実施要綱で明確化されている。

表 52 移動支援事業の利用対象者等

項目	内容
利用対象者	<ul style="list-style-type: none"> ○ 障害者総合支援法第 4 条に規定する障がい者及び障がい児(以下「障がい者等」という。)であって、その者及びその保護者が市内に居住地を有するもののうち、外出の際に移動の支援が必要と町田市福祉事務所長(以下「福祉事務所長」という。)が認める中学生以上のものとする。 ○ 身体障がいに係る障がい者等については、両上肢及び両下肢の機能障が

項目	内容
	<p>いを有する者で、肢体不自由の障がい程度の等級が1級であるもの、またはこれに準ずると福祉事務所長が認めるものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 障害者総合支援法第19条第3項に規定する特定施設入所障がい者であって、同項に規定する特定施設への入所前に有した居住地が市内である者は対象とする。 ○ 障害者総合支援法第5条第3項に規定する重度訪問介護または同条第5項に規定する行動援護の支給決定を受けている者は、対象者としてしない。
移動支援事業の対象となる外出の目的	<ol style="list-style-type: none"> 1) 社会生活を営む上で必要不可欠な外出 2) 余暇等の社会参加のための外出 3) 上記の他、福祉事務所長が必要と認める外出
利用時間	福祉事務所長が別に定める基準により算定した時間数を限度とする

④ 委託先の選定手続の妥当性

「結果」もしくは「意見」とすべき事項はない。

町田市障がい者等移動支援事業委託は随意契約によっている。同委託業務は、ひまつぶし de すぷ〜んに対するものが最大となっているが、ひまつぶし de すぷ〜んと随意契約を締結する理由は、多数の障がい児・者への移動支援を同時に実施するにあたり、これまで利用申請者に提供実績のある事業者との随意契約を行うとしている。

また、ひまつぶし de すぷ〜ん以外の事業者について、変更や追加の申請はその都度対応することとしている。

⑤ 委託料の妥当性

「結果」もしくは「意見」とすべき事項はない。

契約額は次のように算定しているが、町田市に裁量の余地はないものとなっている。

- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(障害者総合支援法)に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成18年9月29日厚生労働省告示第523号、以下、算定基準という。)別表第3の1(同行援護サービス費)を準用した額に、算定基準の規定に基づき、厚生労働大臣が定める一単位の単価(平成18年9月29日厚生労働省告示第539号)の別表にかかげる割合を乗じた額とする。
- 算定基準及び算定基準に基づき厚生労働大臣が定める一単位の単価に改正があった場合は、最新の基準に準じた額とする。

⑥ 委託業務の適切性

「結果」もしくは「意見」とすべき事項はない。

⑦ モニタリング手続の妥当性・課題への対応状況

「結果」もしくは「意見」とすべき事項はない。

心身障がい者援護事業については、利用率を基準とするのか、利用状況(利用回数)を基準とするのかなど、成果指標の設定が難しい面がある。重要なのは、心身障がい者援護事業を行っていることと、そのサービスの内容を周知させることと思われる。このことについては、養護学校での告知や市が作成しているガイドブックでの紹介を行うことで、町田市は周知に努めている。

⑧ 課題への対応状況

「結果」もしくは「意見」とすべき事項はない。

平成 21 年度の事務事業管理データには、心身障がい者援護事業について次の課題が示されている。

心身障がい者援護事業の課題(「事務事業管理データ(2007 年度～2009 年度)より」)

- | |
|---|
| 1) 「社会参加の内容」等、時代の変化に伴って制度疲労している部分もみられるため、制度内容や対象者等の見直しを検討する必要がある。 |
| 2) 支援の内容から限られた事業所に集中し、人的な問題で利用者のニーズに対応しきれていない。 |
| 3) 移動支援(ガイドヘルプ)を専門に行うヘルパーの育成が必要。 |

また、平成 21 年 6 月の定例会において、当時の地域福祉部部長が次のように発言している。

平成 21 年 6 月定例会議事録

「現状、移動支援につきましては、障害者自立支援法の中のサービスとしては存在しておりますけれども、まだまだ知的障がいを中心とした移動支援、それも一般的には通院ですとか、そういった目的限定になっているという状況がございますので、このあたりにつきましては、充実に向けた研究は行っていきたいというふうに思います。」

上記の課題や市議会での発言に対して、従来、移動支援の利用対象者を知的障がい者に限定していたが、平成 23 年 4 月より、身体障がい者(両上肢及び両下肢の機能障害を有する者で、肢体不自由の障がい程度が 1 級であるもの、またはこれに準ずると福祉事務所長が認めるもの)が利用対象者に新たに加わっている。

(3) 監査の結果及び意見

① 参照条文の相違について【結果】

実施要綱は、町田市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の施行に関する条例施行規則の規定に基づき必要な事項を定めているが、次のとおり、条例施行規則の参照条文が誤っている。

参照している条例施行規則第 8 条は、相談支援事業に係る条文であるから、移動支援事業に係る条文である第 14 条を参照しなければならない。

実施要綱を適切に修正する必要がある。

町田市障がい者等移動支援事業実施要綱

第1 趣旨

この要綱は、町田市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の施行に関する条例施行規則**第8条**の規定に基づき、外出が困難な障がい者等に対し、円滑に外出することができるよう支援する事業に関し、必要な事項を定めるものとする。

町田市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の施行に関する条例施行規則

(相談支援事業)

第8条 第5条第3号に掲げる相談支援事業は、…(以下、略)

(移動支援事業)

第14条 第5条第9号に掲げる移動支援事業は、外出が困難な障がい者等に対し、異動のための便宜を供与することにより、円滑に外出することができるよう支援することを目的とする。

5. 予防接種事業【いきいき健康部健康課】

(1) 予防接種事業の概要

① 予防接種事業とは

予防接種とは、疾病に対して免疫の効果をさせるため、疾病の予防に有効であることが確認されているワクチンを人体に注射し、又は接種することをいう(予防接種法第2条第1項)。

予防接種には、予防接種法に基づき実施される定期予防接種及び臨時予防接種と、予防接種法に基づかない任意予防接種がある。定期接種は特別区を含む市区町村長が行い(以下同じ)、臨時接種は、厚生労働大臣が定める疾病で都道府県知事が行うか、市町村長が行うよう都道府県知事が指示できるとされている。

町田市が行っている主な予防接種事業は、予防接種法により市町村が行うとされている定期接種に該当するものである。

予防接種法第5条

(市町村長が行う予防接種)	
第5条	市町村長は、A類疾病及びB類疾病のうち政令で定めるものについて、当該市町村の区域内に居住する者であって政令で定めるものに対し、保健所長(特別区及び地域保健法(昭和22年法律第101号)第5条第1項の規定に基づく政令で定める市(第10条において「保健所を設置する市」という。))にあつては、都道府県知事の指示を受け期日又は期間を指定して、予防接種を行わなければならない。

定期接種は、A類疾病とB類疾病に分けられる。

表 53 定期接種の分類

分類	特徴	疾病(※1)	
A類疾病	主にまん延防止、重篤な疾患の予防に重点。本人(保護者)に努力義務があり、市町村長または都道府県知事は接種を積極的に勧奨する。	1)	ジフテリア
		2)	百日せき
		3)	急性灰白髄炎(ポリオ)
		4)	麻しん
		5)	風しん
		6)	日本脳炎
		7)	破傷風
		8)	結核(BCG)
		9)	インフルエンザ菌 b 型(Hib)感染症
		10)	小児の肺炎球菌感染症
		11)	ヒトパピローマウイルス感染症(HPV)(※2)
B類疾病	主に個人予防に重点。本人(保護者)に努力義務はなく、市町村長または都道府県知事は接種を積極的に勧奨していない。	12)	インフルエンザ

※1 対象年齢は予防接種法施行令で規定

※2 ヒトパピローマウイルス感染症(HPV)については、平成25年6月14日の厚生労働省通知に基づき、積極的な接種勧奨を見合わせている。

② 予防接種事業に含まれる委託契約

平成 25 年度の予防接種事業に含まれている委託契約は次表のとおりである。

主なものは予防接種委託で、支出額は 678,046 千円である。そのほかに BCG 予防接種委託(支出額 19,552 千円)及びBCG 予防接種事業を実施する際の駐車場管理業務の委託(支出額 43 千円)があり、これら 3 事業を監査対象とした。

表 54 予防接種事業に含まれている委託契約

No.	契約名	契約先	支出額(千円)	契約方法
㉞	予防接種委託	一般社団法人町田市医師会	678,046	随意契約
㉟	BCG 予防接種委託	一般財団法人産業保健研究財団	19,552	随意契約
㊱	駐車場管理業務委託	公益社団法人町田市シルバー人材センター	43	随意契約
合計			697,643	—

町田市が行っている予防接種事業の形態は、個別予防接種事業と集団予防接種事業に区分され、集団予防接種事業としては BCG 予防接種事業がある。

個別予防接種事業は、上表の㉞予防接種委託により行われているもので、予防接種法等に基づき、伝染の恐れがある疾病の発生及びまん延を予防するために個別予防接種を行い、市民の公衆衛生の向上及び増進を図ることを目的としている。

市民が市内の指定医療機関において所定の予防接種を個別に受けた場合に、その費用の一部または全部を市が負担するもので、契約先を一般社団法人町田市医師会(以下「町田市医師会」という。)とし、町田市医師会が指定医療機関の実績を月次で集計し、町田市に報告することとされている。契約方法は、事業開始以来、町田市医師会との随意契約となっている。

BCG 予防接種事業は、上表の㉟BCG 予防接種委託により行われているもので、予防接種法第 2 条に基づき、生後 1 歳未満の乳児に対し予防接種を実施しているものである。

市民センター、健康福祉会館等、町田市の施設において、実施する事業であり、その費用を市が負担している。町田市の施設において集団的に行われることから、集団予防接種が実施可能な団体である一般財団法人産業保健研究財団に委託している。

また、BCG 予防接種事業に付随して行われている駐車場管理業務については、公益社団法人町田市シルバー人材センターに委託している。

図 6 町田市が行っている主な予防接種事業



なお、上記「予防接種事業」の他にも、町田市は、予防接種を対象とする事業として、「任意予防接種事業(委託料 17,552 千円)」、「高齢者予防接種事業(委託料 83,882 千円)」を実施しているが、今回の監査対象からは除外している。

(2) 監査対象とした委託業務の状況

① 事業実施の必要性

「結果」もしくは「意見」とすべき事項はない。
 予防接種事業は、予防接種法第5条により市町村が行うとされている事業である。

② 委託することの合理性

集団接種形態を採用している BCG 予防接種委託契約については、委託のあり方について検討が必要である。(詳細は「(3) 監査の結果及び意見」に記載している。)

③ 事業内容の明確性と妥当性

「結果」もしくは「意見」とすべき事項はない。
 予防接種法施行令において、市町村が予防接種を行うとされている疾病と、町田市が行っている予防接種との関係は次表のとおりであり、事業内容について、特段の問題は見受けられない。

表 55 町田市が行っている予防接種

分類	疾病	委託契約名(事業名)
A 類疾病	1) ジフテリア	予防接種委託 (個別予防接種事業)
	2) 百日せき	
	3) 急性灰白髄炎(ポリオ)	
	4) 麻しん	
	5) 風しん	
	6) 日本脳炎	
	7) 破傷風	
	8) 結核(BCG)	BCG 予防接種委託 (集団予防接種事業)
	9) インフルエンザ菌 b 型(Hib)感染症	任意予防接種事業(監査対象外)
	10) 小児の肺炎球菌感染症	任意予防接種事業(監査対象外)
	11) ヒトパピローマウイルス感染症(HPV)	任意予防接種事業(監査対象外)
B 類疾病	12) インフルエンザ	高齢者予防接種事業(監査対象外)

④ 委託先の選定手続の妥当性

「結果」もしくは「意見」とすべき事項はない。
 個別予防接種事業は地域医療機関との連携により行うことが重要であり、町田市随意契約ガイドライン 2 の(3)に該当するため、町田市医師会との随意契約としている。
 BCG 予防接種事業は、特定の事業者と長期間随意契約により行われているが、これについて町田市は、「本事業には高度な専門性を有する医療技術者の安定した供給や、会場での接種事故を防止するために市の実施方法に熟知したスタッフが必須であるため。」を理由に挙げている。また、このことに加えて、特に近年、BCG 予防接種を集団で行う自治体が減少していることから、事業者の統廃合が生じ、事業者の選択の幅が狭くなっていることも考えられる。

⑤ 委託料の妥当性

「結果」もしくは「意見」とすべき事項はない。

個別予防接種事業の委託である予防接種委託契約は単価契約となっている。予防接種の対象となっている疾病ごとに単価を定めており、疾病ごとに実績を乗じた額が委託料(支出額)となっている。また、それぞれの単価は、厚生労働省の基準に準拠している。

集団予防接種事業の委託であるBCG 予防接種委託契約の委託料は、事業者との個別交渉で決定している。契約額は定額分と規定人数(80 人)超過分からなり、その内訳は次のとおりである。

定額分:450,000×12 か月×3 回+消費税	17,010 千円
規定人数超過分:5,850 円×950 人分+消費税	5,835 千円
合計	<u>22,845 千円</u>

委託契約では、規定人数超過分を 950 人と仮定して額を定めているが、実際の委託料(支出額)は実際の超過人数によっており、平成25年度の委託料(支出額)は19,552千円であった。

⑥ 委託業務の適切性

「結果」もしくは「意見」とすべき事項はない。

個別予防接種委託は町田市医師会との契約となっている。同医師会は個別の医療機関からの種別ごとの予防接種実績を月次集計し、まとめたものを町田市に提出することとなっている。直近年度の集計資料を調査したところ、特に異常点は検出されなかった。

BCG 予防接種委託についても同様に、直近年度の集計資料を調査したところ、異常と思われる事項は検出されなかった。

駐車場管理業務委託についても同様に、直近年度の集計資料を調査したところ、異常と思われる事項は検出されなかった。

⑦ モニタリング手続の妥当性・課題への対応状況

「結果」もしくは「意見」とすべき事項はない。

平成21年度の事務事業管理データで挙げられていた予防接種事業の課題は次のとおりである。

予防接種事業の課題(「事務事業管理データ(2007 年度～2009 年度)より」)

- | |
|--|
| 1) 国の麻しん排除計画に基づき、2008 年度から中学・高校生への麻しん風しんワクチンの 2 回目接種が開始されたが、目標の 95%には届いていないため、関係機関と協力して接種勧奨を進めていく。 |
| 2) 接種勧奨再開に伴う日本脳炎ワクチン接種者の増加にそなえ、準備を進めていく |
| 3) 任意接種については国の動向を注視していく(※) |

※ 2009 年度時点では、麻しんの予防接種が予防接種事業のなかの任意予防接種に位置づけられていた。

上記の課題に対して、最近の麻しん風疹ワクチンの接種率は次のとおりで、目標とされている 95%に近づきつつある。

- 平成 25 年度:93.2%(1 期・2 期の平均)
- 平成 24 年度:92.5%(1～4 期の平均)
- 平成 23 年度:88.5%(1～4 期の平均)

BCG 予防接種の直近 8 年間の接種率は次表のとおりである。年度によりばらつきはあるものの概ね 96%前後の接種率となっている。事業の目標値としては、「まちだ健康づくり推進プラン第 4 次町田市保健医療計画(2012 年度～2016 年度)」において、2016 年度の BCG ワクチン接種率の目標値を 98%に設定している。目標値との乖離は、合理的な範囲であると思われる。

表 56 BCG 予防接種の接種率推移

年度	H18年度	H19年度	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度
接種率	96.2%	92.4%	97.2%	98.5%	94.5%	97.6%	86.3%	110%

(注) 接種率は[接種者数/当年度に対象者となる人数]のため、100%を超える場合がある。

(3) 監査の結果及び意見

① BCG 予防接種事業について【意見】

現在、BCG 予防接種事業は集団接種形態で実施されている。

予防接種の形態には個別接種と集団接種がある。個別接種は、医療機関(診療所や病院)で予防接種を受ける方法で、集団接種とは、市区町村が指定する日時・場所に集まって予防接種を受ける方法である。

表 57 集団接種と個別接種の比較

項目	集団接種	個別接種
接種日時	自治体(市区町村)が指定	保護者とかかりつけ受託医療機関で相談して決定
接種場所	自治体(市区町村)が指定	医療機関(診療所や病院など)を保護者が選定
メリット	学校で実施すると学生は受けやすい	・子どもの体調に合わせて受けられる ・子どもの普段の健康状態を知っているかかりつけ受託医療機関で受けられる
デメリット	指定された日時・場所以外では受けられない	学生などは時間的に制限がある

集団接種のメリットは、学校で実施すると学生は受けやすいこととされているが、BCG 予防接種については、対象者は 1 歳未満(標準的な接種期間は生後 5 か月以上～8 か月未満)のためこのメリットはあてはまらず、指定された日時・場所以外では受けられないというデメリットはあてはまることになる。

厚生労働省の予防接種ガイドラインでは、予防接種は、原則として個別接種により実施することとしており、やむを得ず集団接種で実施する場合には、個別接種の場合と同様に十分な予診を行えるよう、会場、担当医師数及び予診方法を設定するとしており、厚生労働省は個別接種を推奨している。

市が保有している資料によれば、BCG 予防接種を集団接種で行っている地方公共団体は、団体数で 17%、接種対象者数で 25.8%となっている。一方、個別接種は、団体数

で79%、接種対象者数で71.6%を占めており、現状では個別接種が主流となっている。

町田市のBCG予防接種事業については、長期間、特定の事業者との間で随意契約により業務を委託している。この委託料については、厚生労働省や東京都などが定めている基準はなく、市と事業者との個別交渉で決定しているが、この委託料について、個別接種と比較して優位性があるのかは不明確である。

BCG予防接種を集団接種で行うことについては、委託料に経済的な優位性があるのかが不明確であることを含め、メリットが見出せないのが現状である。また、予防接種については、厚生労働省が個別接種を推奨しており、他の地方公共団体においてもBCG予防接種については、個別接種が主流となっている現状を踏まえると、町田市もBCG予防接種事業のあり方を見直す必要がある。

表 58 BCG接種自治体調査集計表(平成 26 年度)

接種形態	自治体数	比率	接種対象者数	比率
個別接種	645	79%	697,318 人	71.6%
完全併用	16	2%	16,864 人	1.7%
集団接種の漏れのみ個別接種	16	2%	8,994 人	0.9%
集団接種	135	17%	250,807 人	25.8%
合計	812	100%	973,983 人	100%

出典:平成 26 年度第 1 回 BCG 接種自治体調査集計表(日本ビーシージー製造株式会社 日本ビーシージー製造株式会社自治体調査チーム)

6. 道路等清掃事業【建設部道路補修課】

(1) 道路等清掃事業の概要

① 道路等清掃事業とは

道路等清掃事業とは、市道及び建設部管理の公共用地の適切な維持管理のため、市内主要駅前等の清掃、市内各所のバス路線、生活道路、側溝等排水施設の清掃等を行うものである。

同事業は建設部道路補修課調査係が所管しており、実際の清掃業務は、専門性を持った清掃事業者もしくは公益社団法人町田市シルバー人材センター(以下「シルバー人材センター」という。)に委託している。

② 監査対象とした委託契約

平成25年度の道路等清掃事業に含まれている委託契約は次表のとおりである。

道路清掃業務委託(委託料 57,140 千円)、町田駅前総合清掃業務委託(委託料 26,596 千円)などが含まれている。

これらのうち、アからクまでの8件の委託契約を監査対象とした。

表 59 道路等清掃事業に含まれている委託契約

No.	契約名	契約先	支出額 (千円)	契約方法
㊦	町田駅前総合清掃業務委託	(株)町田清掃社	26,596	指名競争入札
㊧	多摩境駅前清掃業務委託	(株)町田清掃社	1,927	指名競争入札
㊨	駅前清掃業務委託	シルバー人材センター	5,235	随意契約
㊩	側溝清掃業務委託	(株)町田清掃社	5,508	随意契約
㊪	道路清掃業務委託 単価契約	(株)町田清掃社	57,140	随意契約
㊫	路面清掃業務委託	(株)町田清掃社	8,232	指名競争入札
㊬	産業廃棄物処分委託「混合ごみ」単価契約	(株)旭商会	5,538	随意契約
㊭	産業廃棄物処理業務委託「汚泥ごみ」 (単価契約)	(株)三菱商事	11,097	指名競争入札
㊮	道路用地・代替地等草刈委託単価契約(その1)	(有)山口木材緑化	12,919	指名競争入札
㊯	植樹帯等除草業務委託	シルバー人材センター	9,611	随意契約
㊰	尾根緑道景観草花栽培管理委託	小川 由一	1,298	随意契約
㊱	尾根緑道清掃管理委託	シルバー人材センター	128	随意契約
	計		145,234	

監査対象とした道路等清掃事業に含まれる委託契約は、駅前等清掃業務、産業廃棄物処理業務及び道路等清掃業務に区分される。

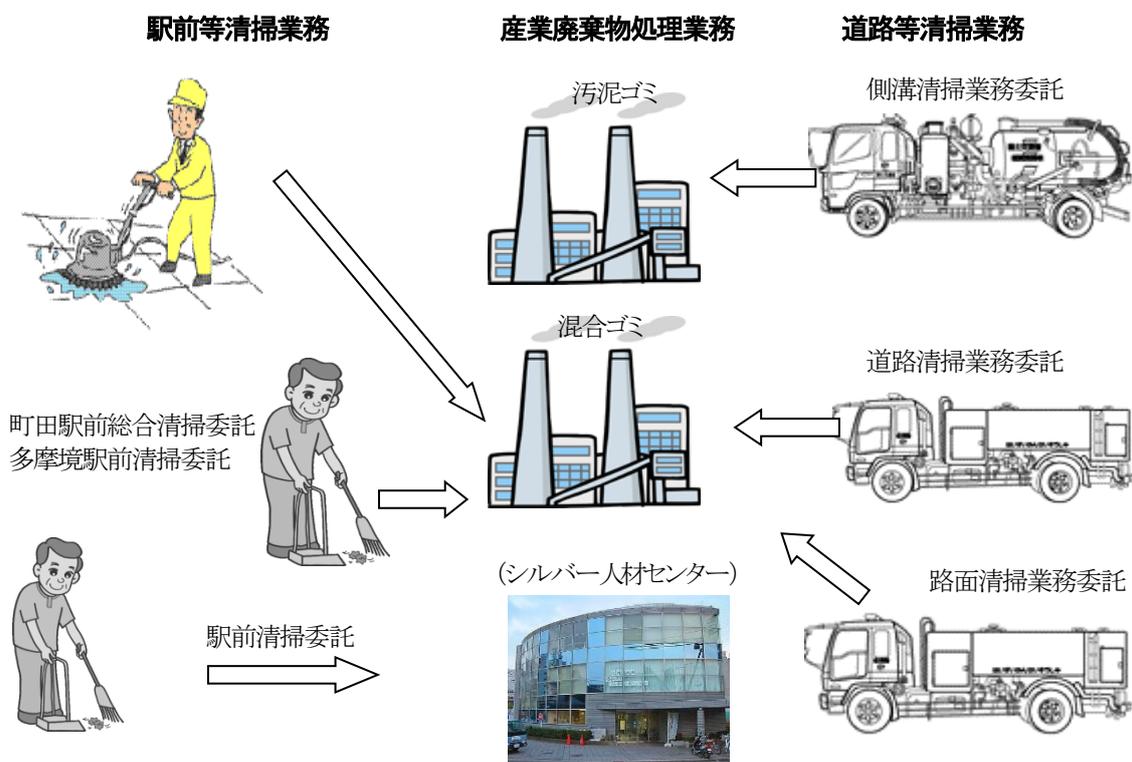
それぞれの業務内容等は次表のとおりである。

表 60 監査対象とした委託契約の業務内容等

区分	契約名	No.	業務内容	実施回数・時期
駅前等 清掃業務	町田駅前総合清掃 業務委託	㊦	駅前道路・歩行デッキ等の機械清掃、手掃清掃、水拭き等及び排出ごみの運搬	年1回から12回 他週5回
	多摩境駅前清掃 業務委託	㊧	駅前広場、歩道の機械清掃、手掃清掃及び排出ごみの運搬	月1回

第4 外部監査の結果及び意見

区分	契約名	No.	業務内容	実施回数・時期
	駅前清掃業務委託	㊦	町田市主要 6 駅の手掃き清掃、屑入れのごみの回収、不法投棄物の回収及び排出ごみの運搬・処理	町田駅前 週 5 日 その他 週 3~6 日
道路等 清掃業務	側溝清掃業務委託	㊥	市の指示する市内の側溝・集水枠の清掃と排出ごみの運搬 清掃場所は、市が事前に必要箇所を確認して指示	年 1 回
	道路清掃業務委託 (単価契約)	㊤	側溝、排水管きよ、集水枠、歩道等の清掃、樹木の剪定他、排出ごみの運搬 清掃場所は、住民の要望をもとにその都度市が指示	随時
	路面清掃業務委託	㊣	市内バス路線の定期清掃 清掃場所は、延長 137.177 km の路面	年 8 回
産業廃棄物 処理業務	産業廃棄物処分委託 「混合ゴミ」単価契約	㊢	道路清掃業務委託、町田駅前総合清掃委託、多摩境駅前清掃委託により排出したごみの処理	随時
	産業廃棄物処理業務委託「汚泥ゴミ」 (単価契約)	㊡	側溝清掃業務委託、道路清掃業務委託により排出したごみの処理	随時



(2) 監査対象とした委託業務の状況

① 事業実施の必要性

「結果」もしくは「意見」とすべき事項はない。

市町村の区域内に存する道路で、市町村長がその路線を認定したものを市町村道とい(道路法第 8 条第 1 項)、市町村道の管理は、その路線の存する市町村が行う(道路法第 16 条第 1 項)とされている。すなわち、市道の維持管理は市が行う必要がある。

② 委託することの合理性

「結果」もしくは「意見」とすべき事項はない。
 高度・専門的な知識等が必要など、委託することに合理性が認められる。

③ 事業内容の明確性と妥当性

シルバー人材センターと専門業者による清掃の業務について、重複している業務があり、それぞれの業務内容を見直す必要がある。(詳細は「(3)監査の結果及び意見」に記載している。)

④ 委託先の選定手続の妥当性

監査対象とした 8 件の委託先の選定手続について、「結果」もしくは「意見」とすべき事項はない。なお、8 件のうち 4 件は指名競争入札、残り 4 件は随意契約であったが、随意契約としたものについて、その理由は次表のとおりである。

表 61 随意契約とした理由

No.	契約名	契約先	随契理由
㊦	駅前清掃業務委託	シルバー人材センター	<ul style="list-style-type: none"> ○ 地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 3 号に該当するため。 ○ 高年齢者等の雇用の安定等に関する法律第 41 条第 1 項に規定するシルバー人材センター連合若しくは同条第 2 項に規定するシルバー人材センターに該当するため。
㊧	側溝清掃業務委託	(株)町田清掃社	<ul style="list-style-type: none"> ○ 地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号に該当するため。 ○ 市が行う事業を円滑かつ安定して継続的に実施するため、市の政策的判断により決定した団体又は組織に委託等する契約に該当するため。
㊨	道路清掃業務委託 (単価契約)	(株)町田清掃社	<ul style="list-style-type: none"> ○ 地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号に該当するため。 ○ 特別な権利、許認可、免許又は資格若しくは特殊な技術、技能、機器又は設備等を必要とする契約で、これらを保有する者と契約を締結する必要があるときに該当するため。 <ul style="list-style-type: none"> i. 市内業者で本件業務全てに対応できる業者が本件選定業者のみであるため。 ii. 本件業務は、大雨等災害発生時・緊急時に昼夜の別なく作業箇所迅速に対応できることを求めているため。
㊩	産業廃棄物処分委託 「混合ごみ」 単価契約	(株)旭商会	<ul style="list-style-type: none"> ○ 地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号に該当するため。 ○ その性質又は目的が競争入札に適しないものをするときに該当するため。 ○ 町田市中心部(本庁所在地)から処分場まで 20kmの距離制限に適合した混合ゴミ処分業者が本件選定業者のみであることから、競争入札不相当として契約課から戻された案件で、現在も条件を満たす他の業者がないため。

⑤ 委託料の妥当性

監査対象とした8件の委託料の妥当性について、「結果」もしくは「意見」とすべき事項はない。なお、8件のうち随意契約である4件の委託料の設定方法は次表のとおりである。

No.	契約名	契約先	委託料の設定方法
㊦	駅前清掃業務委託	シルバー人材センター	作業内容によって900円/時、もしくは960円/時の単価を設定
㊧	側溝清掃業務委託	(株)町田清掃社	東京都の定める基準額をベースに、事業者との交渉により決定
㊨	道路清掃業務委託 (単価契約)	(株)町田清掃社	業務内容は227の工種から構成されており、工種ごとに単価が設定されている。
㊩	産業廃棄物処理業務委託 (混合ごみ)	(株)旭商会	事業者からの参考見積 39,900円(1トンあたり)

⑥ 委託業務の適切性

路面清掃業務委託については、清掃のタイミングを見直す必要がある。(詳細は「(3) 監査の結果及び意見」に記載している。)

⑦ モニタリング手続の妥当性・課題への対応状況

「結果」もしくは「意見」とすべき事項はない。

平成21年度の事務事業管理データで挙げられていた道路等清掃事業の課題は次のとおりである。

道路等清掃事業の課題(「事務事業管理データ(2007年度～2009年度)より」)

1) 予算に限度があるため、市内全部の道路等の清掃は困難である。
2) 管理道路の増加に伴った予算の確保が必要である。
3) 緊急な案件については緊急対応をしているが、要望が増加していることから待ち日数を要する案件も多く、対応に苦慮している。
4) 町田駅は乗降客数が非常に多いので、町田駅前総合清掃業務委託で実施している清掃範囲を広げ、排水施設やペDESTリアンデッキの天井・壁面の清掃を充実させ、清掃による施設維持管理によって施設全体の寿命を延ばす必要がある。

上記の課題に対して、道路等の清掃に係る予算は削減傾向にある。そのこともあり、予防保全的な対応は難しく、対症的に劣化箇所を補修する従来型の事後保全を行っているのが現状である。なお、緊急な案件については、通行に支障が生じている場合には早急な対応を図っているとのことである。

(3) 監査の結果及び意見

① 路面清掃業務委託の清掃のタイミングについて【意見】

路面清掃業務委託は、町田市があらかじめ指示した市内71路線・延長137.177kmの路面を年8回、町田市の指示する月にスノーパー車による清掃を行うものである。

次の写真は、平成26年3月の委託先が提出した路面清掃の作業前、作業中及び作業

後を撮影したものである。写真をみる限り、清掃前から路面上にごみや汚物がほとんど見当たらず、清掃が必要かどうか検討の余地があったと思われる。

路面清掃業務委託は、紅葉後の落ち葉や台風後の埃の除去等の道路維持を目的としている。このため、清掃が必ずしも必要でない月がある一方で、季節によっては月1度の清掃では不十分な時期があることも十分考えられる。

道路清掃業務委託や側溝清掃業務委託などは、市民からの清掃の要望を受けて町田市職員が現地調査を実施し、必要と判断した場合に委託先と日程を調整のうえ、清掃を行っている。

路面清掃業務委託についても、清掃が必要と認められる路面を確認の上、事業者に清掃を委託することが望ましい。

平成26年3月の作業状況

作業前



作業中



作業後



② シルバー人材センターと専門業者による清掃の業務の重複について【意見】

町田市は、町田駅及び多摩境駅を含む市内主要6駅の駅前清掃業務をシルバー人材センターに委託している。

町田市随意契約ガイドラインにより、当該業務委託契約を高齢者または障がい者に行わせることが、これらの者にとって就労機会の増大となり、地域社会にとってはこれらの者の社会参加について理解が促進されることが期待されるとして、町田市の政策的な判断により、特命随意契約によっている。

シルバー人材センターは、町田駅前には週5回1日延べ9時間、多摩境駅及びその他駅の駅前には週3回1日3時間程度、手掃き清掃及び屑入れのごみ収集処分を行い、回収したごみや不法投棄物をシルバー人材センターの責任で処分している。

一方で、町田駅と多摩境駅については、指名競争入札により清掃業務に関わる専門業者を選定し、清掃業務を委託している(町田駅前総合清掃業務委託及び多摩境駅前清掃業務委託)。

町田駅前総合清掃業務委託は、機械清掃や洗剤によるブラッシング清掃、床面に付着したガムを取り除く等の一定の専門技術を要する清掃である。年1回から月数回と清掃回数は多様であり、午前0時以降等の利用者の少ない時間帯に実施されている。

多摩境駅前清掃業務委託は、多摩境駅前広場及び市道の歩道部分に関する手掃き清掃及び車道部分に関する機械清掃であり、毎月1回午前3時から6時の間に実施されている。

このため、町田駅前総合清掃業務委託及び多摩境駅前清掃業務委託は、清掃業務の内容及び清掃場所について、シルバー人材センターによる駅前清掃業務と重複が見られる。

なお、町田駅と多摩境駅について、シルバー人材センターと専門業者は、異なる時間帯に同じ場所を清掃している。たとえば町田駅前の路面は、月曜日においては、専門業者が午前3時から6時の間に手掃き清掃をした後、午前8時からシルバー人材センターが同じ個所を手掃き清掃をしている。

手掃き清掃は身体に過度な負担がかからないため、シルバー人材センターでも対応可能である。高齢者の就労機会の増大を図るのであれば、町田駅と多摩境駅の手掃き清掃業務はシルバー人材センターのみに委託し、専門業者には機械清掃などシルバー人材センターが対応不可能な部分を委託するなど役割分担を行い、業務の重複を防止する必要がある。

表 62 町田駅前清掃業務の共通点と相違点

共通点		相違点		
種類	手掃き清掃	区分	シルバー人材センター	専門事業者
清掃場所	町田 577 号線	清掃時間	午前 8 時から 10 時 30 分まで	午前 3 時から 6 時まで
		清掃頻度	月、火、木、金、土(祝日を除く)	月 2 回概ね月曜

表 63 多摩境駅前清掃業務の共通点と相違点

共通点		相違点		
種類	手掃き清掃	区分	シルバー人材センター	専門事業者
清掃場所	市道堺 767 号線 多摩境駅西入口交差点から多摩境駅前広場までの歩道 195m 延べ 910 m ²	清掃時間	午前 8 時から 10 時 30 分まで	概ね午前 3 時から 6 時まで
	多摩境駅前広場1階の歩道 4,140 m ² 、駅前広場2階歩道延べ 1,870 m ² 、駅前広場西側の歩道 940 m ² 、北歩道 1,190 m ² 、南歩道 480 m ²	清掃頻度	週 3 日 1 日 3 時間	毎月 1 回

③ 側溝清掃業務と道路清掃業務の契約内容の重複について【意見】

側溝清掃業務委託契約は、年 1 度、事前に町田市職員が市内の側溝・集水桝を確認して、必要と認めた個所の清掃と排出ごみの運搬を委託するものである。

側溝や集水桝は、住民の要望等により清掃することもあることから道路清掃業務委託契約でも実施されており、契約内容に重複がみられる。契約事務の効率化の観点から、側溝清掃は道路清掃業務委託契約の中で実施することが望ましい。

7. 小中学校管理運営事務【学校教育部教育総務課】

(1) 小中学校管理運営事務の概要

① 小中学校管理運営事務とは

小中学校管理運営業務とは、町田市の市立小中学校(平成26年5月1日現在、全42の小学校と全20の中学校)の管理運営に関する全般業務をいう。具体的には、学校機械警備業務、学校管理業務及び学校非常通報装置保守点検業務に分けられる。

② 監査対象とした委託契約

平成25年度の小中学校管理運営事務に含まれている委託契約は次表のとおりで、全件(㉗から㉟)を監査対象とした。なお、㉟. 学校管理業務委託(委託先:公益社団法人町田市シルバー人材センター)は、「第4 Ⅲ. 45. 学校管理業務委託【学校教育部教育総務課】」においてその検討結果を示している。

表 64 小中学校管理運営事務に含まれている委託契約

No.	契約名	契約先	支出額 (千円)	契約方法
㉗	学校機械警備業務委託	相模警備保障(株)	7,103	随意契約
㉘	学校機械警備業務委託	セコム(株)	16,588	随意契約
㉙	学校機械警備業務委託	総合警備保障(株)	1,701	随意契約
㉚	図師小学校学校機械警備業務委託 (長期継続契約)	総合警備保障(株)	1,603 (5年分)	指名競争入札
㉛	小山ヶ丘小学校学校機械警備業務委託 (長期継続契約)	セントラル警備保障(株)	2,016 (5年分)	指名競争入札
㉜	小山中央小学校学校機械警備業務委託 (長期継続契約)	総合警備保障(株)	1,672 (4年11か月分)	指名競争入札
㉝	小山中学校学校機械警備業務委託 (長期継続契約)	総合警備保障(株)	2,079 (5年分)	指名競争入札
㉞	学校管理業務委託	公益社団法人町田市 シルバー人材センター	65,666	随意契約
㉟	学校非常通報装置保守点検業務委託	テルウェル東日本(株)	1,953	随意契約
合計			100,381	—

学校機械警備業務とは、機械警備システムの活用及び臨時巡回警備の方法によって、学校敷地内の火災・盗難を早期発見、早期処理するとともに、その他不法不良行為を排除することを目的とするものである。

次に、学校管理業務とは、各学校に学校管理業務従事者(学校管理員)を配置し、学校敷地内の取締りの確認、火気の点検、消灯、学校敷地内の異常の有無の確認などを行う業務である。

最後に、学校非常通報装置保守点検業務とは、不測の事態が生じた時に学校110番非常通報システムの機能が安全に発揮され、かつ接続されている電話回線の通話支障及び装置の不良に基づく誤報の発生を防止するための機械保守及び巡回保守に関する業務である。ここで学校110番非常通報システムとは、非常ボタンを押すと警視庁通信司令

室に自動的に通報され警察官が駆けつけるシステムであり、平成 13 年に大阪府池田市池田小学校で発生した児童殺傷事件の発生を受けて東京都内の学校において随時導入されたシステムである。

(2) 監査対象とした委託業務の状況

① 事業実施の必要性

「結果」もしくは「意見」とすべき事項はない。

学校の設置者は、その設置する学校を管理し、法令に特別の定のある場合を除いては、その学校の経費を負担する(学校教育法第 5 条)。したがって、町田市立小中学校の管理運営は、設置者である町田市が主体となって行う必要がある。

② 委託することの合理性

「結果」もしくは「意見」とすべき事項はない。

学校機械警備業務は時間外、休日、緊急時等の対応のため、学校管理業務は事務の効率化、経費節減のため、学校非常通報装置保守点検業務は高度・専門的な知識等が必要なため、いずれも委託することに合理性が認められる。

③ 事業内容の明確性と妥当性

「結果」もしくは「意見」とすべき事項はない。

④ 委託先の選定手続の妥当性

学校機械警備業務委託は契約方法及び契約単位のあり方を検討する必要があり、学校非常通報装置保守点検業務委託は契約方法を見直す必要がある。(詳細は「(3) 監査の結果及び意見」に記載している。)

⑤ 委託料の妥当性

学校機械警備業務委託のうち随意契約を締結しているものについては、委託料の見直しが必要である。(詳細は「(3) 監査の結果及び意見」に記載している。)

⑥ 委託業務の適切性

「結果」もしくは「意見」とすべき事項はない。

⑦ モニタリング手続の妥当性・課題への対応状況

「結果」もしくは「意見」とすべき事項はない。

平成 21 年度の事務事業管理データで挙げられていた小中学校管理運営事務の課題は次のとおりである。

小中学校管理運営事務の課題(「事務事業管理データ(2007年度～2009年度)より」)

1) 近年、消耗品費や備品購入費など、予算の削減が行われており、特に 2004 年度においては大幅な削減が行われた。円滑な学校運営ができるような予算措置が求められている。
2) 老朽化した特別教室の机等を計画的に更新していく必要がある。

小中学校管理運営事務は、表 64 に記載した委託業務のほかに様々な事業が行われており、上記の課題は、委託以外の事業に対するものとなっている。

(3) 監査の結果及び意見

① 学校機械警備業務委託の契約方法及び契約単位について【意見】

町田市は、学校機械警備業務委託に関して 7 つの契約を締結している。これらの契約の詳細は次表のとおりである。

次表のうち、㉗から㉙の学校機械警備業務委託は、町田市立の小中学校を 3 つのグループに分け、町田第三小学校など 27 校は相模警備保障㈱、町田第一小学校など 28 校はセコム㈱、小山田南小学校など 4 校は総合警備保障㈱に委託している。

表 65 学校機械警備業務委託契約

No.	契約名	契約先	契約額 (千円)	契約期間	契約方法
㉗	学校機械警備業務委託	相模警備保障㈱	7,103	H25/4/1～H26/3/31	随意契約
㉘	学校機械警備業務委託	セコム㈱	16,588	H25/4/1～H26/3/31	随意契約
㉙	学校機械警備業務委託	総合警備保障㈱	1,701	H25/4/1～H26/3/31	随意契約
㉚	図師小学校機械警備業務委託(長期継続契約)	総合警備保障㈱	1,603 (5年分)	H26/3/1～H31/2/28 (5年)	指名競争 入札
㉛	小山ヶ丘小学校機械警備業務委託(長期継続契約)	セントラル警備保障㈱	2,016 (5年分)	H24/9/1～H29/8/31 (5年)	指名競争 入札
㉜	小山中央小学校機械警備業務委託(長期継続契約)	総合警備保障㈱	1,672 (4年11か月分)	H21/3/1～H27/1/31 (4年11か月)	指名競争 入札
㉝	小山中学校学校機械警備業務委託(長期継続契約)	総合警備保障㈱	2,079 (5年分)	H24/3/1～H29/2/28 (5年)	指名競争 入札

上記 7 つの契約の仕様は同じとなっている。町田市では、もともと小中学校を 3 つのグループに分け、それぞれ別の警備保障会社に随意契約により業務を委託している。その後、新設の学校については、その都度入札により委託先を決定するという方針変更のもと、新設された小山中央小学校、小山ヶ丘小学校、図師小学校及び小山中学校において、随時、指名競争入札により委託先を決定している。

以上より、学校機械警備業務委託は 7 つの契約に分かれており、同じ仕様の業務であるが指名競争入札と随意契約が並存している。

契約方法について、随意契約で委託先を決定している㉗から㉙は、契約原議書では地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号を随意契約理由としている。

随意契約としたのは、機械警備システム設置者以外のものに既設の機械警備システムを活用させた場合、著しい支障が生じるおそれがあると判断したためと推測される。しかしながら、前述のとおり、新設校については競争入札を行っており、機械警備システムの運

用の問題については、競争入札を行い、長期継続契約を締結することで、機械警備システムの設置者と活用者を一定期間同一の事業者とすることも可能である。

現在、随意契約としている委託契約について、今後も随意契約を継続するのであれば、サービスの質及びコストの両面で競争入札を行うよりも有利なことを明確にしておく必要がある。

契約単位については、現状の7つの契約は多いと思われ、今後契約を集約することも必要と思われる。どの程度の契約数が適当かについては今後検討する必要があるが、たとえば、町田市を複数の地域に分割した上で、それぞれの地域ごとに委託先を決定することなどが考えられる。

以上より、学校機械警備業務委託については、今後、契約方法及び契約単位のあり方を検討する必要がある。

② 学校機械警備業務委託(随意契約)の委託料の硬直性について【意見】

学校機械警備業務について、町田第一小学校など28校は、セコム(株)に随意契約により委託している。契約額は16,588千円で、1校あたりの金額は592千円である。小山田南小学校など4校は、総合警備保障(株)に随意契約により委託している。契約額は1,701千円で、1校あたりの金額は425千円である。

これらは、指名競争入札によっている委託契約の1校あたり年間契約額よりも高い額となっている。特に総合警備保障(株)は、図師小学校、小山中央小学校及び小山中学校の機械警備業務も行っており、セコム(株)及び総合警備保障(株)との随意契約は、町田市にとって経済的、効率的ではない可能性がある。

これらの随意契約については、前年度の契約額を予定価格として同額で契約しており、価格が硬直している可能性がある。随意契約により委託先を決定する場合でも、他の契約内容を確認しつつ毎年度価格交渉を行って契約額を決定する必要がある。

③ 学校非常通報装置保守点検業務委託の契約方法について【意見】

契約原議書によると、学校非常通報装置保守点検業務委託は、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号を理由としてテルウェル東日本(株)と随意契約を締結している。

具体的には学校110番非常通報システムは、テルウェル東日本(株)が設置したもののため、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の内、「既設の設備、機器等の保守その他これに類する業務で、設置者又は製作者以外の者に当該業務を履行させた場合、既設の設備等の仕様に著しい支障が生じるおそれがある業務」(町田市随意契約ガイドラインから抜粋)に該当すると思われる。

しかしながら、同様に既存のシステムの運用が主要な業務である学校機械警備業務委託においては、長期継続契約を前提とした指名競争入札が導入されていることから、学校非常通報装置保守点検業務委託においても、今後は指名競争入札の可能性を検討する必要がある。

8. 教科・領域支援事業【学校教育指指導課】

(1) 教科・領域支援事業について

① 教科・領域支援事業とは

情報化、国際化が進み、急激な社会変化の中をたくましく生き抜くことのできる児童・生徒を育てることが重要であり、そのために、学校教育では十分な基礎学力をつけるとともに、課題を自らの力で発見し解決する能力や学んだことを生活に活かす力を高めることが重要となる。町田市では、このような考えのもと、教科・領域支援事業を行っている。

町田市が行っている教科・領域指導は、外国語教育などの教科指導や遠足(旅行)、安全指導などの領域指導である。

② 監査対象とした委託契約

教科・領域支援事業に含まれている委託契約は次表のとおり外国語指導補助業務委託のみであり、本契約を監査対象とした。

表 66 教科・領域支援事業に含まれている委託契約

No.	契約名	契約先	契約額(千円)	契約方法
⑦	外国語指導補助業務委託	(株)インタラック	230,800(3年間)※	プロポーザル方式

※ 現在の契約額は消費税率引上げにより 235,196 千円(3年間)

外国語指導補助業務の委託内容は次のとおりである。

- ① 小・中学校において、英語の実践的コミュニケーション能力の基礎を養うため英語指導を行う。
- ② 町田市の主催する、文化祭、体育祭等、学校行事及びクラブ活動等における児童・生徒との交流や英語指導を行う。
- ③ 国際理解教育、英語教育に関するコンサルティング、レッスンの企画及び提案を行う。
- ④ 授業内容のカリキュラムや使用する教材作成、教材研究にかかる支援や情報提供を行う。
- ⑤ 指導案、指導方法に対する支援や情報提供を行う。
- ⑥ 中学校において、英語担当教諭に対し、年に2回程度 ALT を活用した効率的な授業方法の研修を行う。
- ⑦ その他、町田市が必要であると認め、かつ、委託先が合意した業務を行う。

外国語指導業務委託(長期継続契約)仕様書より

町田市は、上記契約により、外国語教育の教科指導として、英語教育の向上と国際理解教育の推進のため、外国語指導補助者(Assistant Language Teacher)(以下「ALT」という。)を全小中学校に配置している。

ALT は、昭和 62 年に JET プログラムとして開始されたことに端を発する。

JET プログラムとは、「語学指導等を行う外国青年招致事業」(The Japan Exchange and Teaching Programme)の略称で、地方公共団体が総務省、外務省、文部科学省、一般財団法人自治体国際化協会(CLAIR)の協力の下、地方公共団体が主体となって実施している国際的な人的交流事業であり、外国語教育の充実と地域レベルの国際交流の進展を図ることを目的としている。

ただし、現在の ALT は、いわゆる「non-JET ALT」とよばれている JET プログラム以外の ALT が台頭している。

JET プログラムの ALT は、それぞれの地方公共団体が、特別職の地方公務員(地方公務員法第3条第3項第3号)として任用(直接雇用)するものである。なお、任用とは、民法上の「雇用」に相当するが、公務員の雇用は臨時・非常勤も含め「任用」とされており、労働契約ではなく行政処分と解されている。

non-JET ALT には、地方公共団体の教育委員会による直接雇用のほか、民間の請負業者等による業務委託契約(民法 632 条の請負、同法 656 条の準委任等に相当)、労働者派遣といったものがある。

町田市の ALT は、業務委託契約によるものであり、non-JET ALT に該当する。民間事業者との委託契約により、配置校において英語のコミュニケーション活動を中心に支援や情報提供を行うとともに、担当教員の研修と町田市の国際理解教育の充実を図ることを目的としている。また、小中学校教員に対して ALT を活用した効率的な授業方法についての研修を実施している。

(2) 監査対象とした委託業務の状況

① 事業実施の必要性

「結果」もしくは「意見」とすべき事項はない。

ALT は JET プログラムにより始められたものである。町田市の ALT は、non-JET ALT であるが、non-JET ALT についても、地方公共団体が主体となって実施するものであり、当該業務は町田市が主体となって行う必要がある。

② 委託することの合理性

ALT は、JET プログラムによるものと non-JET に大別され、non-JET も直接雇用、業務委託契約によるもの、労働者派遣によるものに区分される。

これらの中でも近年は、業務委託契約によるものや労働者派遣によるものが増加しているといわれている。

JET プログラムによる直接雇用の ALT の年収は、non-JET ALT よりも高額といわれており、地方公共団体がコスト削減を図りたいのであれば、non-JET ALT の方が有利な可能性がある。また、JET プログラムによる直接雇用の ALT については、基本的に地方公共団体が労務管理や日本での生活のサポート生活上の様々な支援を担うことになるが、業務委託や労働者派遣を活用すれば、これらの業務は民間会社が担うことになり、地方公共団体にとっては事務の効率化を図れるメリットもある。

町田市の外国語指導補助業務は業務委託により行われている。コストの削減や事務の効率化を主眼とするのであれば、業務委託は有利であるが、その場合には、「偽装請負」への配慮が必要となる。

労働者派遣事業とは、派遣元事業主が自己の雇用する労働者を、派遣先の指揮命令を受けて、この派遣先のために労働に従事させることを業として行うことをいう。この定義にあてはまれば、形式的には業務請負(業務委託)契約によるものであっても労働者派遣事

業に該当し、労働者派遣法の適用を受ける。

請負とは、労働の結果としての仕事の完成を目的とするもの(民法第632条)で、労働者派遣との違いは、請負には、注文主と労働者との間に指揮命令関係を生じないという点にある。仮に、ここで指揮命令関係が存在すれば、それは「偽装請負」となる。

このことを外国語指導補助業務にあてはめると、ALT が雇用主(外国語指導補助業務の委託先)からではなく、発注者(地方公共団体)から直接、業務の指示や命令をされている場合には「偽装請負」である可能性が高いといえる。

「偽装請負」は、労働者派遣法等に定められている派遣元(委託先)及び派遣先(発注者)の様々な責任が曖昧になり、労働者の雇用や安全衛生面など基本的な労働条件が十分に確保されない事態が生じる可能性があることが問題とされている。

ALTの業務委託は、「偽装請負」への対応が重要となる。

このことについて町田市は、「偽装請負」とみなされないための対応はなされているが、そのことによって、ALTの果たすべき役割があいまいになっている可能性がある。(詳細は「(3) 監査の結果及び意見」に記載している。)

③ 事業内容の明確性と妥当性

「② 委託することの合理性」及び「(3) 監査の結果及び意見」参照。

④ 委託先の選定手続の妥当性

「結果」もしくは「意見」とすべき事項はない。

⑤ 委託料の妥当性

「結果」もしくは「意見」とすべき事項はない。

⑥ 委託業務の適切性

「② 委託することの合理性」及び「(3) 監査の結果及び意見」参照。

⑦ モニタリング手続の妥当性

「結果」もしくは「意見」とすべき事項はない。

平成21年度の事務事業管理データで挙げられていた教科・領域支援事業の課題は次のとおりである。

教科・領域支援事業の課題(「事務事業管理データ(2007年度～2009年度)より」)

- | |
|---|
| 1) 小学校の国際理解教育、中学校の英語教育を支援するため、外国人指導補助者(ALT)を配置しているが、小学校においては、授業におけるプログラムの作成の負担が大きいことなどから学校間で活用姿勢に格差が生じており、補助者の活用について学校と検討していく必要がある。 |
|---|

上記の課題に対して町田市は、小中一貫教育の英語活動支援業務を行うことができる玉川大学に、「小学校英語活動支援業務」を委託しており、その成果をALTに活用しているとのことである。

(3) 監査の結果及び意見

① 契約方式について【意見】

町田市は、民間事業者への業務委託によってALTを実施している。

ALTについては、業務委託の他に、地方公共団体が直接雇用する方法や、「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の整備等に関する法律」(以下「労働者派遣法」という。)の適用を受ける契約とする方法があるが、業務委託の形態とするか、その他の方法とするかは重要な検討課題となる。

町田市が受託事業者と締結している外国語指導業務委託契約の業務内容は、次のとおりである。

- 1) 小・中学校において、英語の実践的コミュニケーション能力の基礎を養うため英語指導を行う。
- 2) 町田市の主催する、文化祭、体育祭等、学校行事及びクラブ活動等における児童・生徒との交流や英語指導を行う。
- 3) 国際理解教育、英語教育に関するコンサルティング、レッスンの企画及び提案を行う。
- 4) 授業内容のカリキュラムや使用する教材作成、教材研究にかかる支援や情報提供を行う。
- 5) 指導案、指導方法に対する支援や情報提供を行う。
- 6) 中学校において、英語担当教諭に対し、年に2回程度ALTを活用した効率的な授業方法の研修を行う。
- 7) その他、町田市が必要であると認め、かつ、受託者が合意した業務を行う。

ALTに関して町田市が民間事業者と締結している業務委託契約は、民法上の請負等に相当するものである。

労働者派遣法等の考え方では、労働者派遣、請負のいずれに該当するかは、契約形式が労働者派遣契約、業務請負(業務委託)契約のいずれになっているかではなく、それぞれ具体的個別的な事例について、実態に即して判断されるとしている。業務委託の形態をとっていても、派遣元(受託会社)の事業主の雇用関係の下で、かつ派遣先である学校の指揮命令を受けて、学校のために従事している場合には労働者派遣法が適用される。

また、ALTの活用方法の違いは、ALTが行う業務内容にも影響を受けることになる。たとえば、業務内容の中に学級担任または教科等担任教員の指導の下、担任教員が行う授業の補助をALTが行うことは労働者派遣に該当し、請負契約では実施できない。この点、町田市は、各小・中学校に対して、業務の実施に対して以下の点を注意するよう通知を行っており、労働者派遣法の適用を受けないよう配慮している。

- 1) ALT、小学校での学級担任(Homeroom Teacher) (以下「HRT」という。)、中学校での日本人英語教師(Japanese Teacher of English) (以下「JTE」という。))は、事前に提出しているスケジュール&レッスンプラン週間業務依頼書及び指導計画に基づいて指導する。
- 2) 学校が事前に受託者の承諾なしに、内容の変更等をALTに直接依頼することはできない。ただし、指導内容変更が生じた場合は、受託者に事前に連絡し、変更内容の承諾を受ける。その際、ALTが変更に伴う準備をする時間を確保できるように考慮する。
- 3) 事前に受託者に計画を提出し承諾を受ければ、授業以外の業務でも英語クラブ活動や国際理解活動、英語スピーチコンテスト等の指導を依頼することができる。

このとおり、町田市では、担当教員から ALT への指導といった関係が生じないよう配慮しており、「偽装請負」への対応はなされている。

一方、文部科学省が考える ALT の役割は次のとおりで、一般的には担当教員の指導・連携のもと、担当教員が行う授業の補助を行うことが重要としている。

- 1) 授業前は、学校(担当教員)が作成した指導計画・学習指導案に基づき、授業の打合せを行うとともに、教材作成等を補助する。
- 2) 授業中は、担当教員の指導のもと、担当教員が行う授業を補助し、さらに言語行動における児童生徒に対する指導の補助を行う。
- 3) 授業後は、担当教員とともに、自らの業務に関する評価を行い、改善方法について話し合う。

担当教員と ALT が役割を分担し、協力し合いながら指導計画を立て、指導する方式をチーム・ティーチング(以下「TT」という。)という。ALT についても TT が重要といわれているが、請負で働く ALT の場合、英語教師が ALT に直接指示や打ち合わせをすると、「偽装請負」として違法になる。

平成 21 年 8 月 28 日の文科省の通知(16 初国教 65 号)でも、「担当教員が行う授業に係る補助を行う場合、担当教員が ALT に対して、指導内容や授業の進め方に係る具体的な指示や改善要求、ALT の行う業務に関する評価を行う場合は、いずれも請負契約で実施することができない」としている。すなわち、町田市のように、請負契約で ALT を活用する場合で、「偽装請負」に該当しないよう十分な配慮を行うと TT が行えないことになり、ALT が果たすべき役割が十分に果たせない可能性がある。

平成 23 年度からは、小学校で新学習指導要領が全面实施され、第 5 学年と第 6 学年で「外国語活動」の必修化が始まっている。このような流れを踏まえると、ネイティブ・スピーカーである ALT の役割はいっそう増大する可能性がある。

町田市としては、業務委託契約に固執するあまり、本来 TT の中で求められる ALT の役割が十分果たされていないのであれば、直接雇用や労働者派遣契約に変更することによって、学校(担当教員)と ALT が十分な連携をとりつつ ALT を活用する必要がある。

以上より、ALT に期待する役割を再整理した上で、今後どのような契約形態が良いかを検討する必要がある。

9. 中学校給食事業【学校教育部保健給食課】

(1) 中学校給食事業について

① 中学校給食事業とは

町田市は、学校給食法に基づいて栄養バランスのとれた食事を提供することにより、生徒の健康増進を図り、併せて正しい食習慣を身につけることをねらいとして中学校給食を実施している。

実施方法は、家庭からの弁当を持参するか、調理業者が調理し学校へ配送するランチボックスの給食にするか、いずれかを選択する「弁当併用外注給食方式」としており、給食を希望する生徒に給食を提供しているスタイルとなっている。

② 監査対象とした委託契約

平成25年度の中学校給食事業に含まれている委託契約は次表のとおりで、これら2件の委託契約を監査対象とした。

表 67 中学校給食事業の委託料(委託契約)の内訳

No.	契約名	契約先	契約額 (千円)	契約方法
㊦	町田市立中学校第一地区給食調理等 業務委託単価契約(長期継続)	協同組合町田給食センター	52,096	随意契約
㊧	町田市立中学校第二地区給食調理等 業務委託単価契約(長期継続)	エンゼルフーズ(株)	43,170	随意契約
計			95,267	

町田市が行っている中学校給食は、「第9期町田市学校給食問題協議会」から得た答申(平成16年3月19日)の内容を尊重した内容としており、平成17年度から平成21年度までの5年間において毎年4校ずつ事業を開始している。

町田市立中学校の学校給食の開始時期は次表のとおりで、事業開始当初から委託を行っている。

表 68 委託の始期

委託の始期	学校名
平成17年9月	忠生中学校、小山田中学校、堺中学校、武蔵岡中学校(※1)
平成18年5月	南中学校、つくし野中学校、成瀬台中学校、南成瀬中学校
平成19年5月	鶴川中学校、鶴川第二中学校、薬師中学校、真光寺中学校
平成20年5月	町田第一中学校、町田第三中学校、南大谷中学校
平成20年6月	町田第二中学校
平成21年5月	金井中学校、山崎中学校、木曽中学校、本町田中学校(※2)
平成24年4月	小山中学校

※1 武蔵岡中学校は平成24年4月から隣接する大戸小学校との親子方式による給食を実施

※2 本町田中学校は平成23年3月で閉校

③ 財務情報(行政コスト計算書)

中学校給食事業は、平成 25 年度の町田市事業別財務諸表で特定事業とされており、財務諸表(行政コスト計算書及び貸借対照表)が作成されている。

平成 25 年度の行政コスト計算書によると、中学校給食事業の行政費用は 110,812 千円で、委託料は、そのうちの 95,343 千円(86.0%)を占めており、中学校給食事業は委託費率の高い事業となっている。

中学校給食事業の行政コスト計算書

(単位:千円)

項目		平成 24 年度(A)	平成 25 年度(B)	差額(B-A)
行政収入		—	—	—
行政費用	人件費	10,546	11,329	783
	物件費	101,310	97,610	△ 3,700
	うち委託料 (行政費用に占める委託料の割合)	98,536 (87.1%)	95,343 (86.0%)	△ 3,193
	維持補修費	409	109	△ 300
	賞与・退職手当引当金繰入額	898	1,764	866
	行政費用合計	113,163	110,812	△ 2,351
通常収支差額		△ 113,163	△ 110,812	2,351

(平成 25 年度(2013 年度)町田市事業別財務諸表より)

(2) 監査対象とした委託業務の状況

① 事業実施の必要性

「結果」もしくは「意見」とすべき事項はない。

学校給食法は、学校給食を実施する場合は、義務教育諸学校の設置者が行うとしている。町田市立中学校の設置者は町田市であるから、中学校給食事業は、町田市が主体となって行う必要がある。

なお、学校給食法が規定している義務教育諸学校は、小学校、中学校、中等教育学校の前期課程または特別支援学校の小学部もしくは中学部である。

※ 学校給食の実施について

学校給食法は学校給食について、義務教育諸学校の設置者が行うとしているが、設置者に実施を義務付けてはいない。学校給食法は、「義務教育諸学校の設置者は学校給食が実施されるよう努めなければならない」(学校給食法第 4 条)として、学校給食の実施を努力規定としており、実際に学校給食を実施していない設置者も存在している。

次表は、文部科学省が公表している平成 24 年 4 月 1 日時点における中学校の学校給食の実施状況(以下「実施状況」という。)である。

実施状況は、学校給食を完全給食、補食給食及びミルク給食に区分している。それぞれの定義は学校給食法施行規則に定められており、完全給食は、給食内容がパンまたは米飯(これらに準ずる小麦粉食品、米加工食品その他の食品を含む。)、ミルク及びおかずである給食をいい、補食給食とは、完全給食以外の給食で、給食内容がミルク及びおかず等である給食をいう。また、ミルク給食とは、給食内容がミルクのみである給食をいう。

公立中学校について、完全給食を実施している学校が 83.8%、補食給食を実施してい

る学校が0.6%、ミルク給食を実施している学校が6.6%で、全体で90.9%の公立中学校が給食を実施している。

表 69 中学校給食の実施状況(平成 24 年 4 月 1 日時点) (単位:校、人)

		完全給食		補食給食		ミルク給食		計		
		実施数	百分比	実施数	百分比	実施数	百分比	実施数	百分比	
国 立	学校数	77	16	20.8%	0	0.0%	31	40.3%	47	61.0%
	生徒数	33,208	6,482	19.5%	0	0.0%	13,217	39.8%	19,699	59.3%
公 立	学校数	9,805	8,214	83.8%	58	0.6%	645	6.6%	8,917	90.9%
	生徒数	3,280,242	2,530,352	77.1%	11,065	0.3%	235,418	7.2%	2,776,835	84.7%
私 立	学校数	751	72	9.6%	0	0.0%	47	6.3%	119	15.8%
	生徒数	255,560	16,155	6.3%	0	0.0%	8,974	3.5%	25,129	9.8%
計	学校数	10,633	8,302	78.1%	58	0.5%	723	6.8%	9,083	85.4%
	生徒数	3,569,010	2,552,989	71.5%	11,065	0.3%	257,609	7.2%	2,821,663	79.1%

(文部科学省「学校給食実施状況」より)

② 委託することの合理性

「結果」もしくは「意見」とすべき事項はない。

町田市の中学校給食事業は、委託先である民間事業者が、自ら保有している施設を利用して給食を調理し、それを希望する生徒に提供するものである。

学校給食の調理方法には、自校の給食室で調理する「自校調理方式」と、いくつかの学校の給食をまとめて調理し学校に搬送する「共同調理場方式(センター方式)」、また、自校調理方式で調理された給食を、給食室を保有しない学校に搬送する「親子方式」がある。

自校調理方式については、通常、調理設備は設置者が保有しているが、それを使用した調理作業等を委託する場合がある。共同調理場方式についても、調理設備は設置者が保有しており、それを使用した調理作業等を委託する場合がある。

町田市は、昭和 55 年から自校調理方式または親子方式で小学校給食を実施しているが、中学校給食を新たに開始するにあたっては、自校調理方式か共同調理場方式のいずれの方式を採用するとしても多額の設備投資が必要とされる状況であったなどの理由から、民間事業者の施設を活用した給食の実施を目指したとのことである。

③ 事業内容の明確性と妥当性

「結果」もしくは「意見」とすべき事項はない。

④ 委託先の選定手続の妥当性

「結果」もしくは「意見」とすべき事項はない。

文部科学省が定める「学校給食衛生管理基準」(文部科学省告示第六十四号)を順守した調理場であることや貸与品(ランチボックス等)の保管場所や事故発生時の対応など、安全で安心な給食の実施に必要なことを総合的に判断して契約の相手方を決定できるためとして、プロポーザル契約により契約相手先を決めている。

プロポーザル契約を採用した理由に合理性は認められる。また、契約単位を第一地区

と第二地区の二つに分けているが、その区分にも特段の問題は見受けられず、いずれも4者が参加しており、競争性も確保されていると思われる。

⑤ 委託料の妥当性

「結果」もしくは「意見」とすべき事項はない。

監査対象とした契約は、いずれも257.25円/食の単価契約(平成25年度)となっているが、いずれも事業者が提案した金額である。

⑥ 委託業務の適切性

完了届に日付の記載がないなど、書類の作成において見直すべき事項が見受けられた。また、事業の成果について、当初見込んでいた状況に至っておらず、今後、対応が必要である。(詳細は「(3)監査の結果及び意見」に記載している。)

⑦ モニタリング手続の妥当性

検査員が毎月、委託先の調理場に出向き検査を行っているが、検査結果に問題があった場合にどのようなフォローを行っているのかが不明確なケースが見受けられた。

(詳細は「(3)監査の結果及び意見」に記載している。)

⑧ 課題への対応状況

平成21年度の事務事業管理データで挙げられていた中学校給食事業の課題は次のとおりである。

中学校給食事業の課題(「事務事業管理データ(2007年度～2009年度)より」)

- | |
|---|
| 1) 現在2社体制で行っているが、担当校数に偏りがある。緊急時に安定供給するためにも、担当校数または食数の均等化を図る必要がある。 |
|---|

上記の課題に対しては、平成24年度途中から均等化を実現しており、課題の解決が図られている。

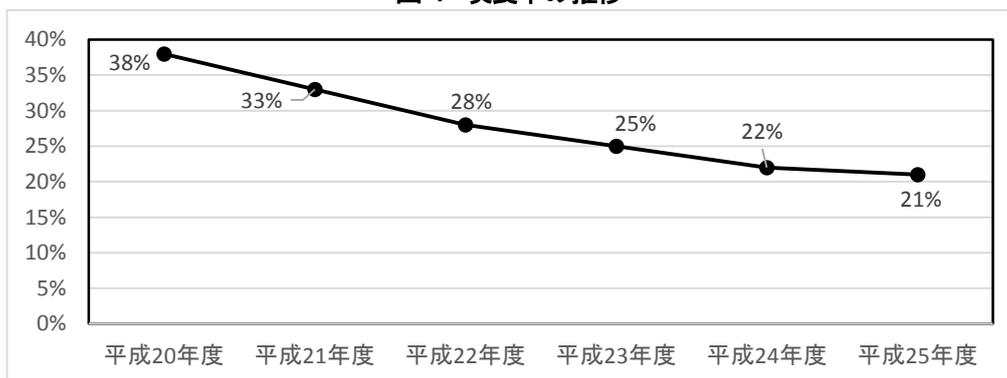
(3) 監査の結果及び意見

① 事業の成果について【意見】

中学校給食事業について町田市は、喫食率(給食を利用している生徒の割合)を成果指標として、その向上を成果目標としている。

喫食率の推移は次のグラフのとおりであるが、数値は年々低下している。

図 7 喫食率の推移



町田市が行っている中学校給食事業の目的は、生徒の健全な成長に必要な栄養バランスのとれた給食を安定的に提供できるよう環境を整え、その普及に努めるとともに、食品管理や食育に役立つ情報を提供し、その推進を図ることにある。

学校給食の実施に関する必要事項は「学校給食法」に定められている。同法は、学校給食について、「学校給食の目標を達成するために、義務教育諸学校において、その児童又は生徒に対し実施される給食」と定義している。

学校給食法は、学校給食について、単に食事を提供するだけでなく、次表の 7 項目の目標を達成することを求めている。

表 70 学校給食の目標

- | | |
|---|--|
| 1 | 適切な栄養の摂取による健康の保持増進を図ること。 |
| 2 | 日常生活における食事について正しい理解を深め、健全な食生活を営むことができる判断力を培い、及び望ましい食習慣を養うこと。 |
| 3 | 学校生活を豊かにし、明るい社交性及び協同の精神を養うこと。 |
| 4 | 食生活が自然の恩恵の上に成り立つものであることについての理解を深め、生命及び自然を尊重する精神並びに環境の保全に寄与する態度を養うこと。 |
| 5 | 食生活が食にかかわる人々の様々な活動に支えられていることについての理解を深め、勤労を重んずる態度を養うこと。 |
| 6 | 我が国や各地域の優れた伝統的な食文化についての理解を深めること。 |
| 7 | 食料の生産、流通及び消費について、正しい理解に導くこと。 |

学校給食の実施に関しては、目標の達成が求められている以上、その目標を達成するための努力が求められる。

町田市の中学校給食は、「弁当併用外注給食方式」として給食を希望する生徒に給食を提供するスタイルとなっているが、学校給食法の定める目標を達成していくためには、より多くの生徒に利用してもらうことが第一段階と考える。そのためには、喫食率の低下については改善を図る必要がある。

喫食率の低下について町田市は、給食費の振込方法が限定されていることや、生徒に配膳の負担がかかること、給食時間が短いことなどを理由に挙げている。

給食費の振込方法について、現状では郵便局だけに限定されているが、支払方法の多様化を検討することが望ましい。また、給食時間については、現状では各校 20 分とされているが、これは配膳を含めた時間であり、食事時間としては短いと思われる。このことについても対応を図る必要がある。

中学校給食については、現状の問題点の整理・解決を図り、喫食率の上昇を実現する必要がある。

② 中学校給食立会記録の記載とフォローについて【意見】

検査員は毎月、委託先の調理場に出向いて検査を行っているが、この際、「中学校給食立会記録」というチェックリストに従いチェックを行っている。検査項目が列挙されており、複数の検査員によっても平準的なチェックができるような仕組みといえるが、記載・報告方法が統一されているとは言い難い。たとえば、当該書面の右上に印鑑等を押すだけのケース、付箋紙をつけて報告としているケース、起案書を改めて発行するケースなどがある。また、チェックリストに沿って「普通」か「要指導」を選ぶ項目があるが、判断不能なのか、「？」と記載されているものが見受けられた。このように報告の仕方が統一されていないと見受けられる。また、指摘事項が改善されているのか網羅的に把握できているとは言い切れない状況である。

このため、課内で調整の上、報告方式を統一し、また、一例として「前回指摘事項のフォロー状況」という項目を設け、フォロー状況を確認すべきである。

③ 給食注文票の訂正方法について【意見】

日々の給食の注文については、給食注文票が発行される。給食注文票は学校が発行し、委託先に送る。委託先は、後日まとめて市役所に送っている。

注文票の記載事項に訂正があった場合、二重線で書き直されているものが散見されたが、学校が直したのか、町田市の担当者が修正したのか判断が困難であった。訂正が必要な場合は給食注文票の再発行を原則とし、やむを得ず訂正する場合は訂正者の訂正印を押すなど、後日責任の所在が明らかになるような痕跡を残す方法とする必要がある。

④ 完了届への日付の記載について【意見】

委託先は、毎月業務が完了したことを示すために完了届を作成している。委託先のうち、エンゼルフーズ株式会社が作成している完了届にはどれも日付が記載されていない。日付の記載を徹底する必要がある。

10. 小学校ネットワーク管理事務【学校教育センター】

(1) 小学校ネットワーク管理事務の概要

① 小学校ネットワーク管理事務とは

小学校ネットワーク管理事務とは、町田市学校ネットワークの安定稼働を目的としたネットワーク運用保守業務である。

町田市では、平成 17 年度より、教育における情報通信技術 (ICT) の活用を図る目的で、町田市立学校全校を結ぶコンピュータネットワークの整備を開始しており、現在は、市内の小中学校 62 校すべてが高速で信頼性の高いネットワークで接続され、学校教育センター(以下「教育センター」という。)のサーバ機器とつながっている。

また、無線 LAN のアクセスポイントが校内に設置され、各教室など学校内でノートパソコンの無線 LAN 接続が可能となっている。

② 監査対象とした委託契約

平成 25 年度の小学校ネットワーク管理事務に含まれている委託契約は次表のとおりである。委託契約は、学校ネットワーク運用保守業務委託契約のみであり、本契約を監査対象とした。

表 71 小学校ネットワーク管理事務に含まれている委託契約

No.	契約名	契約先	支出額(千円)	契約方法
㊦	学校ネットワーク運用保守業務委託	㈱エヌ・ティ・ティ・データ	106,555	随意契約

(2) 監査対象とした委託業務の状況

① 事業実施の必要性

平成 13 年 1 月に高度情報通信ネットワーク社会形成基本法 (IT 基本法) が施行された。同法では、「情報通信技術の恵沢をあまねく享受できる社会」を実現することを目指しており、こうした社会を形成するために、国、地方公共団体、民間が協力して、我が国のあらゆる分野における情報化を進め、世界最高水準の高度情報通信ネットワークの形成、情報通信技術を活用するための教育及び学習の振興並びに専門的な人材の育成など必要な措置を講ずることとされている。

平成 18 年 1 月に、新たな IT 戦略「IT 新改革戦略」が策定され、学校教育の情報化について、「人材育成・教育」が IT 基盤の整備のための施策の一つとして位置付けられた。具体的には、次世代を見据えた人的基盤づくり(全ての教員への IT 機器の整備、IT 活用による学力向上)の重要性が規定された。IT 新改革戦略及びその下での「重点計画」において、1) 学校の ICT 環境の整備、2) 教員の ICT 指導力の向上、3) ICT 教育の充実、4) 校務の IT 化の推進、5 情報モラル教育等の推進の重要性が規定されている。

このように、教育における情報通信技術 (ICT) の活用は政府の政策として進められており、地方公共団体も対応が求められているため、町田市が主体となって行う必要のある事業である。ただし、情報通信技術に対する投資については、どこまで行うことが望ましいのか、投資によってどのような効果が生じたのかなどを客観的に把握することが難しい。学

校ネットワーク運用保守業務委託についても、保守等の対象となっているシステムが必要十分なものなのか、十分な成果をあげているもののかなどを正確に把握することは困難であった。

② 委託することの合理性

「結果」もしくは「意見」とすべき事項はない。
高度・専門的な知識等が必要であり、委託することに合理性が認められる。

③ 事業内容の明確性と妥当性

仕様内容の妥当性の検証方法を見直す必要がある。(詳細は「(3) 監査の結果及び意見」に記載している。)

④ 委託先の選定手続の妥当性

「町田市地域イントラネットの一部である学校ネットワークは、行政ネットワークとも一部機器を共有しているため、故障、障害発生時の原因究明と復旧作業の迅速性を確保するには、同一事業者が両ネットワークを管理する必要があり、同システムの構築者でなければ運用業務をなしえないため、株式会社エヌ・ティ・ティ・データと随意契約を締結いたしたい。」

上記理由を否定する要因は見出せず、随意契約とすることは妥当と思われる。

「2. 情報システム運用管理事務【総務部情報システム課】」に記載したとおり、情報システムは、システム構築事業者でなければ容易には保守、改良、補修等が行えない性質があるため、システム構築事業者もしくはシステム構築事業者と関連性のある事業者がその後の保守等を行うことが一般的に多い。小学校ネットワーク管理事務も、システム構築事業者である(株)エヌ・ティ・ティ・データとの間で、随意契約を締結している。

随意契約とすることはやむを得ないと考えるが、事業内容(仕様内容)や委託料の妥当性については見直すべき事項が見受けられる。(詳細は「(3) 監査の結果及び意見」に記載している。)

⑤ 委託料の妥当性

委託料の妥当性の検証方法を見直す必要がある。(詳細は「(3) 監査の結果及び意見」に記載している。)

⑥ 委託業務の適切性

「結果」もしくは「意見」とすべき事項はない。

⑦ モニタリング手続の妥当性・課題への対応状況

「結果」もしくは「意見」とすべき事項はない。

平成21年度の事務事業管理データで挙げられていた小学校ネットワーク管理事務の課題は次のとおりである。

小学校ネットワーク管理事務の課題(「事務事業管理データ(2007年度～2009年度)より」)

- | |
|--|
| 1) パソコンの使用方法やセキュリティの大切さについて伝えていく必要がある。 |
| 2) 整備した学校ネットワークを積極的に活用し、情報教育の量と質を高める必要がある。 |

上記の課題については、現状においても対応が必要である。

(3) 監査の結果及び意見

① 仕様内容等の妥当性の検証について【意見】

学校ネットワーク運用保守業務の仕様書は、全般、ヘルプデスク、現地対応、ネットワーク運用、センター運用、アプリケーション、報告、定期点検の8分類で構成されており、分類ごとに項目、内容、サービス概要が具体的に示されている。また、見積額は、仕様書のサービス概要を踏まえて積算されている。

表 72 見積額の内訳

	内訳	費用	備考
(1)	学校	7,046 千円	
(2)	教育センター	11,770 千円	
(3)	アプリケーション配信基盤	5,792 千円	
(4)	PC 教室管理	13,738 千円	
(5)	デジタル教材共有	7,721 千円	
(6)	メール	726 千円	
(7)	運用保守費用	89,004 千円	うち月次作業分が 82,297 千円
(8)	諸経費	13,575 千円	
	見積額	149,376 千円	
	消費税	7,468 千円	
	総額	156,844 千円	

本委託業務は、事業者が提出した見積額をそのまま契約額として契約を締結しているが、町田市においては、見積額について、(作業)工数及びその作業工数に乘じる単価のいずれについても、その妥当性を十分に検討しているとは言い難い状況である。

上表の運用保守費用を例にとると、運用保守費用は月次作業、年次作業及び休日対応作業に大別され、見積書にはそれぞれ作業内容が規定されている。次表はそのうちの月次作業の内容を抜粋したものだが、次表の工数及び単価の妥当性をどのように確認しているかを質問したところ、市からは当初、十分な回答が得られなかった。

単価については、見積書においてS、A、B、C、Dの5ランクが明示されており、作業内容に応じてランクが決められている。たとえば、次表のNo.3の現地対応について、切り分け訪問の単価は56,800円であるが、これはCランクに位置付けられている。一方、同じ現地対応について、HW故障対応と現地復旧対応の単価は41,300円であるが、これはDランクに位置付けられている。作業内容による単価の違いについて、町田市はその理由を十分に把握していない状況であった。

さらに、事業者が示している、Cランク56,800円やDランク41,300円という単価については、事業者が独自に設定しているものなのか、あるいは何らかの基準に基づいて設定しているものなのかについても、町田市は十分に把握していない状況であった。

第4 外部監査の結果及び意見

表 73 運用保守費用・月次作業の内訳

(単位:時間・円)

No.	内容		工数	単価	費用(月額)	費用(年額)	備考
1	調査・検討	調査・検討	0.0	0	0	0	
2	問合せ受付	問合せ対応	40.0	56,800	2,272,000	27,264,000	※1
		リモート対応	1.0	56,800	56,800	681,600	
			5.0	56,800	284,000	3,408,000	※2
3	現地対応	切り分け訪問	30.0	56,800	1,704,000	20,448,000	※3
		HW 故障対応	12.0	41,300	495,600	5,947,200	
		現地復旧対応	15.0	41,300	619,500	7,434,000	
4	NW 運用	NW 監視	2.0	41,300	82,600	991,200	
5	センター運用	定型作業	2.0	41,300	82,600	991,200	
		アプリケーション 配信準備作業	2.0	56,800	113,600	1,363,200	
		アプリケーション インストール作業	15.0	41,300	619,500	7,434,000	
6	報告書	報告書作成	3.0	56,800	170,400	2,044,800	
7	報告書	管理	5.0	71,500	357,500	4,290,000	
合計			132.0	-	6,858,100	82,297,200	

※1 月 500 回の問合せ対応を想定。受付 2 回線について常時対応可能な体制とする。

※2 月 100 回程度の対応を想定。1 件あたり 30 分程度

※3 月 80 回の訪問を想定。1 回あたり半日程度を想定

本委託業務は随意契約であるが、随意契約とする理由は、随意契約理由説明書によると次のとおりである(再掲)。

「町田市地域イントラネットの一部である学校ネットワークは、行政ネットワークとも一部機器を共有しているため、故障、障害発生時の原因究明と復旧作業の迅速性を確保するには、同一事業者が両ネットワークを管理する必要があり、同システムの構築者でなければ運用業務をなしえないため、株式会社エヌ・ティ・ティ・データと随意契約を締結いたしたい。」

上記理由より、随意契約とする合理性はあると考えるが、随意契約の場合でも、仕様内容や契約額の妥当性については十分に検討しておく必要があるが、工数の妥当性について町田市は、特に検証は行っていない。

工数については、前年度実績と比較することでその妥当性を検討することも一つの方法であるが、前年度実績との比較も行っていない。

また、教育センターによると、見積額の妥当性については、情報システム課にレビューを依頼しており、妥当であるとの見解を得ているとのことであるが、その証跡はない。レビューを行う場合には、その経緯や結果を文書化して残しておく必要がある。

本委託業務については、作業工数や単価の見積などの仕様内容や契約額の妥当性について、経年比較や他の保守契約の内容と比較するなどして検証を継続的に行うとともに、その検証過程について証跡を残しておく必要がある。

② 見積書日付の記載及び押印について【意見】

学校ネットワーク運用保守業務に関しては、予算要求のための参考見積書と、契約締結にあたって徴している見積書の2通の見積書が必要書類として存在している。しかしながら、両見積書とも日付の記入がなく、また見積者の押印がなされていない。

見積書への日付の記入及び押印を徹底する必要がある。

③ 委託料の妥当性の検証について【意見】

委託契約に係る経費の支払いは、契約額を上限に委託業務の実施に要した経費を支払う実費弁済による必要がある。つまり、委託業務が完了した場合には、委託先からの業務完了報告書を検査して額を確定し、委託先にその確定額を通知して、精算行為を行う必要がある。しかしながら、学校ネットワーク運用保守業務については、そのような精算行為が行われていない。

学校ネットワーク運用保守業務の作業項目の中には、予定工数を見積もり、それを基に委託料を積算している項目がある。たとえば、表 73 に記載した作業項目のうち、問合せ対応(月 500 回の問合せ対応を想定)、リモート対応(月 100 回程度の対応を想定)、切り分け訪問(月 80 回の訪問を想定)などは、1 か月の実施回数を見積もって委託料を確定している。

このような作業項目については、予定工数と実績を比較して委託料の妥当性を検証する必要がある。しかしながら、現状ではそのような対応は十分に行われておらず、検証方法を見直す必要がある。

委託料の精算にあたっては、予定工数を見積もっている作業項目について、予定工数と実績の違いをどこまで委託料に反映するのかを事前に明確にしておく必要がある。たとえば上述の問い合わせ対応は、月 500 回の対応を想定しているが、実績が 500 回を超えた場合、もしくは実績が 500 回に至らなかった場合の委託料のあり方を明確にしておく必要がある。特に 500 回に至らなかった場合には、機械的に委託料の見直しを行うのか、あるいは、一定の許容範囲を定めておき、その範囲内であれば、500 回に至らなくとも委託料の見直しを行わないなど、委託料の見直しを行う条件をあらかじめ明確にしておく必要がある。

精算行為については、これを行うことによって、実績工数がより明確に把握できることになり、監査の結果「① 仕様内容等の妥当性の検証について」で述べたとおり、作業工数に関する仕様内容等の妥当性の検証にも資することとなる。

月次報告されているヘルプデスク対応状況についての実績値を、作業工数の見積値と比較可能となるよう整理し、委託料の妥当性を検証する必要がある。

Ⅲ. アンケート結果から抽出した委託業務

次表は、アンケート調査の結果から監査対象として抽出した委託業務である。

表 74 監査対象とした委託業務 (単位:千円)

No.	部	課	契約名	支出額
1	政策経営部	企画政策課	芝生広場の運営に係る調査・検討支援業務委託	17,976
2	政策経営部	広報課	「広報まちだ」等企画・編集支援・印刷業務委託	39,584
3	総務部	職員課	町田市職員の定期健康診断等業務委託	16,955
4	財務部	営繕課	国際版画美術館改修工事実施設計業務委託	12,915
5	財務部	資産税課	平成 26 年共通基図筆界データ加筆補正業務委託	5,890
6	財務部	資産税課	標準宅地鑑定委託料	46,053
7	財務部	資産税課	町田市土地評価業務委託	27,751
8	市民部	市民協働推進課	町田市民フォーラム清掃業務委託(長期継続契約)	7,341
9	市民部	市民協働推進課	地域情報誌「まちびと」発行業務委託	76,000
10	市民部	防災安全課	町田市防災行政無線設備及び計測震度計保守点検業務委託	11,256
11	市民部	市民課	木曾山崎コミュニティセンター建物総合管理業務委託(長期継続契約)	6,830
12	市民部	忠生市民センター	上小山田コミュニティセンター警備業務委託(長期継続契約)	103
13	いきいき健康部	健康課	成人健康診査(健康増進健康診査)業務委託	82,576
			乳がん検診業務委託(健康福祉会館実施分)	33,570
14	いきいき健康部	保険年金課	成人健康診査委託契約(特定健康診査)	551,591
15	いきいき健康部	保険年金課	町田市特定保健指導業務委託契約その1	3,120
			町田市特定保健指導業務委託契約その2	2,867
16	いきいき健康部	保健対策課	HIV・性感染症スクリーニング検査業務委託	576
17	いきいき健康部	生活衛生課	町田市保健所建物総合管理業務委託	7,417
18	子ども生活部	児童青少年課	子ども遊び場見守り業務委託	29,733
19	子ども生活部	児童青少年課	子どもセンターただ ON 清掃業務委託(長期継続契約)	328
20	子ども生活部	子育て支援課	町田市立森野保育園引継保育委託契約	34,636
			町田市立本町田保育園引継保育委託契約	26,710
21	子ども生活部	すみれ教室	すみれ会館プール設備保守点検等点検業務委託	582
			すみれ教室通園バス運行業務委託	22,610
22	経済観光部	産業観光課	町田市シティセールス活動業務委託	15,000
23	環境資源部	環境・自然共生課	2013 年度町田市生物調査等業務委託	16,821
24	建設部	道路用地課	狭あい道路拡幅整備測量及び嘱託登記等業務委託(単価契約)	23,299
25	建設部	道路用地課	境界復元等測量業務委託(単価契約)	6,469
26	建設部	交通安全課	町田駅周辺の放置自転車等指導・誘導業務委託	44,093
			鶴川駅外6駅周辺の放置自転車等指導・案内業務及び保管場所への移送・返還業務委託	33,936
27	建設部	道路補修課	道路用地・代替地等草刈委託単価契約(その1)	12,919
28	地域福祉部	福祉総務課	町田市葬祭事業業務委託	18,285
29	地域福祉部	障がい福祉課	町田市精神障がい者生活相談支援事業業務委託	30,000
30	文化スポーツ振興部	スポーツ振興課	町田市スポーツ推進計画策定支援業務委託	2,996
31	下水道部	水再生センター	鶴見川クリーンセンター草刈等管理委託	13,755

第4 外部監査の結果及び意見

No.	部	課	契約名	支出額
32	選挙管理委員会事務局		2013 年度東京都議会議員選挙、参議院議員選挙及び町田市議会議員選挙・町田市長選挙ポスター掲示場設置・撤去等業務委託	63,921
33	選挙管理委員会事務局		2013 年度東京都議会議員選挙及び参議院議員選挙システム運用管理業務委託	17,961
34	選挙管理委員会事務局		2013 年度都知事選挙ポスター掲示場設置・撤去等業務委託	18,452
35	選挙管理委員会事務局		2013 年度都知事選挙及び町田市議会議員選挙・町田市長選挙 選挙システム運用管理業務委託	12,025
36	都市づくり部	土地利用調整課	共通地形図データ更新及び都市計画図修正等業務委託	15,540
37	都市づくり部	交通事業推進課	2013 年度幹線交通ネットワーク検討調査	18,805
38	都市づくり部	公園緑地課	花と緑のまちづくり普及支援業務委託	23,128
39	都市づくり部	公園緑地課	市立公園等巡回清掃業務委託	22,118
40	市民病院 事務部	総務課	保育室業務委託	33,982
41	市民病院 事務部	施設用度課	町田市民病院清掃管理業務委託	85,944
42	市民病院 事務部	施設用度課	町田市民病院院内総合物流業務委託契約	54,873
			町田市民病院院内総合物流業務委託契約 (長期継続契約)	62,370
43	市民病院 事務部	施設用度課	給食業務委託	71,736
			町田市民病院患者給食業務委託(長期継続契約)	60,465
44	市民病院 事務部	施設用度課	町田市民病院立体駐車場管理業務委託 (長期継続契約)	2,804
45	学校教育部	教育総務課	学校管理業務委託	63,644
46	学校教育部	教育総務課	学校廃棄物処理委託(単価契約)	25,365
47	学校教育部	施設課	町田市立小学校トイレ清掃業務委託	21,379
48	学校教育部	施設課	町田市立小中学校プール清掃委託	2,068
49	学校教育部	保健給食課	2013 年度町田市立小中学校検診器具滅菌委託	5,128
50	学校教育部	教育センター	セキュリティネットワークの構築及び賃貸借 (長期継続契約)	25,200
51	生涯学習部	生涯学習センター	生涯学習センター施設貸出・管理業務委託	11,110
52	生涯学習部	図書館	鶴川図書館清掃業務委託(長期継続契約)	551

1. 芝生広場の運営に係る調査・検討支援業務委託【政策経営部企画政策課】

(1) 概要

① 事業の概要

町田市では、旧市役所本庁舎跡地において、新たな賑わいを創出するため暫定的に芝生広場を整備している。本委託業務は、新たな賑わい創出のための運営手法や管理方法等の調査・検討を行い、芝生広場の活用を図ることを目的とするものである。

本委託業務の具体的な内容は次表のとおりである。

表 75 芝生広場の運営にかかる調査・検討支援業務の内容

項目	内容
芝生広場の有効活用に向けた方針・方策等の検討支援	<ul style="list-style-type: none"> ○ 芝生広場の有効活用に関する先行事例等の収集・分析を通じて、参考となる知見や手法等を整備する。 ○ 町田の魅力の発信や交流活動の活性化など、用地活用の理念である「新たな賑わいの創出」を実現するため、用地および市民・事業者が有するポテンシャルを把握・分析する。あわせて、市民グループや事業者団体等による、自主的なイベントや定期的な利用活動の可能性について検討する。 ○ 上記 2 点を総合的に分析し、芝生広場の有効活用に関しての方針や方策についてまとめる。
オープニングイベント企画及び実施	○ 芝生広場の使用を地域に周知し、利用を促進することを目的としたオープニングイベントを企画し、実施する。

② 委託契約の概要

契約名	契約先	支出額	契約方法		
芝生広場の運営に係る調査・検討支援業務	パシフィックコンサルタンツ(株)	17,976 千円	随意契約 (プロポーザル方式)		
業務分類	委託理由	委託開始時期			
調査、研究、検査、測定、分析等	高度・専門的な知識等が必要なため	平成 25 年度			
契約締結課	契約額	予定価格	落札率	参加事業者数	最終契約額
主管課	14,857 千円	15,000 千円	99.1%	5	17,976 千円
一者随契理由		予定価格積算方法			
地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号 (プロポーザル方式による業者選定)		参考見積書を徴取した(二者以上)			

(2) 監査の結果及び意見

特に記載すべき事項はない。

2. 「広報まちだ」等企画・編集支援・印刷業務委託【政策経営部広報課】

(1) 概要

① 事業の概要

「広報まちだ」等企画・編集支援・印刷業務委託は、町田市が毎月 1 日、11 日、21 日の月 3 回発行している広報紙「広報まちだ」の発行事業である。

本委託業務の概要は次のとおりである。

表 76 「広報まちだ」等企画・編集支援印刷業務の概要

内容
1) 「広報まちだ」の入稿原稿の修正、レイアウト・文字・色などの紙面の調整、イラスト作成、写真取り込み等の業務及び版下作成業務
2) 「広報まちだ」と連動する広報活動(まちテレ・記者会見等)に関する原稿等の作成
3) 「広報まちだ」の校正日前日及び当日に町田市に出向いて行う校正業務
4) 「広報まちだ」(2013 年 4 月 11 日号～2014 年 4 月 1 日号)の印刷、納品
5) 「広報まちだ」に掲載する特集記事の企画、取材・写真撮影・記事執筆、紙面構成(新年号を含み概ね年 3 回)
6) ホームページ用データ等の作成

② 委託契約の概要

契約名	契約先	支出額	契約方法
「広報まちだ」等企画・編集支援・印刷業務委託	サンケイ総合印刷㈱	39,584 千円	随意契約

業務分類	委託理由	委託開始時期
その他	高度・専門的な知識等が必要なため	平成 23 年度

契約締結課	契約額	予定価格	落札率	参加事業者数	最終契約額
主管課	41,359 千円	41,359 千円	100.0%	1	39,584 千円

一者随契理由	予定価格積算方法
地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号(平成 23 年度プロポーザル方式による業者選定)	参考見積書を徴取した(一者のみ)

(2) 監査の結果及び意見

① 見積書日付の記載もれについて【意見】

本委託業務は随意契約によっており、契約額は委託先から入手した見積書に基づいている。当該見積書は日付が記載されておらず、いつ入手したものなのかが不明確となっている。見積書は日付が記載されている必要がある。

② 契約原議書における予定価格の記載もれについて【意見】

「契約事務の手引書」によると、競争入札によって契約を締結しようとするときは、予定価格を記載した予定価格調書を作成しなければならないが、随意契約によって契約を締結しようとするときは、契約伺い時の価格を予定価格とみなすため、予定価格調書の作成を省略することを認めている。また、契約伺いを省略している場合には、契約原議書の備考

欄に予定価格を記載する必要があるとしている。すなわち、随意契約による場合で予定価格調書及び契約伺いを省略している場合には、契約原議書の備考欄に予定価格を記載しておく必要があるとしている。

本委託業務は随意契約によっており、予定価格調書及び契約伺いを省略しているが、契約原議書の備考欄に予定価格が記載されていなかった。「契約事務の手引書」が定めるルールに従う必要がある。

③ 業務の引継ぎについて【意見】

本委託業務は、「広報まちだ」の作成・印刷に関する情報収集・取材活動、広報活動全般のマネジメントを充実させるため、平成 23 年度から順次委託業務の範囲を拡大している。平成 23 年度はプロポーザル方式で委託先を決定し、平成 24 年度、平成 25 年度は随意契約により契約を締結している。

これまでの状況は、次表のとおりである。

表 77 過去の状況

年度	委託先	契約決定方式	その他
平成 19 年度	(株)ニューアイ	入札	—
平成 20 年度	(株)ニューアイ	入札	—
平成 21 年度	不二オフセット(株)	入札	—
平成 22 年度	サンケイ総合印刷(株)	特命随契	企画編集業務
平成 23 年度	サンケイ総合印刷(株)	プロポーザル	町田市に出向いて校正業務
平成 24 年度	サンケイ総合印刷(株)	特命随契	町田市に出向いて原稿作成業務
平成 25 年度	サンケイ総合印刷(株)	特命随契	町田市に出向いて原稿作成業務の範囲拡大

町田市は、平成 26 年度から新たな仕様で、プロポーザル方式による随意契約か競争入札で委託先を決定するとしている。

新たな仕様に基づきプロポーザル方式を採用した場合には、委託先が変わる可能性もあり、その場合には、現状の委託業務が適切に引き継がれることが重要となる。

本委託業務については、委託先の変更が生じた場合に備え、契約書に業務の引継ぎに関する条項を設けるなどの工夫を図っておくことが望ましい。

3. 町田市職員の定期健康診断等業務委託【総務部職員課】

(1) 概要

① 事業の概要

町田市職員の定期健康診断等業務委託は、町田市の職員の健康診断・検査を実施するものである。対象人員は約 3,500 人である。実施方法は、集団検診方式であり、実施場所は町田市役所などとなっている。

② 委託契約の概要

契約名	契約先	支出額	契約方法
町田市職員の定期健康診断等業務委託	(財)日本がん知識普及協会	16,955 千円	随意契約

業務分類	委託理由	委託開始時期
調査、研究、検査、測定、分析等	高度・専門的な知識等が必要なため	—

契約締結課	契約額	予定価格	落札率	参加事業者数	最終契約額
主管課	18,279 千円	18,279 千円	100.0%	1	16,955 千円

一者随契理由	予定価格積算方法
地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号 (過去のデータ等との変動の観察や比較の必要性)	参考見積書を徴取した(一者のみ)

本委託業務は、平成 12 年度から入札により契約者を決定しているが、5 年ごとに入札によって業者を決定している。

業務内容の特殊性・機密性などから 5 年間は随意契約としている。今後も同様に契約者を決定する予定であり、平成 27 年度に入札により 3 期目の業者を決定する予定である。

(2) 監査の結果及び意見

① 契約原議書における予定価格の記載もれについて【意見】

「契約事務の手引書」によると、競争入札によって契約を締結しようとするときは、予定価格を記載した予定価格調書を作成しなければならないが、随意契約によって契約を締結しようとするときは、契約伺い時の価格を予定価格とみなすため、予定価格調書の作成を省略することを認めている。また、契約伺いを省略している場合には、契約原議書の備考欄に予定価格を記載する必要があるとしている。すなわち、随意契約による場合で予定価格調書及び契約伺いを省略している場合には、契約原議書の備考欄に予定価格を記載しておく必要があるとしている。

本委託業務は随意契約によっており、予定価格調書及び契約伺いを省略しているが、契約原議書の備考欄に予定価格が記載されていなかった。「契約事務の手引書」で定めるルールに従う必要がある。

② 業務の引継ぎについて【意見】

前述のとおり、本委託業務は、5年ごとに入札によって業者を決定し、業務内容の特殊性・機密性などから5年間は随意契約としている。町田市随意契約ガイドラインにおいても、「過去のデータ等との変動の観察や比較を同一の検査方法等により行うことが必要となる定期健康診断等の契約」は、履行済又は履行中の契約との一体性、整合性を確保する必要があることから、随意契約を締結することを認めている（町田市随意契約ガイドライン 2-（6）-⑤）。

本委託業務について、5年ごとに入札によって業者を決定することは、透明性、公平性の確保という観点において評価できるが、入札を行うことにより委託先が変わる可能性もある。その場合には、現状の委託業務が適切に引き継がれることが重要となる。委託先が変わった場合にデータ等の引継ぎがスムーズになされるよう、契約書に業務の引継ぎに関する条項を設けるなどの工夫を図っておくことが望ましい。

4. 国際版画美術館改修工事実施設計業務委託【財務部営繕課】

(1) 概要

① 事業の概要

町田市立国際版画美術館は世界でも数少ない版画を中心とする美術館であり、昭和62年に開館以来今日に至っている。

本委託業務は、開館以来約28年が経過している国際版画美術館の改修工事にあたり、その設計業務を委託するものである。

② 委託契約の概要

契約名	契約先	支出額	契約方法		
国際版画美術館改修工事 実施設計業務委託	大宇根建築設計事務所	12,915千円	随意契約		
業務分類	委託理由		委託開始時期		
工事関係の業務委託	高度・専門的な知識等が必要なため		平成25年度		
契約締結課	契約額	予定価格	落札率	参加事業者数	最終契約額
契約課	12,915千円	13,067千円	98.8%	1	12,915千円
一者随契理由		予定価格積算方法			
地方自治法施行令第167条の2第2号 (契約の円滑な履行又は品質の確保)		積算基準による			

(2) 監査の結果及び意見

① 随意契約とする理由について【意見】

本委託業務は随意契約によって契約者を決定している。

町田市立国際版画美術館は、展示品の管理、調光、空調設備の調整等特殊性が求められる特殊な建築物であり、設計業務を履行できるものが限られている。契約者は、新築の際に設計、工事監理を行い、また平成22年度に実施された劣化診断調査・改修基本計画の策定を行った経緯がある。本施設は、開館以来機能を損なうことなく運営されてきた実績もあり、随意契約によって契約者を決定していることは特に問題はないものと思われる。

本委託業務を随意契約とする理由は、地方自治法施行令第167条の2第2号の規定に基づいている。

第2号は、i)「おのずから契約者が特定又は限定されるもの」や、ii)「競争性を発揮することはできるが価格以外の要素も考慮して契約者を決定することが適当であるもの」など、その性質又は目的が競争入札に適さない場合である。

i)の例としては、講演等をホールで行うことが決まっており、そのホールの所有者と契約するケースなどであり、ii)はプロポーザル方式で決定した者と契約するケースである。

「町田市随意契約ガイドライン」によると、第2号の例として、「契約の円滑な履行又は品質を確保するため、他に比較して明らかに秀でた経験、知識を有する者又は現場の状況

等に精通した者に履行させる必要があるとき」を挙げており、本契約は当該事例に該当するとしている。

本委託業務の性質を考慮すると、地方自治法施行令第167条の2第6号「競争入札に付すことが不利と認められるとき」にも該当する可能性がある。この場合の「不利」とは、価格だけではなく業務の質も含まれると考えられ、当該事業者と随意契約を行うことによって、町田市にとって価格だけではなく質の面で圧倒的に有利である場合には第6号が適用される。

随意契約とする理由として、他に比較して明らかに秀でた経験、知識を有する者、または現場の状況等に精通した者が相手の場合、明らかに他の事業者は実施できない程度に特殊な技術や過去の経験が要求される場合には、競争入札に適さないとして第2号を適用することが適切と思われる。また、他の事業者も実施できるが極めて特殊な技術が要求されるものであることにより、価格面やその他の理由により随意契約による場合には、第6号が適用されると思われる。

地方自治法施行令第167条の2を適用する場合にどの号を適用するかについて、改めて考え方を整理することが望ましい。

② 契約保証金の免除理由について【意見】

本委託契約は契約保証金を免除している。

本委託契約は随意契約であるが、契約保証金を免除することについて、町田市契約事務規則第33条第3号の「契約者が第3条、または第21条第1項の規定に基づく適正な参加資格を有する者で、その者が契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。ただし、1件の契約金額が500万円を超える工事請負契約(契約変更に係るものを除く。)を締結するときを除く。」を適用している。

町田市としては、契約保証金の免除に関して、その概要、適用条문을契約原議書の契約保証金の欄に記載しておくことが望ましい。

③ 予定価格調書における作成日の記載もれについて【意見】

町田市の契約事務においては、見積書の入手に先立って、原則として予定価格調書を作成する必要がある。

本委託業務は、見積書には平成25年6月21日の日付があるが、予定価格調書には作成日の記載がなく、いつ作成したものなのかが不明確となっている。

予定価格調書については、作成日付を記載して、見積書の入手に先立って作成したものであることを明確にしておく必要がある。

5. 平成 26 年共通基図筆界データ加筆補正業務委託【財務部資産税課】

(1) 概要

① 事業の概要

平成 26 年共通基図筆界データ加筆補正業務委託は、町田市のサービス向上、行政の効率化等の推進のために進めている「町田市統合型 GIS」のための業務である。具体的には、共通基図筆界データの昨年度加筆補正した筆界をオルソ画像によって位置調整し、平成 25 年 1 月 2 日～平成 26 年 1 月 1 日までの土地登記通知書等に基づき、共通基図筆界データの加筆修正を行う業務である。

② 委託契約の概要

契約名		契約先	支出額	契約方法	
平成 26 年共通基図筆界データ加筆補正業務委託		国際航業	5,890 千円	指名競争入札	
業務分類		委託理由		委託開始時期	
一般業務		高度・専門的な知識等が必要なため		平成 18 年度	
契約締結課	契約額	予定価格	落札率	参加事業者数	最終契約額
契約課	5,890 千円	5,890 千円	100.0%	4	5,890 千円
一者随契理由			予定価格積算方法		
—			—		

(2) 監査の結果及び意見

① 予定価格調書における作成日の記載もれについて【意見】

町田市の契約事務においては、入札に先立って予定価格調書を作成する必要がある。本委託業務は、平成 25 年 6 月 19 日に行われた入札によって契約者を決定しているが、予定価格調書に作成日の記載がなく、いつ作成したものなのかが不明確となっている。予定価格調書については、作成日付を記載して、入札に先立って作成したものであることを明確にしておく必要がある。

② 落札率が 100%となった場合の対応について【意見】

上記入札において落札者は、予定価格(5,890 千円)と同額で入札しており、落札率が 100%となっている。このことについて、主管課はその原因を十分に把握していなかった。本委託業務については、予算額を事前に公表しており、入札にあたっては、事前公表している予算額と同額で予定価格を設定している。予算額を把握していた事業者が、その予算額で入札したため 100%で落札したものであると思われる。

落札率が 100%となった入札については、その理由を調査するとともに 100%となった合理性を確認しておく必要がある。

6. 標準宅地鑑定委託【財務部資産税課】

(1) 概要

① 事業の概要

土地の評価は、土地の利用形態の変更や家屋の新增築などを除き、3年に1度の基準年度に行うこととなっている。この土地評価の過程のひとつに標準宅地の価格の評定があるが、本業務は当該標準宅地の価格鑑定を外部に委託するものである。

委託契約先は公益社団法人東京都不動産鑑定士協会であり、業務の特殊性より随意契約によって契約を締結している。契約期間は、平成25年10月7日から平成26年3月31日までである。

単価契約(1地点6万円)となっており、推定総額は45,990千円(単価6万円×730地点×1.05)となっている。その後、鑑定地点が一か所増えたために、契約変更によって46,053千円としている。

② 委託契約の概要

契約名	契約先		支出額	契約方法	
標準宅地鑑定委託	(公社)東京都不動産鑑定士協会		46,053千円	随意契約	
業務分類	委託理由			委託開始時期	
調査、研究、検査、測定、分析等	高度・専門的な知識等が必要なため			不明	
契約締結課	契約額	予定価格	落札率	参加事業者数	最終契約額
主管課	45,990千円	46,179千円	99.6%	1	46,053千円
一者随契理由		予定価格積算方法			
地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 (業務を実施できるものが他にいない)		参考見積書を徴取した(一者のみ)			

(2) 監査の結果及び意見

① 見積書日付の記載もれについて【意見】

本委託業務は随意契約によっており、契約額は委託先から入手した見積書に基づいている。当該見積書は日付が記載されておらず、いつ入手したものなのかが不明確となっている。見積書は日付が記載されている必要がある。

② 契約原議書における予定価格の記載もれについて【意見】

「契約事務の手引書」によると、競争入札によって契約を締結しようとするときは、予定価格を記載した予定価格調書を作成しなければならないが、随意契約によって契約を締結しようとするときは、契約伺い時の価格を予定価格とみなすため、予定価格調書の作成を省略することを認めている。さらに、契約伺いを省略している場合には、契約原議書の備考欄に予定価格を記載する必要があるとしている。すなわち、随意契約による場合で予定価格調書及び契約伺いを省略している場合には、契約原議書の備考欄に予定価格を記載しておく必要があるとしている。

本委託業務は随意契約によっており、予定価格調書及び契約伺いを省略しているが、契約原議書の備考欄に予定価格が記載されていなかった。「契約事務の手引書」で定めるルールに従う必要がある。

また、本委託業務は単価契約となっており、委託料は鑑定 1 地点あたり 6 万円となっている。1 地点あたりの単価については、国や東京都に決まりがあるわけではなく、今後、同様の契約を締結する場合には 6 万円の考え方を明確にしておく必要がある。その意味でも、予定価格に関する記載は適切に行っておく必要がある。

7. 町田市土地評価業務委託【財務部資産税課】

(1) 概要

① 事業の概要

土地の評価は、土地の利用形態の変更や家屋の新增築などを除き、3年に1度の基準年度に行うこととなっている。直近の基準年度は平成24年度であり、そのために平成21年度から平成23年度にかけて評価替えの作業を実施している。

次の基準年度は平成27年度であり、その年度に行われる評価替えを目指して平成24年度から平成26年度にかけて準備をしている。本委託業務は、その平成27年度評価替えを目指した土地評価業務である。

契約期間は、平成24年6月18日から平成27年3月13日までの長期継続契約となっている。

(※) 土地評価には、1) 用途地区の区分、2) 状況類似地区の区分、3) 標準宅地の設定、4) 標準宅地の価格の評定、5) 主要な街路の路線価の付設、6) その他の街路への路線価の付設、7) 筆ごとの評価がある。

② 委託契約の概要

契約名	契約先	支出額	契約方法
町田市土地評価業務委託	朝日航洋(株)	27,751千円	指名競争入札

業務分類	委託理由	委託開始時期
調査、研究、検査、測定、分析等	高度・専門的な知識等が必要なため	昭和61年

契約締結課	契約額	予定価格	落札率	参加事業者数	最終契約額
契約課	27,751千円	27,751千円	100.0%(※)	4	27,751千円

一者随契理由	予定価格積算方法
—	参考見積書を徴取した(二者以上)

※ 平成24年度に実施した入札における落札率は96.5%である。本契約は長期継続契約であり、上表の契約額及び予定価格27,751千円及び落札率100%は、年次分割後の平成25年度に関するものである。

(2) 監査の結果及び意見

① 予定価格調書における作成日の記載もれについて【意見】

町田市の契約事務においては、入札に先立って予定価格調書を作成する必要がある。

本委託業務は、平成24年6月15日に行われた入札によって契約者を決定しているが、予定価格調書に作成日の記載がなく、いつ作成したものなのかが不明確となっている。予定価格調書については、作成日付を記載して、入札に先立って作成したものであることを明確にしておく必要がある。

8. 町田市民フォーラム清掃業務委託【市民部市民協働推進課】

(1) 概要

① 事業の概要

町田市民フォーラムは、ホールや会議室をはじめ、展示・情報コーナーや事務室等を有している。町田市民フォーラム清掃業務委託(長期継続契約)は、これらの箇所を含めた施設内部全般の清掃業務を委託するものである。

業務内容は、毎日実施される日常清掃と月一回の休館日(毎月第三水曜日)に実施される定期・特別清掃とに分けられる。

日常清掃では主に、床の掃き掃除、机や手すり等の拭き掃除などの日常的に必要とされる清掃作業が行われ、定期・特別清掃では主に、床の洗浄やワックス塗布、ガラス面や吸排気口等の清掃作業が行われている。

② 委託契約の概要

契約名		契約先	支出額	契約方法	
町田市民フォーラム清掃業務委託(長期継続契約)		(株)共峰サービス	7,341 千円	一般競争入札	
業務分類		委託理由		委託開始時期	
施設管理		事務の効率化、経費節減のため		平成 23 年度	
契約締結課	契約額	予定価格	落札率	参加事業者数	最終契約額
契約課	22,023 千円	22,023 千円	100.0%	4	22,023 千円
一者随契理由		予定価格積算方法			
-		参考見積書を徴取した(一者のみ)			

本委託業務は、「役務の提供を受ける契約で、その契約の性質上翌年度以降にわたり契約を締結しなければ当該契約に係る事務の取扱いに支障を及ぼすようなもの」に該当することから、地方自治法第 234 条の 3 及び同法施行令第 167 条の 17 並びに町田市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例第 2 条第 1 号に基づき、契約期間 3 年の長期継続契約としている。契約方法は契約課による一般競争入札で、契約額は 22,023 千円(3 年間)である。

(2) 監査の結果及び意見

① 既存の委託先への参考見積の依頼の見直しについて【意見】

本委託業務は、平成 23 年 10 月から 3 年間の長期継続契約となっており、平成 23 年度に行った委託先の選定の際には一般競争入札を行っている。

その際の予定価格の算定にあたって町田市は、既存の契約相手先である株式会社共峰サービスから参考見積書を入手している。町田市は当該見積額を予定価格としており、結果として同社が 100%の落札率にて落札することとなった。

本件は一般競争入札で同社の他にも 3 者から応札があったため、競争性・公平性は確保されているといえる。しかしながら、既存事業者は予定価格を予測できる状況のため、

情報が偏在することにより有利な状況にあることは否めない。よって、次回以降の予定価格の算定にあたっては、次の点に留意する必要がある。

- 1) 複数者から参考見積書を手に入る。
- 2) これまでの業務内容を踏まえ主管課が積算を行う。
- 3) 施設の清掃業務を同じように委託している他の部署と連携して積算を行う。

② 見積書日付の記載もれについて【意見】

町田市は、予定価格の決定に先立ち、株式会社共峰サービスから参考見積書を手に入れているが、当該見積書は日付が記載されておらず、いつ入手したものなのかが不明確となっている。そのため、予定価格を決定する時点で有効なものだったのかを客観的に把握することが困難となっている。

見積書は日付が記載されている必要がある。

③ 作業完了確認書の署名・押印について【意見】

本委託業務について委託先は、月に1度、2枚複写となっている「作業完了確認書」を町田市に提出している。

町田市は、提出された「作業完了確認書」の認証印欄に押印し、1枚目を委託者に返還し、2枚目を保存している。

町田市が保存している「作業完了確認書」を確認したところ、平成25年12月分については署名・押印がなく、平成26年3月分については署名がなく、担当者の押印のみとなっていた。このような状況では誰が認証を行ったのかが明確ではない。署名・押印はもれなく行う必要がある。

9. 地域情報誌「まちびと」発行業務委託【市民部市民協働推進課】

(1) 概要

① 事業の概要

地域情報誌「まちびと」発行業務委託の概要は次表のとおりである。

表 78 地域情報誌「まちびと」発行業務委託の概要

項目	内容
発行目的	1. 地域情報・市民活動情報・行政情報を市民に提供することにより、市民が地域と関わる糸口を見つけよう。 2. 誌面に団体が掲載されることにより、活動の活性化、誌面を通しての連携につなげる。 3. より多くの市民が地域と関わってもらうことにより、地域力アップ、地域活性化を目指す。
協働編集	民間企業との協働編集で、町田市からの委託費と広告収入で製作・発行している。また、民間の視点を取り入れ、行政情報にありがちな堅いイメージではなく、思わず手に取りたくなるような魅力ある誌面を意識し編集している。
発行回数/部数	年4回(6月夏、9月秋、12月冬、3月春)季刊誌 / 各号 92,000部
形態	全32ページ・カラー
配布場所	町田市内 約1,000か所 (公共施設、町内会・自治会、美容院・理容室、病院、郵便局・銀行、駅など)

② 委託契約の概要

契約名	契約先	支出額	契約方法		
地域情報誌「まちびと」発行業務委託	東洋紙業(株)	76,000千円	随意契約		
業務分類	委託理由	委託開始時期			
その他	高度・専門的な知識等が必要なため	平成19年度			
契約締結課	契約額	予定価格	落札率	参加事業者数	最終契約額
主管課	76,000千円	76,000千円	100.0%	3	76,000千円
一者随契理由		予定価格積算方法			
発行趣旨に沿った誌面づくりを展開するのに数年を要するため		参考見積書を徴取した(一者のみ)			

落札率が100%となっているが、町田市は、当時点において契約を締結していた相手方事業者に参加見積書の提出を依頼しており、当該事業者から受領した見積額をもって予定価格を設定している。同事業者が参加見積額と同額で応札したため、落札率が100%となっている。

(2) 監査の結果及び意見

特に記載すべき事項はない。

10. 町田防災行政無線設備及び計測震度計保守点検業務委託【市民部防災安全課】

(1) 概要

① 事業の概要

町田防災行政無線設備及び計測震度計保守点検業務委託は、町田市が管理する防災行政無線設備及び計測震度計が、常に正常な状態で稼働し、良好な通信を保持するための保守点検を委託するものである。

② 委託契約の概要

契約名		契約先	支出額	契約方法	
町田市防災行政無線設備及び計測震度計保守点検業務委託		三峰無線株	11,256 千円	一般競争入札	
業務分類		委託理由		委託開始時期	
施設管理		事務の効率化、経費節減のため		平成 25 年度	
契約締結課	契約額	予定価格	落札率	参加事業者数	最終契約額
契約課	11,256 千円	11,611 千円	96.9%	1	11,256 千円
一者随契理由		予定価格積算方法			
-		-			

(2) 監査の結果及び意見

① 一者応札の場合の対応について【意見】

本委託業務は、町田市所定の電子入札による一般競争入札を行っており、手続的には公平性・透明性が確保されているといえる。しかしながら、三峰無線株式会社の一者応札となっている。

本件設備は沖電気工業株式会社製であり、応札者は沖電気工業株式会社の特約店であることから、町田市としては、他の事業者よりも技術的、また、部品等の安定供給の面でも有利と判断している。

このことについて、次の事項等を確認し、より有利・有効な契約を行える余地がないかを検討する必要がある。

- 1) なぜ一者からしか応札がないのか(また、なぜ他の特約店からの応札はないのか)
- 2) 本当に特約店のみが業務を安定的・確実に行えるのか
- 3) 他の自治体での同等設備の応札状況はどうなっているか等

② 見積書日付の記載もれについて【意見】

町田市は、予定価格の決定に先立ち、三峰無線株式会社から参考見積書を購入しているが、当該見積書は日付が記載されておらず、いつ入手したものなのかが不明確となっている。そのため、予定価格を決定する時点で有効なものだったのかを客観的に把握することが困難となっている。

見積書は日付が記載されている必要がある。

③ 業務委託契約書の確認印について【意見】

本委託業務では、三峰無線株式会社と業務委託契約書が交わされている。

当該契約書の冒頭に「係、主査・係長、課長」の確認押印欄があるが、3者の誰も確認印を押印していない。担当者・査閲者はもれなく押印しておく必要がある。

④ 保守点検報告書への押印について【意見】

本委託業務では、三峰無線株式会社から、原則として毎月、保守点検業務終了後、保守点検報告書が送られてくる。しかしながら、当該報告書については、報告を受け、委託業務が問題なく履行されたことを確認する痕跡が残されていない。

「契約の手引書」によると、原則として、契約の相手方から提出された給付の完了または一部完了の届出書類には、原則として、(担当)課長が検査を行った旨の表示として<合格印>を押印する必要がある。「給付の完了又は一部完了の届出書類」には、「完了届」「完了報告書」「作業報告書」「納品書」等があり、本委託業務の保守点検報告書はこのうちの「作業報告書」に該当するものと考えられる。

「契約事務の手引書」で定めるルールに従う必要があり、保守点検報告書には<合格印>を押印しておく必要がある。

11. 木曾山崎コミュニティセンター建物総合管理業務委託【市民部市民課】

(1) 概要

① 事業の概要

木曾山崎コミュニティセンター建物総合管理業務委託(長期継続契約)の概要は次表のとおりである。

表 79 木曾山崎コミュニティセンター建物総合管理業務委託(長期継続契約)

項目	内容
目的	1) 人命・建物・物品等を火災・盗難その他の災害から守るため、建物内外の巡視及び警備にあたり事故防止等を行う。 2) 施設の機能を合理的かつ最高度に発揮させ、施設全体を常に最適な環境状態に保つため適切な管理を行い、施設的美観及び存続期間を延長させる。 3) 来訪者に対しては常に好印象を与えられるサービスをする。
委託内容	木曾山崎コミュニティセンターA館・B館の施設管理を円滑に遂行し、利用者に快適な環境を提供することを目的として、施設全般の管理(建物内外の清掃、設備機器の操作・運転・点検・整備、警備及び受付業務)を行う。

② 委託契約の概要

契約名	契約先	支出額	契約方法		
木曾山崎コミュニティセンター建物総合管理業務委託(長期継続契約)	東京綜合管理㈱	6,830 千円	一般競争入札		
業務分類	委託理由	委託開始時期			
施設管理	事務の効率化、経費節減のため	平成22年度			
契約締結課	契約額	予定価格	落札率	参加事業者数	最終契約額
契約課	39,879 千円	54,983 千円	72.5%	28	39,879 千円
一者随契理由	予定価格積算方法				
—	—				

(2) 監査の結果及び意見

① 見積書の入手時期について【意見】

町田市は、予定価格の決定に先立ち、株式会社ヤエス及び株式会社サンコーの二者から参考見積書を入手しているが、当該見積書の日付は平成21年8月26日となっていた。契約伺いは平成22年5月6日になされているが、その参考見積書を使用している。

参考見積書の使用については、見積日から9か月も経過しており、見積額がその後の経済事情等の変化に対応していないことも起こりうる。

主管課は、見積書の入手時期と入札時期に相違がある場合は、見積書を提出した事業者に対して、見積額に変更がないかを口頭で確認しているとのことである。

平成21年8月26日に見積書を徴取したのは翌年度の予算の策定に必要なためとのことであるが、入札にあたっては、参考見積書をベースとするのではなく、改めて見積書を徴取する必要がある。

② 契約保証金の記載について【意見】

本委託業務では契約相手先から契約保証金を受領していないが、各書類における保証金についての記述は次のとおりとなっている。

表 80 契約保証金に係る記述

書類名	記述内容
契約原議書	「 <input type="checkbox"/> 免除 <input type="checkbox"/> 契約額の 1/100 以上」という記述の該当する方の <input type="checkbox"/> を <input checked="" type="checkbox"/> とすることにより選択する方式であるが、いずれも選択されず、「 <input type="checkbox"/> 」のままとなっている。
業務委託契約書 (表書き)	町田市契約事務規則第 33 条第 1 号の規定により免除

契約相手先から契約保証金を受領しないことが契約原議書に示されていない。実態に合わせた記述を行い、書類間の整合性を確保しておく必要がある。

12. 上小山田コミュニティセンター警備業務委託【市民部忠生市民センター】

(1) 概要

① 事業の概要

上小山田コミュニティセンター警備業務委託(長期継続契約)の概要は次表のとおりである。

表 81 上小山田コミュニティセンター警備業務委託(長期継続契約)の概要

項目	内容
履行場所	町田市上小山田町 2616 番地 2 上小山田コミュニティセンター
履行期限	平成 25 年 6 月 1 日～平成 30 年 5 月 31 日
目的	警備対象における財産の保護と業務の円滑な運営に寄与することを目的とする。
任務	1) 火災・盗難及び損壊行為の拡大防止 2) 事故確認時における通報連絡 3) 警備実施事項の報告
警備方法	システム警備(アラームシステム)及び巡回
警備時間	システム警備 午後 10 時 00 分から翌日の午前 8 時 30 分までとする。 (ただし、12 月 29 日から翌年 1 月 3 日までは、午前 8 時 30 分より翌日の午前 8 時 30 分まで)
巡視警備	1 日に 2 回(午後 10 時 00 分及び午前 8 時 30 分) (巡視後の報告書は、忠生市民センターへ届けることとする。)
警備人員	1 名

② 委託契約の概要

契約名	契約先	支出額	契約方法
上小山田コミュニティセンター 警備業務委託(長期継続契約)	ユニティガードシステム(株)	(※)103 千円	指名競争入札

※ 平成 25 年 5 月までの契約に係る支出額(平成 25 年 4 月、5 月分の支出額)を記載している。

業務分類	委託理由	委託開始時期
施設管理	時間外、休日、緊急時等の対応のため	平成 25 年度

契約締結課	契約額	予定価格	落札率	参加事業者数	最終契約額
契約課	2,844 千円	3,105 千円	91.6%	3	2,844 千円

一者随契理由	予定価格積算方法
—	参考見積書を徴取した(一者のみ)

本委託業務について、長期継続契約を締結している理由は次のとおりである。

上小山田コミュニティセンターは、地域の文化活動の場として昭和 52 年に建てられました。建物は、鉄筋コンクリート平屋建て、面積 228.61 平方メートルで、冷暖房完備。会議室は、ステージ付きで、小ホールとして使用可能。他に 8 畳の和室が二部屋あり、襖の仕切りを除くことにより、一部屋として使用できるなど幅広く利用できます。上小山田町地域の住民を主体とした運営委員会により、貸出の受付や鍵の管理がされますが、利用者がいない時は無人の施設になります。そのため、夜間の機械警備と毎日開館前と閉館後の

2回の巡回警備を業務委託することになりました。また、当契約は、施設の警備に係る役務の提供に関する業務の委託契約で、受託者が機器等の導入を要し、当該機器等を複数年度にわたり使用する必要がある業務に関するものであるため、2008年6月から地方自治法第234条の2に基づく長期継続契約を結ぶことになりました。



(2) 監査の結果及び意見

① 見積書日付の記載もれについて【意見】

町田市は予定価格の決定に先立ち、ユニティガードシステム株式会社から参考見積書を購入しているが、当該見積書は日付が記載されておらず、いつ入手したものなのかが不明確となっている。そのため、予定価格を決定する時点で有効なものだったのかを客観的に把握することが困難となっている。

見積書は日付が記載されている必要がある。

13. 成人健康診査(健康増進健康診査)業務委託・乳がん検診業務委託(健康福祉会館実施分)【いきいき健康部健康課】

(1) 概要

① 事業の概要

成人健康診査(健康増進健康診査)業務委託と乳がん検診業務委託(健康福祉会館実施分)は、いずれも成人健診事業に含まれるもので、それぞれの概要は次のとおりである。

㊦ 成人健康診査(健康増進健康診査)業務委託

町田市では、健康増進法に基づき、町田市に住民登録がある者に対し以下の成人健康診査(健康増進健康診査)を実施している。

- 18歳以上39歳以下の者のうち、他に健診機会のない者に対する一般健康診査
- 40歳以上の生活保護受給者及び中国残留邦人等支援法により支援給付を受けている者に対する健康診査
- 40歳以上74歳以下の被用者保険の被保険者と被扶養者に対する、被用者保険追加健康診査

㊧ 乳がん検診業務委託(健康福祉会館実施分)

町田市では、女性の健康増進を図る一環として、乳がんを早期に発見し死亡率を低下させるために、住民登録のある40歳以上の偶数歳となる女性に対し、乳がん検診を実施している。

② 委託契約の概要

No.	契約名	契約先	支出額	契約方法
㊦	成人健康診査(健康増進健康診査)業務委託	(一社)町田市医師会	82,576千円	随意契約
㊧	乳がん検診業務委託(健康福祉会館実施分)	(公財)東京都予防医学協会	33,570千円	随意契約(プロポーザル方式)

No.	業務分類	委託理由	委託開始時期
㊦	一般業務	高度・専門的な知識等が必要なため	平成20年度
㊧	一般業務	高度・専門的な知識等が必要なため	平成23年度

No.	契約締結課	契約額	予定価格	落札率	参加事業者数	最終契約額
㊦	主管課	94,441千円	94,441千円	100.0%	1	94,441千円
㊧	主管課	50,876千円	50,876千円	100.0%	3	50,876千円

No.	一者随契理由	予定価格積算方法
㊦	健康診査は、競争原理に基づいて契約の相手方を決定することが適当でないため	予算額
㊧	プロポーザル方式による業者選定	予算額

成人健康診査(健康増進健康診査)業務委託については、成人健康診査の内容には医師でなければ実施できない項目が多く含まれていることから、多数の医師が所属する団体

に事業を委託する必要があるとして町田市は、特命随意契約により一般社団法人町田市医師会に委託している。

乳がん検診業務委託(健康福祉会館実施分)については、平成 23 年度にプロポーザル方式によって委託先を決定し、平成 25 年度まで随意契約を継続している。

(2) 監査の結果及び意見

① 契約額の適切な算定と適時の見直しについて【意見】

町田市では、成人健康診査(健康増進健康診査)業務委託について、委託先と協議のうえ契約額を定めている。

平成 25 年度の契約額は、平成 20 年時点での厚生労働省の定める医療診療報酬点数に任意の率を乗じた単価を算定し、委託業務の管理に関する事務費を加算したものとなっている。厚生労働省の定めによると、診療報酬の計算にあたっては、該当する医療診療報酬点数 1 点あたり 10 円を乗じるとしているが、当該委託契約の単価は、1 点あたり 10 円から 14 円を乗じた額となっており、町田市の契約単価は、厚生労働省の定める診療報酬額よりも最大で 4 割高くなっている。

たとえば、寝たきりのものに対する訪問健康診査について、町田市の契約単価と厚生労働省の定める医療診療報酬点数表に基づく単価による場合とでは、次のとおり、町田市の契約単価のほうが 620 円高くなっている。

表 82 寝たきりのものに対する訪問健康診査の単価比較

区分	町田市	厚生労働省	差異
往診料	7,800 円	7,200 円	600 円
丁寧な説明	1,230 円	1,210 円	20 円
小計	9,030 円	8,410 円	620 円
事務委託費	480 円	－円	480 円
合計	9,510 円	8,410 円	1,100 円

契約単価の決定にあたっては、毎年度医療診療報酬点数表と照合し、1 点あたりの報酬についても関係機関と協議する必要がある。

14. 成人健康診査委託(特定健康診査)【いきいき健康部保険年金課】

(1) 概要

① 事業の概要

特定健康診査とは、「高齢者の医療の確保に関する法律」及び「特定健康診査等基本指針」等に基づき、町田市国民健康保険被保険者のうち、40歳から74歳までの者に対して実施する健康診査である。メタボリックシンドロームに着目して、病気のリスクの有無等を検査することを目的としている。

特定健康診査の内容には、医師でなければ実施できない項目が多く含まれていることから、多数の医師が所属する団体に事業を委託する必要がある。このため、町田市では、本委託業務を特命随意契約により一般社団法人町田市医師会に委託している。

② 委託契約の概要

契約名		契約先		支出額	契約方法
成人健康診査委託(特定健康診査)		(一社)町田市医師会		551,591千円	随意契約
業務分類		委託理由			委託開始時期
一般業務		高度・専門的な知識等が必要なため			平成20年度
契約締結課	契約額	予定価格	落札率	参加事業者数	最終契約額
主管課	617,957千円	617,957千円	100.0%	1	617,957千円
一者随契理由			予定価格積算方法		
健康診査は、競争原理に基づいて契約の相手方を決定することが適当でないため			予算額		

(2) 監査の結果及び意見

① 契約額の適切な算定と適時の見直しについて【意見】

「13. 成人健康診査業務委託」の「(2) ① 契約額の適切な算定と適時な見直しについて」と同様、平成25年度の契約額は、平成20年時点での厚生労働省の定める医療診療報酬点数に任意の率を乗じた単価を算定し、委託業務の管理に関する事務費を加算したものとすることだが、契約単価のなかには厚生労働省の定める診療報酬額よりも高くなっているものがある。

契約単価の決定にあたっては、毎年度医療診療報酬点数表と照合し、1点あたりの報酬についても関係機関と協議する必要がある。

15. 町田市特定保健指導業務委託【いきいき健康部保険年金課】

(1) 概要

① 事業の概要

特定保健指導業務は、メタボリックシンドロームの該当者及び予備群を減少させ、生活習慣病の発症や重症化を予防することを目的としている。

町田市では、特定健康診査の受診者について、その受診結果をもとに、特定保健指導が必要かどうかを判定している。そして、特定保健指導が必要と判定された者を動機づけ支援(その1)及び積極的支援(その2)に区分し、それぞれの区分に応じて特定保健指導を実施している。

② 委託契約の概要

No.	契約名	契約先	支出額	契約方法
㊦	町田市特定保健指導業務委託契約その1	㈱ベネフィットワン・ヘルスケア	3,120 千円	随意契約 (プロポーザル方式)
㊧	町田市特定保健指導業務委託契約その2	㈱現代けんこう出版	2,867 千円	

No.	業務分類	委託理由	委託開始時期
㊦	一般業務	高度・専門的な知識等が必要なため	平成 23 年度
㊧	一般業務	高度・専門的な知識等が必要なため	平成 23 年度

No.	契約締結課	契約額	予定価格	落札率	参加事業者数	最終契約額
㊦	主管課	7,882 千円	7,882 千円	100.0%	1	7,882 千円
㊧	主管課	6,721 千円	6,721 千円	100.0%	1	6,721 千円

No.	一者随契理由	予定価格積算方法
㊦	プロポーザル方式による業者選定	予算額
㊧	プロポーザル方式による業者選定	予算額

平成 23 年度にプロポーザル方式により委託先を決定しているが、特定保健指導の対象者が自分に合った保健指導メニューを選択できるように、また、保健指導の質の比較評価を行うため、2 事業者に当該業務を委託し、平成 25 年度まで随意契約により契約を更新している。

(2) 監査の結果及び意見

特に記載すべき事項はない。

16. HIV・性感染症スクリーニング検査業務委託【いきいき健康部保健対策課】

(1) 概要

① 事業の概要

HIV・性感染症スクリーニング検査業務委託は、HIV 検査・性感染症検査、HTLV-1 検査及び肝炎検査を行い、受検者に対し、感染の有無とその結果に基づく適切な支援や相談を行う事業である。

② 委託契約の概要

契約名		契約先	支出額	契約方法	
HIV・性感染症スクリーニング検査業務委託		(株)ビー・エム・エル	576 千円	随意契約	
業務分類		委託理由		委託開始時期	
調査、研究、検査、測定、分析等		高度・専門的な知識等が必要なため		平成 23 年度	
契約締結課	契約額	予定価格	落札率	参加事業者数	最終契約額
契約課	1,064 千円	1,064 千円	100.0%	4	576 千円
一者随契理由		予定価格積算方法			
その他		参考見積書を徴取した(一者のみ)			

町田市は、本委託業務の委託先を決定するにあたり指名競争入札を実施している。11 者が参加するとしていたが実際に入札に参加したのは 4 者のみであった。第 1 回目の入札では、いずれの事業者の入札額も予定価格を上回っていたため不落に終わった。このため、2 回目の入札を行ったが、いずれの事業者も入札に参加しなかったことから、1 回目の入札で最も低い価格を提示した事業者と随意契約を締結している。

なお、当初の契約額は 1,064 千円であったが、その後契約変更を行っており、最終契約額は 576 千円となっている。

(2) 監査の結果及び意見

特に記載すべき事項はない。

17. 町田市保健所建物総合管理業務委託【いきいき健康部生活衛生課】

(1) 概要

① 事業の概要

町田市保健所建物総合管理業務委託は、町田市保健所の清掃業務、警備業務、受付業務、設備管理業務及び環境衛生管理業務を委託するものである。

- 清掃業務: 日常清掃・定期清掃等
- 警備業務: 敷地内及び施設内の巡回等、災害時等の応急措置など
- 受付業務: 来訪者の館内案内や郵便物の受け取り、遺失物拾得物の受付処理など
- 設備管理業務: 電気・空調設備等の保守、運転、操作業務など
- 環境衛生管理業務: 空気環境測定、害虫駆除など

② 委託契約の概要

契約名	契約先	支出額	契約方法
町田市保健所建物総合管理業務委託	(株)大清産業	7,417 千円	一般競争入札

業務分類	委託理由	委託開始時期
施設管理	高度・専門的な知識等が必要なため	平成 23 年度

契約締結課	契約額	予定価格	落札率	参加事業者数	最終契約額
契約課	22,260 千円	43,692 千円	50.9%	4	22,260 千円

一者随契理由	予定価格積算方法
—	参考見積書を徴取した(二者以上)

町田市は、本委託業務について、平成 23 年度から 3 年間の長期継続契約を締結している。平成 23 年度の事業者の選定にあたっては一般競争入札を実施し、4 事業者が入札に参加している。落札額は 3 年間合計で 22,260 千円であり、平成 25 年度は 7,417 千円を支出している。

(2) 監査の結果及び意見

① 予定価格の算定方法の見直しについて【意見】

本委託業務は、平成 23 年度から 3 年間の長期継続契約となっており、平成 23 年度に行った委託先の選定の際には一般競争入札を行っている。

その際の予定価格の算定にあたって町田市は、以前に町田市の保健所の清掃委託をしている事業者や、総合管理業務の経験のある市内事業者より参考見積書を入手している。その結果は次表のとおりで、より低い額を提示した A 社の見積額(43,692 千円)を予定価格としている。

表 83 参考見積額

見積書依頼先	参考見積額(税抜)	参考見積額(税込)
A 社	41,612 千円	43,692 千円
B 社	61,594 千円	64,674 千円

入札結果は次表のとおりである。

事業者 A 社は、町田市が見積依頼をした際に見積額を 43,692 千円としていたが、実際の入札額はその 57.5%にあたる 25,131 千円であった。

入札にあたり、町田市が A 社から見積書を入手して契約締結請求書を作成したのは平成 23 年 2 月 16 日であり、本委託業務の一般競争入札参加資格確認申請書提出期限は同年 3 月 3 日であった。この短期間に、同一事業者が同一業務に対して大幅に異なる金額を提示しているのは特殊な状況といえる。

本委託業務は、事業者から入手した参考見積額と実際の落札価格に大きなかい離が生じている。このような業務においては、当初入手した見積額をそのまま予定価格とすることは適切とはいえない。予定価格の設定方法を見直す必要がある。

表 84 入札結果

順位	応札者	応札額(税抜)	応札額(税込)
1 位	落札事業者(株式会社大清産業町田支店)	21,200 千円	22,260 千円
2 位	A 社	23,934 千円	25,131 千円
3 位	C 社	37,410 千円	39,281 千円
4 位	D 社	35,497 千円	37,272 千円
5 位	E 社	辞退	辞退

18. 子ども遊び場見守り業務委託【子ども生活部児童青少年課】

(1) 概要

① 事業の概要

町田市では、安全で安心して活動できる子どもの遊び場として小学校の校庭を開放している。これに伴い、平成 25 年度は 40 校で子どもの遊び場の安全確保及び見守りに関する事業を実施している。

子ども遊び場見守り業務では、子どもたちの行動見守りの他に、部外者の立ち入りの確認、事故発生時の関係機関への通報や連絡または報告、児童の極めて軽度な負傷の応急手当等も行っている。また校門の戸締り確認、体育館の戸締り消灯や遊具の管理などの施設管理も行っている。

② 委託契約の概要

契約名	契約先	支出額	契約方法
子ども遊び場見守り業務委託	(公社)町田市シルバー人材センター	29,733 千円	随意契約

業務分類	委託理由	委託開始時期
その他	事務の効率化、経費節減のため	平成 21 年度

契約締結課	契約額	予定価格	落札率	参加事業者数	最終契約額
主管課	32,130 千円	32,130 千円	100.0%	1	29,733 千円

一者随契理由	予定価格積算方法
システム、設備等の開発業者への委託	参考見積書を徴取した(一者のみ)

本委託業務は、高齢者の就労機会の増大と地域社会への参加促進を図るため、町田市随意契約ガイドラインにより公益社団法人町田市シルバー人材センターに委託している。

(2) 監査の結果及び意見

特に記載すべき事項はない。

19. 子どもセンターただ ON 清掃業務委託【子ども生活部児童青少年課】

(1) 概要

① 事業の概要

子どもセンターただ ON は、平成 26 年 1 月に開設された、0 歳から 18 歳までの子どもの仲間づくりのための施設である。

子どもセンターただ ON 清掃業務委託(長期継続契約)は、同施設の清掃業務を委託するものである。

② 委託契約の概要

契約名	契約先	支出額	契約方法
子どもセンターただ ON 清掃業務委託 (長期継続契約)	東京ベイサイドビルサービス 協同組合	328 千円	一般競争入札

業務分類	委託理由	委託開始時期
施設管理	事務の効率化、経費節減のため	平成 26 年 1 月

契約締結課	契約額	予定価格	落札率	参加事業者数	最終契約額
契約課	6,386 千円	14,269 千円	44.8%	35	6,386 千円

一者随契理由	予定価格積算方法
—	参考見積書を徴取した(二者以上)

本委託業務は、平成 26 年 1 月から平成 28 年 12 月までの 3 年間の契約であり、35 事業者が参加した一般競争入札により事業者を決定している。平成 25 年度の支出額は当初 3 か月間が 328 千円、平成 26 年度及び平成 27 年度は 2,203 千円、平成 28 年度は 9 か月 1,652 千円で、3 年間の契約額は 6,386 千円である。

(2) 監査の結果及び意見

特に記載すべき事項はない。

20. 町田市立森野保育園引継保育委託等【子ども生活部子育て支援課】

(1) 概要

① 事業の概要

町田市では、平成 26 年度からの町田市立森野保育園及び町田市立本町田保育園の民営化に向けて、保育の質を確保し、保育内容を確実に継続するため、平成 23 年度に当該保育園を継承する事業者を募集している。

表 85 保育園引継保育の概要

項目	内容
保育の引継	保育を実施するにあたっての基本姿勢 日常保育の流れについて(保育計画等保育事務を含む) 年間行事への取り組みについて
保育部門以外の引継	管理部門のリーダーが引継、職員指導を行う
リーダーの引継	保育園の保育・行事等一年の流れを理解する マニュアル・手順書を理解して、職員に指導できるようにする

② 委託契約の概要

No.	契約名	契約先	支出額	契約方法
㊦	町田市立森野保育園引継保育委託	(社福)やすらぎ会	34,636 千円	随意契約 (プロポーザル方式)
㊧	町田市立本町田保育園引継保育委託	(社福)揺籃会	26,710 千円	

No.	業務分類	委託理由	委託開始時期
㊦	一般業務	その他	平成 24 年度
㊧	一般業務	その他	平成 24 年度

No.	契約締結課	契約額	予定価格	落札率	参加事業者数	最終契約額
㊦	主管課	34,636 千円	34,636 千円	100.0%	4	34,636 千円
㊧	主管課	26,710 千円	29,688 千円	90.0%	3	26,710 千円

No.	一者随契理由	予定価格積算方法
㊦	プロポーザル方式による業者選定	積算基準による
㊧	プロポーザル方式による業者選定	積算基準による

事業者はプロポーザル方式により決定しており、平成 24 年度より引継業務を開始している。平成 24 年度における引継業務は、施設整備等の打ち合わせや保護者・法人・子育て支援課からなる連絡会の開催等であり、平成 25 年度には該当する保育園の園長予定者や法人が雇用を予定している保育士を各クラスに配置し、引継保育を行っている。

(2) 監査の結果及び意見

特に記載すべき事項はない。

21. すみれ会館プール設備保守点検等点検業務委託等【子ども生活部すみれ教室】

(1) 概要

① 事業の概要

すみれ教室とは、町田市が行ってきた親子通園の一部を、東京都の認可を受けて児童発達支援センターとして、認可通園部門を立ち上げたものである。それにともない、「町田市子ども発達センターすみれ教室」に名称を変更している。

すみれ教室では、就学前の子どもの発達相談、親子での通園、認可通園についての情報を提供し、出張相談を含む相談や療育を行い、発達に心配のある子どもが生活しやすくなるような研修を実施している。

㊦ すみれ会館「温水プール」の開放

すみれ教室では、障がいのある、または身体障害者手帳・愛の手帳のある市民等に対し、すみれ会館において温水プールを開放している。

すみれ会館プール設備保守点検等点検業務委託は、この温水プール設備の保守点検業務を委託するものである。

㊧ 通園バスによる送迎

すみれ教室で実施している認可通園部門に通園するために、利用者に対し通園バスによる送迎を行っている。

すみれ教室通園バス運行业務委託は、この通園バスの運行业務を委託するものである。

② 委託契約の概要

No.	契約名	契約先	支出額	契約方法
㊦	すみれ会館プール設備保守点検等点検業務委託	ジャパンサービス	582 千円	指名競争入札
㊧	すみれ教室通園バス運行业務委託	神奈川中央交通株	22,610 千円	随意契約

No.	業務分類	委託理由	委託開始時期
㊦	施設管理	高度・専門的な知識等が必要なため	—
㊧	その他	高度・専門的な知識等が必要なため	—

No.	契約締結課	契約額	予定価格	落札率	参加事業者数	最終契約額
㊦	契約課	582 千円	582 千円	100.0%	8	582 千円
㊧	主管課	22,302 千円	22,302 千円	100.0%	1	22,610 千円

No.	一者随契理由	予定価格積算方法
㊦	—	過去の実績を参考とした
㊧	その他	参考見積書を徴取した(一者のみ)

すみれ会館プール設備保守点検等点検業務委託については、平成 25 年度に 8 事業者による指名競争入札によって委託先を決定している。

その入札においては、予定価格と契約額が同額で落札率が 100%となっている。これは入札に先立ち町田市が入手した 2 事業者からの見積額が同一であったため、当該金額を予定価格に設定したところ、最も低い金額を提示した事業者の価格と一致し、その事業

者と契約したことから、落札率が 100%となったものである。

すみれ教室通園バス運行業務委託については、すみれ教室の開設以来、当該通園バスの運行を特命随意契約により同一の事業者へ委託している。また、契約額は委託先からの見積額を利用している。

(2) 監査の結果及び意見

① 特命随意契約とする妥当性について【意見】

町田市では、すみれ教室通園バス運行業務の委託先の決定にあたっては、次の 3 つの理由により特命随意契約としている。

特命随意契約の理由

- 初契約である平成 16 年 4 月 1 日以来、忠実に業務を履行しており、経験や知識を有している。
- 事業者が道路占用料を支払っているバス停を支障なく利用できる(平成 24 年度は乗降か所 66 か所中 57 か所で路線バスの停留所を使用している)ので、利用者の安全の確保、通行する一般車両・地域住民への影響が少ない。
- 町田市内に営業所や車両基地があり、回送車両を自社の敷地内に待機させることが可能である。

しかしながら、上記のいずれの理由も町田市随意契約ガイドラインに示されている随意契約が適切であるとする条件には該当しない。

他の民間の幼稚園等の通園バスは自宅前まで送迎する例も多いことや、既に 1 割超の利用者はバス停以外の場所で送迎をしていることを踏まえると、路線バスのバス停を送迎場所とすることや道路占用料の支払いは問題とはならない。また、本委託業務は緊急時の送迎は行っていないことから、市内に営業所や車両基地で常時対応可能なようにバスを待機させる必要はない。さらに市内には複数のバス事業者等が乗り入れ、営業所等を設けており、他に引き受け手がいないとは考えにくい。

よって、すみれ教室通園バス運行業務委託の事業者を特命随意契約により決定する必要性は低く、競争入札等により、透明性の高い契約による必要がある。

② 契約額の透明性の確保について【意見】

すみれ教室通園バス運行業務委託では、3 台のマイクロバスを運行しており、2 台は事業者の保有する車両を、1 台は町田市の保有する車両を使用しており、町田市の保有する車両は事業者へ無償で貸与されている。

これらの委託業務に要する契約額の内訳は次表のとおり、事業者のバスが 1 台あたり平均 7,686 千円で、町田市の貸与バスに要する費用は 7,238 千円である。

町田市が無償貸与する車両を使用する場合に要する諸経費は 2,585 千円であり、事業者の所有する車両により運行する場合(446 千円)の 5.7 倍の諸経費が必要となっている。そのため、事業者の所有する車両を利用する場合は、年間 600 千円の減価償却費が発生するものの、市が車両を無償貸与するよりも 1,538 千円(2,585 千円－446 千円－600 千円)少なくなる。

さらに町田市は、無償貸与のマイクロバスの代替車両として 308 千円を負担しているが、当初から 3 台すべてを事業者の保有する車両による運行としていれば当該費用は発生し

第4 外部監査の結果及び意見

なかったと考えられる。その場合の契約額は、人件費 13,984 千円(10,760 千円+3,224 千円)に 3 台分の物件費 5,819 千円(1,939 千円×3 台)が加わり、合計 19,804 千円(税込 20,794 千円)となる。この場合には、車両の無償貸与を行う場合よりも 1,816 千円(22,610 千円-20,794 千円)安くなる計算になる。

町田市は、事業者マイクロバスを無償貸与すると諸経費が増加する原因を精査し、必
マイクロバスの無償貸与を取りやめることも視野に入れた対応を検討する必要がある。

表 86 2 台を事業者所有、1 台を町田市の無償貸与としている現状のコスト (単位:千円)

区分		町田市の貸与車両 (1 台)①	事業者所有の車両 (2 台)②	合計(総コスト) (①+②)
人件費	運転員	3,224	6,448	9,672
	介助員	—	4,312	4,312
	人件費計	3,224	10,760	13,984
物件費	車両点検費	126	252	378
	修理費	315	630	945
	燃料費	254	712	966
	油脂費	2	7	9
	保険料	92	184	276
	減価償却費	0	1,200	1,200
	諸経費	2,585	893	3,479
	物件費計	3,375	3,879	7,255
小計		6,600	14,640	21,240
消費税等		330	732	1,062
中計		6,930	15,372	22,302
代替車両に運行経費※		308	—	308
合計		7,238	15,372	22,610

※貸与予定バスの事務手続が間に合わず、代替車両となったことによる経費の増加分である。

※ 3 台とも事業者所有の車両とした場合のコストの試算額 (単位:千円)

区分		2 台(上表②)	1 台あたり(③:②/2)	3 台分(③×3)
人件費	運転員	6,448	3,224	9,672
	介助員	4,312	2,156	4,312
	人件費計	10,760	5,380	13,984
物件費	車両点検費	252	126	378
	修理費	630	315	945
	燃料費	712	356	1,068
	油脂費	7	3	10
	保険料	184	92	276
	減価償却費	1,200	600	1,800
	諸経費	893	446	1,340
	物件費計	3,879	1,939	5,819
小計		14,640	7,320	19,804
消費税等		732	366	990
合計		15,372	7,686	20,794

22. 町田市シティセールス活動業務委託【経済観光部産業観光課】

(1) 概要

① 事業の概要

町田市シティセールス活動業務委託は、町田市の行うシティセールス事業に係る委託である。

シティセールス事業とは、町田市の知名度アップや都市イメージの向上と誘客拡大を図ることを目的として、様々な手法、場所で積極的な活動を行うことをいう。

町田市では、町田市随意契約ガイドラインⅢ2(4)により、当該事業を一般社団法人町田市観光コンベンション協会に委託している。これは、同協会が町田市の観光振興を図ることを目的としている団体であることから、町田市の観光情報を十分に蓄積し、PR のノウハウを持ち合わせており、設立の目的・活動実績から判断して、適格性を有すると認められるためである。仕様書に定められている委託業務の内容は次のとおりである。

- ㊦ 集客力のある場所における宣伝活動
- ㊧ イベント参加などによる宣伝活動
- ㊨ 旅行代理店に対する誘客セールス活動
- ㊩ マスコミへの宣伝活動
- ㊪ 市役所 CS コーナー展示の企画と実施
- ㊫ シティセールス隊任命グループ活動計画と実施
- ㊬ 町田市の進めるシティプロモーション計画との連携

② 委託契約の概要

契約名	契約先	支出額	契約方法		
町田市シティセールス活動業務委託	町田市観光コンベンション協会	15,000 千円	随意契約		
業務分類	委託理由	委託開始時期			
その他	民間のアイデアやノウハウを活用するため	平成 24 年			
契約締結課	契約額	予定価格	落札率	参加事業者数	最終契約額
主管課	15,000 千円	15,000 千円	100.0%	1	15,000 千円
一者随契理由	予定価格積算方法				
その他	予算額				

(2) 監査の結果及び意見

① 仕様書の内容の順守について【意見】

本委託業務は、仕様書で各業務の実施回数を定めており、委託先は、事業の実施にあたり、町田市と協議のうえ「2013 シティセールス活動予定表」を作成、更新することにより進捗管理を行っている。

仕様書が定めている町田市シティセールス活動業務の内容は次表のとおりである。

表 87 町田市シティセールス活動業務委託の仕様内容

業務内容	派遣数
(ア) 集客力のある場所におけるの宣伝活動	7回以上
(イ) イベント参加などによる宣伝活動	7回以上
(ウ) 旅行代理店に対する誘客セールス活動	※
(エ) マスコミへの宣伝活動	※
(オ) 市役所 CS コーナー展示の企画と実施	5回以上
(カ) シティセールス隊任命グループ活動計画と実施	※
(キ) 町田市の進めるシティプロモーション計画との連携	※

※ 委託者と受託者で協議のうえ、決定する。

上表の仕様内容に対して、「2013シティセールス活動予定表」によると、平成25年度に実施された業務のうち、上表(ア)の活動は4回に留まり、(ウ)(エ)は活動実績がなかった。(ウ)(エ)の実施は、委託者と受託者で協議のうえ決定することとされているが、このことは実施しなくても良いということにはならない。

町田市は、委託先に対し仕様書の内容に従った業務の実施を求める必要がある。

② 事業者との仕様内容の確認について【意見】

本委託業務の仕様内容については、町田市と委託先との間で解釈に差が生じていると思われる事項が見受けられる。町田市は、委託する業務の内容を正確に委託先に伝え、委託先がそれを着実に履行できることを確かめ、履行できないと判断される業務については仕様の見直しを行う必要がある。

1) マスコミや地元旅行代理店への宣伝等

平成25年度において未実施となったマスコミや地元旅行代理店への宣伝等について、町田市は、「派遣先のイベント会場等に入出入りしている事業者や現地の事業者への接触を試みたものの、調整がつかず実施できなかった」としている。

しかしながら、派遣先のイベント会場において、接触を試みるべき事業者の選定が適切になされていたのか、またそれらの試みが計画的になされていたのかが現状においては不明確となっている。また、仕様内容は、地元紙や地元ラジオ局、地元旅行代理店への宣伝活動が前提となっているが、町田市及び委託先の双方がそのことを正確に理解していたのかも現状では不明確となっている。

マスコミや地元旅行代理店への宣伝等について町田市は、委託先と仕様内容の確認を行う必要がある。

2) 「集客力のある場所におけるの宣伝活動」と「イベント参加などによる宣伝活動」

委託先は、「2013シティセールス活動予定表」において、「集客力のある場所におけるの宣伝活動」は4回、「イベント参加などによる宣伝活動」は21回実施したとしている。一方、町田市は、「イベント参加などによる宣伝活動」のうちのいくつかは、「集客力のある場所におけるの宣伝活動」に含まれることが判明したとしている。

このことから、「集客力のある場所におけるの宣伝活動」と「イベント参加などによる宣伝活動」という2つの宣伝活動について、町田市と委託先との間で解釈が異なっている可能性がある。解釈に差が生じる要因の一つとして、委託先は、「集客力のある場所」を民間ス

ポーツ団体による興業会場と解釈している可能性が考えられる。

一般的にイベントは、集客力のある場所で開催されるものであり、また、集客力のある場所においてイベントに参加することもありうる。このことから、「集客力のある場所においての宣伝活動」と「イベント参加などによる宣伝活動」を客観的に区分することは難しいと思われる。

町田市は、仕様書においてそれぞれの業務の実施回数を定めているが、業務内容についての解釈や判断に違いが生じないよう、委託先との間で対応を図っていく必要がある。

③ 業務実施報告書の記載内容の明確化について【意見】

町田市は委託先に対し、毎月業務実績報告書を提出することを求めているが、当該報告書に何を記載すべきかについては定めていない。

平成 25 年度に委託先が提出した業務実績報告書には、委託先の定時総会や月次の経理処理、勤務表など、本委託業務とは無関係な内容や、広報活動の実績など本委託業務との関係が不明瞭なものが多く記載されていた。

業務実績報告書は本委託業務に関わる実績報告とする必要があり、町田市は記載すべき事項を定め、委託先に周知しておく必要がある。

④ 年度実施報告書の作成の必要性について【意見】

町田市は、委託先の業務の遂行を「2013シティセールス活動予定表」により確かめている。しかしながら、当該予定表には、仕様書に定めている「(キ)町田市の進めるシティプロモーション計画との連携」の記載がない。よって、現状の「2013 シティセールス活動予定表」だけでは、本委託業務の網羅性や正確性、遂行状況を確認することは困難である。

町田市は、「シティセールス活動予定表」の見直しを含め、年度の終了後に、改めて仕様書に求められたすべての事業に関する実施状況とその成果についての報告を求める必要がある。

⑤ 事業の成果測定の必要性について【意見】

本委託業務は平成 24 年度より開始されているが、シティセールス事業の目的に照らして当該業務委託にどのような成果があったのかが現時点においては明らかではない。委託業務の成果について、目標値を定めそれに対する実績を把握しておく必要がある。

たとえば、各イベントにおける町田市の観光マップ等の配布数の把握や、本委託業務の仕様内容の一つとされているシティセールス隊任命グループについて、同隊が参加したイベントの来場者数の測定、市役所 CS コーナー展示会場の認知度やそれが来庁者の意識に与える影響を調査することなども一つの方法である。

23. 2013 年度町田市生物調査等業務委託【環境資源部環境・自然共生課】

(1) 概要

① 事業の概要

2013 年度町田市生物調査等業務委託は、町田市が行う環境・自然推進事業に係る委託業務である。

町田市は、平成 24 年 4 月公表の第二次町田市環境マスタープランに掲げている町田市内の生物多様性保全のための仕組みづくりを構築するために、平成 24 年 10 月から冬季及び早春における市内の生物の生育・生息状況の把握を中心とした基礎的な調査を実施している。

本委託業務の委託先の決定にあたっては、指名型プロポーザル方式を採用している。平成 24 年度に行ったプロポーザル時には、次の業務を委託するとしている。

平成 24 年度の仕様書における業務内容

- | |
|--|
| 1) 既存の文献資料の収集・整理(町田市内で調査や活動している有識者の資料や庁内資料等) |
| 2) 町田市域における冬季・早春の基礎的な生物調査 |
| 3) 今後の生物相調査の実施方法と仕組みづくりに向けた提案
(市と市民が取り組む活動への展開を念頭においた提案とする) |

② 委託契約の概要

契約名	契約先	支出額	契約方法
2013 年度町田市生物調査等業務委託	パシフィックコンサルタンツ(株)	16,821 千円	随意契約

業務分類	委託理由	委託開始時期
調査、研究、検査、測定、分析等	高度・専門的な知識等が必要なため	平成 25 年度

契約締結課	契約額	予定価格	落札率	参加事業者数	最終契約額
主管課	16,821 千円	16,821 千円	100.0%	1	16,821 千円

一者随契理由	予定価格積算方法
その他	参考見積書を徴取した(一者のみ)

当該調査の委託先の決定にあたっては、指名型プロポーザル方式を採用している。その後特命随意契約により、平成 25 年度に春季、夏季及び秋季の調査を実施し、平成 26 年度は(仮称)町田市生物多様性保全計画作成支援業務を委託している。また、委託契約の締結にあたっては、事業者の提示した国土交通省の公表する設計業務等の積算基準により算定された見積額を契約額としている。

(2) 監査の結果及び意見

① 委託契約締結にあたっての対応について【意見】

生物調査は、同一の方法により 1 年間を通じて実施する必要があるが、町田市は、平成 24 年度において調査期間を 10 月 1 日から翌年 3 月 21 日までの 6 か月弱とし、調査内容も当該期間中に実施可能な冬季・早春が対象としている。そのうえで、生物調査のみならず、その後の生物相調査の実施方法と仕組みづくりに向けた提案等も依頼している。

これは、主管課である環境・自然共生課が平成24年4月に創設されたこと、同年4月に第二次町田市環境マスタープランが公表されてから委託先の募集がなされるまでの期間が短かったことから、主管課が第二次町田市環境マスタープランの内容を十分に理解し、今後の町田市の生物相調査のあり方や委託業務の内容を十分に検討する時間が確保できなかったためと考えられる。

委託先は、契約期間が調査に必要な期間よりも短く、かつ、今後、町田市が実施する生物相調査の方法や仕組みづくりについての提案も求められている。

次表は、町田市が実施する環境・自然推進事業について、委託先の提案と町田市が実際に行っている事業(平成27年度以降については予定)を対比したものである。

委託先は、10年間かけて生態調査を実施することを提案していたが、町田市は調査期間を単年度で終了している。プロポーザルの実施時において、町田市が調査期間を1年と明確に定めていれば、応募者も、町田市のニーズにより合致した提案を行うことができた可能性が高い。

表 88 委託業務の今後の予定及び委託先の提案

区分	町田市の事業の実施内容	委託先の提案
平成24年度	町田市生物調査(冬季・早春季)	町田市生物調査(冬季・早春季)
平成25年度	町田市生物調査(春季・夏季・秋季)市民参画による調査	町田市生物調査(春季・夏季・秋季)市民参画による調査
平成26年度	(仮称)町田市生物多様性保全計画策定・公表	毎年、数か所で生物調査を実施して徐々に情報を蓄積し5~10年後をめどに全域を調査
平成27年度以降(予定)	各課において(仮称)町田市生物多様性保全計画を実行予定	

委託契約の締結にあたっては、十分な準備期間を設け、委託する業務の内容を正確に理解し、計画性をもって対応を図る必要がある。

24. 狭あい道路拡幅整備測量及び嘱託登記等業務委託【建設部道路用地課】

(1) 概要

① 事業の概要

狭あい道路拡幅整備測量及び嘱託登記等業務委託(単価契約)は、町田市が行う狭あい道路拡幅整備事業に係る委託業務である。

狭あい道路拡幅整備事業は、狭あい道路拡幅整備事業用地取得に伴う測量・境界図等の図面作成及び嘱託登記事務であることから、土地家屋調査士の資格を有する者に委託をする必要がある。町田市では、年間約50件(相談を含めると約100件)の土地の寄付の申し出があり、随時事業を行っているが、1件あたり2か月から3か月を要するため、町田市随意契約ガイドラインⅢの2(5)⑥により、多数の土地家屋調査士が登録している一般社団法人東京公共嘱託登記土地家屋調査士協会に委託している。

当該委託契約における契約単価は、委託先が定めた工種ごとの単価契約によっている。町田市では東京都の積算基準で算出した金額と大きな相違がないことを毎年度比較し、検討している。

② 委託契約の概要

契約名	契約先	支出額	契約方法		
狭あい道路拡幅整備測量及び嘱託登記等業務委託(単価契約)	(一社)東京公共嘱託登記土地家屋調査士協会	23,299 千円	随意契約		
業務分類	委託理由	委託開始時期			
一般業務	高度・専門的な知識等が必要なため	平成 25 年度			
契約締結課	契約額	予定価格	落札率	参加事業者数	最終契約額
主管課	23,500 千円	23,500 千円	100.0%	1	23,500 千円
一者随契理由	予定価格積算方法				
その他	予算額				

(2) 監査の結果及び意見

特に記載すべき事項はない。

25. 境界復元等測量業務委託【建設部道路用地課】

(1) 概要

① 事業の概要

境界復元等測量業務委託(単価契約)は、町田市が行う境界管理事務・道路用地課管理事務に係る委託業務である。

境界復元等測量業務委託では、道路用地の境界復元等の測量を実施している。

② 委託契約の概要

契約名	契約先	支出額	契約方法		
境界復元等測量業務委託 (単価契約)	(株)ヤードエンジニアリング (株)協栄サーベアー (有)丸善測量建設	6,469 千円	指名競争入札		
業務分類	委託理由	委託開始時期			
一般業務	高度・専門的な知識等が必要なため	平成 25 年度			
契約締結課	契約額	予定価格	落札率	参加事業者数	最終契約額
契約課	7,027 千円	7,027 千円	100.0%	17	7,027 千円
一者随契理由	予定価格積算方法				
—	積算基準による				

本委託業務は、測量事業者 17 者による指名競争入札を実施し、第 1 回の見積において低い金額を提示した 3 事業者と契約している。契約単価の算定にあたっては、見積額を予定価格で除した比率を用いて工種ごとの単価を算出している。

(2) 監査の結果及び意見

特に記載すべき事項はない。

26. 町田駅周辺の放置自転車等指導・誘導業務委託等【建設部交通安全課】

(1) 概要

① 事業の概要

放置自転車等対策事業に係る業務委託として町田市は、町田駅周辺の放置自転車等指導・誘導業務委託及び鶴川駅外 6 駅周辺の放置自転車等指導・案内業務及び保管場所への移送・返還業務委託を行っている。

放置自転車等対策事業とは、町田市自転車等の放置防止に関する条例の目的を達成するために、市内の自転車等放置禁止区域等で自転車等を放置しようとする者に対して自転車駐車場を利用するように指導し、また放置自転車等の移送業務や移送自転車の返還業務を行うものである。

町田市では、町田駅周辺の放置禁止区域内での指導・啓発活動については株式会社町田まちづくり公社に、鶴川駅外 6 駅の放置禁止区域内での指導・案内業務や放置自転車の保管場所への移送や返還業務については公益社団法人町田市シルバー人材センターに、特命随意契約により委託している。これは、両事業者が市内高齢者の雇用を促進する団体であることから、当該事業者と契約することにより、町田市の高齢者雇用政策の推進につながると判断したことによる。

② 委託契約の概要

No.	契約名	契約先	支出額	契約方法
㊦	町田駅周辺の放置自転車等 指導・誘導業務委託	(株)町田まちづくり公社	44,093 千円	随意契約
㊧	鶴川駅外 6 駅周辺の放置自転車等 指導・案内業務及び保管場所への 移送・返還業務委託	(公社)町田市シルバー 人材センター	33,936 千円	随意契約

No.	業務分類	委託理由	委託開始時期
㊦	一般業務	事務の効率化、経費節減のため	平成 11 年度
㊧	一般業務	事務の効率化、経費節減のため	—

No.	契約締結課	契約額	予定価格	落札率	参加事業者数	最終契約額
㊦	主管課	44,093 千円	44,093 千円	100.0%	1	44,093 千円
㊧	主管課	34,178 千円	34,178 千円	100.0%	1	33,936 千円

No.	一者随契理由	予定価格積算方法
㊦	その他	参考見積書を徴取した(一者のみ)
㊧	その他	参考見積書を徴取した(一者のみ)

(2) 監査の結果及び意見

① 特命随意契約の妥当性について【意見】

町田市では、町田駅周辺の放置自転車等指導・誘導業務について、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号及び町田市随意契約ガイドラインⅢ2(4)にもとづき、株式会社町田まちづくり公社と特命随意契約を締結している。

町田市随意契約ガイドラインⅢ2(4)は、特定の団体又は組織と契約することが市の施策の推進につながるものである場合には随意契約とすることが認められるとしており、本委託業務については、当該事業者と契約することにより市内高齢者の雇用を促進する効果が期待されるとしている。

しかしながら、平成26年11月4日にハローワーク町田に掲載された当該事業者の求人広告によると、放置自転車等指導員の求人は65歳までとして高齢者の採用は行っていない。

現状においては高齢者も勤務しており、平成26年11月4日の求人は臨時的なもので、今後も高齢者の採用を控えるものではないとのことだが、株式会社町田まちづくり公社との特命随意契約については、町田市の高齢者雇用促進政策を推進する目的を有するものなのかどうかをあらためて検討する必要がある。

② 契約額の妥当性について【意見】

町田市では、町田駅周辺の放置自転車等指導・誘導業務について、委託先から提出を受けた見積書の額をそのまま契約額としている。その内訳は次表のとおりであるが、人件費、交通費及び被服費等について、仕様書と異なる内容が見積もられている。

本委託業務については、見積額の妥当性を十分に検証していない。見積額の妥当性の検証を継続的に行うとともに、その検証過程についての証跡を残しておく必要がある。

表 89 町田駅周辺の放置自転車等指導・誘導業務の契約額明細

内訳	金額(単位:千円)	備考
人件費	34,375	1,100円×5時間×250日×25人
交通費	2,375	380円×250日×25人
福利厚生費	1,365	4,550円×25人×12月
光熱水費	198	16,500円/月×12月
被服費等	301	43,000円×7人
消耗品費	144	12,000円×12月
通信費	126	10,500円/月×12月
事務費	3,110	10%以内
計	41,994	
消費税等	2,099	
合計	44,093	

1) 人件費について

仕様書では、業務日を町田市の休日を定める条例1条(3)に規定する日を除く日とし、具体的な業務時間等については平日と土曜日を含む休日に分け、人数を定めている。

平成25年度の業務日の内訳は表90のとおり、平日は244日で国民の祝日、土曜日及び日曜日は115日で、業務時間及び人数等の内訳は表91のとおりである。

表 90 平成25年度中の業務日の内訳

項目	日数	業務日 359 日の内訳	
平成25年4月1日から平成26年3月31日まで (A)	365日	平日	244日
町田市の休日を定める条例1条(3)に規定する日 (B)	6日	休日	115日
業務日 (A)-(B)	359日		

表 91 業務時間及び人数等の内訳

区分	配置時間	準備時間	合計 (A)	人数 (B)	日数 (C)	業務時間 (A)×(B)×(C)
平日	午前7時から11時30分まで	30分	5時間	12人	244日	14,640時間
	午前11時30分から午後4時まで	30分	5時間	6人	244日	7,320時間
休日	午前8時から午後12時30分まで	30分	5時間	6人	115日	3,450時間
合計						25,410時間

以上により、町田駅周辺の放置自転車等指導・誘導業務の業務時間は合計 25,410 時間であり、委託先が定める 1 時間あたりの人件費は 1,100 円であるから、年間の人件費は 27,951 千円と試算される。一方で、委託先は年間の人件費を 34,375 千円と見積もっており、金額に相違が生じている。

2) 交通費について

1)より、業務従事者の出勤日数は、平日は 18 人で 244 日の合計 4,392 人日、休日は 6 人で 115 日の合計 690 人日であり、平日と休日合わせて 5,082 人日である。委託先は 1 日あたり 380 円の交通費を見積もっているため、交通費の見積額は 1,931 千円と試算されるが、委託先の見積額は 2,375 千円であり、金額に相違が生じている。

3) 被服費等について

町田駅周辺の放置自転車等指導・誘導業務仕様書によると、業務従事者は町田市が貸与する腕章等を着用することとなっているが、制服の着用は義務づけていない。一方で、委託先は被服費として 301 千円を見積もっており、相違が生じている。

4) 事務費の負担について

契約額の内訳には光熱水費や消耗品、通信費などの間接経費が含まれているが、これらとは別に事務費として 3,110 千円が計上されている。当該事務費の必要性も検討の余地がある。

27. 道路用地・代替地等草刈委託単価契約(その1)【建設部道路補修課】

(1) 概要

① 事業の概要

道路用地・代替地等草刈委託単価契約(その1)は、町田市が所有する道路用地・代替地の草刈りを年2回実施するものである。また、雑草・しの竹・つる植物の草刈りをすること、紙くず・空き缶・枯枝等の不要物の除去、発生材の処理等の作業も含まれている。

草刈りの契約単価は困難度に応じて定められており、その内容は次のとおりである。

表 92 草刈の契約単価

区分	発注予定面積 (延べ2回分)	税込単価(㎡あたり)	ランク
困難度1	(本案件該当なし)		草丈1.0m未満で雑草が比較的多い状態
困難度2	65,563㎡	126円	草丈1.0m以上で雑草が比較的多い状態
困難度3	33,612㎡	138.6円	草丈1.0m以上で雑草が繁茂している状態

当初契約単価は21事業者による指名競争入札により、困難度2と困難度3の契約単価の合計を、最も低い価格で提示した事業者と、当該提示金額により契約している。入札価格は困難度2が110.25円、困難度3が121.8円であり、共に予定価格と完全に一致していたことから、落札率が100%となった。

その後、平成25年度公共工事設計労務単価の特例措置による契約単価表の見直しを行い、上記税込金額となった。

② 委託契約の概要

契約名	契約先	支出額	契約方法		
道路用地・代替地等草刈委託単価契約(その1)	(有)山口木材緑化	12,919千円	指名競争入札		
業務分類	委託理由	委託開始時期			
施設管理	高度・専門的な知識等が必要なため	平成25年度			
契約締結課	契約額	予定価格	落札率	参加事業者数	最終契約額
契約課	11,009千円	11,009千円	100.0%	21	11,009千円
一者随契理由	予定価格積算方法				
—	参考見積書を徴取した(二者以上)				

(2) 監査の結果及び意見

① 困難度の判定の客観性確保について【意見】

委託先の提出した実績報告書によると、草丈が低く、あまり茂っておらず、本来であれば困難度1と考えられるものの困難度2または困難度3にランクづけされているケースや、草丈が明らかに作業員の肩までに達し、鬱蒼と生い茂っている状態の地域について、困難度2にランクづけされているケースがあった。これは、実際の困難度の判定にあたっては草丈や繁茂の状況のみならず、地形等も考慮されていることが原因である。しかしながら、契約に定められていない基準により委託料を決定することは適切ではない。

よって、町田市は、契約に従った困難度の判定基準に基づく委託料を支払う必要がある。また、困難度の判定が草丈や繁茂の状況のみで決定することが適切ではないと判断される場合は、困難度の判定基準を見直す必要がある。

② 困難度1による契約締結の必要性について【意見】

町田市は、草丈1.0m未満で雑草が比較的多い状態は、「本案件該当なし」(困難度1)として、原則として草刈りを委託していない。

しかしながら、委託先の提出した実績報告書によると、困難度1と思われる場所においても草刈りが実施されているケースが見受けられた。これは、草丈1.0m未満であっても、市民からの要望等により草刈りの実施が必要なケースがあることによるものである。

草丈1.0m未満で困難度1と思われる場合でも草刈りを実施するケースがあるのならば、困難度1についても契約単価を定めておき、その契約単価に従う必要がある。

28. 町田市葬祭事業業務委託【地域福祉部福祉総務課】

(1) 概要

① 事業の概要

町田市葬祭事業業務委託とは、木曽福祉サービスセンター内の町田市葬祭事業所において、葬祭用具の貸出、葬祭用品の販売、協定業者の紹介等を行うものである。

利用者は、申請者または死亡者が町田市民で、町田市内で葬儀を営む者に限定されている。

本委託業務は、地方自治法施行令第167条の2第1項第3号に該当し、高年齢者の知識と経験を活かすことができる業務で、また雇用の促進、機会の確保を図ることが可能であるとして、随意契約により公益社団法人町田市シルバー人材センターに委託している。

② 委託契約の概要

契約名		契約先		支出額	契約方法
町田市葬祭事業業務委託		(公社)町田市シルバー人材センター		18,285 千円	随意契約
業務分類		委託理由		委託開始時期	
一般業務		事務の効率化、経費節減のため		平成8年度	
契約締結課	契約額	予定価格	落札率	参加事業者数	最終契約額
主管課	18,404 千円	18,404 千円	100.0%	1	18,404 千円
一者随契理由			予定価格積算方法		
その他			参考見積書を徴取した(一者のみ)		

(2) 監査の結果及び意見

特に記載すべき事項はない。

29. 町田市精神障がい者生活相談支援事業業務委託【地域福祉部障がい福祉課】

(1) 概要

① 事業の概要

精神障がい者生活相談支援事業とは、精神障がい者の生活に関する相談を受けて必要な支援を行う事業であり、精神障がい者の自立及び社会参加の促進を図ることを目的としている（「町田市精神障がい者生活相談支援事業実施要綱」）。

本委託業務は、まちだ地域生活支援センターコラボにおいて実施しており、精神障がいのある当事者への相談支援（面接相談、電話相談）及びその家族への相談支援（面接相談、電話相談）のほか、オープンスペースの提供や PC 教室等プログラムの提供、情報提供を行っている。

なお、この事業は、町田市内の精神障がい者支援法人全 6 団体による運営を協定書の締結により実施するため、その代表法人である町田市精神障害者さるびあ会と随意契約により契約を締結している。

② 委託契約の概要

契約名		契約先		支出額	契約方法
町田市精神障がい者生活相談支援事業業務委託		町田市精神障害者さるびあ会		30,000 千円	随意契約
業務分類		委託理由		委託開始時期	
一般業務		高度・専門的な知識等が必要なため		平成 13 年度	
契約締結課	契約額	予定価格	落札率	参加事業者数	最終契約額
主管課	30,000 千円	30,000 千円	100.0%	1	30,000 千円
一者随契理由			予定価格積算方法		
その他			予算額		

(2) 監査の結果及び意見

特に記載すべき事項はない。

30. 町田市スポーツ推進計画策定支援業務委託【文化スポーツ振興部スポーツ振興課】

(1) 概要

① 事業の概要

町田市スポーツ推進計画策定支援業務委託は、町田市の行うスポーツ振興計画推進事業に係る委託業務である。

スポーツ振興計画推進事業とは、町田市スポーツ振興計画に掲げる「スポーツで人とまちが一つになる」という基本理念実現のために、市民スポーツの普及・振興やトップスポーツの支援を行う事業である。

町田市スポーツ振興計画は、平成21年度を初年度として平成30年度を最終年度とする10年間の計画として策定された。しかしながら、平成23年6月から施行されたスポーツ基本法や、平成25年3月に制定された町田市スポーツ推進条例に示されている理念に基づく必要性が生じ、社会情勢の変化なども踏まえ、平成26年2月に町田市スポーツ推進計画として改定されている。なお、町田市スポーツ推進計画は、平成26年度から平成30年度の5年間の計画である。

② 委託契約の概要

契約名	契約先	支出額	契約方法		
町田市スポーツ推進計画 策定支援業務委託	(株)日本能率協会 総合研究所	2,996千円	随意契約 (プロポーザル方式)		
業務分類	委託理由		委託開始時期		
調査、研究、検査、測定、分析等	高度・専門的な知識等が必要なため		平成25年度		
契約締結課	契約額	予定価格	落札率	参加事業者数	最終契約額
主管課	2,996千円	3,000千円	99.9%	2	2,996千円
一者随契理由		予定価格積算方法			
—		参考見積書を徴取した(一者のみ)			

(2) 監査の結果及び意見

① 予定価格の設定における参考見積書の徴取について【意見】

本委託業務は、予定価格の設定にあたり、参考見積書を一者のみから徴している。

町田市においては、参考見積書の徴取については具体的なルールがないが、随意契約によろうとする際に徴する見積書については、次に示すように契約事務規則に定めがある。

契約事務規則より抜粋

(見積書の徴取)
第26条 随意契約によろうとするときは、契約条項その他見積りに必要な事項を示して、なるべく2人以上から見積書を徴さなければならない。

本契約は、価格のみの競争ではなく、事業者又は業務責任者の実績、経験、技術力、企画力等、委託先としての適格性を確認し、最も適した者を選定するためプロポーザル方式によっている。また、評価基準は次表のとおりで、見積金額は総配点中 1 割の配点となっている。

結果として契約額は適正といえるが、予定価格の設定方法については見直しが必要である。参考見積書についても、契約事務規則第 26 条の趣旨を踏まえ、原則として二者以上から徴する必要がある。

表 93 評価項目と評価点

項目	配点
見積金額について	80 点
本業務の取り組みについて	240 点
本業務の実施体制について	80 点
市、都及び国のスポーツ施策への理解について	80 点
工程計画について	80 点
実績について	160 点
プレゼンテーション及びヒアリングについて	80 点
合計	800 点

31. 鶴見川クリーンセンター草刈等管理委託【下水道部水再生センター】

(1) 概要

① 事業の概要

鶴見川クリーンセンター草刈等管理委託は、町田市が行う鶴見川クリーンセンター管理事業に係る委託業務である。

鶴見川クリーンセンターは町田市の下水処理場であり、当該事業は、鶴見川クリーンセンターの運転管理、機器の点検・修理、鶴見川ポンプ場の管理を行うものである。

このうち草刈等管理委託は、敷地全体の環境を最適な状態に保つため、樹木等の適切な管理を行い、美観・公衆衛生向上及び環境保護のために実施するものである。

一般競争入札を行ったが、予定価格を上回る入札となり、再度入札も落札者がなかったため、最も有利な価格をもって入札を行った業者と価格交渉を行い契約となった。そのため落札率は100%となっている。

② 委託契約の概要

契約名	契約先	支出額	契約方法		
鶴見川クリーンセンター草刈等管理委託	竹丸造園センター(株)	13,755 千円	随意契約		
業務分類	委託理由		委託開始時期		
施設管理	高度・専門的な知識等が必要なため		—		
契約締結課	契約額	予定価格	落札率	参加事業者数	最終契約額
契約課	13,755 千円	13,755 千円	100.0%	9	13,755 千円
一者随契理由		予定価格積算方法			
—		参考見積書を徴取した(二者以上)			

(2) 監査の結果及び意見

① 契約期間と履行期限の相違について【結果】

本委託業務は契約期間と履行期限が一致していない。

業務委託契約書においては、契約期間が「契約確定日から2014年3月14日まで」となっているのに対し、鶴見川クリーンセンター草刈等管理委託特記仕様書においては、履行期限が「契約日より2012年3月16日までとする。」となっている。

履行期限が明らかに誤りである。契約書及び仕様書は、誤りのないよう適切に作成する必要がある。

② 再委託の承認について【結果】

業務委託契約書第5条では、下記のとおり、再委託が原則として禁止されている。

業務委託契約書より抜粋

(再委託の禁止) 第5条 乙は、委託業務の全部又は主要な部分を第三者に委託してはならない。 2 乙は、委託業務の一部を第三者に委託しようとするときは、あらかじめ、甲の承諾を得なければならない。
--

本委託業務にかかる「作業実施予定・計画表」に現場組織・緊急連絡体制についての記載があるが、業務責任者、作業員のほかに下請作業員が含まれている。つまり、委託業務の一部を第三者に再委託していることとなるが、町田市は承諾を行っていない。

町田市は、契約書第 5 条の規定に従い、委託先に再委託の承認申請書を提出させるなどして、あらかじめ承諾しておく必要がある。

32. 2013 年度東京都議会議員選挙、参議院議員選挙及び町田市議会議員選挙・町田市長選挙ポスター掲示場設置・撤去等業務委託【選挙管理委員会事務局】

(1) 概要

① 事務の概要

2013 年度東京都議会議員選挙、参議院議員選挙及び町田市議会議員選挙・町田市長選挙ポスター掲示場設置・撤去等業務委託は、町田市が行う都議会議員選挙、参議院議員選挙、市議・市長選挙管理執行事務に係る委託業務である。

都議会議員選挙、参議院議員選挙、市議・市長選挙管理執行事務とは、有権者のみならず、関係する人すべてに対する公正・公平・中立・適正な選挙の管理執行を行う事務である。

平成 25 年度は、東京都議会議員選挙、参議院議員選挙、東京都知事選挙、町田市議会議員選挙及び町田市長選挙が実施された。これらのうち、本委託業務は、東京都知事選挙を除く選挙の管理執行事務である。

② 委託契約の概要

契約名		契約先	支出額	契約方法	
2013 年度 東京都議会議員選挙、参議院議員選挙及び町田市議会議員選挙・町田市長選挙ポスター掲示場設置・撤去等業務委託		(有)ヒロタユニフォーム	63,921 千円	一般競争入札	
業務分類		委託理由		委託開始時期	
一般業務		一時的、大量の業務のため		-	
契約締結課	契約額	予定価格	落札率	参加事業者数	最終契約額
契約課	71,071 千円	73,385 千円	96.8%	1	63,921 千円
一者随契理由			予定価格積算方法		
-			参考見積書を徴取した(二者以上)		

一般競争入札を行っているが応札者は一者のみであった。その理由としては、業務規模が大きいこと及び都議会議員選挙と参議院議員選挙の期日が近接していたことが考えられる。町田市では、東京都市部においては八王子市に次ぐ規模となる 505 か所の掲示場を設定しており、また、参議院議員選挙の期日は国会の会期の都合により不確定であった。このように、規模の大きな業務を短期間のうちに遂行する必要があったことから、応札者が一者となったものと考えられる。

(2) 監査の結果

① 再委託について【意見】

委託内容は、ポスター掲示場の作成、設置、巡視、保守、撤去業務である。そのうち、ポスター掲示場の作成を除く業務について委託先は、第三者(株式会社小島総業)に再委

託している。そのため、事業実施に伴い、委託先が町田市に提出するとされている設置報告書、撤去報告書についても、再委託先から町田市に直接提出されている。

再委託の取扱いについては、業務委託契約書第5条において、下記のとおり規定されている。

業務委託契約書より抜粋

(再委託の禁止)

第5条 乙は、委託業務の全部又は主要な部分を第三者に委託してはならない。

2 乙は、委託業務の一部を第三者に委託しようとするときは、あらかじめ、甲の承諾を得なければならない。

ポスター掲示板の設置から撤去までの業務が委託業務の主要な部分とすれば、そもそも第三者に再委託してはならない。主要な部分ではないとしても、町田市は明示的に承諾をしておく必要がある。

この点、町田市は、ポスター掲示板の設置から撤去業務までは委託業務の主要な部分ではなく一部であると捉えており、また、業務遂行前に委託者、委託先及び再委託先の3者間で打合せを行い、業務内容を口頭で確認しているとのことである。

再委託の承認は、口頭だけではなく書面により明示的に行う必要がある。

33. 2013 年度東京都議会議員選挙及び参議院議員選挙システム運用管理業務委託【選挙管理委員会事務局】

(1) 概要

① 事業の概要

平成 25 年度は、東京都議会議員選挙、参議院議員選挙、東京都知事選挙、町田市議会議員選挙及び町田市長選挙が実施された。これらのうち、2013 年度東京都議会議員選挙及び参議院議員選挙システム運用管理業務委託は、東京都議会議員選挙及び参議院議員選挙に係る選挙システムの運用管理業務の委託である。

② 委託契約の概要

契約名		契約先	支出額	契約方法	
2013 年度東京都議会議員選挙及び参議院議員選挙システム運用管理業務委託		(株)ムサン	17,961 千円	随意契約	
業務分類		委託理由		委託開始時期	
システム保守等 (IT 関連)		高度・専門的な知識等が必要なため		—	
契約締結課	契約額	予定価格	落札率	参加事業者数	最終契約額
主管課	17,961 千円	17,961 千円	100.0%	1	17,961 千円
一者随契理由			予定価格積算方法		
当該業務を行う唯一の業者への委託			参考見積書を徴取した(一者のみ)		

(2) 監査の結果及び意見

① 見積額の妥当性の検証について【意見】

本委託業務は、事業者が提出した見積額をそのまま契約額としているが、その見積額の妥当性を十分に検証していない。

本委託業務は下記理由により随意契約となっている。随意契約の理由は妥当であるとしても、見積額の妥当性についての検証は必ず行わなければならない。契約事務規則第 26 条に、「随意契約にしようとするときは、契約条項その他見積りに必要な事項を示して、なるべく 2 人以上から見積書を徴さなければならない。」とあるのは、随意契約であってもなるべく競争性の確保に努め、適正な契約額となるようにしなければならないという趣旨である。この趣旨からも、見積額の妥当性の検証は必ず行わなければならない。

総務部等契約事務適正化委員会付議資料より抜粋

(随意契約を行う理由)

選挙システムは、期日前投票システム及び当日投票システムから成っており、住民基本台帳システムに付随して導入された選挙人名簿システムから、この期日前投票システムに、また期日前投票システムから当日投票システムに選挙人情報を移行しなければならない。

選挙人名簿、期日前、当日の各システムはいずれも下記の業者が開発したシステムであるため、安定したシステムの運用管理の下、選挙人情報の確実な移行ができ、また、投票の性質上、不測の事態に対しても即時復旧しなければならないため、下記の業者と随意契約を締結したい。

第4 外部監査の結果及び意見

本委託業務の見積書については、下記事項について妥当性を検証する必要がある。
下記は、見積書の抜粋である。

表 94 期日前投票管理システム構成一覧 都議選

商品名	数量	単価(円)	金額(円)
富士通ノート型パソコン 1GB(マウス付)	47	31,400	1,475,800
レンタルパソコンセットアップ	47	10,000	470,000
期日前投票システムV8追加ライセンス費	7	250,000	1,750,000
選挙前日常駐費用	4	150,000	600,000
操作・運用説明	9	100,000	900,000

表 95 当日投票管理システム構成一覧 都議選

商品名	数量	単価(円)	金額(円)
富士通ノート型パソコン 256MB(マウス付)	134	31,400	4,207,600
レンタルパソコンセットアップ	134	10,000	1,340,000
ウイルスセキュリティソフト	134	1,600	214,400
バーコードリーダー	30	20,000	600,000
バーコードリーダースタンド	30	7,500	225,000
当日投票管理 データ管理支援費用	1	150,000	150,000
選挙日常駐費用	1	200,000	200,000
操作・運用説明	4	100,000	400,000

表 96 名簿管理システムサポート 都議選

商品名	数量	単価(円)	金額(円)
運用支援費用	1	400,000	400,000

表 97 期日前投票管理システム構成一覧 参院選

商品名	数量	単価(円)	金額(円)
富士通ノート型パソコン (マウス付)	47	15,600	733,200
レンタルパソコンセットアップ	0	3,000	0
選挙前日常駐費用	4	150,000	600,000

表 98 当日投票管理システム構成一覧 参院選

商品名	数量	単価(円)	金額(円)
富士通ノート型パソコン (マウス付)	134	15,600	2,090,400
レンタルパソコンセットアップ	0	3,000	0
ウイルスセキュリティソフト	0	800	0
当日投票管理 データ管理支援費用	1	150,000	150,000
選挙日常駐費用	1	200,000	200,000

表 99 名簿管理システムサポート 参院選

商品名	数量	単価(円)	金額(円)
運用支援費用	1	400,000	400,000

数量については、次の点などを検証する必要がある。

期日前投票管理システム(都議選、参院選とも)に含まれている選挙前日常駐費用については、都議選、参院選とも数量は4となっているが、仕様書では、「3日間派遣し、常駐させること」となっている。よって、本来の数量は3であるべきと考える。

期日前投票管理システム(都議選)に含まれている操作・運用説明の数量は9であるが、当日投票管理システム(都議選)に含まれている操作・運用説明の数量4である。この数量の違いの妥当性について検証する必要があると考える。また、仕様書では、「事業者(対象者600人以内予定)の機器操作研修にて機器操作説明を行うこと。」と示されているのみであり、具体的な回数や時間等が示されていないことも改善すべき点である。

単価については、次の点などを検証する必要がある。

富士通ノート型パソコンについて、期日前投票管理システム(都議選)では1GBで単価31,400円となっているが、当日投票管理システム(都議選)では256MBで単価31,400円となっている。通常、容量が異なれば価格も異なると思われるので、このことについて、単価の妥当性を検証する必要がある。なお、そもそも、容量について仕様書で示していないが、具体的に示しておく必要がある。

同じく、富士通ノート型パソコンについて、都議選ではレンタル期間が2か月であり、参院選ではレンタル期間が1か月であるという違いがある。しかしながら、都議選の単価は31,400円で、参院選の単価15,600円の2倍以上(31,400円 \geq 15,600円 \times 2)高くなっている。都議選と参院選の単価の違いについても、その妥当性を検証する必要がある。

レンタルパソコンセットアップ、ウィルスセキュリティソフトについて、都議選ではそれぞれ単価10,000円、1,600円となっているが、参院選ではそれぞれ単価3,000円、800円となっている。この違いから、都議選の単価が割高になっている可能性もあると思われ、このことについても、単価の妥当性を検証する必要がある。

当日常駐費用について、期日前投票の単価は150,000円となっているが、当日投票の単価は200,000円となっている。この違いについても妥当性を検証する必要がある。

以上のように、数量及び単価について、その妥当性を検証すべき事項が見受けられる。

上記事例は、当該見積書内での比較から検出される事例であるが、そもそもの数量及び単価についての妥当性の検証も求められる。そのためには、前回選挙時の数量及び単価との比較や、他自治体における見積額(数量及び単価)の照会による情報収集及び比較分析などにより、検証することも一つの方法である。

いずれにしても、本委託業務については、見積額の妥当性の検証を継続的に行うとともに、その検証過程についての証跡を残しておく必要がある。

34. 2013 年度都知事選挙ポスター掲示場設置・撤去等業務委託【選挙管理委員会事務局】

(1) 概要

① 事業の概要

平成 25 年度は、東京都議会議員選挙、参議院議員選挙、東京都知事選挙、町田市議会議員選挙及び町田市長選挙が実施された。これらのうち、2013 年度都知事選挙ポスター掲示場設置・撤去等業務委託は、東京都知事選挙の管理執行事務に係る委託業務である。

② 委託契約の概要

契約名		契約先		支出額	契約方法
2013 年度都知事選挙ポスター掲示場設置・撤去等業務委託		(有)ヒロタユニフォーム		18,452 千円	随意契約
業務分類		委託理由		委託開始時期	
一般業務		一時的、大量の業務のため		—	
契約締結課	契約額	予定価格	落札率	参加事業者数	最終契約額
主管課	18,452 千円	18,452 千円	100.0%	1	18,452 千円
一者随契理由			予定価格積算方法		
システム、設備等の開発業者への委託			参考見積書を徴取した(一者のみ)		

(2) 監査の結果及び意見

① 再委託について【意見】

委託内容は、ポスター掲示場の作成、設置、巡視、保守、撤去業務である。そのうち、ポスター掲示場の作成を除く業務について委託先は、第三者(株式会社小島総業)に再委託している。

再委託することについては、業務遂行前に委託者、受託者及び再委託先の 3 者間での事前打合せを行い、業務内容確認を口頭で行い確認しているとのことである。

今後は、口頭だけではなく、書面により再委託を承諾するなど、明示的に承諾しておく必要がある。

(上記については、「32. 2013 年度東京都議会議員選挙、参議院議員選挙及び町田市議会議員選挙・町田市長選挙ポスター掲示場設置・撤去等業務委託」と同様の内容である。)

35. 2013 年度都知事選挙及び町田市議会議員選挙・町田市長選挙選挙システム運用管理業務委託【選挙管理委員会事務局】

(1) 概要

① 事業の概要

平成 25 年度は、東京都議会議員選挙、参議院議員選挙、東京都知事選挙、町田市議会議員選挙及び町田市長選挙が実施された。これらのうち、2013 年度都知事選挙及び町田市議会議員選挙・町田市長選挙選挙システム運用管理業務委託は、東京都知事選挙、町田市議会議員選挙及び町田市長選挙に係る選挙システムの運用管理業務の委託である。

② 委託契約の概要

契約名		契約先	支出額	契約方法	
2013 年度都知事選挙及び町田市議会議員選挙・町田市長選挙選挙システム運用管理業務委託		(株)ムサシ	12,025 千円	随意契約	
業務分類		委託理由		委託開始時期	
システム保守等(IT関連)		高度・専門的な知識等が必要なため		—	
契約締結課	契約額	予定価格	落札率	参加事業者数	最終契約額
主管課	12,025 千円	12,025 千円	100.0%	1	12,025 千円
一者随契理由			予定価格積算方法		
当該業務を行う唯一の業者への委託			参考見積書を徴取した(一者のみ)		

(2) 監査の結果及び意見

① 見積額の妥当性の検証について【意見】

本委託業務は、事業者が提出した見積額をそのまま契約額としているが、その見積額の妥当性を十分に検証していない。

本委託業務も、「33. 2013 年度東京都議会議員選挙及び参議院議員選挙システム運用管理業務委託」と同様に随意契約となっているが、随意契約の場合でも見積額の妥当性の検証を行う必要がある。

見積額の妥当性の検証にあたっては、「33. 2013 年度東京都議会議員選挙及び参議院議員選挙システム運用管理業務委託」で述べたとおりである。

見積額の妥当性の検証を継続的に行うとともに、その検証過程についての証跡を残しておく必要がある。

② 仕様書について【意見】

本委託業務の仕様書については、タイトルが「2013 年度都知事選挙及び町田市議会議員選挙・町田市長選挙 選挙システム運用管理委託業務」となっており、厳密にいうと、「仕様書」であることが示されていない。

本委託業務の前に実施された「2013 年度東京都議会議員選挙及び参議院議員選挙シ

システム運用管理等業務委託仕様書」をたたき台にして本仕様書を作成しており、その際に、「仕様書」の文言を誤って削除してしまったものと推察される。

今後は、仕様書であることを明示する必要がある。

③ 業務完了報告書の入手について【結果】

仕様書において、「業務終了後、町田市選挙管理委員会に対して速やかに業務の完了報告書を提出すること。」とされているが、業務完了報告書が提出されていない。

仕様書に従い、速やかに委託先より業務完了報告書を入手する必要がある。

36. 共通地形図データ更新及び都市計画図修正等業務委託【都市づくり部土地利用調整課】

(1) 概要

① 事業の概要

共通地形図データ更新及び都市計画図修正等業務委託は、共通地形図データ更新業務と都市計画図修正等業務に大別される。

共通地形図データ更新業務は、町田市が平成 22 年度に更新整備した市内の地形データに関する共通地形図データに関し、現況地形の変化に対応するため、同データの更新を目的とするものである。これは 3 年に一度行うこととしている。

都市計画図修正等業務は、町田市が保有する都市計画情報データの作成・更新等を行い、データベースの充実を図るとともに、地理情報システム等で利用できるように設定するものである。こちらは毎年行うこととしている。

本年度は、3 年に一度の共通地形図データ更新時期にあたるため、これら 2 業務を合わせて実施することとし、本業務名で委託を行うこととした。

② 委託契約の概要

契約名	契約先	支出額	契約方法
共通地形図データ更新及び都市計画図修正等業務委託	国土地図院	15,540 千円	一般競争入札

業務分類	委託理由	委託開始時期
一般業務	高度・専門的な知識等が必要なため	平成 19 年度(地形図) －(都市計画図)

契約締結課	契約額	予定価格	落札率	参加事業者数	最終契約額
契約課	15,540 千円	34,839 千円	44.6%	18	15,540 千円

一者随契理由	予定価格積算方法
－	参考見積書を徴取した(二者以上)

本委託業務は、一般競争入札を行っており、18 者が参加して最低価格を提示した上記事業者と契約を締結している。

予定価格については、見積書の提出を 5 者に依頼している。入札の 1 か月ほど前に回答を入手し、本委託業務に含まれる 2 業務それぞれの最低の見積額を合計して予定価格としている。

③ 検査と成果

業務は予定どおり行われ、成果品である GIS データの Shape 形式での受領と印刷図面等の受領及び合格証の発行が行われている。

(2) 監査の結果及び意見

特に記載すべき事項はない。

37. 2013 年度幹線交通ネットワーク検討調査業務委託【都市づくり部交通事業推進課】

(1) 概要

① 事業の概要

町田市においては、平成 18 年 2 月に町田市交通マスタープラン、平成 22 年 3 月に町田市都市・地域総合交通戦略を策定し、交通施策の実施に向けた取り組みを進めているところである。また、平成 23 年 6 月には町田市都市計画マスタープランを改定し、15 の拠点からなる「まちづくりの構想」を示している。さらに、平成 23 年 12 月策定の「まちだ未来づくりプラン」に掲げられた 5 つの未来づくりプロジェクトの一つに、「基幹交通機能を強化するプロジェクト」が位置づけられ、基幹的な公共交通ネットワークのさらなる充実に向けた具体的取り組みが急務としている。

2013 年度幹線交通ネットワーク検討調査業務委託は、これらの諸動向を踏まえ、まちだ未来づくりプランを支える総合的な公共交通対策に着眼し、地域の特性に合った新たな拠点づくり、都市軸づくりに対応した基幹的な交通ネットワークを検討することを目的とするものである。

業務内容は、主として、交通量調査等に基づく現状把握と分析、既存の計画を踏まえた将来計画の構築、協議、報告書の提出である。

表 100 幹線交通ネットワーク検討調査業務の業務内容の概要

項目	内容
1 町田市の交通の動向と特性の分析	市街地の変遷と人口・都市機能の動向の整理
	主要交差点交通量調査の実施(33か所)
	交通利用特性と課題の把握
	交通施設整備動向と課題の把握
2 基幹交通ネットワーク体系の検討	関連計画における都市整備の考え方の整理
	基幹交通機能強化方針の検討
	幹線交通ネットワーク体系の検討
3 幹線交通ネットワーク計画案の戦略検討	幹線交通路線計画案の検討
	幹線交通路線の利用促進方策の検討
4 将来交通需要の検討	将来都市構造・人口フレームの検討
	居住特性、生活行動を見通した交通需要の予測
5 幹線交通ネットワーク計画の策定	計画案の評価
	幹線交通ネットワーク計画の策定
6 計画の実現化方策の検討	施策パッケージ化の検討
	施策推進の役割分担の検討
7 関係機関との協議資料の作成等	関係機関との協議資料の作成
	庁内会議等の運営支援
8 打合せ協議	年間3回程度

② 委託契約の概要

契約名	契約先	支出額	契約方法
2013 年度幹線交通ネットワーク検討調査 業務委託	(一財)計量計画研究所	18,805 千円	随意契約

業務分類	委託理由	委託開始時期
調査、研究、検査、測定、分析等	高度・専門的な知識等が必要なため	平成 24 年度

契約締結課	契約額	予定価格	落札率	参加事業者数	最終契約額
主管課	18,805 千円	18,805 千円	100.0%	1	18,805 千円

一者随契理由	予定価格積算方法
その他	参考見積書を徴取した(二者以上)

本委託業務の平成 25 年度分の契約は、特命随意契約により契約が行われているが、これは、前年度にプロポーザル方式により契約が締結された 2 年契約の 2 年目にあたるためである。

随意契約理由は、契約方法決定書に「地方自治法第 167 条の 2 第 1 項第 2 号に該当するもの。町田市随意契約ガイドライン 3-2-(6) 既に履行済みまたは現に履行中の契約との一体性、整合性または連続性を確保する必要がある契約に該当するもの」とある。

町田市では、プロポーザル時に入手した見積書に基づき、予定価格、契約額を定めている。

提出すべき成果品として、下記のもものが仕様書に定められている。

幹線交通ネットワーク検討調査業務の成果品

1 幹線交通ネットワーク検討基礎調査報告書
2 主要交差点交通量調査報告書
3 報告書等電子データ
4 協議書または打ち合わせ記録
5 未来づくりプロジェクト推進チーム等の議事録
6 その他報告書作成に必要な補足資料

③ 検査と成果

検査と成果について、業務は仕様書に従い実施され、町田市は業務完了時に提出される所定の成果品を入手している。また合格証が交付されている。

成果品を入手した後の町田市の対応について、本業務の成果に基づき、市民への具体的な情報提供ツールとして、平成 26 年 6 月に「町田市便利なバス計画」と題した冊子(A4 サイズ 14 ページ)を発行している。これには、本委託業務を踏まえて町田市が想定する便利なバス計画の全体像を地図形式で示すとともに、既存の計画の紹介と、今後の町田市の計画と実施スケジュールを示している。

また、市内でバスを運行するバス運営会社及び東京都、交通を監督する警察にも本計画の提案を行い、バスの運行に関する町田市の考え方を提案し、理解を得ている過程にある。

④ 契約(平成 24 年度締結分)

契約名	契約先	契約額	契約方法
幹線交通ネットワーク検討 基礎調査業務委託	一般財団法人計量計画研究所	20,286 千円	随意契約 (プロポーザル方式)

本委託業務の平成 25 年度分の契約は、特命随意契約により契約を締結しているが、これは、前年度にプロポーザル方式により契約が締結された 2 年契約の 2 年目にあたるためである。

次に平成 24 年度にプロポーザル方式で行われた契約について検討する。

特命随意契約理由として、契約方法決定書の随意契約理由に「地方自治法第 167 条の 2 第 1 項第 2 号に該当するものの、(7)「コンペ、プロポーザル等の方法により企画競争を行い、その結果として特定のものとして契約を締結するとき」に該当するもの」とある。

プロポーザル方式とした理由は、本委託業務は、町田市の既存の計画と現状分析を踏まえた将来計画の立案を行うものであり、町田市あるいは東京都市圏において総合都市交通体系調査を受託した実績があり、委託業務の履行について適格性を有することが必要であると町田市が判断したためである。

プロポーザル選考には 3 者が参加し、各種採点の結果、最高点を獲得した本件契約者が契約先に選定された。なお、選考過程資料にある各社の見積書では、同社が最低価格を提示していた。

(2) 監査の結果及び意見

特に記載すべき事項はない。

38. 花と緑のまちづくり普及支援業務委託【都市づくり部公園緑地課】

(1) 概要

① 事業の概要

花と緑のまちづくり普及支援業務委託は、花と緑のまちづくり普及事業として実施するための拠点である町田市営下小山田苗圃の施設維持管理及び草花栽培管理を主体とした業務を行うものである。

このことにあわせて“春・秋の花壇コンクール事業の支援業務”及び同苗圃で栽培した草花の有効利用を図るための“公共施設花壇の維持管理業務”、市民緑化意識の醸成を図るための“花と緑のまちづくり普及啓発事業の支援業務”等の実施にあたり、事業の円滑な進行を図るため、業務の管理運営支援により、潤いと安らぎのある花と緑のまちづくり普及啓発事業の推進を図ることを目的としている。

② 委託契約の概要

契約名	契約先		支出額	契約方法	
花と緑のまちづくり普及支援業務委託	町田市営下小山田苗圃管理組合		23,128 千円	随意契約	
業務分類	委託理由			委託開始時期	
施設管理	高度・専門的な知識等が必要なため			昭和 47 年度	
契約締結課	契約額	予定価格	落札率	参加事業者数	最終契約額
主管課	23,128 千円	23,128 千円	100.0%	1	23,128 千円
一者随契理由			予定価格積算方法		
その他			参考見積書を徴取した(二者以上)		

本委託業務は、特命随意契約により契約を締結している。

特命随意契約とする理由については、契約方法決定書に、「下小山田苗圃管理組合は、昭和 47 年より同苗圃において花壇コンクール用苗の生産及び配布をしており、栽培技術の知識や経験、また緑化推進事業にも精通しているため、同組合と契約いたしたい。」とある。

町田市では契約に先立ち、事業者から見積書を入手し、同見積額をもって予定価格としている。見積書では、予定作業工数、単価、経費等により構成された見積額の積算過程が記載されており、町田市では、同見積書について、仕様書の作業範囲との整合性、予定作業工数について過去の実績との対比、単価について東京都の標準単価との対比等を行っている。

単価については、東京都標準単価よりも安価となっているとのことである。町田市の検討状況を確認するため同資料を入手したところ、特に記載すべき事項は見受けられなかった。

なお、同契約の翌年度の契約となる平成 26 年度分の契約の際には、町田市は、他事業者に見積を依頼し、見積書を入手している。その見積額は、東京都の標準単価を使用して町田市が参考積算した金額に近似するものであった。

③ 検査と成果

業務は予定どおり行われ、仕様書どおりの作業報告が行われている。町田市は作業報告書の記載内容を確認するとともに、必要に応じて、同所の現況について町田市職員が訪問確認している。

④ 過去の契約

本委託業務は、同所が昭和47年に開所して以来、同一の事業者と契約している。

契約額は、イベント開催頻度等、業務委託の内容により変動している。直近5年間の契約額は次表のとおりであった。

表 101 花と緑のまちづくり普及支援業務委託契約 (単位:千円)

年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
契約額	15,500	15,500	23,128	23,128	23,128

※平成22年度までの委託件名は、町田市営下小山田苗圃栽培管理業務委託であった。

(2) 監査の結果及び意見

特に記載すべき事項はない。

39. 市立公園等巡回清掃業務委託【都市づくり部公園緑地課】

(1) 概要

① 事業の概要

市立公園等巡回清掃業務委託は、町田市立公園内の清掃を定期的に行うことで、園内の安全性・快適性を確保して、市民福祉の向上に寄与することを目的としている。

業務は、「公園巡回清掃」と「時間による清掃」とに分けられ、それぞれの概要は次表のとおりである。

公園は規模により使用状況が異なるため、清掃回数を増やす必要がある公園については「時間による清掃」扱いとして、より多く巡回清掃が行われるようにしている。

表 102 市立公園等巡回清掃業務委託の概要

業務名称	公園規模	公園数	業務頻度	単価	年間金額
公園巡回清掃	概ね小規模	340	ほとんどが月に1回 最多で10回	1か月あたり 1,396千円	16,760千円
時間による清掃	概ね中規模以上	9	週1日～2日 最多で週5日	1時間あたり 940円	5,358千円
合計					22,118千円

② 委託契約の概要

契約名	契約先	支出額	契約方法
市立公園等巡回清掃業務委託	(公社)町田市シルバー人材センター	22,118千円	随意契約

業務分類	委託理由	委託開始時期
施設管理	事務の効率化、経費節減のため	平成20年度

契約締結課	契約額	予定価格	落札率	参加事業者数	最終契約額
主管課	22,118千円	22,127千円	100.0%	1	22,118千円

一者随契理由	予定価格積算方法
その他	参考見積書を徴取した(一者のみ)

本委託業務は、特命随意契約により契約を締結している。

特命随意契約とする理由については、契約方法決定書に、「高齢者に就労の場を提供することにより、高齢者の社会参加と健康維持を推進するため、特命随意契約として締結いたしたい。」とある。

予定価格については、事業者から見積書を入手し、その見積額をもって予定価格としている。

見積書には、予定作業工数、単価、経費等により構成された見積額の積算過程が記載されている。町田市は同見積書について、仕様書の作業範囲との整合性、予定作業工数について過去の実績との対比を行っており、単価については最低賃金との対比等を行っている。

③ 検査と成果

業務報告書により、毎月、町田市への報告が行われており、町田市ではその記載内容に不備がないかを確認している。また、住民からの公園清掃等についての問い合わせがあれば、その問い合わせ内容と業務報告書の整合性を確認している。さらに、町田市職員による臨時巡回で公園の現況を確認することなどにより、業務が適切に行われていることを確認している。

④ 過去の契約

本委託業務は、平成18年度まで公園除草と巡回清掃を一つの案件として契約していたが、平成19年度からは巡回清掃のみの契約となり、それ以来、同一の事業者と契約している。

契約額は公園数の増加等にもない毎年度変動しており、直近5年間では次表のとおり推移している。

表 103 市立公園等巡回清掃業務委託契約

(単位:千円)

年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
契約額	20,672	21,415	21,981	22,092	22,118

(2) 監査の結果及び意見

特に記載すべき事項はない。

40. 保育室業務委託【市民病院事務部総務課】

(1) 概要

① 事業の概要

保育室業務委託は、町田市民病院内に設置されている保育室において、通常保育業務、給食業務、清掃等維持管理業務を行うものである。

保育対象となる乳幼児の定員、年齢、時間、保育日は、仕様書に次のとおり定められている。

表 104 運営に係る基本事項(抜粋)

項目	日中保育	土曜日中保育	夜間保育
定員	30人	5人	10人
時間	7:30～19:30	8:00～19:30	16:00～10:00
保育日	月～金	月2回の指定日	月12回の指定日

※ 年齢は10か月から小学校就学前まで

※ 給食業務については、上表の夜間保育時に生じるものであり、食費単価(朝食200円、夕食300円)、調理員人件費(500円/30分等)が単価金額として仕様書に定められている。

② 委託契約の概要

契約名	契約先	支出額	契約方法
保育室業務委託	NPO 法人育児サポートあつぷの会	33,982千円	随意契約 (プロポーザル方式)

業務分類	委託理由	委託開始時期
一般業務	高度・専門的な知識等が必要なため	—

契約締結課	契約額	予定価格	落札率	参加事業者数	最終契約額
主管課	34,030千円(※)	34,074千円	99.9%	1	34,074千円

※ 一部食費等についての単価契約が含まれるため推定総額。

一者随契理由	予定価格積算方法
プロポーザル方式による業者選定	参考見積書を徴取した(一者のみ)

本委託業務は、随意契約(プロポーザル方式)により契約を締結している。

平成21年12月から翌年1月にかけて公募型プロポーザルを行ったが、応募事業者は一者のみであった。

応募事業者が一者であったことについて町田市は、委託先の募集に際して特段の条件は付していなかったことから、契約期間が5年間であることにより、ある程度の規模の事業者以外は応募を見送ったのではないかと考えている。

なお、従来、本委託業務は、保育施設を賃借して町田市の直営で行っていたが、平成22年度以降は、町田市民病院に隣接して設置されている旧看護専門学校内に保育室を設置し、当該保育室の運営を委託とすることに変更し、現在に至っている。

予定価格については、今回契約している事業者から見積書を入手し、同見積額をもって基本委託料の予定価格とし、食費等給食業務で生じる変動費について推定総額を見積もり、これを基本委託料の予定価格と合計し、本委託業務の予定価格としている。

見積書では、基本委託料については月次の総額が記載されているのみであり、具体的な職員の配置人員数についての記載はないが、町田市では基本委託料の額を次のように確認している。

本件施設は認可外保育所に該当する。認可外保育所については、国の定める、「児童福祉施設最低基準」及び「保育所保育指針」に基づいて運営する必要がある。この基準を本件施設の利用見込み人数に当てはめ、必要となる保育士等の人数等を算定し、基本委託料の確認を行っている。

③ 検査と成果

日々の業務が適切に行われたことについて町田市は、委託先から毎月提出される業務報告書で確認をしている。

業務報告書には通常保育等業務実績や給食実績などが記載されており、これら記載内容は、利用者との月次の契約、日々の時間外延長利用の都度行われる利用者別タイムカードの打刻内容、翌月の食事の要否に関する利用者による申請などとの整合性により確認される。実際にはこのような整合性の確認は常時行われるものではないが、業務報告に異常があった場合には検証可能となっている。

保育室の利用状況及び保育士の配置人員は次表のとおりである。利用率は高いと思われる。

表 105 委託先の月次の「業務報告書」に集計されている保育業務実績の概要

	定員	平成 25 年度利用実績	保育士の配置人員
日中保育	30 人	概ね 15～25 人	概ね 7～8 人
土曜日中保育	5 人	概ね 4 人(1 人～5 人)	概ね 2 人
夜間保育	10 人	概ね 3 人(最多 9 人)	概ね 2 人

(業務報告書及び仕様書に基づき監査人が作成)

④ 過去の契約

本委託業務は、平成 22 年 4 月に行われたプロポーザル契約(5 年契約)の契約期間中であり、平成 27 年 3 月まで同一事業者との契約となっている。

各年度の支出額は、基本委託料については同額、食費等単価契約については給食実績により変動している。

契約開始後から直近年度までの支出額は次表のとおりである。

表 106 保育室業務委託 (単位:千円)

年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
支出額	33,355	33,372	33,924	33,982

(2) 監査の結果及び意見

特に記載すべき事項はない。

41. 町田市民病院清掃管理業務委託【市民病院事務部施設用度課】

(1) 概要

① 事業の概要

町田市民病院清掃管理業務委託は、次の4つの業務を委託するものである。

表 107 町田市民病院清掃管理業務委託に含まれる業務

業務名	作業範囲の概要	摘要
① 町田市民病院清掃業務	電気室、空調機械室を除く、院内の全域とベランダ及び植え込み、排水溝を含む外構区域	※1
② 町田市民病院旧看護専門学校建物清掃業務	町田市民病院旧看護専門学校	※2
③ 町田市民病院駐車場棟清掃業務	町田市民病院駐車場棟	※3
④ 町田市民病院院内衛生業務	町田市民病院及び旧看護専門学校	※4

※1 日常清掃、日常塵芥収集、定期床清掃、定期ガラス清掃、網戸、照明器具、レンジフード等の特別清掃を行う。院内感染防止に関する知識を習得するとともに、服装態度等所定の要件を満たしたものを配置する。

※2 ①町田市民病院清掃業務に準じて業務を行う。(なお旧看護専門学校は、院内託児室、職員組合事務室、委託業者休憩室、更衣室、看護実習生控室、その他倉庫として使用している。)

※3 日常的には駐車場棟各階などの吸殻等のゴミ拾いを行い、定期清掃として、駐車場棟1階、2階の掃除機がけ、2階床面洗浄、階段室、エレベーター室内床清掃を行う。

※4 所定のスケジュールで不快昆虫、ねずみの生息調査及び防除を行う。

② 委託契約の概要

契約名	契約先	支出額	契約方法
町田市民病院清掃管理業務委託	(株)リジョイスカンパニー	85,944千円	一般競争入札

業務分類	委託理由	委託開始時期
施設管理	高度・専門的な知識等が必要なため	—

契約締結課	契約額	予定価格	落札率	参加事業者数	最終契約額
主管課	243,509千円	245,654千円	99.1%	9	243,509千円

一者随契理由	予定価格積算方法
—	予算額

本委託業務は条件付き一般競争入札を行っている。条件とは、一般財団法人医療関連サービス振興会から「院内清掃業務」認定を受けていること、平成19年4月1日から平成24年3月31日までに、東京都もしくは神奈川県で一般病床数400床以上の国または地方自治体病院の清掃業務を2年以上継続して請け負った実績、または見込みがあること等となっている。また、最低制限価格を設定している。

入札には9者が参加しており、最低制限価格以上、予定価格の範囲内で最低の価格を提示した(株)リジョイスカンパニーが落札し、同社と契約を締結している。

町田市では、院内清掃業務及び衛生業務(不快昆虫、ねずみの生息調査及び防除を行うもの)について、コンサルタントに単価算出を依頼し、その単価及び予算額から最低制限価格及び予定価格を定めている。なお、当該コンサルタントは入札には参加していない。

本委託業務に関するコンサルタントへの単価の算出依頼は、平成 24 年度に初めて行っている。今後については必要に応じて検討していきたいと町田市は考えている。

③ 検査と成果

日々の業務が適切に行われたことについて、委託先が清掃業務報告書を作成して、町田市職員が同報告書の記載を確認して押印を行っている。仕様書によれば、業務の記録と報告は1週間ごと(町田市民病院清掃業務委託仕様書7注意事項(11))とされているが、実際には同報告書の作成と押印は毎日行われている。

仕様書は、「3 作業要領」として、日常清掃、定期清掃、特別清掃ごとに実施すべき日時、場所等を定めている。また、「4 基本実施項目」として、区分ごとに、実施すべき清掃業務の内容を定めている。さらに、「別紙」では、各棟各フロアについて、実施すべき清掃業務の週あたり回数等を定めている。たとえば、トイレの清掃回数については、「東棟 1、2 階 みんなのトイレ 床清掃 週 15 回」など、各棟、各階、各箇所について、清掃すべき回数を記載している。

町田市職員は、業務報告書に記載されている実際の実施状況について、必ずしもすべての箇所を確認するわけではないが、医師、看護師等職員からの日常の報告や連絡により、報告書の確からしさを確認している。

なお、日々の業務は、実際には、箇所に応じて病院側の要請により、たとえば、トイレの清掃回数が多く行われる等、仕様書に定められた事項以上の業務が行われることがある。過去には、これが常態化したことから、別途、追加契約を締結したことがある。平成 25 年度においては、追加契約は締結していない。

④ 再委託

害虫駆除、窓ガラス清掃については、町田市の承諾を得て再委託が行われている。当該業務は、業務内容から本委託業務の主たる業務ではないと考えられる。

(2) 監査の結果及び意見

① 仕様書と実際業務の差異と今後の契約のあり方について【意見】

本委託業務は、病院の院内清掃という性質もあり、仕様書以上の清掃回数を要求されることがある。たとえば、トイレ清掃は、設置場所に応じて概ね週 5 回~15 回とされているが、実際には、状況に応じて追加清掃が行われることがある。

仕様書以外の清掃については、病院職員や患者の要望を受けて、1)仕様書の変更をしないまでも業者負担において実施される場合、2)仕様書の変更に及ぶもの、3)追加契約を別途締結するものが考えられるが、過去にはいずれも該当事例がある。

本契約期間内においては、1)の事例はあるとのことだが文書記録はない。町田市としては、常態化しているものについては、次回契約の際に活かしたいと考えている。

本委託業務においては、院内清掃業務及び衛生業務について、コンサルタントに単価の算出を依頼し、算出された単価及び予算額から最低制限価格及び予定価格を定めている。この結果、入札においては、最低制限価格未満の価格提示を行った者を選考から除外

している等、町田市の業務品質に対する配慮が見られる。また、入札の条件に、一般財団法人医療関連サービス振興会の「院内清掃業務」認定や、院内清掃の過去の実績を付している等にも配慮が見られる。

しかしながら、実際の業務では、状況に応じて清掃が追加的に行われることがあり、また、作業内容の変更が行われることもある。多数の患者や職員が利用する施設である病院では、衛生面への配慮が特に重要であり、仕様書と実際業務に差異が生じ、それが拡大あるいは常態化することは、他の作業の品質の低下につながるものが危惧される。

仕様書の内容は、実際の業務と一致していることが望ましいが、その一方で、仕様書以上の業務が求められる場合には、ある程度以上の負担増については、町田市の負担で行うべきものとする。よって、町田市の負担とすべき場合の考え方を整理しておくことが望ましい。

また、次回契約においては、これまでの実績を踏まえ、より実態に即した仕様書となるよう、対応を図っていく必要がある。

42. 町田市民病院院内総合物流業務委託契約【市民病院事務部施設用度課】

(1) 概要

① 事業の概要

町田市民病院院内総合物流業務委託は、町田市民病院内において、運搬業務、在庫管理、購買管理、品質管理、消費管理の業務機能を委託するものである。

管理対象範囲は、医薬品、医療材料、滅菌物、医療機器、日用品等、マット・ベッド用品、メッセンジャー業務とされている。これら各機能と管理対象範囲について仕様書に記載されている事項の概要を次表に示す。

表 108 管理対象業務

項目		摘要（仕様書記載項目のうちいくつかを抜粋した）
運搬業務		○ 各部門への搬送と格納、格納状態、医薬品状態のチェック等
在庫管理		○ 使用実績に基づいた、各物品の最大在庫量と補充点の設定及び適正在庫量の維持管理を行う。 ○ 各部署定数のバーコードカードを読み込み、ピッキングリストを作成し、ピッキングを行い各部署の搬送カート準備を行う。 ○ 各部署の過去 3 か月間の定数使用実績状況をもとに定数検討表の作成とそれに基づく適正定数案の策定を行う。 棚卸作業を行う。棚卸誤差が発生した場合は原因の追及を行う。（棚卸は半年ごとに行われている。） ○ その他
購買管理		○ 物品の定期及び臨時の発注業務を行う。 ○ 納品検収管理を行う。 ○ その他
品質管理	納品・収納破損管理	○ 単品管理対象品以外の薬品については定期的に有効期限の調査・集計を行い、期限切迫品についてはマーキングを行う。 ○ 不良品発生時（メーカーからの回収指示品など）に薬剤師からの指示で各部門への連絡及び院内回収作業を行う。
	包装変更管理	
	定数物品入替管理	○ 病院薬事委員会で決定される採用薬の変更情報を、各部門へ伝達する。またそれに伴う入れ替え作業等の対応を行う。 ○ 物品の仕様・形式・包装変更及び製造中止などに際して、病院へ報告、各部署への連絡と今後の対応案の策定を行う。 ○ その他
	有効期限管理	
ロット・シリアル管理		○ 各種オーダーに基づき、薬剤師が患者別等のピッキングを行った後、スタッフが調剤棚への補充を行う。 ○ 各部門常備定数の使用数のカウントを行い、常備薬補充のためのピッキング・搬送準備を行う。 ○ その他
消費管理		○ 各種オーダーに基づき、薬剤師が患者別等のピッキングを行った後、スタッフが調剤棚への補充を行う。 ○ 各部門常備定数の使用数のカウントを行い、常備薬補充のためのピッキング・搬送準備を行う。 ○ その他

表 109 管理対象範囲

項目	摘要
医療材料	診療材料、治療材料
医療機器	予約貸出、回収など定時搬送のみ対象とする
日用品・文具・印刷物	医療材料に準じて取り扱う
マット・ベッド用品	定期消毒のマットレス、ベッド用品の搬送
メッセージ業務(※)	検査検体・検査容器・カルテ・フィルム・各種伝票類搬送、他

※ メッセージ業務とは、定時に各病棟を巡回し(8:30～16:35 に概ね 1 時間ごと)、検査検体、検査容器、消耗薬品、郵便物、各種伝票類、カルテ、レントゲンフィルム等を搬送する業務である。

このように本委託業務は、町田市民病院内における運搬業務、在庫管理、購買管理、品質管理、消費管理の業務機能を総合的に委託するものである。

本委託業務は、エム・シー・ヘルスケア(株)、(株)メディセオ、鴻池メディカル(株)の3社の共同事業体が受託し、幹事会社をエム・シー・ヘルスケア(株)として、幹事会社と契約を締結している。

各社の担当物品・業務は、エム・シー・ヘルスケア(株)が診療材料、一般消耗品、(株)メディセオが医薬品、薬品庫管理、鴻池メディカル(株)が滅菌物、メッセージ業務、手術室補助となっている。

なお、物品の受け払いには委託先が構築したシステムが使用されており、医薬品、滅菌物、診療材料、一般消耗品はシステムで受け払い管理がされている。

また、診療材料については、消化払い方式で出庫と仕入れ処理が行われる。ここで消化払い方式とは、倉庫内は委託先の所有物としており、システムによる払出処理と倉庫からの出庫をもって病院の所有物となる仕入支払い方式で、出庫した時点で仕入計上処理がされるものである。受払処理は数量管理のみであり、単価については、単価マスターとして各診療材料の単価があらかじめシステムに登録されている。システム登録単価については、町田市と委託先間の合意で、2年ごとに見直すとなっている。この消化払いによる支払は、本契約とは別に、数量に応じて行われている。

② 委託契約の概要

No.	契約名	契約先	支出額	契約方法
㊦	町田市民病院院内総合物流業務委託契約	エム・シー・ヘルスケア(株)	54,873 千円	随意契約
㊧	町田市民病院院内総合物流業務委託契約(長期継続契約)	エム・シー・ヘルスケア(株)	62,370 千円	随意契約

※ ㊦の契約期間は平成 25 年 4 月 1 日～同 9 月 30 日(契約月数 6 か月)である。

※ ㊧の契約期間は平成 25 年 10 月 1 日～平成 28 年 9 月 30 日(契約月数 36 か月)である。

No.	業務分類	委託理由	委託開始時期
㊦	一般業務	事務の効率化、経費節減のため	平成 22 年度
㊧	一般業務	事務の効率化、経費節減のため	平成 22 年度

No.	契約締結課	契約額	予定価格	落札率	参加事業者数	最終契約額
㊦	主管課	54,873 千円	54,873 千円	100.0%	1	54,873 千円
㊧	主管課	374,220 千円	374,598 千円	99.8%	1	374,220 千円

No.	一者随契理由	予定価格積算方法
㊦	その他	参考見積書を徴取した(一者のみ)
㊧	その他	その他

㊦と㊧は同一の事業者と継続的に締結している契約であり、仕様は同様のものとなっている。㊦の契約期間は平成25年4月1日～同9月30日(契約月数6か月)で、㊧の契約期間は、㊦を受けて平成25年10月1日～平成28年9月30日(契約月数36か月)である。

㊦の契約額は月額9,146千円で、㊧の契約額は月額10,395千円である。

㊦と㊧の平均月額単価が異なることについて町田市は、委託先から、平成25年4月より手術件数増加に伴う手術室サプライ及び滅菌業務の業務見直しが行われ、業務量が増加したためとの説明を受けている。

本件の当初6か月間の契約については、従来から契約を行っていたエム・シー・ヘルスケア(株)を幹事会社とする共同事業体と特命随意契約により契約を締結している。

特命随意契約とする理由については、契約方法決定書に、「平成25年度から長期継続契約を締結するため、平成24年度までの業者と仕様変更せず半年間の随意契約をいたしたい。」とある。

その後の36か月分の契約については、特命随意契約(長期継続契約)案件として、平成25年8月20日付で契約事務適正化委員会に付議され、所定の手続が行われている。長期継続契約とする理由は、「医療材料の購入業務は現在共同購入システムの導入により材料費の削減が進んでおり、今後も当該業者と契約することで同システム稼働の削減効果が期待できるため。」としている。

③ 検査と成果

日々の業務が適切に行われたことについては、エム・シー・ヘルスケア(株)と鴻池メディカル(株)が担当する業務は、月例報告での月報の提出と報告及び病院職員の報告会参加と月報の受け取りにより確認している。(株)メディセオが担当する業務は、日々作成される業務日誌への病院職員の確認と押印と、月例報告会への参加と報告により確認している。

システムに関して、払い出し記録については、月次の使用実績に大きな変動がないことを確認し、棚卸の結果報告を半期ごとに受け、異常点については委託先が原因を特定し、報告することとされている。システム登録単価については、町田市と委託先間の合意で、2年ごとに見直すこととされている。払出単価とシステム登録単価との整合性については、医薬品等の仕入実績額に大きな変動がないことを月次で確認している。また、日々行われる物品の検収の際に、単価が正規のものであることを確認している。

④ 過去の契約

エム・シー・ヘルスケア(株)を幹事会社とする共同事業体とは、平成22年4月以来、継続して契約を締結している。直近の契約相手先と支出実績は次表のとおりである。

平成24年度から平成25年度にかけて支出額が24,659千円(26.6%)増加しているのは、手術件数の増加に伴い、手術室サプライ及び滅菌業務の勤務体制を変更し、平日の

時間延長や土曜日勤務など委託業務量を増やしたためである。

また、平成25年度から平成26年度にかけて支出額が11,061千円(9.4%)増加する見込みとなっているのは、上述した要因に加え平成26年4月からの消費税率変更によるものである。

表 110 町田市民病院院内総合物流業務委託

年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度 (見込)
支出額	92,584千円	92,584千円	92,584千円	117,243千円	128,304千円
契約相手先名	エム・シー・ヘルスケア(株)				

なお、エム・シー・ヘルスケア(株)との当初契約の際の契約方式は6者参加で行われた随意契約(プロポーザル方式)であった。

(2) 監査の結果及び意見

特に記載すべき事項はない。

43. 町田市民病院患者給食業務委託【市民病院事務部施設用度課】

(1) 概要

① 事業の概要

町田市民病院患者給食業務委託は、入院時食事療養の基準(平成6年8月厚生省告示)等の病院給食関係法等に基づき、入院患者の病状に応じた適切な食事を提供し、治療または回復に資すること、また、効率的な業務運営を目的とするものである。

給食の概要は次表のとおりである。

表 111 給食の概要

項目	内容
病床数	447床
予定食数	1食あたり295食、検食・保存食、食種別割合(特別食35～40%) 朝食、昼食、夕食 月あたり延べ29,000食予想

② 委託契約の概要

No.	契約名	契約先	支出額	契約方法
㊦	給食業務委託	㈱光洋	71,736千円	随意契約
㊧	町田市民病院患者給食業務委託 (長期継続契約)	㈱光洋	60,465千円	随意契約 (プロポーザル方式)

※ ㊦の契約期間は平成25年4月1日～同11月30日(契約月数8か月)である。

※ ㊧の契約期間は平成25年12月1日～平成28年9月30日(契約月数34か月)である。

No.	業務分類	委託理由	委託開始時期
㊦	一般業務	高度・専門的な知識等が必要なため	平成15年度
㊧	一般業務	高度・専門的な知識等が必要なため	平成15年度

No.	契約締結課	契約額	予定価格	落札率	参加事業者数	最終契約額
㊦	主管課	71,736千円	71,736千円	100.0%	1	71,736千円
㊧	主管課	524,895千円	526,081千円	99.7%	4	524,895千円

No.	一者随契理由	予定価格積算方法
㊦	その他	参考見積書を徴取した(一者のみ)
㊧	プロポーザル方式による業者選定	参考見積書を徴取した(一者のみ)

㊦と㊧は、同一の事業者と継続的に締結された契約であり、仕様は同様のものとなっている。㊦の契約期間は平成25年4月1日～同11月30日(契約月数8か月)で、㊧の契約期間は、㊦を受けて平成25年12月1日～平成28年9月30日(契約月数34か月)である。よって、㊧の契約額(524,895千円)は、34か月分の契約額である。

㊧の契約額(524,895千円)には食材費見込み額212,058千円が含まれており、委託先との契約額は312,837千円である。このことから、契約額を月額で見ると、委託先への実質的な支出額は、労務費等役務提供分の9,201千円で、この他に食材費6,237千円を上乗せして支出している(次表参照)。

表 112 契約額の内訳

	①当初8か月分の契約			②その後の34か月分の契約		
	総額(A) (千円)	月数(B) (月)	(A/B) (千円/月)	総額(C) (千円)	月数(D) (月)	(C/D) (千円/月)
労務費・諸経費	65,068	8	8,134	286,631	34	8,430
一般管理費	2,277	8	285	8,602	34	253
営業経費	976	8	122	2,856	34	84
値引き	—	—	—	△149	—	—
消費税	3,416	—	—	14,897	—	—
小計	71,736	8	8,967	312,837	34	9,201
食材費	54,538	8	6,818	212,058	34	6,237
契約額合計	126,274	8	15,784	524,895	34	15,438

上表のうち、当初8か月の労務費・諸経費を月数で割って算出した単価と、その後の34か月分の同単価では、34か月分の単価のほうが296千円(3.6%)高くなっているが、このことについて町田市は、食材費を含む実月額で比較し、前回より安価となっていることを確認しているとのことであった。

本件の当初8か月間の契約については、従来から契約を行っていた(株)光洋と、特命随意契約により契約を締結している。特命随意契約とする理由については、契約方法決定書に、「継続性が求められる業務であり、12月から長期継続契約を締結するため、8か月間は現業者である者と随意契約いたしたい。」とある。

その後の34か月分の契約については、平成25年6月から8月にかけて、公募型プロポーザル手続を行っている。

プロポーザル参加者の募集は、町田市ホームページにて6月24日から7月5日にかけて資料配布と併せて行っている。平成25年度の契約をプロポーザル方式としたのは、給食業務の妥当性は患者満足度などのサービスの提供と患者1人あたりの食材費や職員配置数が主なポイントとなること、委託金額や業務の効率性、看護師との協力体制について提案を受けるため、同方式がより適当であると判断したことによる。

上表にあるように、患者1人あたりの食材費が従前の契約よりも減少していることについて町田市は、委託先から「流通経路の合理化を図ったことで減少できた」と説明を受けている。

このプロポーザルは、一者が辞退し、三者により行われている。プロポーザル選考の結果、最高得点を獲得した(株)光洋が契約対象者となっている。

なお、(株)光洋とは、平成15年以来、継続して契約を締結している。直近5年間の支出実績は次表のとおりである。

表 113 町田市民病院患者給食業務委託

年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
契約相手先名	(株)光洋	(株)光洋	(株)光洋	(株)光洋	(株)光洋
支出額	112,665千円	107,350千円	107,350千円	107,350千円	108,540千円

過去の契約については、平成19年度に入札、平成22年度にはプロポーザル方式により契約相手先を選考しており、そのほかの年度は、特命随意契約となっている。なお、(株)光洋との当初契約の際は、指名競争入札を行っている。

③ 検査と成果

日々の業務が適切に行われたことについては、医師が検食することで所定の品質が保たれていることを確認している。

また、日々の業務内容について委託先は、業務日誌を毎日作成し、町田市担当者等が記載内容を確認後、押印している。

(2) 監査の結果及び意見

特に記載すべき事項はない

44. 町田市民病院立体駐車場管理業務委託【市民病院事務部施設用度課】

(1) 概要

① 事業の概要

町田市民病院立体駐車場管理業務委託は、町田市民病院敷地内に設置されている立体駐車場の管理業務を委託するものである。

実施すべき業務は、仕様書に次表のとおり定められている。

表 114 町田市民病院立体駐車場管理業務の内容

① 管制設備賃貸借業務(病院が所有する設備以外に必要な設備を購入・設置すること)	⑤ クレジットカード等決済業務
② 管制設備定期点検業務	⑥ 稼働データ管理
③ 緊急対応業務(設備の故障、利用者のトラブル対応を24時間365日実施すること等)	⑦ 満車空車情報の配信、
④ 集金業務	⑧ 報告書の提出
	⑨ 動産保険等加入

② 委託契約の概要

契約名	契約先	支出額	契約方法
町田市民病院立体駐車場管理業務委託 (長期継続契約)	タイムズ二四(株)	2,804千円	随意契約

業務分類	委託理由	委託開始時期
一般業務	事務の効率化、経費節減のため	平成22年度

契約締結課	契約額	予定価格	落札率	参加事業者数	最終契約額
主管課	16,825千円	17,505千円	96.1%	1	16,825千円

一者随契理由	予定価格積算方法
その他	過去の実績を参考とした

本委託業務は平成25年10月から平成28年9月までの長期継続契約である。

平成25年度に長期継続契約を締結する際には、特命随意契約によっているが、特命随意契約とした理由は、契約方法決定書に、「2010年駐車場稼働開始時に業者側で購入・設置を行った駐車場管制設備が継続使用可能な状態であるため。」とある。

町田市民病院立体駐車場管理業務の委託は平成22年10月から開始されている。委託業務を開始するにあたっては、病院が所有する設備以外に事業者が必要な設備を購入・設置している。

当初の契約の際には一般競争入札を行っている。入札は平成22年10月に行っており、二者が参加して、最低価格で入札したパーク二四(株)と契約を締結している。

パーク二四(株)とは、平成25年9月30日までの3年契約となっており、契約期間満了後、新たにタイムズ二四(株)と3年間の長期継続契約を締結している。なお、タイムズ二四(株)は、パーク二四(株)の子会社である。

③ 検査と成果

日々の業務が適切に行われたことについて町田市は、仕様書に記載されている委託先が提出すべき報告書と所定の口座への入金との整合性を確認している。また、病院職員により日常的に駐車場が適切に運営されていることが確認されている。

なお、委託先が提出すべき報告書は、定期保守作業報告書、緊急対応内容報告、集金業務報告書、クレジット・電子マネー決済報告書である。

事業目的であるところの病院内駐車場の稼働状況は良好のようであり、毎月 2 百万円以上の収入が報告されている。

(2) 監査の結果及び意見

特に記載すべき事項はない。

45. 学校管理業務委託【学校教育委員会教育総務課】

(1) 概要

① 事業の概要

町田市立小中学校においては、1校につき学校管理業務従事者を常時1人配置することとされており、学校管理業務委託はこれを委託するものである。

仕様書により、学校管理業務従事者は次表の業務に従事するとされている。

表 115 学校管理業務委託の業務内容

① 学校敷地内の戸締まりの確認	⑥ 郵便物等の收受
② 火気の点検、消灯	⑦ 事故発生時の市への緊急連絡
③ 学校敷地内の異常の有無の確認	⑧ 管理日誌の作成、市への提出
④ 機械警備機器の開閉	⑨ 機械警備機器故障の場合の市への連絡
⑤ 電話及び来校者の対応	⑩ その他、協議のうえ学校管理員の業務とした事項

仕様書が定める業務日及び業務時間数は次のとおりである。

- ① 平日は原則として1日4時間以内の業務とする。
- ② 休日にあつては、原則として業務はない。ただし、別途定める依頼書等により休日業務を実施する場合は、原則として1日4時間以内とする。
- ③ 前2項の業務時間数は、必要に応じて協議のうえ変更することができる。

学校管理業務従事者の配置対象となる学校は、町田市立小学校42校、町田市立中学校20校の合計62校である。

② 委託契約の概要

契約名	契約先		支出額	契約方法	
学校管理業務委託	(公社)町田市シルバー人材センター		63,644千円	随意契約	
業務分類	委託理由		委託開始時期		
施設管理	事務の効率化、経費節減のため		-		
契約締結課	契約額	予定価格	落札率	参加事業者数	最終契約額
主管課	65,666千円	65,666千円	100.0%	1	63,644千円
一者随契理由		予定価格積算方法			
その他		参考見積書を徴取した(一者のみ)			

本委託業務は、特命随意契約による単価契約である。

特命随意契約とする理由については、契約方法決定書に、「高齢者に就労の場を提供することにより、高齢者の社会参加と健康維持を推進するため、特命随意契約として締結いたしたい。」とある。

予定価格については、事業者から見積書を入力し、同見積書に記載された単価に予定時間数を乗じて予定価格としている。これにあわせて、時間単価について最低賃金との対比等を行っている。

③ 検査と成果

日々の業務が適切に行われたことについて町田市は、学校管理業務従事者が作成する管理日誌及び月次で提出される就業報告書に副校長が確認印を押印することで確認している。

④ 過去の契約

本委託業務は、平成元年以前から同一の事業者と契約している。支出額は主として学校数の増減により変動している。直近5年間の単価及び支出額は次表のとおりである。

表 116 学校管理業務委託契約

年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
人件費時間単価税込	890 円				
交通費 1 日単価税込	100 円				
支出額	64,627 千円	64,510 千円	63,715 千円	64,977 千円	63,644 千円

(2) 監査の結果及び意見

特に記載すべき事項はない。

46. 学校廃棄物処理委託【学校教育委員会教育総務課】

(1) 概要

① 事業の概要

学校廃棄物処理委託は、学校から排出される廃棄物の収集、運搬及び処理を委託するものである。

収集の対象となる学校は、町田市立小学校 42 校、町田市立中学校 20 校の合計 62 校である。

表 117 廃棄物の種類

廃棄物の種類	種別	産業廃棄物の種類
一般廃棄物	可燃物	—
資源廃棄物	ビン・カン	—
産業廃棄物	産業廃棄物(その他混合廃棄物(什器))	廃プラスチック類、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、金属くず
	産業廃棄物	汚泥
家電 4 品目	テレビ・冷蔵庫・洗濯機・エアコン	—

表 118 収集回数

種別	収集回数
可燃物	週 2 回
資源廃棄物(ビン・カン)	週 1 回
産業廃棄物(その他混合廃棄物(什器))	週 1 回
産業廃棄物(その他混合廃棄物(什器)のうち粗大ゴミ)	月 2 回
汚泥	年 2 回
家電 4 品目	年 3 回

② 委託契約の概要

契約名	契約先	支出額	契約方法
学校廃棄物処理委託(単価契約)	(株)三凌商事	25,365 千円	随意契約

業務分類	委託理由	委託開始時期
施設管理	高度・専門的な知識等が必要なため	—

契約締結課	契約額	予定価格	落札率	参加事業者数	最終契約額
主管課	28,240 千円	30,381 千円	93.0%	1	25,365 千円

一者随契理由	予定価格積算方法
一般廃棄物及び産業廃棄物双方の収集・運搬業ならびに処分業の許可を受けている(「廃棄物の処理及び清掃に関する法律・第 7 条、第 14 条」)ことにより、法令等の趣旨に添って適切な廃棄物の処理を行うことのできる市内唯一の事業者への委託	参考見積書を徴取した(一者のみ)

本委託業務は、特命随意契約による単価契約である。

特命随意契約とする理由については、契約方法決定書に、「一般廃棄物及び産業廃棄物双方の収集・運搬業ならびに処分業の許可を受けている(「廃棄物の処理及び清掃に関

する法律・第7条、第14条」)ことにより法令等の趣旨にそって適切な廃棄物の処理を行うことのできる市内唯一の事業者である」とある。

予定価格については、事業者から見積書を入力し、見積書に記載された単価に実施予定数量を乗じて予定価格としている。

本委託業務は平成26年度に一般競争入札を行っているが、入札参加者は事業者一者であった。

応札者が少ないことについて町田市では、対象となる廃棄物に汚泥等が含まれていることから、これへの対応が難しいことが原因ではないかと考えている。

町田市では、単価の妥当性については、特段の検討を行っていなかったが、平成26年度において一般競争入札を行ったことで、一定の競争性は確保されていると考えており、今後も一般競争入札を続けていくとのことである。

また、現在は、一般廃棄物運搬業務と産業廃棄物運搬・処分業務を一括して契約を締結しているが、それぞれ別の契約案件として入札を行うことで契約総額が削減されるのであれば、契約を分けていくことなどを検討していくとのことであった。

③ 検査と成果

日々の収集、運搬、処分業務が適切に行われたことについて町田市は、委託先から毎月提出される収集量集計表で確認している。収集量集計表の記載内容の正確性については、次の手続により確認している。

各学校と町田市の間には、情報ネットワークが構築されており、担当課では委託先の毎月の実績報告を電子データ化したものをネットワーク上に載せて、各学校で確認できるようにしている。各学校は、当該月次実績と、前年同月比較数値、直近月の実績推移を確認し、異常があれば担当課に連絡することとしている。

また、産業廃棄物については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき、排出者である学校と事業者間で産業廃棄物管理票の交付が必要となるため、これにより産業廃棄物の収集、運搬、処分の実績が確認されることになる。

④ 過去の契約

本委託業務は、文書保存年限である5年以上前から同一事業者と契約している。

直近5年間の単価及び支出額は次表のとおりであった。支出額は処理量の減少等に伴い、やや減少傾向にある。

表 119 学校廃棄物処理委託

年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
可燃(kg 単価税抜:円)	36	36	36	36	36
ビン・カン(kg 単価税抜:円)	33	33	33	33	33
産業廃棄物収集運搬費(安定型混合廃棄物) (kg 単価税抜:円)	15	15	15	15	15
産業廃棄物処分費(安定型混合廃棄物) (kg 単価税抜:円)(※1)	35	35	50	50	35

第4 外部監査の結果及び意見

年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
産業廃棄物収集運搬費(汚泥) (kg 単価税抜:円)	15	15			15
産業廃棄物処分費(※2)(汚泥) (kg 単価税抜:円)	35	35	—	—	—
家電4品目運搬費 (2t車1台税抜:円)	75,000	75,000	75,000	75,000	75,000
タイヤ(乗用車用)処分費(※3) (kg 単価税抜:円)	20	20	—	—	—
タイヤ(バス・トラック用)処分費 (kg 単価税抜:円)(※3)	25	25	—	—	—
タイヤ(建設車用)処分費(※3) (kg 単価税抜:円)	35	35	—	—	—
タイヤ運搬費(※3)(4t車1台税抜:円)	90,000	90,000	—	—	—
契約額(年度当初推定金額:千円)	31,865	31,865	30,284	30,284	28,240
支出額:千円)	28,252	30,614	27,683	25,818	25,365

※1 平成23年度・平成24年度は、産業廃棄物の収集運搬、処分費を合算単価で契約している。

※2 汚泥の処分は平成23年度～平成25年度は契約対象としていない。

※3 平成21年度・平成22年度はタイヤの運搬、処分を契約している。

(2) 監査の結果及び意見

特に記載すべき事項はない。

47. 町田市立小学校トイレ清掃業務委託【学校教育部施設課】

(1) 概要

① 事業の概要

町田市立小学校トイレ清掃業務は、町田市立小学校に存するトイレを常時適正な状態とし、良好な環境を維持するためにトイレ清掃作業を委託するものである。

表 120 町田市立小学校トイレ清掃業務委託の業務内容

1) 実施回数は原則として1週1回。但し協議により清掃回数を増減する場合がある。
2) 清掃箇所は以下のとおりとする。 ㊦ 校舎・体育館・屋外トイレ(但し市が不要と認めるところは除く。) ㊧ プールトイレ(プール使用期間中に限る等の記載あり。)
3) トイレ内の床面・壁・便器・トイレ内の手洗い器・扉等の清掃及び衛生汚物等の処理を行う。
4) 作業手順は以下のとおりとする ㊦ 大きなゴミを拾う。汚物入れ内の汚物を回収する。(他 10 項目の記載あり。)
5) 作業上の注意 ㊦ 汚れのひどいところは、月間計画及び年間計画を立て少しずつ清掃する。また夏季休業期間中は汚れの著しい部分を中心に清掃する。 ㊧ トイレ内の故障及び異常を発見した場合は学校長に報告する。(他 4 項目の記載あり。)

上記の他、仕様書には「8.その他」として、いくつかの事項が定められている。

- 作業日程については、事前に学校側と連絡を取り、清掃の予定表を作成し、作業開始前に市に提出する。
- 作業は平日の午前 9 時から午後 4 時 30 分の間とする。但し市の要請があるときには、上記の時間外、休日であっても作業を実施すること。
- 業務が終了したときには直ちに市または学校長の指定した学校職員の確認を受け、トイレ清掃業務完了確認カードに確認印を受けなければならない。
- 確認の結果、本仕様書通りに作業が完了していない場合には、速やかに不合格部分の再清掃を行い、再確認を受けなければならない。
(この他 10 項目が定められている。)

業務の対象となる学校は、町田市立小学校 42 校である。

清掃に必要と考えられる人員と時間数は、委託先の裁量に委ねられている。規模の大きな学校については必要に応じて 2 名で業務を行っているが、概ね 1 名で行っている。

仕様書に定める週 1 日以外に臨時で清掃が必要となる場合には、各小学校の用務員が清掃を行っている。なお、町田市では一部モデル校を除き、原則として児童にトイレ清掃を行わせていない。

② 委託契約の概要

契約名	契約先	支出額	契約方法
町田市立小学校トイレ清掃業務委託	(公社)町田市シルバー人材センター	21,379 千円	随意契約

第4 外部監査の結果及び意見

業務分類		委託理由			委託開始時期
施設管理		その他			—
契約締結課	契約額	予定価格	落札率	参加事業者数	最終契約額
主管課	22,800 千円	22,800 千円	100.0%	1	21,379 千円
一者随契理由			予定価格積算方法		
その他			参考見積書を徴取した(一者のみ)		

本委託業務は、特命随意契約により契約が行われている。

特命随意契約とする理由については、契約方法決定書の随契理由欄に「地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 3 号に該当するため。また、町田市随意契約ガイドライン 3(2)2 シルバー人材センターとの契約に該当するため。」とある。契約は単価契約で、1 か所 920 円である。

予定価格について、町田市では契約に先立ち、一者から見積書を入手し、同見積書に記載された単価に予定作業箇所数を乗じて予定価格としている。これにあわせて、時間単価の最低賃金との対比等を行っている。

③ 検査と成果

日々の業務が適切に行われたことについて、前述の仕様書に記載された手順どおり、町田市職員等は、業務従事者からの業務終了報告を受け、現状を確認し、トイレ清掃業務完了確認カードに確認印を押印している。

④ 過去の契約

平成 21 年度以降の状況をみると、公益社団法人町田市シルバー人材センターと契約している。

支出額は主として学校数の増減により変動している。直近 5 年間の単価及び支出額は次表のとおりである。

表 121 町田市立小学校トイレ清掃業務委託契約

年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
単価(1 か所あたり)	920 円				
支出額	21,321 千円	21,670 千円	21,378 千円	21,482 千円	21,379 千円

(2) 監査の結果及び意見

特に記載すべき事項はない。

48. 町田市立小中学校プール清掃委託【学校教育課施設課】

(1) 概要

① 事業の概要

町田市立小中学校プール清掃委託は、町田市立小中学校に設置されているプールを良好な状態で使用するために、プール使用前にプール槽等の清掃作業を委託するものである。

表 122 町田市立小中学校プール清掃委託の業務内容

1) 清掃が完了したときには、学校の担当者の立会いを求め、報告書に確認印を受ける。
2) 作業完了後、報告書とともに、作業写真を市へ提出すること。(写真を撮るべき場所の記載あり。)
3) 水中ポンプは常時携帯していること。
4) 業務に要する器具等は受託者の負担とする。 (他 11 項目の記載あり。)

業務の対象となる学校は、仕様書別紙に定める市立小学校 39 校、市立中学校 17 校である。なお、町田市にはこの他に、小学校 3 校、中学校 3 校が設置されているが、このうち小学校 3 校については工事が実施されているため、中学校 3 校については別途スポーツ振興課で清掃を実施するため対象から除かれている。

② 委託契約の概要

契約名	契約先	支出額	契約方法		
町田市立小中学校プール清掃委託	アイワエンジニアリング(株)	2,068 千円	随意契約		
業務分類	委託理由	委託開始時期			
施設管理	高度・専門的な知識等が必要なため	-			
契約締結課	契約額	予定価格	落札率	参加事業者数	最終契約額
契約課	2,068 千円	2,068 千円	100.0%	10	2,068 千円
一者随契理由	予定価格積算方法				
-	参考見積書を徴取した(二者)				

本委託業務は、特命随意契約により契約を締結している。

特命随意契約とする理由は、契約方法決定書に、「入札が不調に終わったが、再度入札を行うだけの時間的余裕が無く、早急に契約を行う必要があるため。」とある。

本委託業務では、当初一般競争入札を行っている。町田市では入札に先立ち、二者から見積書を入手している。この時点では、工事を実施することが不明確な学校が含まれるなど、清掃を実施する校数が定まっていないことから、最多校数(59 校)により見積書の提出を依頼し、回答を入手している。

この後、工事実施校が 3 校、清掃実施予定校が 56 校となることが確定し、町田市は、56 校を基準として予定価格を算出している。入札は、参加者数 10 者で行われているが、第 1 回入札ではすべての応札額が予定価格を上回り、第 2 回ではすべての事業者が辞退しており、入札は不調となっている。

このため、町田市では積算内容を見直し、第1回入札で最低価格を提示し、また参考見積提出者でもあった本委託業務の契約相手先と、2,068 千円で随意契約により契約を締結している。

この結果、当初予定価格 2,053 千円に対して 2,068 千円で契約しているが、事前の見積の入手と入札手続が実施されていることで、入札自体は不調となったものの、実質的に競争性は確保されていると思われる。

③ 検査と成果

日々の業務が適切に行われたことについて、仕様書に記載された手順どおり、町田市では業務従事者から業務終了報告を受け、現状を確認し、報告書に確認印を押印している。

④ 過去の契約

本委託業務に関する、直近 5 年間の契約実績は次表のとおりである。

支出額は、主として清掃対象となる学校数の増減により変動している。

表 123 町田市立小中学校プール清掃業務委託契約

年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
支出額	2,177 千円	2,257 千円	2,149 千円	2,053 千円	2,068 千円
事業者名	町田清掃社(株)	あかね通信機(株)	アオイサービス(株)	アイワエンジニアリング(株)	

(2) 監査の結果及び意見

特に記載すべき事項はない。

49. 2013 年度町田市立小中学校検診器具滅菌委託【学校教育課保健給食課】

(1) 概要

① 事業の概要

2013 年度町田市立小中学校検診器具滅菌委託は、町田市立小中学校で行われる検診に使用される検診器具について、次の業務を行うものである。

- 1) 検診器具の高圧蒸気滅菌
- 2) 定期健康診断、臨時の健康診断及び就学時健康診断の各検診日程に基づく小中学校への配送及び回収
- 3) 検診器具の保管・点検・報告

滅菌対象器具は、検診の際に使用される次表の器具である。

表 124 滅菌対象器具

(単位:本)

器具名称	歯鏡	探針	鼻鏡	耳鏡	舌圧子 (板状)	舌圧子 (チェルマック)
滅菌数量	52,610	10,300	42,300	40,300	24,800	24,680

配送及び回収の対象となる学校は、町田市立小学校42校、町田市立中学校20校の合計62校及び保健給食課である。

仕様書にはこの他、配送時期、場所、回収時期、配送容器の指定、安全性の確認、器具の安全性、不具合等の点検と報告等の定めがある。

② 委託契約の概要

契約名		契約先		支出額	契約方法
2013 年度町田市立小中学校検診器具滅菌委託		鴻池メディカル(株)		5,128 千円	指名競争入札
業務分類		委託理由			委託開始時期
その他		高度・専門的な知識等が必要なため			—
契約締結課	契約額	予定価格	落札率	参加事業者数	最終契約額
契約課	5,616 千円	5,616 千円	100.0%	2	5,128 千円
一者随契理由		予定価格積算方法			
—		参考見積書を徴取した(二者以上)			

本委託業務は、指名競争入札を行っている。

指名競争入札にあたっては四者を指名しており、そのうち二者が参加し、最低価格で入札した上記契約先と契約を締結している。

予定価格は、町田市では契約に先立ち、今回の落札者を含む二者から見積書入手し、同見積額のうち低い単価を採用し、これに予定している対象器具の数量を乗じた価格としている。

③ 検査と成果

業務が予定どおり行われたことについて町田市は、次の確認手続を行っている。

- 1) 年3回の健康診断時期の終了時期に行われる事業者からの請求書に記載されている業務実績が、仕様書の条件を満たしていること
- 2) 各学校で行われる健康診断の際に、定められた検診器具が所定の状態で実施日の2日前までに納品されていることを学校側で確認していること

なお、支払は、次の各健康診断の完了報告により数量を確認した後、請求によりその都度支払うこととされている。実務上、委託先の業務実績は年3回にまとめられ、年3回の請求と支払が行われている。

表 125 市立小中学校の健康診断の実施時期

項目	内容
1) 定時健康診断	4～7月に全学校で実施
2) 臨時健康診断	8～3月に学校ごとの必要に応じて実施
3) 就学時健康診断	10月末～12月上旬に全小学校及び担当課で実施

④ 過去の契約

本委託業務は、過去数年間、今回の入札に参加していたもう一者が受注していた。

平成 20 年度から今回契約を締結した事業者が入札に参加して、二者による競争が行われていた。

入札参加者が少ないことについて町田市は、健康診断の実施時期が特定の期間に集中する傾向があること、町田市は、近隣自治体に比べて市立小中学校数が多く、配送に手数がかかることなどが原因ではないかと考えている。

(2) 監査の結果及び意見

特に記載すべき事項はない。

50. セキュリティネットワークの構築及び賃貸借【学校教育センター】

(1) 概要

① 事業の概要

セキュリティネットワークの構築及び賃貸借は、学校ネットワークの一部改造整備の業務委託及びシステムの賃貸借を目的とするものである。

学校ネットワークとは、町田市立小中学校と主管部署を結んでいる情報ネットワークのことである。校務情報、電子メールのやり取りにも使用されており、インターネット上の外部サイトにも接続する機能がある。しかしながら、児童・生徒の成績等の個人情報扱うにはセキュリティにぜい弱性があるとして、平成21年度から本委託業務を実施してその改善を図っている。

② 委託契約の概要

契約名	契約先	支出額	契約方法
セキュリティネットワークの構築及び賃貸借 (長期継続契約)	(株)エヌ・ティ・ティ・データ NTT ファイナンス(株)	25,200 千円	随意契約

業務分類	委託理由	委託開始時期
システム保守等(IT関連)	高度・専門的な知識等が必要なため	平成21年度

契約締結課	契約額	予定価格	落札率	参加事業者数	最終契約額
主管課	126,000 千円	126,000 千円	100.0%	1	126,000 千円

一者随契理由	予定価格積算方法
当該業務を行う唯一の業者への委託	参考見積書を徴取した(一者のみ)

本委託業務の契約は、委託者・賃借者が町田市、受託者が株式会社エヌ・ティ・ティ・データ、賃貸者がNTTファイナンス株式会社で、三者による契約となっている。また、5年間の長期継続契約となっており、委託先の選定時においても特命随意契約により契約を締結している。

委託先の選定時に特命随意契約とした理由については、契約方法決定書に、「本契約は、既存の学校ネットワークシステムの一部を改造し、必要な機器及び構築されたシステムの賃貸借を行うものであり、システム改造を行えるのは学校ネットワークを構築した業者のみであるため、当該業者及び関連リース会社との三者による随意契約といたしたい。」とある。すなわち、本委託業務は、従前に学校ネットワークを構築した事業者と、5年間の長期継続契約を特命随意契約により締結しているものである。

予定価格については、委託先を含む事業者から見積書を入手し、その見積額を予定価格としている。見積額の妥当性については、情報システム課に検討を依頼しているとのことである。

支払は次表のとおりで、5年間均等月割払いの契約となっている。

表 126 契約書記載「契約額の内訳書」 (単位:千円)

年度	支払月数		月額		年額
			小学校費	中学校費	
平成21年度	平成22年3月分	1か月	1,423	677	2,100
平成22年度	平成22年4月から平成23年3月分	12か月	1,423	677	25,200
平成23年度	平成23年4月から平成24年3月分	12か月	1,423	677	25,200
平成24年度	平成24年4月から平成25年3月分	12か月	1,423	677	25,200
平成25年度	平成25年4月から平成26年3月分	12か月	1,423	677	25,200
平成26年度	平成26年4月から平成27年2月分	11か月	1,423	677	23,100
契約額計					126,000

学校ネットワークの一部改造整備及びシステムの賃貸借の内容について、仕様書は次のように定めている。

表 127 学校ネットワークの一部改造整備及びシステムの賃貸借の内容

1. 成績処理等を行う管理用サーバ及びプリンタを各学校に設置する。
2. 学校ネットワーク内の一部を改良し、認証機能を追加することで、教材作成用パソコンにおいても成績処理等を扱う管理用サーバに接続できるようにシステムを改造する。

整備の対象となる学校は、町田市立小学校41校、町田市立中学校19校である。なお、平成26年12月現在、町田市には小学校42校と中学校20校があるが、鶴川中学校は、同様のシステムを別契約で導入しているため対象から除かれており、本町田中学校は廃校、小山中央小学校・小山中学校は本契約締結後に開校となっているため対象から除かれている。

表 128 セキュリティネットワークの整備対象となっている学校数 (単位:校)

	契約時	別契約	廃校	開校	平成26年12月
小学校	41	—	—	+1	42
中学校	19	+1	△1	+1	20
摘要	—	鶴川中学校	本町田中学校	小山中央小学校・小山中学校	—

当初から別契約となっている鶴川中学校は、モデル校として本システムと同種のシステムを平成20年度に先行導入している。

本委託業務の委託料には、機器等の賃貸借料が含まれているが、この賃貸借料は、実質的には当該機器等の購入費用(60か月分割払い)に該当する。廃校となった本町田中学校の機器については、同校から引き上げて検証用機器として使用しているため、廃校に伴う契約額の減額は行っていない。

小山中央小学校、小山中学校については、本契約とは別の契約を締結している。

表 129 小山中央小学校・小山中学校の契約

項目	小山中央小学校	小山中学校
契約件名	小山中央小学校ネットワーク整備業務委託	小山中学校ネットワーク整備業務委託
契約締結日	平成22年3月1日	平成24年1月11日

セキュリティネットワークの構築及び賃貸借について、具体的には次に示す業務が行われている。

表 130 セキュリティネットワークの構築及び賃貸借の業務内容

項目	内容
構築段階	<ol style="list-style-type: none"> 1. 児童・生徒の成績等の個人情報扱うための情報保管サーバである「管理用サーバ」を各学校に設置する。 2. 既に設置されている「学校ネットワーク」と「管理用サーバ」を物理的に接続する。 3. 「学校ネットワーク」から「管理用サーバ」に接続する際には、インターネット上の外部サイトとは完全に遮断されているよう構築する。 4. 「学校ネットワーク」から「管理用サーバ」に接続する際には、使用者があらかじめ決められた者であることを確認するための仕組みを構築する。これには、あらかじめ、使用予定者に対して個別にパスワードを設定させるとともに、認証用ハードウェア(各学校に限定数配布された USB 接続により接続し認証時に使用するハードウェア)を各学校に配布し、使用可能な状態にする。(認証用ハードウェアは各学校に平均 10 本程度配布されている。最多 18 本、最少 4 本)
運用段階	<ol style="list-style-type: none"> 1. 使用予定者に変更が生じた場合(退職、休職、異動等)には、システム上で設定されている使用予定者リストを更新する。 2. 不具合が生じた場合には、対応する。 3. 「管理用サーバ」には学校教職員等、学校関係者のみがアクセスを行い、児童・生徒の成績等の個人情報の蓄積及び抹消は、学校教職員等によって行われる。

上表より、本契約には、システムの構築に関する初期投資とその保守運用が含まれている。

本契約は、平成 27 年 2 月に契約満了となるが、その際には、システムに使用されている「管理用サーバ」、「認証用ハードウェア」などのハードウェアは、町田市に無償譲渡され、その後は、保守運用だけの委託契約となる見込みである。

なお、本委託業務の会計科目について町田市は、平成 20 年度から平成 25 年度までは「委託料」としていたが、平成 26 年度は「使用料及び賃借料」に変更している。

③ 検査と成果

当初のシステム構築が仕様書どおりに行われたかについては、情報システム課による検査が行われている。また、システム使用予定者に変更が生じた場合(退職、休職、異動等)のシステム上の設定変更対応及び不具合が発生した場合の対応については特段の検査は行っていないが、町田市は、各学校からの特段の報告がないことを持って、通常の稼働状態にあると判断している。

なお、通常、委託契約の際に必要としている、実績報告書等の提出等、業務に関する委託先からの定期的な報告に関する取り決めは行われておらず、実際に委託先から定期的な報告は行われていない。

(2) 監査の結果及び意見

① 契約形態と実質的業務について【意見】

本委託業務は賃貸借契約の形態となっているが、実質的には、システム構築に関する売買契約とその後の保守運用に係る委託契約から構成されていると考えられる。

本委託業務については、通常、委託契約の際に必要な実績報告書の提出等、業務に関する委託先からの定期報告に関する取り決めは行われておらず、実際に委託先か

ら定期的な報告は行われていない。

しかしながら、実態としては保守運用委託が行われていることから、町田市は、システムの保守運用がどのように行われているのかを確認する必要がある。

システム障害報告や利用者サポート実績等を記載した実績報告書の提出を委託先に求めるよう、契約内容を見直す必要がある。

② 事業の成果の把握と委託料の積算事務について【意見】

システムの構築等に関する委託業務の予定価格の算定に際しては、事業者から見積書を入手している。

その見積額の妥当性については、情報システム課に検討を依頼しているとのことである。確かに、主管部署にはシステムの構築運用に関する情報が少ないことから、システムの構築からその後に予想される保守運營業務についての積算は、町田市のシステムについての情報を保有している情報システム課に依頼するのが合理的である。

しかしながら、事業主体はあくまでも主管部署であり、外部の事業者に委託した業務がどのように実施運用されているのかについて、主管部署は正確に把握しておく必要がある。

情報システムに関する情報は、原則として情報システム課が保有しているとはいえ、委託した業務の拡大、縮小、廃止等の検討は主管部署で行われるものであり、当該業務の要否検討を行うための情報は主管部署も保有しておく必要がある。

現状においては、主管部署がこのような情報をどこまで正確に保有しているのかが不明確である。主管部署としては、委託した業務がどのように運用され、どのような実績をあげているのかを把握し、今後の仕様書の見直しや積算に活かしていく必要がある。

51. 生涯学習センター施設貸出・管理業務委託【生涯学習部生涯学習センター】

(1) 概要

① 事業の概要

生涯学習センター施設貸出・管理業務委託は、町田市生涯学習センターの諸活動室の施設貸出及び公共施設としての安全環境を保つため施設の適切な管理を行う業務を委託するものである。

表 131 生涯学習センター施設貸出・管理業務の業務内容

項目	内容
1) 施設貸出業務	来館者の案内
	施設予約システム端末の操作指導
	軽微な電話対応
	印刷室内機器使用の受付
	付属設備・備品の使用受付
	機器等の消耗品補充
	その他市が指定する事項（この他 10 項目が仕様書に記載されている。）
2) 管理業務	空調機の運転及び停止操作
	鍵の管理、出入口の開閉及び施錠確認
	事故事件発生時の関係機関への連絡
	病人けが人等発生時の関係機関への通報
	生涯学習センター車両の外観点検
	職員不在時間における郵送物、電話、ファックス等の取次処理
	その他市が指定する事項（この他 4 項目が仕様書に記載されている。）
3) 見回り時間及び回数	就業時間内の 1 時間に 1 回。但し警備員の警備時間との兼ね合いで適宜市が指定する。
	見回り順路及び見回り内容については市が指定する。

配置すべき人員と時間は、就業票兼支払表に定めがあり、概ね 2 人～3 人を配置し、1 日 3 交代、1 日合計 14.5 時間の勤務とすると定めている。なお、貸出返却業務が集中する交代時間前後は、交代時間を重複させることで人員を多めに配置するようにして、業務負荷を平準化している。

② 委託契約の概要

契約名	契約先	支出額	契約方法
生涯学習センター施設貸出・管理業務委託	(公社)町田市シルバー人材センター	11,110 千円	随意契約

業務分類	委託理由	委託開始時期
施設管理	事務の効率化、経費節減のため	平成 14 年度

契約締結課	契約額	予定価格	落札率	参加事業者数	最終契約額
主管課	11,110 千円	11,113 千円	100.0%	1	11,110 千円

一者随契理由	予定価格積算方法
その他	参考見積書を徴取した(二者以上)

本委託業務は、特命随意契約により契約を締結している。

特命随意契約とする理由については、契約方法決定書に、「高齢者雇用対策として、高齢者の活用、他の委託先に比べ安価であること、また、業務実績として適正に遂行されているため、公益社団法人町田市シルバー人材センターと契約いたしたい。」とある。

予定価格は、町田市では契約に先立ち、今回の委託先を含む二者から見積書を入手し、より安価であった今回の委託先と契約を行うこととし、同者の見積額を予定価格としている。なお、他の一者の見積額は18,288千円であった。

③ 検査と成果

日々の業務が適切に行われたことについて、町田市は、委託先が作成する就業報告書により、業務が適切に行われたことを確認し、同就業報告書の確認印欄に町田市職員が押印することで確認証跡を残している。

委託先は就業報告書の原本を保管しており、日々の業務完了に関する町田市職員の確認押印の証跡を保持している。

④ 過去の契約

本委託業務は、平成14年度から同一の事業者と契約している。直近5年間の支出額は次表のとおりである。なお、本施設は当時、中央公民館として使用しており、その後平成24年に生涯学習センターとして使用することとなり、現在に至っている。

表 132 生涯学習センター施設貸出・管理業務委託 (単位:千円)

年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
支出額	10,514	10,057	11,547	10,901	11,110

(2) 監査の結果及び意見

特に記載すべき事項はない。

52. 鶴川図書館清掃業務委託【生涯学習部図書館】

(1) 概要

① 事業の概要

鶴川図書館清掃業務委託(長期継続契約)は、鶴川図書館の清掃業務を委託するものである。

仕様書によると、清掃範囲は、「休憩室、事務室、湯沸かしコーナー、倉庫、トイレ、開架室、子ども読書コーナー、第二事務室」とされ、それぞれについて、日常行う清掃業務、定期清掃の際に行う業務、不定期清掃の際に行う業務(排水口清掃等)を定めている。

② 委託契約の概要

契約名	契約先	支出額	契約方法		
鶴川図書館清掃業務委託(長期継続契約)	(有)シェア	551 千円	随意契約		
業務分類	委託理由		委託開始時期		
施設管理	事務の効率化、経費節減のため		—		
契約締結課	契約額	予定価格	落札率	参加事業者数	最終契約額
契約課	3,402 千円	3,402 千円	100.0%	1	3,402 千円
一者随契理由		予定価格積算方法			
—		参考見積書を徴取した(二者以上)			

本委託業務は、3年間の長期継続契約となっている。本年度の支出額 551 千円は、3年契約のうちの最終年度 6か月分に該当するものである。

長期継続契約を締結するにあたっては指名競争入札を行っている。

指名競争入札は 7 者が参加しているが不調となり、再度入札でも落札者がなかったため、最も有利な価格を持って入札を行った事業者と価格交渉を行い契約に至っている。

そのことにより、落札率が 100%となっている。

表 133 契約額の内訳

項目	平成 22 年 10 月～3 月	平成 23 年 4 月～3 月	平成 24 年 4 月～3 月	平成 25 年 4 月～9 月	合計
契約先	(有)シェア	(有)シェア	(有)シェア	(有)シェア	—
支出額	582 千円	1,134 千円	1,134 千円	551 千円	3,402 千円

(2) 監査の結果及び意見

特に記載すべき事項はない。